

令和 7 年

豊見城市議会議録

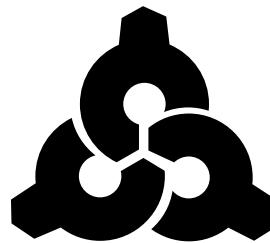
第 3 号

第 4 回定例会

令和 7 年 9 月 8 日

令和 7 年 9 月 26 日

会期 19 日間



豊見城市議会

豊見城市議会会議録 第4回定例会 目 次

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
◎令和7年第4回定例会 一9月8日～9月26日— (1頁～258頁)				
	会期日程	1～2	—	—
	応招議員	3	—	—
	第4回定例会議案一覧及び審議結果	4～5	—	—
9月8日 (本会議 初日)				
	出席議員及び事務局職員 一9月8日—	7	—	—
	地方自治法第121条による出席者	8	—	—
	本日の会議に付した事件	8～9	—	—
	議事日程 (第1号) 一9月8日—	10～11	—	—
	会議録署名議員の指名	12	—	—
	会期の決定	12	—	—
	議長諸般の報告	12	—	—
	市長の市政一般報告	12	—	—
議案第41号	令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	12～13	即決	原案可決 14
議案第42号	令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	14	即決	原案可決 15

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第43号	令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)	15	即決	原案可決 16
議案第44号	令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)	16~17	即決	原案可決 17
議案第45号	豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	17~18	即決	原案可決 19
議案第46号	豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	19	即決	原案可決 20
議案第47号	調停の申立て及び訴えの提起について	20~21	即決	可決 21
質問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	21	即決	適任 22
報告第9号	専決処分の報告について	22~23	報告	報告 23
報告第10号	専決処分の報告について	23	報告	報告 23
報告第11号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	23~24	報告	報告 24
議案第40号	令和7年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)	24	総財委員会	原案可決 243
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて	24	総財委員会	承認 249
認定第1号	令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	25	教民委員会	認定 250
議案第48号	令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	25~26	経建委員会	原案可決 及び認定 251
議案第49号	令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	26	経建委員会	原案可決 及び認定 252
請願第2号	学校給食費無償化の実現を求める請願	26~27	教民委員会	継続審査 258
陳情第3号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	26~27	教民委員会	継続審査 258

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
陳情第4号	令和2年12月24日付採択された陳情第7号 「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」 の実施について（陳情）	26~27	教民委員会	採択 250
9月16日（本会議 2日目）				
	出席議員及び事務局職員 —9月16日—	29	—	—
	地方自治法第121条による出席者	30	—	—
	本日の会議に付した事件	30	—	—
	議事日程（第2号） —9月16日—	31	—	—
	会議録署名議員の指名	32	—	—
《一般質問》 9月16日（一般質問の1日目）（詳細は目次後の一覧表を参照）				
仲田政美議員、川満玄治議員、吉濱智也議員、赤嶺吉信議員、新垣龍治議員				
9月17日（本会議 3日目）				
	出席議員及び事務局職員 —9月17日—	77	—	—
	地方自治法第121条による出席者	78	—	—
	本日の会議に付した事件	78	—	—
	議事日程（第3号） —9月17日—	79	—	—
	会議録署名議員の指名	80	—	—
《一般質問》 9月17日（一般質問の2日目）（詳細は目次後の一覧表を参照）				
波平邦孝議員、長嶺吉起議員、大田正樹議員、真栄里 保議員、楚南留美議員				

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
9月18日（本会議 4日目）				
	出席議員及び事務局職員 —9月18日—	127	—	—
	地方自治法第121条による出席者	128	—	—
	本日の会議に付した事件	128	—	—
	議事日程（第4号） —9月18日—	129	—	—
	会議録署名議員の指名	130	—	—
《一般質問》 9月18日（一般質問の3日目）（詳細は目次後の一覧表を参照）				
新垣亞矢子議員、瀬長恒雄議員、要正悟議員、大田善裕議員、宜保龍平議員				
9月19日（本会議 5日目）				
	出席議員及び事務局職員 —9月19日—	179	—	—
	地方自治法第121条による出席者	180	—	—
	本日の会議に付した事件	180	—	—
	議事日程（第5号） —9月19日—	181	—	—
	会議録署名議員の指名	182	—	—
《一般質問》 9月19日（一般質問の4日目）（詳細は目次後の一覧表を参照）				
宜保安孝議員、瀬長宏議員、伊敷光寿議員、宮城恵議員、新垣繁人議員				
議案第50号	工事請負契約の締結について	234	総財 委員会	可決 248

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
9月26日（本会議 6日目）				
	出席議員及び事務局職員 ー9月26日ー	235	—	—
	地方自治法第121条による出席者	236	—	—
	本日の会議に付した事件	236～237	—	—
	議事日程（第6号）ー9月26日ー	238～239	—	—
	会議録署名議員の指名	240	—	—
議案第40号	令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	240	総財委員長報告	原案可決 243
議案第50号	工事請負契約の締結について	240	総財委員長報告	可決 248
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて	240	総財委員長報告	承認 249
認定第1号	令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	249	教民委員長報告	認定 250
陳情第4号	令和2年12月24日付採択された陳情第7号 「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）	249	教民委員長報告	採択 250
議案第48号	令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	250～251	経建委員長報告	原案可決 及び認定 251
議案第49号	令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	250～251	経建委員長報告	原案可決 及び認定 252
認定第2号	令和6年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	252	予算決算特別委員会	継続審査 253
認定第3号	令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	252	教民委員会	継続審査 253

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
認定第4号	令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	252	教民委員会	継続審査 253
認定第5号	令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	252	教民委員会	継続審査 253
報告第12号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	253～254	報告	報告 254
議員提出 議案第4号	豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	254～255	即決	原案可決 255
決議案第3号	岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議	255～256	即決	原案可決 257
	閉会中の継続審査の申し出について（総務財政常任委員会）	257	—	—
	閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員会）	257～258	—	—
	閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）	258	—	—
議案等処理一覧表（259頁～261頁）				
議長諸般の報告（12頁）－詳細は263頁～264頁参照－				
市長の市政一般報告（12頁）－詳細は265頁～270頁参照－				
一般質問（32頁～234頁）－詳細は次頁参照－				

令和7年第4回豊見城市議会定例会一般質問通告一覧表

(一般質問の日程=9月16日、17日、18日、19日、4日間)

◆ 9月16日 (一般質問の1日目) ◆

質問者 (22番) 仲田政美議員 (通告番号1) (P 32~ 41)

質問事項 (1) 児童館増設について

(2) 5歳児健診について

(3) 心のサポーター養成事業について

(4) 就学援助制度について

(5) 不妊治療支援拡充について

(6) 健康増進について

(7) 災害に備えたトイレについて

(8) 瀬長島周辺整備について

(9) 奨学金返済肩代わりについて

答弁者 教育長、総務部長、企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、
経済建設部長、教育部長

質問者 (10番) 川満玄治議員 (通告番号2) (P 41~ 53)

質問事項 (1) 教育行政について

(2) 子ども達の表彰について

(3) 本市における出生数減少と少子化対策について

答弁者 総務部長、教育部長

質問者 (8番) 吉濱智也議員 (通告番号3) (P 53~ 60)

質問事項 (1) スポーツ振興について

(2) 安心安全な市民生活について

(3) 本市の歴史と観光振興について

(4) 豊かな市民生活について

答弁者 市長、市民部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、経済建設部長、教育部長

質問者 (20番) 赤嶺吉信議員 (通告番号4) (P 60~ 65)

質問事項 (1) 与根漁港内駐車場の管理について

(2) 漁業振興について

	(3) 事故多発交差点への信号機設置について (4) 瀬長島海中道路の整備について
答弁者	市民部長、経済建設部長
問者	(5番) 新垣龍治議員 (通告番号5) (P 66～ 75)
質問事項	(1) 高齢者の見守りについて (2) 子育て支援施策について (3) 放課後児童クラブについて (4) 保育行政について (5) ちいきの足「とみゅcar」について (6) 水産業支援について
答弁者	企画部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、こども未来部長、都市計画部長、教育部長、都市計画課参事
————◆ 9月17日（一般質問の2日目）◆————	
質問者	(12番) 波平邦孝議員 (通告番号6) (P 80～ 91)
質問事項	(1) 教育行政について (2) スポーツ振興について (3) 瀬長島について (4) 福祉行政について (5) 過去の質問からの進捗について
答弁者	市長、教育長、総務部長、企画部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、経済建設部長、教育部長
質問者	(4番) 長嶺吉起議員 (通告番号7) (P 91～102)
質問事項	(1) 学校教育環境整備について (2) 教育行政について (3) 子育て支援について (4) 地域共生社会の実現について (5) 防災について (6) 道路行政について (7) 漁業者支援について
答弁者	教育長、総務部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

質問者	(19番) 大田正樹議員 (通告番号8) (P 102~108)
質問事項	(1) 6月定例会一般質問について (2) 公共の施設について (3) 業務について
答弁者	総務部長、企画部長、市民部長、経済建設部長、上下水道部長
質問者	(13番) 真栄里 保議員 (通告番号9) (P 108~119)
質問事項	(1) 道路の安心・安全について (2) 学校給食について (3) 市職員の働き方改革について (4) 教職員の働き方改革について (5) 会計年度任用職員について (6) 空き家対策について
答弁者	教育長、総務部長、市民部長、都市計画部長、経済建設部長、上下水道部長、教育部長
質問者	(18番) 楚南留美議員 (通告番号10) (P 119~126)
質問事項	(1) 消防行政について (2) 高齢者が活躍できる社会の実現に向けて (3) 第一次産業の振興について
答弁者	企画部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、経済建設部長、消防長
————◆ 9月18日 (一般質問の3日目) ◆————	
質問者	(11番) 新垣亜矢子議員 (通告番号11) (P 130~140)
質問事項	(1) 教育行政について (2) スポーツ振興について (3) 健康推進について (4) こどもの貧困対策事業について (5) 防災について
答弁者	市長、教育長、企画部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、経済建設部長、教育部長
質問者	(7番) 瀬長恒雄議員 (通告番号12) (P 140~152)
質問事項	(1) 旧 I T センター跡地への立体駐車場整備事業について

- (2) 国民健康保険について
- (3) 市改良住宅について
- (4) 平和学習について
- (5) 豊見城ハーリー大会について
- (6) パークゴルフ場整備について
- (7) 屋内運動場整備について

答弁者 総務部長

質問者 (15番) **要 正悟**議員 (通告番号13) (P 152~163)

- 質問事項
- (1) 防災危機管理について
 - (2) 教育行政について
 - (3) Z i p p a r について
 - (4) カスタマーハラスメントについて

答弁者 総務部長、こども未来部長、都市計画部長、教育部長、都市計画課参事

質問者 (17番) **大田善裕**議員 (通告番号14) (P 163~168)

- 質問事項
- (1) 新しい財源の創出について
 - (2) 瀬長島野球場の移設について

答弁者 総務部長、企画部長

質問者 (2番) **宜保龍平**議員 (通告番号15) (P 168~177)

- 質問事項
- (1) 瀬長島野球場代替について
 - (2) 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について
 - (3) 第5次豊見城市総合計画について

答弁者 市長、総務部長、企画部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、教育部長

◆ 9月19日 (一般質問の4日目) ◆

質問者 (9番) **宜保安孝**議員 (通告番号16) (P 182~193)

- 質問事項
- (1) 学校体育館の空調設備について
 - (2) 本市における英語教育の現状と成果について
 - (3) 不登校児童・生徒対策について
 - (4) 漁業振興について
 - (5) ふるさと納税について

答弁者 市長、教育長、総務部長、企画部長、教育部長

質問者	(14番) 瀬長 宏議員 (通告番号17) (P 193~203)
質問事項	(1) 立体駐車場整備について (2) ハラスメントに関するアンケート調査について (3) 教職員の働き方改革について (4) 我那覇後原について (5) 側溝の蓋について
答弁者	市長、総務部長、総務部参事監(企画部参事監兼務)、経済建設部長、教育部長
質問者	(16番) 伊敷光寿議員 (通告番号18) (P 203~213)
質問事項	(1) 福祉行政について (2) 道路行政について (3) 公営住宅について (4) 防災行政について (5) 市職員の働く環境について (6) 教職員の働く環境について
答弁者	総務部長、都市計画部長、経済建設部長、消防長、教育部長
質問者	(21番) 宮城 恵議員 (通告番号19) (P 213~223)
質問事項	(1) シングルママ支援事業について (2) 市民の安心・安全について (3) 子どもの居場所事業について (4) 豊見市の防災力アップについて
答弁者	市長、総務部長、こども未来部長、上下水道部長
質問者	(3番) 新垣繁人議員 (通告番号20) (P 223~234)
質問事項	(1) これまでの過去の一般質問について (2) 教育行政について (3) 組織改革について
答弁者	市長、総務部長、企画部長、都市計画部長、経済建設部長、教育部長

令和 7 年

豊見城市議会会議録

第4回定例会

第4回定例会 令和7年9月8日 会期19日間
令和7年9月26日

令和7年第4回豊見城市議会定例会会期日程

開 会 9月8日 会 期 19日間
閉 会 9月26日

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
9月8日	月	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 市長の市政一般報告 ○ 議案の上程 (即決案件) 議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 諮問第1号 ○ 議案の上程 (委員会付託案件) 議案第40号 議案第48号 議案第49号 承認第7号 認定第1号 請願第2号 陳情第3号 陳情第4号 ○ 議案の上程 (報告案件) 報告第9号 報告第10号 報告第11号
9月9日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
9月10日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
9月11日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
9月12日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
9月13日	土	休 会		
9月14日	日	休 会		
9月15日	月	休 会		敬老の日
9月16日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月17日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月18日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月19日	金	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
9月20日	土	休 会		
9月21日	日	休 会		
9月22日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
9月23日	火	休 会		秋分の日
9月24日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
9月25日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
9月26日	金	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 <input type="radio"/> 議案の上程 (委員会報告案件) <input type="radio"/> 議案の上程 (追加案件)
				閉 会

令和7年第4回豊見城市議会定例会

令和7年第4回豊見城市議会定例会は令和7年9月8日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 21人

(1番) 外 間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜 保 龍 平 議員	(14番) 瀬 長 宏 議員
(3番) 新 垣 繁 人 議員	(15番) 要 正 悟 議員
(4番) 長 嶺 吉 起 議員	(16番) 伊 敷 光 寿 議員
(5番) 新 垣 龍 治 議員	(17番) 大 田 善 裕 議員
(7番) 瀬 長 恒 雄 議員	(18番) 楚 南 留 美 議員
(8番) 吉 濱 智 也 議員	(19番) 大 田 正 樹 議員
(9番) 宜 保 安 孝 議員	(20番) 赤 嶺 吉 信 議員
(10番) 川 満 玄 治 議員	(21番) 宮 城 恵 議員
(11番) 新 垣 亜矢子 議員	(22番) 仲 田 政 美 議員
(12番) 波 平 邦 孝 議員	

.....◇.....◇.....

応招しなかった議員 なし

令和7年第4回豊見城市議会定例会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	議案第40号	令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	総財委員会	原案可決
2	議案第41号	令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
3	議案第42号	令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
4	議案第43号	令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
5	議案第44号	令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
6	議案第45号	豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	即決	原案可決
7	議案第46号	豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
8	議案第47号	調停の申立て及び訴えの提起について	即決	可決
9	議案第48号	令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経建委員会	原案可決 及び認定
10	議案第49号	令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経建委員会	原案可決 及び認定
11	議案第50号	工事請負契約の締結について	総財委員会	可決
12	認定第1号	令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	教民委員会	認定
13	認定第2号	令和6年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予算決算特別委員会	継続審査
14	認定第3号	令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教民委員会	継続審査
15	認定第4号	令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	教民委員会	継続審査
16	認定第5号	令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	教民委員会	継続審査
17	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
18	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて	総財委員会	承認
19	報告第9号	専決処分の報告について	報告	報告
20	報告第10号	専決処分の報告について	報告	報告
21	報告第11号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	報告	報告
22	報告第12号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告	報告
23	請願第2号	学校給食費無償化の実現を求める請願	教民委員会	継続審査
24	陳情第3号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	教民委員会	継続審査
25	陳情第4号	令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）	教民委員会	採択
26	議員提出議案第4号	豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
27	決議案第3号	岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議	即決	原案可決

令和 7 年第 4 回

豊見城市議会（定例会）会議録（第 1 号）

令和 7 年 9 月 8 日（月）

令和7年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和7年9月8日（月曜日）午前10時開会

出席議員 21人

(1番) 外 間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜 保 龍 平 議員	(14番) 濑 長 宏 議員
(3番) 新 垣 繁 人 議員	(15番) 要 正 悟 議員
(4番) 長 嶺 吉 起 議員	(16番) 伊 敷 光 寿 議員
(5番) 新 垣 龍 治 議員	(17番) 大 田 善 裕 議員
(7番) 濑 長 恒 雄 議員	(18番) 楚 南 留 美 議員
(8番) 吉 濱 智 也 議員	(19番) 大 田 正 樹 議員
(9番) 宜 保 安 孝 議員	(20番) 赤 嶺 吉 信 議員
(10番) 川 満 玄 治 議員	(21番) 宮 城 恵 議員
(11番) 新 垣 亜矢子 議員	(22番) 仲 田 政 美 議員
(12番) 波 平 邦 孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比 嘉 豊	主 査	屋 良 章 太
次 長	比 嘉 剛	主任主事	盛 島 愛 乃
班 長	比屋根 由 香		

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元次人	副市長	大城正
教育長	赤嶺美奈子	総務部長	内原英洋
企画部長	翁長卓司	市民部長	森山真由美
福祉健康部長兼社会福祉課長	金城博文	こども未来部長	上地五十八
都市計画部長	嘉川聰子	経済建設部長	城間保光
上下水道部長	大城堅	消防長	高良寛
教育部長	赤嶺太一	会計管理課長 兼会計課長	高良忍
総務課長	上原元樹	環境課長	国吉有貴
教育総務課長	赤嶺渚	生涯学習課長 生涯課長	赤嶺健

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 議長諸般の報告
- 日程第4. 市長の市政一般報告
- 日程第5. 議案第41号 令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6. 議案第42号 令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7. 議案第43号 令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8. 議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9. 議案第45号 豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第10. 議案第46号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第47号 調停の申立て及び訴えの提起について
- 日程第12. 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13. 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第14. 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第15. 報告第11号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について
- 日程第16. 議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17. 承認第7号 専決処分の承認を求ることについて
- 日程第18. 認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算

日程第19. 議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第20. 議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第21. 請願第2号 学校給食費無償化の実現を求める請願

陳情第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書

陳情第4号 令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）

以上3件一括上程

令和7年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月8日（月） 午前10時 開会

日程番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		市長の市政一般報告	
5	議案第41号	令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	即決
6	議案第42号	令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	議案第43号	令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）	〃
8	議案第44号	令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
9	議案第45号	豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	〃
10	議案第46号	豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
11	議案第47号	調停の申立て及び訴えの提起について	〃
12	質問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
13	報告第9号	専決処分の報告について	報告
14	報告第10号	専決処分の報告について	〃
15	報告第11号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	〃
16	議案第40号	令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	総務財政委員会付託
17	承認第7号	専決処分の承認を求めるについて	〃
18	認定第1号	令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	教育民生委員会付託
19	議案第48号	令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経済建設委員会付託

日程 番号	議案番号	件名	備考
20	議案第49号	令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経済建設委員会付託
21	請願第2号 陳情第3号 陳情第4号	学校給食費無償化の実現を求める請願 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書 令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情） 以上3件一括上程	教育民生委員会付託 〃 〃

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから令和7年第4回豊見城市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――― ◇ 日程第1 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に要正悟議員、伊敷光寿議員を指名いたします。

―――― ◇ 日程第2 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間と決しました。

―――― ◇ 日程第3 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第3、議長諸般の報告であります。

あらかじめお手元に配付してあります報告書をもって、前定例会より今回までの間における議長諸般の報告に代えさせていただきたいと思います。

また、令和7年8月18日に開催されました沖縄県市議会議長会第184回定期総会におい

て、私外間剛が議員在職4年以上の一般表彰を受けましたので、この場をお借りして皆様に御報告いたします。

―――― ◇ 日程第4 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第4、市長の市政一般報告であります。市長の発言を許します。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。令和7年第4回豊見城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。本定例会もどうぞよろしくお願いたします。

市長の市政一般報告につきましては、お手元に配付してございます報告書をもって、前回の議会から今回までの間における報告に代えさせていただきたいと思います。

―――― ◇ 日程第5 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第41号 令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第41号 令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ841万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,873万3,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

以上が議案第41号 令和7年度豊見城市国

民健康保険特別会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 市民部長 森山真由美

ただいま市長から提案のございました議案第41号につきまして、詳細な説明をいたします。

事項別明細書にて説明いたしますので、事項別明細書3ページをお開きください。

歳入4款1項2目国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金758万3,000円の補正につきましては、子ども・子育て支援制度創設に伴う改修及び市民への周知、広報に係る国庫補助10分の10の補正となります。

次に、7款1項1目一般会計繰入金のうち、5節職員給与費等繰入金83万5,000円の増額については、定期人事異動に伴う人件費の増減を含む補正の内容となっております。

続きまして、歳出4ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費13万3,000円の補正のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、定期人事異動に伴う人件費の補正、10節需用費22万9,000円の増額につきましては、標準準拠システム移行に伴う帳票の作成に係る印刷製本費となります。

1款2項1目賦課徴収費のうち、10節需用費97万3,000円、11節役務費16万2,000円、12節委託料715万円の増額につきましては、先ほど歳入でも説明いたしました子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステムの改修、市民への広報、周知のためのチラシの作成及び広報折込み手数料の補正となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号 令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第41号 令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第41号 令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありますか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第41号 令和7年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、賛成多

数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

———— ◇ 日程第6 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第6、議案第42号 令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第42号 令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ371万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,667万円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものとします。

以上が議案第42号 令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 市民部長 森山真由美

ただいま市長から提案のございました議案第42号について説明いたします。

この補正の主な概要といたしましては、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステムの改修、周知、広報に係る費用の補正となっております。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をいたしますので、事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入7款1項1目国庫補助金、子ども・子

育て支援事業費補助金371万5,000円の補正につきましては、子ども・子育て支援制度創設に伴うシステムの改修及び市民への周知、広報に係る国庫補助10分の10の補正となります。

次に、歳出4ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費のうち、11節役務費19万5,000円、12節委託料352万円の増額につきましては、先ほど歳入でも説明したとおり、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステムの改修、広報、周知のための補正となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号 令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第42号 令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第42号 令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありますか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第42号 令和7年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

———— ◇ 日程第7 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第7、議案第43号 令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第43号 令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,249万6,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものとします。

以上が議案第43号 令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 市民部長 森山真由美

ただいま市長から提案のございました議案第43号について説明いたします。

今回の補正の内容といたしましては、令和6年度に実施しました公営墓地の設計変更委託業務に要した280万円につきまして、地方債の借入先が決定したことに伴い利息が確定いたしましたので、利息分の補正を行うものであります。

それでは詳細につきまして、事項別明細書3ページをお開きください。

歳入1款1項1目一般会計繰入金6万5,000円を増額計上しております。

次に、歳出4ページをご覧ください。

2款1項2目利子、22節地方債利子といたしまして、6万5,000円の増額補正をしております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号 令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第43号 令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補

正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第43号 令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第43号 令和7年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

———— ◇ 日程第8 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第8、議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条により、収益的収入に133万8,000円を追加し、11億7,191万5,000円とし、収益的

支出に363万5,000円を追加し、11億4,689万5,000円といたします。

第3条により、予算第4条中、本文括弧書き中の文言を改めるとともに、資本的支出に45万8,000円を追加し、12億5,657万9,000円といたします。

第4条により、職員給与費に186万3,000円を追加し、6,355万6,000円といたします。

以上が議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

先ほど市長から提案のありました議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容については、定期人事異動に伴う人件費の調整及び沖縄振興公共投資交付金の管路ストックマネジメント基本計画策定業務の事業費の増額並びに大規模下水道管路特別重点調査業務の実施によるものでございます。

1ページ目の表紙にて説明しますので、ご覧ください。第2条の収益的収入及び支出についての収入において、第1款第2項の営業外収益の133万8,000円でございます。こちらは、先ほど説明しました沖縄振興公共投資交付金などの補助金となっております。

続いて支出について、第1款第1項の営業費用の363万5,000円でございます。内訳としまして、人事異動に伴う人件費の調整が140万5,000円、管路ストックマネジメント基本計画策定業務が40万5,000円、大規模下水道管路特別重点調査業務の実施として182万

5,000円、こちらについては今年埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、同様な事故を未然に防ぐことを目的に、国から緊急点検を要請され調査を行うものでございます。

第3条の資本的収入及び支出についての支出において、第1款第1項建設改良費45万8,000円でございます。こちらは人事異動に伴う人件費の調整となっております。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額としましては、補填財源の内訳を変更しております。

最後に第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の調整分である186万3,000円を増額しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第44号 令和7年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）は、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

———— ◇ 日程第9 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第9、議案第45号 豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第45号 豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の部分休業制度の拡充等について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務部長が説明をしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 総務部長 内原英洋

先ほど市長から提案がありました議案第45号 豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について説明いたします。

今回の改正につきましては、豊見城市職員の育児休業等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び豊見城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の3本の条例を改正する内容となっております。

ページをめくっていただき、1ページをお開きください。第1条、豊見城市職員の育児休業等に関する条例の主な改正につきましては、部分休業の取得については、これまで勤務時間の初めまたは終わりにおいて、30分単位で2時間を上限に取得可能でしたが、改正後は勤務時間中においても上限の範囲内で取得することが可能となる第1号部分の改正と、1日の勤務時間の全てを部分休業として取得することができ、また時間単位での取得が可能となる第2号部分休業の改正となっております。また、部分休業の取得方法等を変更する際の特別な事情についても規定を整理しております。

次に2ページをお開きください。12行目からになりますが、第2条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の主な改正は、給料の減額規定についての改正となります。部分休業の取得方法の追加に伴う給与の減額に関する規定と対象となる子の条件を小学校就学の始期まで拡大する内容で改正を行っております。また、部分休業の取得方法の追加に合わせて介護休暇、介護時間の取得可能時間帯の制限を撤廃し、給料の減額規定について改正を行っております。

同じく2ページの25行目からになりますが、第3条、豊見城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の主な改正につきましては、仕事

と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認に関する規定を新設しております。

次に3ページをお開きください。最後に附則になりますが、第1項、施行期日として、この条例は、令和7年10月1日から施行します。第2項、豊見城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、第18条の4の規定の適用については、施行期日が10月1日であることから、今年度分については同条第1号の「77時間30分」を「38時間45分」、第2号中の「10」を「5」といたします。

以上が議案第45号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号 豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号 豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いた

します。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第45号 豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第45号 豊見城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

―――― ◇ 日程第10 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第10、議案第46号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第46号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、豊見城市民体育館のサブアリーナの部分利用において空調設備を稼働させることができる状態とし、熱中症予防など利用者が運動しやすい環境を整備する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

それでは市長からご提案のありました議案第46号 豊見城市民体育館の設置及び管理に

関する条例の一部改正についてご説明いたします。

先ほど市長からもありましたように、豊見城市民体育館におきまして、空調設備を稼働できるような状態とし、熱中症予防など利用者が利用しやすい環境を整備する条例改正となっております。

市民体育館のサブアリーナにおきましては、大会などで使用する場合の専用利用において、空調が利用できるという旨の規定はございましたが、練習などで部分的に使用する場合の部分利用においては規定が存在しなかつたため、部分利用でも空調が利用できるように今回改正する内容となっております。

議案書を開けていただきまして、1ページ目をご覧ください。同条例の別表（3）部分利用の表中を改正する内容になっておりますが、サブアリーナの下段のほうに「空調設備1時間につき1,500円」を加える改正となっております。この条例につきましては、公布の日からの施行を考えているところでございます。

議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第46号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはあります。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第46号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

―― ◇ 日程第11 ◇ ――

○ 議長 外間 剛

日程第11、議案第47号 調停の申立て及び訴えの提起について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第47号 調停の申立て及び訴えの提起につきましては、令和5年8月に発生した台風第6号により、民間事業者が行った盛土部分の土砂が饒波農道2号線に流出し全面通行

止めとなった事態に関して、土砂撤去妨害排除請求又は土砂撤去後の費用請求を行うため、調停の申立て及び訴えの提起をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

議案第47号 調停の申立て及び訴えの提起についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が述べたとおりでございます。

下記のとおり調停の申立て及び訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 相手方 株式会社 仲大建設工業、豊見城市字高安566番地1、代表取締役 仲座博巳。 2 申立ての趣旨 豊見城市は、相手方に対し饒波農道2号線の土砂災害に対する妨害排除請求又は土砂撤去費用の損害金を請求することについて調停を求める。 3 調停不成立の場合の方針 豊見城市は、この調停が成立しなかった場合は、那覇地方裁判所に饒波農道2号線の土砂災害に対する妨害排除請求又は土砂撤去費用の損害金の請求に関する訴えを提起するものでございます。

次のページをご覧ください。概要のほうを説明いたします。饒波農道2号線は、令和4年5月の大雨時に起こった土砂災害の災害復旧工事を行い、ほぼ完成している状況でしたが、令和5年8月に発生した台風第6号により、本工事箇所上部から大量の土砂が流出し、災害復旧工事前の状態となっております。土砂が流出した上部の土地状況を確認

しましたところ、民間事業者による盛土工事が行われており、その部分が大きく崩壊し、土砂が流出している状況であります。

所有者へ確認しましたところ、建築基準法などの法的な許可を得ておらず、構造計算や図面などもないままの盛土工事であったことが判明しております。

現在、饒波農道2号線は土砂により全面通行止めとなっており、周辺利用者に多大な影響を与えていた事から、早急に土砂の撤去請求又は土砂撤去後の費用請求を行うため、今回の調停の申立て及び訴えの提起を行うものでございます。

次ページをご覧ください。位置図を添付しております。赤丸で囲っている部分が今回の被害箇所となっております。

次のページには、写真等を添付してございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号 調停の申立て及び訴えの提起については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号 調停の申立て及び訴えの提起については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第47号 調停の申立て及び訴えの提起について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第47号 調停の申立て及び訴えの提起については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

———— ◇ 日程第12 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、法務大臣に対し、中安智子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の

推薦については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、賛成多数であります。よって、本案は適任と決しました。

―― ◇ 日程第13 ◇ ――

○ 議長 外間 剛

日程第13、報告第9号 専決処分の報告について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第9号 専決処分の報告につきましては、豊見城市立とよみ小学校体育館で発生した事故に対する損害賠償の額の決定及び和解

について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

それでは、先ほど市長から提案のありました専決処分の報告の詳細についてご説明を差し上げたいと思います。

当該専決につきましては、令和7年7月15日になされております。当該専決に係る事件につきましては、事故発生日時は令和7年2月18日（火）午後8時50分頃になっております。発生場所につきましては、豊見城市立とよみ小学校体育館内となっております。事故の概要でございますが、一般の方が体育館にてバレーボールの活動中に、床から剥離した床材が左腰部に刺さったというものでございます。損害賠償額及び和解の内容でございますが、市が相手方の治療費及び通院交通費に対して賠償することとし、損害賠償額9,010円を支払うものでございます。相手方はその余の請求を放棄しているところでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険より支払われているところでございます。

事故後、直ちに担当課において、剥離した床材にテープを貼る応急措置を行い、その後、補修工事を行っているところでございます。また、他の体育館等でも同様な事案がないかということについて調査を行い、危険箇所について修繕対応の検討を行っているところでございます。今後各学校におきましては、体育館の点検等についてお願いをしておりまして、再発防止に努めているところでござい

ます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第9号 専決処分の報告についてを終了いたします。

———— ◇ 日程第14 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第14、報告第10号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第10号 専決処分の報告につきましては、豊見城市立上田小学校の駐車場で発生した事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

先ほど市長より提案のございました報告第10号 専決処分の報告について、詳細を説明させていただきます。

当該専決につきましては、専決日は令和7年7月15日でございます。専決に係る事案につきましては、発生日時は令和7年4月22日(火)午後12時30分頃。発生場所につきましては、豊見城市立上田小学校の駐車場ということになっております。概要でございますが、

駐車スペースに保健室のついたてを洗って干し乾かしていたところ、そのついたてが強風にあおられまして、駐車していました軽自動車側のほうに転倒いたしまして、バックライトと板金部分を破損したというものでございます。損害賠償額及び和解の内容でございますが、市が相手方に物件損害に対して賠償することとし、損害賠償額13万6,659円を支払うものでございます。相手方はその余の請求を放棄しております。

なお、損害賠償額につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険より支払われております。これを受けまして各学校に対して、こういうことが起こらないような注意喚起を行いながら、再発防止に努めているところでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第10号 専決処分の報告についてを終了いたします。

———— ◇ 日程第15 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第15、報告第11号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第11号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に

より、議会に提出するものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第11号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書についてを終了いたします。

———— ◇ 日程第16 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第16、議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,841万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333億1,891万5,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものとします。

第2条により、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものとします。

第3条により、地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」によるものとします。

以上が議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）の主な内容となつ

ております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会におきまして担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

———— ◇ 日程第17 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第17、承認第7号 専決処分の承認を求めるについて議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

承認第7号 専決処分の承認を求めるにつきましては、源泉所得税及び復興特別所得税納付金の予算措置のため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会におきまして担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第7号専決処分の承認を求めるについて、総務財政常任委員会へ付託いたします。

———— ◇ 日程第18 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第18、認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、併せて主要な施策の成果を説明する書類を提出するものであります。

それでは主な内容を説明いたします。歳入歳出決算書の1ページの決算総括表をご覧ください。育英会特別会計につきましては、収入済額1,175万5,017円、支出済額1,175万5,017円、差引残額0円となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算は、教育民生常任委員会へ付託いたします。

———— ◇ 日程第19 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第19、議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当該事業年度に生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

それでは主な内容をご説明いたします。決算書の1ページ及び2ページをご覧ください。上段の収益的収入につきましては、決算額17億3,536万9,447円となっております。下段の収益的支出につきましては、決算額15億4,214万8,125円、不用額1億4,715万875円となっております。

続きまして、3ページ及び4ページをご覧ください。上段の資本的収入につきましては、決算額2億661万6,765円となっております。下段の資本的支出につきましては、決算額7億1,973万9,585円、翌年度繰越額1億4,281万4,000円、不用額1億3,060万8,415円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億1,312万2,820円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

続きまして、9ページの損益計算書をご覧ください。一番下の項目にあります当年度未処分利益剰余金は2億5,605万3,836円となっております。その処分計算書案が8ページと

なります。内訳としまして、資本金への組入れ、減債積立金への積立て及び建設改良積立金への積立てとなります。

以上が議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての主な内容となります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

◇ 日程第20 ◇

○ 議長 外間 剛

日程第20、議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当該事業年度に生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

それでは主な内容をご説明いたします。決算書の1ページ及び2ページをご覧ください。上段の収益的収入につきましては、決算額10

億9,380万4,537円となっております。下段の収益的支出につきましては、決算額9億7,018万5,513円、不用額8,074万6,487円となっております。

続きまして、3ページ及び4ページをご覧ください。上段の資本的収入につきましては、決算額12億2,845万5,698円となっております。下段の資本的支出につきましては、決算額12億6,910万3,723円、翌年度繰越額5億2,490万9,000円、不用額1億5,007万8,277円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,064万8,025円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定の主な内容となります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明をしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

◇ 日程第21 ◇

○ 議長 外間 剛

日程第21、請願及び陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した請願第2号 学

校給食費無償化の実現を求める請願、陳情第3号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書、陳情第4号令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）、以上3件については教育民生常任委員会へ付託いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月16日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会 (11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（15番） 要 正 悟

署名議員（16番） 伊 敷 光 寿

令和 7 年第 4 回

豊見城市議会（定例会）会議録（第 2 号）

令和 7 年 9 月 16 日（火）

令和7年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和7年9月16日（火曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外 間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜 保 龍 平 議員	(14番) 濑 長 宏 議員
(3番) 新 垣 繁 人 議員	(15番) 要 正 悟 議員
(4番) 長 嶺 吉 起 議員	(16番) 伊 敷 光 寿 議員
(5番) 新 垣 龍 治 議員	(17番) 大 田 善 裕 議員
(7番) 濑 長 恒 雄 議員	(18番) 楚 南 留 美 議員
(8番) 吉 濱 智 也 議員	(19番) 大 田 正 樹 議員
(9番) 宜 保 安 孝 議員	(20番) 赤 嶺 吉 信 議員
(10番) 川 満 玄 治 議員	(21番) 宮 城 恵 議員
(11番) 新 垣 亜矢子 議員	(22番) 仲 田 政 美 議員
(12番) 波 平 邦 孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比 嘉 豊	主 査	屋 良 章 太
次 長	比 嘉 剛	主任主事	盛 島 愛 乃
班 長	比屋根 由 香		

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元 次人	副市長	大城 正
教育長	赤嶺 美奈子	総務部長	内原 英洋
企画部長	翁長 隼司	市民部長	森山 真由美
福祉健康部長兼社会福祉課長	金城 博文	こども未来部長	上地 五十八
都市計画部長	嘉川 聰子	経済建設部長	城間 保光
上下水道部長	大城 堅	消防長	高良 寛
教育部長	赤嶺 太一	総務課長	上原 元樹
秘書広報課長	具志 智香	人事課長	赤嶺 啓
商工観光課長	東上里 豊	協働のまち長	喜久里 則子
環境課長	国吉 有貴	税務課長	運天 俊郎
障がい長寿課長	比嘉 徹夫	こども応援課長	宮國 貴志
子育て支援課長	大城 泰子	保育こども園課長	屋宜 圭太
都市計画課参事	新垣 博愛	道路課長	比嘉 真人
公園緑地課長	新里 司	農林水産課長	赤嶺 由香里
教育指導課長	平田 和也	学校施設課長	石川 ミコ
生涯学習課長	赤嶺 健		

本日の会議に付した事件

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

令和7年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年9月16日（火）午前10時 開 議

日程番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

———— ◇ 日程第1 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に大田善裕議員、楚南留美議員を指名いたします。

———— ◇ 日程第2 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号1 (22番) 仲田政美議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、仲田政美議員の質問を許します。

○ (22番) 仲田政美議員 一登壇一

おはようございます。公明党の仲田政美でございます。一般質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

沖縄尚学高校、夏の甲子園優勝おめでとうございます。第107回全国高等学校野球選手権大会の優勝報告会が去る9月8日庁舎にて行われました。優勝メンバーの中に本市出身の二人、阿波根裕選手、宮城泰成選手がいたからです。お二人の選手からは、この優勝は沖縄県民全体で勝ち取ったものと思っているとのお礼の言葉が述べられました。改めまして、お二人の選手に対し、優勝の感動をありがとうと申し上げ、通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) 児童館増設について。

これまでも幾度となく児童館設置について一般質問をしています。全国的に少子化が進む中、本市では新しく豊崎中学校が開校したことで本市の中学校は3校から4校へと増加しました。

(ア) そのような中、本市の児童館は2か所のみであります。1つの中学校区へ1つの児童館との考えを理想とした場合、残り2つの児童館の設置を求みたいと思いますが、当局の見解をお伺いします。

(イ) これまでも提言してきた古民家の活用、また、地域の公民館等（例えば、午前中は地域の方々が利用し、午後からは児童館として活用するなど）を活用し、どうすれば児童館が設置できるかを考えて、改めて提言したいと思いますが見解をお伺いします。

(2) 5歳児健診について。

過去に、平成19年12月と平成22年9月定例会において5歳児健診について一般質問させていただきました。

こども家庭庁は令和10年度までに、全国の自治体での実施を目指すとして、今年度は、健診費用の補助額を引き上げて、国と市町村が2分の1負担するとしています。また、継続して支援する体制を整備するため、保健師や心理士などへの補助をするなど支援強化をしています。

(ア) 5歳児健診は、病気を診断するためではなく、子育て支援のために本市でもぜひ実施してもらいたいと思いますが見解をお伺いします。

(イ) 南風原町で、国が推進する「5歳児健診」をテーマにしたシンポジウムがあったと新聞報道が出ていた。本市においても「5歳児健診」の意義や効果について学ぶため、本

市でも開催する考えはないか見解をお伺いします。

(3) 心のサポーター養成事業について。

厚生労働省が2021年度に始めた事業で、各自治体が研修会を実施する「心のサポーター養成事業」は、2033年度末まで全国で100万人を養成することが目標のようです。心にトラウマ等を抱える人に対する差別や偏見を持つことなく共生できる風土づくりや、心の不調の早期発見やサポートに役立つ知識や方法を習得するものです。本市におけるサポーター養成事業導入について見解をお伺いします。

(4) 就学援助制度について。

経済的理由で就学が困難な児童生徒が、安心して学校教育を受けられるよう住民票世帯で収入判定ができないか、去る6月定例会でも一般質問をしました。その後の進捗状況をお伺いします。

(5) 不妊治療支援拡充について。

本市は今年度から沖縄県先進医療不妊治療助成事業の助成額を超えた額について、上限7万円までの助成を行っています。不妊で悩まれている方から「市の画期的な支援である」との喜びの声が寄せられています。不妊治療を受けるには通院しなければならず、治療費に加えて交通費もかかり、経済的負担が大きい。通院のための交通費について支援を求める声がありますが見解をお伺いします。

(6) 健康増進について。

ヒヤリングフレイル（聴覚機能の衰え）の予防や聴覚ケアに関する講座を開催できないか見解をお伺いします。

(7) 災害に備えたトイレについて。

令和5年に発生した台風6号は、1週間にわたり接近。停滞する中、豊見城団地や豊崎

地域の高層マンションでは停電と同時に水道もストップし、トイレが使用できない等々と復旧までの間、厳しい生活を余儀なくされ、本当に困ったとの声が多く寄せられていました。私は、令和5年9月定例会において、災害時に遭っても、誰もが安心して使え、悪臭もなく清潔で、と同時にWi-Fiスポットなど装備も備えた完全循環式水洗トイレの設置について、質問させていただきました。答弁では、「購入費用やランニングコスト、国の補助メニュー等も調査研究したい」とありました。なかなかハードルが高いなと思いましたが、災害時に備えたトイレはいずれ必要であると考えることから、平時はイベント会場や観光地などに活用するなど、トイレ整備は有効であるとの観点から市が管理するトイレの設置状況について以下をお伺いします。

①本市のマンホールトイレは幾つかあるかお伺いします。

②オストメイト対応は幾つあるかお伺いします。

③災害時に避難所で深刻化するトイレ問題を解決するため、クラウドファンディングを活用し、通常の個室トイレ、オストメイト対応、車椅子対応等が可能な「自走式水洗トイレカーラー」を導入できないか見解をお伺いします。

(8) 瀬長島周辺整備について。

①瀬長島野球場向かいの店舗前に、横断歩道の設置を求める声がありますが見解をお伺いします。

②瀬長島展望台及び瀬長島への「海中道路」には雑草が生い茂っています。除草整備について見解をお伺いします。

(9) 奨学金返済肩代わりについて。

令和3年6月定例会においても、一般質問

をさせていただきました。返済支援は、企業の取り組みだけではなく、内閣官房の調査では昨年6月時点で、47都道府県と816市町村に拡大しています。奨学金返済負担の軽減をしてほしいとの声が多くありますが、返済の肩代わりをする代理返済制度の導入について見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 上地五十八

おはようございます。仲田政美議員ご質問の(1)(2)及び(5)について、順次お答えいたします。

(1)の(ア)について、本市の子どもたちの健全育成を推進する上で、児童館の充実は重要な課題であると認識しており、これまで議会において、たびたびご質問をいただきております。現在、本市にはわくわく児童館と真嘉部コミュニティセンターの2か所設置されており、それぞれ伊良波中学校区、長嶺中学校区に位置しております。令和6年4月には、豊崎中学校が開校し、本市の中学校区は4つとなりましたことから、ご指摘のとおり豊見城中学校区及び豊崎中学校区には児童館が未設置の状況でございます。児童館の設置には、多額の建設費用や適切な用地の確保など様々な課題があり、他の公共施設などとの複合化や既存施設等の活用を含め、また他の自治体における先進事例も参考にしながら、児童館の在り方も含めた建設に向け、調査検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に(イ)についてお答えします。

新たな児童館の整備につきましては、これまで市有地の活用を想定した整備、児童発達支援センターなども含めた複合施設としての整備など検討されてきたところであります。

児童館を運営するに当たっては集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室など一定の設備基準を満たす必要がありますので、他の自治体の先行事例も参考にしながら調査検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に(2)のアについてお答えします。

5歳児健診は小学校入学を控えた5歳児を対象に行われる健診です。現在、市町村で実施している1歳6か月健診、3歳児健診とは別に令和10年度までに全ての市町村で、5歳児健診を実施することとされております。この流れを受けて、沖縄県は県内市町村の乳幼児健診業務委託先である沖縄県小児保健協会や沖縄県小児科学会等と共同事業体を立ち上げ、5歳児健診実施に向けた体制整備の推進を図っているところでございます。県内では今年度モデル事業として、うるま市、中城村、伊平屋村の3自治体で事業検証が行われる予定となっております。本市としましては、県をはじめ、委託先の沖縄県小児保健協会などから積極的に情報収集を行い、府内関係部署とも情報共有の場を設け、円滑な実施に向けて調整してまいります。

次に(イ)についてですが、南風原町で開催された5歳児健診シンポジウムとは、去る7月に沖縄県主催により全市町村を対象に専門職向けのシンポジウムが開催され、本市職員も参加し、先進地事例や保育や教育現場との連携等多くの知見が得られるシンポジウムとなっていました。ご質問の本市でのシンポジウム開催ということですが、まずは5歳児健診の実施に向けて、府内関係部署、保育、教育関係者とも連携が必須となると考えております。よって、府内での情報共有や研修、勉強会を計画的に開催し、円滑な運営体制に

向けた準備を優先して進めてまいります。

次に(5)につきまして、本市の不妊治療費助成についての概要ですが、本市では令和7年4月から市の独自助成として、先進医療不妊治療費助成事業を開始しており、1回につき上限7万円の不妊治療費の助成を行っております。一般的に不妊治療、特に体外受精などは高額な費用がかかるため、経済的な理由で治療を断念せざるを得ないカップルが少なくありません。治療費を助成することで経済的なハードルが下がりより多くの方が治療を受けられる機会が増えるものと考えております。議員ご質問の通院のための交通費については、県内では離島において渡航費などを一部助成している自治体がございますが、本市においては治療費に対する経済的な負担への支援を優先事項と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

それでは仲田政美議員の(3)及び(6)について、順次お答えいたします。

(3)についてお答えいたします。

厚生労働省が推進する心のサポーター養成事業は、心の不調を抱える方々への差別や偏見をなくし、地域共生社会の実現を目指すとともに、心の不調の早期発見、早期支援につながる知識と方法を取得することを目的とし、2021年度に開始され、2033年度末までに全国で100万人のサポーター養成を目指すものございます。本市といたしましても、心の健康づくりは喫緊の重要課題であると認識しており、近年社会環境の変化に伴い、心の不調を訴える方が増加傾向にあることから地域における支え合いの重要性が一層増しているところでございます。精神疾患への理解促進や偏見の解消は本市が目指す「誰もが安心して

暮らせるまち」の実現に不可欠であると考えております。また、この心のサポーター養成事業につきましては、国におきましても、令和6年度から本格実施となっており、沖縄県の健康おきなわ21におきましても国の動向を踏まえ、中間評価時に指標検討をするとしておりますことから、導入に向けては本市においても国や県の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(6)についてお答えいたします。

ヒヤリングフレイルは加齢等による聴覚機能の衰えを指し、放置すると心身の機能低下や認知症、鬱状態となるリスクが高まると言われております。本市においても、高齢者を対象としたフレイル予防教室にて、健康講話も実施しております。今後、フレイル予防教室や健康パネル展において、ヒヤリングフレイルの内容を拡充・追加し、加齢性難聴の影響とその予防、耳の健康チェックや定期的なケアの大切さについて、さらに周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○ 教育部長 赤嶺太一

仲田政美議員の(4)についてお答えをいたします。

本市の就学援助制度の対象者は生活保護を受けている世帯または生活保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた世帯としているところでございます。世帯の定義につきましては、就学援助費事務取扱要領におきまして、「同一居住及び同一生計であること」と定めているところであります。このため住民票上の世帯が分離されても同一の住所に居住している場合は収入を合算して判定をすることになっております。また、出稼ぎなどで別の住所に居住

している場合でも同一生計であれば収入を合算して判定することもございます。これは生活保護制度の世帯判定を踏まえた考え方であります。議員ご指摘の判定方法の見直しにつきましては、生活保護制度における判定の在り方や他市町村の状況を踏まえつつ、今後の予算編成過程において多様化する家庭・家族形態への対応も考慮しつつ、その在り方を見定めてまいりたいと考えているところでございます。

○ 総務部長 内原英洋

(7)について、順次お答えしたいと思います。

①については、市役所地下駐車場にマンホールトイレ10基を整備しております。

次、②については、豊見城市が管理する施設に設置されているオストメイト対応トイレは、市役所庁舎に7台、市民体育館に2台、与根地区観光交流施設ゆにま～る、あとは消防署、中央公民館、瀬長島の公園トイレに各1台設置されており、6か所に合計で13台設置しております。

次、③については、本市としましては、大規模災害における避難所での衛生環境の確保、イベント開催時における来場者の利便性の向上。あるいは観光地におけるインフラ整備の一環として自走式水洗トイレカーが有する機能性と機動性の大きな意義があるものと認識をしております。特に断水時や下水道が寸断された状況下においても、衛生的かつ快適なトイレ環境を提供できる点は防災力の強化に資するものと考えております。一方で導入に当たっては、車両本体の取得費用に加え、維持管理費、燃料費、汚水処理費用、そして専門的な運用体制の確保など多額の費用と継続的な負担が発生することという課題もござい

ます。これらの費用対効果や既存の防災計画や公衆衛生対策との整合性について慎重な検討が必要であると考えております。自治体のふるさと納税によるクラウドファンディングの実施に当たっては、目標金額の達成に向けた確実な広報戦略、魅力的なリターンの設定。そして、寄附者への丁寧な報告と管理など多岐にわたる準備と事務負担が生じることも事実でございます。また、必ずしも目標金額が達成される補償もなく、そのリスクも考慮する必要があります。以上の点を踏まえますと、本市としましては、自走式水洗トイレカーの導入については、その必要性、導入費用、維持管理費用など、そして、運用体制を含めた総合的な観点から引き続き検討をしていきたいと考えております。

○ 市民部長 森山真由美

仲田政美議員、ご質問の(8)①についてお答えをいたします。

瀬長島を一周する市道153号線への横断歩道設置につきまして、豊見城警察署に確認をしたところ、現時点では地域等から警察署への設置要望はないとのことでございました。横断歩道の設置につきましては、当該道路の形状や車両の交通量、歩行者の状況などを踏まえて検討をされますので、地域住民等への状況確認を行っていきたいと考えております。

○ 経済建設部長 城間保光

仲田政美議員ご質問の(8)②についてお答えをいたします。

瀬長島の展望広場につきましては、一括交付金を活用し、年間15回の除草・剪定業務を行っておりますが、業務箇所が広範囲に及ぶため、雑草の成長に整備が追いつかない状況にあります。また、除草回数をこれ以上増やすことにつきましては、受託業者よりスケ

ジユール的に困難との回答をいただいております。今後は除草の成長が早く、かつ入域観光客が増大する夏場の除草回数を増やすなど、年間スケジュールを工夫して対応したいと考えております。

次に瀬長島への海中道路、市道6号線の除草整備につきましても、同様に一括交付金を活用し、魅力的な景観形成を目的に年2回程度の環境美化作業を計画し、今年度は1回目の作業を6月中旬に実施しており、2回目は11月中旬頃を実施予定しております。道路沿いに自生しているギンネムを含めた雑草は年間を通じて成長が早く作業が追いつかない状況でございます。今後につきましては、関係部署と連携して、観光振興地域の環境美化の強化を図り、魅力ある瀬長島の良好な景観形成に努めてまいります。

○ 企画部長 翁長卓司

仲田政美議員ご質問の(9)についてお答えします。

全国の自治体においては、自治体ごとに定められた一定の要件を満たす方の奨学金の返還を支援する取組が行われております。また、国としても地方に定着する若者に対する奨学金返還の支援の取組は若者の域内企業への就職を促進する機会であると捉え、各自治体が行う奨学金返還支援の取組を推進しております。令和6年6月時点の実態調査では47都道府県と816の市町村が同様の事業を実施しており、沖縄県内では沖縄県のほか、糸満市、宮古島市、東村、多良間村の4自治体が人材確保や若者定着促進を目的として実施しております。本市における本事業の創設に当たっては事業目的、財源確保、制度設計等について詳細な調査研究を行い、沖縄県の中小企業向け、奨学金返還支援制度等の重複について

も考慮した上で慎重に検討する必要があると考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

再質問を順次行わせていただきます。

(1)児童館増設についてでございますが、先ほどの答弁でもなかなか難しい感じがいたしました。児童館設置については建設費用や用地確保などといった課題があることは十分私も承知をしているところでございます。

まず、本市は豊見城村から市へ昇格してはや20年以上にもなっておりまして、新しい中学校も開校するといった他の市町村では見られないすばらしい現象でございます。といったことから児童館建設基準を満たさないまでにしても私が申し上げているように公民館、あるいは地域の古民家など空き家などを活用して、児童館の代わりとなる子どもの居場所をまず設置することは大事ではないかと思いますが、その点について見解を求めるといいます。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

議員からのご質問で地域での公民館等を活用したことですが、我々としては豊見城中学校、豊崎中学校の区域の自治会と児童館に代わるような子どもの居場所の設置につきましては、関係部署と調整を図りながら調査検討を行ってまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

まず、そういう様々な児童館を設置するにはハードルが高いと思いますので、先ほど申し上げましたように、早めに地域の子どもたちがそこに集って健全育成に、育っていただきたいという思いがありますので、ぜひどういうところから活用して、子どもの居場所づくりになっていくか、ぜひ進めていただきた

いとこれは要望いたしますので、ぜひ次年度からでも取りかかれるようによろしくお願ひいたします。

続きまして、(2)の5歳児健診についてでございます。まずは、5歳児健診については、これまで一般質問させていただいたという経緯があって、この子どもの育ちの上で5歳児健診は重要であると私は考えております。本市は令和8年度からの実施ができないのかということで見解を求めていたいと思います。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

5歳児健診の実施には保健、保育、教育機関との密接な連携体制の構築に加え、健診を担う医師や心理士、保健師といった専門職の確保。さらには実施マニュアルの策定。そして、健診後のフォローアップ体制の整備などを多岐にわたる課題がございます。また、これらの体制整備には、県や共同企業体などとの連携した取り組みとなることから、その動向を注視する必要があります。今後、県などによる体制整備の進捗、そして、それに伴う予算措置などを考慮すると令和8年度中の本格的な実施は現状では難しいと認識しております。本市としましては、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるよう5歳児健診の重要性を十分認識しており、令和9年度以降の実施を見据え、引き続き関係部署との連携強化や組織体制の構築に向けた準備作業を進めていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

先ほどの答弁では様々な課題があることございますが、それらを令和8年度に準備期間等をして、令和9年度からの実施を目指せないか、見解をお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

5歳児健診の実施については、本市のみならず県内広域的な運用の在り方について、先ほどもお話ししました沖縄県や共同事業体などで現在協議が進められております。本市としましては、早期の実現、実施体制の構築に向けて沖縄県などの動向を注視するとともに本市の関係部署との連携などを進めていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

この5歳児健診は、全国的に沖縄は大変遅れていると思います。そういうことからも含めてですけれども、まずこの沖縄県や沖縄県小児保健協会などに早めに各市町村が実施できるよう求めていく。要望するというそこをまずクリアしないといけないと思いますので、それについての見解を求めていたいと思います。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

先ほどの答弁をいたしましたが、現在沖縄県または共同事業体である団体等が現在協議を進めてございます。県においては、先ほど南風原町のシンポジウムを含めて取り組むためのいろいろな整備をしている状況だと伺っておりますので、我々豊見城市でも早めに取り組めるようにそういうところと情報共有をしながら実施に向けて頑張っていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。このままの状況で、厚生労働省が求めている2033年度までに何とか実施ができるようなこのゆっくりと遅々とした期間が流れているような気がしますので、この重要性はとても大事だと私認識しておりますので、多分当局も認識をされていること思いますので、ぜひ各市町村が早

めにスタートできるようなそういう体制づくりを要望していただきたいと思います。これは要望でございます。

続きまして、(1)でございますが、このシンポジウムには本市の職員も参加されているということで安心いたしました。本当に5歳児健診のこの意義、効果について私も保育や教育も含めて研修や勉強会の開催は必要だと思います。ところでその開催の時期とかはどのようにお考えでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時34分)

再 開 (10時34分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

開催時期については、対外的な部分での具体的なものはまだないのですけれども、実際内部での調整はこれまでも行っておりますので、引き続きそういうことをやりながら体制構築に向けて、また実施に向けて進めていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ぜひ頑張っていただきたいと思います。

続きまして、(3)心のサポーター養成事業についてでございます。

先ほど、心のサポーター養成事業についての重要性の答弁をいただきましたけれども、職場であったり、家族であったり、様々心のサポートを必要とする。あるいは早めに発見して何らかの心に寄り添うことがあれば重症化もしないし、また早めに解決ができるそういうことが考えられます。ですので、私としてはひいては思いやりのある社会づくりにも

なっていくのかなと大きく言えばそうなっていくかなと思いがあります。それで誰もが安心して暮らせる地域での啓発活動を目的とした厚生労働省の事業に基づくもので研修を受講し、この講座を修了すると心のサポーター認定証が交付されるわけです。定年後、卒業されて社会に何かボランティアがしたいとか、そう思っている中で、この人が持っているいろいろなこれまでの経験、特に傾聴という段階でとても生かされるサポーターになるのではないかと私は思っていますので、そして何よりも認定証も交付されることですから、サポートする側もされる側も本当に安心して自信を持って、また希望に満ちていくのではないかと思いますが、そういう心のサポーター認定証、つまり認知症予防のサポーターがありますよね。そのような感覚ですけれども、そういうことをより踏み込んで養成講座を受けること。そんなに長時間ではなくて、見たら分かるとおり研修を受けて、この時間をしっかりとクリアしていけば、この認定証というものが交付されるので、これが励みになつていい社会の傾向が出来上がるのではないかと思いますので、本市としても全体で取り組むのが無理なのであれば地域の自治会とか、そういう小単位でもいいからそのサポーター養成講座を実施することが大事ではないかと思いますが、この点について、開催についての再度質問させていただきます。講座の開設に向けてです。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

この心のサポーター養成事業というのは、地域包括支援体制整備の一環として位置づけられております。まさに地域全体で、心の健康を支え合える仕組みの構築であつたりとか、

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりをしていくというのは、非常に大事なことだということを考えておりますので、この心のサポーター養成の事業の導入につきましては、具体的な時期について申し上げることはできませんけれども、これから必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきたいと要望します。

(4) 就学援助制度についてでございますが、これは去る6月定例会でも一般質問で質問させていただいておりますので、住民票上の世帯で収入判定をしている自治体もあるのではないかと思いますが、見解を求めます。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

近隣市町村では、南城市が住民票上世帯にて収入判定をしていると伺っているところでございます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

就学援助における同一居住基準は現実の家族形態、多様化する家族の形態等には対応できない部分があると思っております。そういうことで、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、この多様化する家族形態についての対応で、この判定を何とかできないかという思いですけれども、これはいかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

就学援助制度につきましては、一般財源の中で、その制度の拡充について、今取り組んでいるところでございます。今ご指摘の判定基準の見直しにつきましては、他の自治体の

運用状況やその状況を踏まえながらどのような形で本市において、実施が可能かということを含めて、今後見極めをしていきたいと考えているところでございます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。実際、南城市が住民票上、同世帯で収入鑑定をしているという事実がございます。そういうことで、ぜひ本市も実施に向けて進めていただきたいと思いますが、教育長の英断を求みたいと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

部長が答弁したとおりですけれども、様々な家庭状況を踏まえた上で、今後、市としてできることを考えていきたいと思っております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

様々な家庭の状況、多様化する家族形態にも配慮しつつ本当に困っている。今コロナ禍の後から食の問題であったり、物価高騰の問題であったり、経済的に困窮しているご家庭がおありなのですね。そういう方々に寄り添う思いで、ぜひ前向きに検討を要望したいと思います。

続きまして、(8)瀬長島周辺の整備についてでございます。このほうは①②にも含めて、今後瀬長島にはホテルの別館の建設が計画されていると聞いております。将来、そのホテルが建設された場合、ホテルの敷地面積の原野が減ることにもなるので、必然的に維持管理に必要な面積も減るということになります。従って、浮いたこの分の維持管理費用を展望台広場に転換したり、あるいはこの海中道路の整備に展開して、瀬長島の整備が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

除草等にかかる維持管理費の財源をこの場でお約束することはできませんが、議員のおっしゃるとおりホテル別館の計画もあることから、瀬長島は今以上に魅力ある観光地となることが予想されます。つきましては、維持管理費用を含む景観形成や安全対策の向上、さらなる観光地としての魅力醸成等多くの課題を行政の力のみならず、瀬長島に立地する各企業と連携し、互いに立案協力しながらよりよい瀬長島にしていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ぜひ民間のこの企業の活力も得て、頑張っていただきたいと思います。

—— 通告番号2 (10番) 川満玄治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に川満玄治議員の質問を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一登壇一

皆様、おはようございます。通告に従い、一般質問を始めていきたいと思います。

ちょうど私、今日支持者のほうに10時45分前後と言ったらきれいに10時45分という、本当にぴったり合っていただいて、うれしいなと思っております。

では、ちょっとした話をしたいのですが、実は先ほど仲田政美議員もおっしゃっていたように沖縄尚学高校の全国優勝ですね、もう沖縄県民挙げて応援したかなと思って、おめでとうございますということで、市長もこの前、セレモニーをやっていただいて、ありがとうございます。そのことについてもしっかりと質問していきますので、どうかお願いします。また、議員の中にも沖縄尚学高校のOBの波平邦孝議員がいて、何か相当2週間ぐら

いいいたのですかね、大変もう応援を頑張っていただいているということで、そのおかげでやはり私は子どもたちが頑張ったのかなということで、OB会の何か幹事長ですかね、何かやっているということなのですが、いろいろな面でサポートしていただいて、そういうふた全ての皆様の協力の下に子どもたちがやっていると思います。また、この子たち二人はとよみ小学校出身ということで、私も去年までとよみ小学校のPTA会長をやっていました、また両親ともによく知っていて、この子たちもよく知っているものですから、本当に5倍ぐらいうれしくて、甲子園も決勝に行つたのですけれども、あの雰囲気を子どもたちが味わえるというのは、もう多分一生に1回あるかないかと、プロ野球でもない私は雰囲気だったなということを感じて、いい経験を子どもたちがしているなど、沖縄の子どもたちが私も甲子園の歴史も見てきたのですけれども、ああやって堂々と決勝でも他県に全然負けず劣らずとやっていて、今回の勝利の決勝までの道の上り方というのは本当に沖縄の野球の強さが証明できたと思います。

では、通告に従いまして、一般質問をまいりたいと思います。

(1)教育行政について。

①就学援助制度についてです。

(ア)本市において、制度の対象となる世帯が申請漏れとならないよう、税務課と教育委員会が連動し、住民税情報をもとに基準に該当する可能性のある世帯へ、市から直接個別に案内を送付する仕組みを導入できないか伺いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

就学援助制度は、他の社会福祉制度と同様、申請主義を原則としております。これは、それぞれの世帯に応じた支援を行うため、ご本人からの申請を前提としているためです。議員ご指摘の補足しきれない潜在的就学援助世帯につきましては、本市にとっても重要な課題として認識をしているところでございます。この課題を認識しつつも申請主義の原則を保ちながら、より多くの方に制度を知っていたり、迅速な支援につながるよう様々な周知を現在展開しているところでございます。具体的には、新入学児童を対象とした就学時健康診断や入学説明会での周知、在校生への進級時案内配付、広報紙や市ホームページへの掲載、市役所関係課窓口でのチラシの設置など幅広い情報提供に努めております。加えて、各学校におきましては、家庭調査や三者面談等の機会を捉え、必要に応じ就学援助等の促しを行っているところでございます。学校と福祉部門の関係機関とのつなぎ役であるスクールソーシャルワーカーにおきましても、対象となり得る世帯に対し、個別の状況に応じて就学援助制度の利用を促すなど、きめ細やかな支援に現在つなげているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

難しいということなのかな。申請主義というそのものは、実際私も理解します。ただ、今の申請書、説明文は職員の皆様からすると、私は簡単というのかな、分かりやすいというのかな、しませんけれども、保護者のほうにおいてもそんなに難しくないかもしれないのですが、私は今回、就学援助のなぜやったほうがいいのかということで、もっともっと答弁調整の中でもあったのですけれども、ほ

とんどの世帯が周知はできているということが教育委員会の意見ということで聞いておりますが、ほぼなのです。そのほぼというのが実際どれぐらい、例えばこれぐらいの就学援助を受ける可能性がある世帯があるのに対して、何割が就学援助を受けられているのかというのを多分把握できていないと私は聞いております。ですからそのほぼという基準がよく分からぬというのが実際現状なのですね。その中で、私は周りの方から、いろいろな方から話を聞いていると、やはりいろいろな答えが聞こえています。例えば、特に漢字ばかりの文章とか、複雑な手順、また役所に行くのをためらうとか、申請したくないとか、様々な理由があると私も聞いております。私はその方たちというのは、多分1割にも満たない方かもしれないのですが、私はそういう方々だからこそ、私は申請をしてほしい。私もそうなのですが、私は脳的にというのをされども、脳的にというか、私は数字を見るとともにぱぱぱっと理解ができるのですけれども、文字を見ると若干理解するのに時間がかかるという感じが私もあるので、私の周りにも漢字ばかりで嫌だと、なんて書いているかよく分からない。そういうこともよく聞こえるのです。そういう人たちが私は5%ぐらいはいるのではないか。10%いるのではないかなどと話を聞いています。ですからそういう意味でもっと就学援助の申請方法や案内をもっと分かりやすく簡単にできないか、そういうところで市の考えを伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員のご指摘のところ、書類が分かりづらい、申請手続が複雑だというお感じになられ

る世帯があるのではないかというご指摘であります。本市といたしましては、殊さら難しい手続をしているという自覚はないものでありますけれども、やはり受け取り方は多様なものがあるということは理解をしておりますので、今後、手続に関して分かりやすい資料づくり、さらにそういう電子化も含めた検討ができないかも含めて検討を進めてまいりたいと思っております。より多くの子どもたちに就学援助が届くように。必要な子どもたちに届くような制度にしていきたいとの思いは一緒ですので、そこを踏まえながら検討を進めたいと思っております。

○(10番) 川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひ分かりやすい資料づくりをお願いしたいと思っております。そこで、私から提案なのですけれども、私、いろいろな方々を見ていて、聞いていてなのですが、まずちょっと説明させてください。まずそういうところで、申請書とかにこの就学援助と書いているのですけれども、私も豊見城市の就学援助のしおり、お知らせ等を見ているのですけれども、やはり最初に就学援助のお知らせでふりがなを打っています。そういうふりがなをつけたり、読みやすくするので、私はやるべきだと思いますが、例えばそういうものを今紙ベースでやっているのですけれどもQRコードを載せて、スマホからすぐに記入したりとか、例えば解説動画を見たりとか、例えば選択制にして漢字が読みにくい方はという感じで分かれていってとか、そういうこと。例えば私はすぐ15万円の給料をもらっているのだったら、年収180万円と頭で計算が出るのですけれども、そういう計算ができないために、例えば15万円と入れたらすぐ180万円が出るとか、そういうことも

収入額を入力したり、そういうのを自動で計算ができるとか、そういうことをQRコードから、スマホでやっていける。そういう文字が苦手な方、また外国籍の方とか、計算に不安のある方にとって、私は大きな助けになると思うのですが、そういう意味で申請率が向上になると思いますが、本市でもこういうスマートとか、ICTを使った改善を検討いただけないか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員のご提案につきましては、非常に示唆に富む内容であると理解しております。どのような形で制度導入の改善が可能かにつきましては、現時点ですぐ実施しますとお答えするのは難しいところではありますが、そこを受け止めてどのような形で可能か、鋭意検討を進めてまいりたいと思っております。

○(10番) 川満玄治議員 一再質問一

今すぐやってほしいのですけれども、ぜひ今困っている方というのは、次の質問に行くのですけれども、物価高騰でちょっと困っているので、これは早急に私は対策を打ってほしいと思うので、ぜひ検討というか、実施をお願いしたいと思います。実は県のホームページもチェックしたのですけれども、県のホームページは動画とかも出てきます。就学援助という。ただあれはCMをどんどんやっているだけで、あまり私からすると意味がない。例えば絵で解説してあげたりというのもそういうものも大事ですし、もっと簡潔にできるような方向性、そうしないとやはり役所の皆様はそうやって毎回申請しているから私はできると思うのですけれども、なかなかあまり申請をしない方たちというのは、結構この申請が煩雑になっているというのがやはり

聞いているものですから、そういう方々にもやはり今先ほどいったように多様性ということも含め、いろいろな方がいるので、平均的に見るのでではなくて、そういうやはりなかなか文字が認識しづらいとか、あとはまた漢字が読めない方もいたりしますので、私でもやはり正直、漢字の間違いはよくあるものですから、そういう意味でぜひ分かりやすく、誰でも申請ができる体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、(イ)制服や体操服、ランドセル、学用品等の価格高騰を踏まえ、現行の準備金や援助額では十分でない実態があります。市独自の上乗せ措置や、物価状況に応じた柔軟な支給額の見直しを行う考えはないか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

昨今の物価高騰の影響を受けまして、就学援助を含む様々な福祉サービスの支給基準の見直しの必要性につきましては、理解をしているところでございます。しかしながら、物価上昇に合わせた支給額の変更や物価スライドの導入といった具体的な検討を行うには、その効果や財政への影響について、十分な検討が必要となってまいります。他の市町村の状況も参考にしながら、今後の予算編成方において、慎重に見定めてまいりたいと考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

そうですね、ぜひ他市町村の状況もということですが、物価高騰に応じた上乗せ措置やスライド制の導入ということで、効果や財政の影響は見極めたいとの答弁をいただいたのですが、現場からは制服が4万円になって高くて、本当に制服代すら厳しい。またランド

セルや体操服を買うだけでも本当に大きな持ち出しになるという声が多数寄せられていますが、そういう生活実感と支給額の差について、市として具体的に何か把握しておりますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

具体的なところにつきましては、今把握していないところでございます。ただ、ご指摘のとおり、制服の購入に関して入学の支援金が足りていないよというようなお声が寄せられているところも理解しております。実際、ただ就学援助につきましては、先ほど仲田政美議員のところでも答弁いたしましたとおり、一般財源の中でやりくりをしている状況にございます。そういう財政状況を踏まえつつ、どのような単価、どのような額をどの程度上げていくかということについては、なお慎重な検討が必要なものだと考えております。ただ、物価高騰を鑑みますと、苦しい状況があることは容易に想像できますので、そこを踏まえて今後、教育委員会としてもどのような形で見直しが可能か検討を進めてまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

そうですね、私の周りに相当聞こえるものですから、ぜひ検討していただければと思います。先ほど他市町村の状況も参考にということでありましたが、短期的にですが、補正予算での上乗せ支給、また長期的には物価連動性の導入といった2段階の検討を行う考えはないか市の考えを伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

その在り方につきましては、今後財政状況を再編成の中で議論をする中でおおむね見え

てくると思っておりますが、現時点ではその詳細についてお答えすることは難しいものと考えております。

○(10番) 川満玄治議員 一再質問ー

かなり今逼迫している家庭が多いので、ぜひ考えていただければと思います。

最後に、国の基準を持つだけでは、私は物価上昇のスピードに市民の生活が追いつかないのかなというのが私は実態だと思っております。ですから、ぜひ市の判断で迅速に支援する仕組みを構築することこそ、私は子育て子ども人口の日本一多いまちと言われている豊見城市が、子育て支援を上げる自治体の姿勢が私は重要だと思っております。ぜひ市独自の増額案を提示してほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、(ウ)就学援助の周知方法について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

さきの答弁と重複するところもございますが、より多くの方に制度を知っていただき、申請につながるよう様々な周知活動を今行っているところでございます。具体的には就学時健康診断や入学説明会での周知、在校生の進級時の案内配付、広報紙や市ホームページの掲載、市役所関係窓口でのチラシ設置など多方面での情報提供に努めているところでございます。

○(10番) 川満玄治議員 一再質問ー

私も相当周知活動をやっているかなと思っております。再質問をさせていただきます。

学校のPTA LINEとか、あとはメール配信システム、市のLINEとか、そういうSNS、Instagramを含めて、そういうところでも周知案内をすべきだと思い

ますが、やっていらっしゃいますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校体では実施されているところもあるものと理解しておりますが、市全体としてどう取り組まれているかということでいいますと、SNSの活用については、まだ十分な活用がなされていないというのが現実だと理解をしております。今後、その活用も含めて幅広に検討を進めてまいりたいと思います。

○(10番) 川満玄治議員 一再質問ー

ぜひ本当に待ったなしだと思いますので、迅速な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、②現在一部のPTAやNPO等が行っている制服リユースを市が公式に支援・広報し、社会福祉協議会や学校と連携して「市公式リユースバンク」として整備する考えはないか、伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

制服リユースにつきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減、資源の有効活用、環境負荷の軽減などの観点から、その重要性を認識しており、その意義は十分に理解しているところでございます。PTAやNPO等の民間団体がそれぞれの理念に基づき、自発的に取り組んでいる状況は存じ上げているところでございます。これらの民間による活動は、地域の実情に応じたサービス提供やボランティア精神に基づく温かい支援として、大変意義深いものと認識しております。市としても、その活動には敬意を表するものであります。しかしながら、市公式リユースバンクの整備につきましては、その理念は理解しつつも、行政が主体となって民間との連携を図り、実施した場合には多くの課題があ

るものということもあります。具体的には児童・生徒間の公平さの確保、継続的な運営体制、専門的な知識やノウハウの有無、物品管理の責任、さらにはビジネス要素を含む活動と線引きなど、多岐にわたる課題が存在しております。特に、制服の回収、選別、クリーニング、裁縫、保管、マッチングや提供といった一連のプロセスにおいて、行政がそれらの責任をどこまで担うべきか、非常に課題がございます。したがいまして、現時点におきまして、市公式リユースバンクを整備することは慎重に判断をしないといけないと考えております。その一方で、制服リユースの意義は十分に理解をしておりますので、市といたしましては、庁内関係課と連携をしながらPTAやNPO等の活動に対する情報提供を行うなど、間接的な形での連携を検討してまいりたいと考えております。ご理解賜りますよう、お願ひ申し上げます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

間接的でもいいので、ぜひそういう支援をしっかりやっていただければと思います。昔はよく社会福祉協議会が制服のリユース活動をやっていたのですけれども、それがなぜなくなったのか分からぬのですけれども、そういうことを再開させるということは難しいでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

社会福祉協議会がどのような経緯でそうなったのかということについては、私は把握していないところでございます。いずれにいたしましても、先ほど答弁いたしましたようにリユースに関するニードは高まっているものと理解をしておりますので、どのような形で間接的な支援が可能か検討を進めてまいり

たいと思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ぜひ間接的支援なのかな、どっちがいいか分からぬのですけれども、ぜひ学校やPTAが今既に取り組んでいる活動も実際あります。私がいる今とよみ小学校では、体育着とかそういうものは授業参観のときに安価で販売したりとか、100円とかそういうのでやっています。そういうこともやはり市が間接支援なのかな。後方支援という形で私は広げていったほうがいいのかなと。そうすることによって、市の負担も抑えつつ、事業を公式に続けることが可能だと思うのですが、そういう市として連携、支援の検討を行う考えはないでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

間接的と先ほど答弁をしたところでございますが、そこも含めてより広がりを持つ形でお互いの持ち味を生かしながらリユースの制度が広がるような形で検討を進めてまいりたいと思います。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

よろしくお願ひします。

続きまして、③学校体育館空調設備について伺いたいと思います。

(ア)暑さ指数(WBGT)の測定や授業・行事への影響把握の進捗について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

暑さ指数、これはWBGTと申しますが、その測定につきましては、各学校におきまして養護教諭や体育主任、または教頭先生が中心となって、1日に一、二回程度測定をいたしまして、熱中症にかかる注意喚起を行い、暑さ指数の数値に応じて、休憩や水分補給を

多く取り入れたり、授業の内容を変更したりするなど、授業や行事を工夫して行っているところでございます。暑さ指数は31を超えると原則、運動は禁止となっております。暑さ指数の数値は各学校の立地条件によって多少異なりますが、6月から8月末まで各学校におきまして、暑さ指数が31を超える授業や行事が中止したケースはございませんでしたが、変更となったケースは小学校で2校、中学校で1校、合計3校で見られました。変更があった学校では、体育の授業において運動の内容を一部変更して行い、いつも以上に休憩と水分補給の回数を増やしたり、マット運動ではエアコン設備がある図工室に移動し行っているケースもありました。また、集会や講演会等の行事を体育館で、対面で行う予定をオンラインで変更し行うケースもございました。中止や変更がなかった学校におきましても暑さ指数が高くなる時期においては、前もって体育での授業内容を一部変更して実施をしたり、運動場や体育館での行事を変更し、またはオンラインに変えるなどして、今実際しのいでいる状況であると理解をしているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

本当に今年また史上最高の暑さと言われていて、今後多分日本のといいますか、地球の温暖化は避けられない状況なので、今後この件数は増えていくことが予想されます。やはりそういう意味でも、この学校体育館の空調設備設置は本当に急いでいくべきだと思っております。

続きまして、(イ)国・県の補助制度を踏まえ、前回も質問をしたのですが、令和8年度予算に空調設備事業を私は計上する考えはないか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和8年度の予算の計上につきましては、現在令和8年度実施計画で策定におきまして、新規事業として学校体育館空調設備整備事業を提案しております、引き続き関係部署と調整してまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

公明党もこれをしっかりと応援していますので、また私たち与党のほうも宜保安孝議員も多分、今回一般質問を入れているので、また話してくると思いますので、ぜひこれは待ったなしだと、これも待ったなしが多いのですがけれども、特に子どもたちのことなので、災害のことも含めて、いいようにぜひ来年度令和8年度にまず何校でもいいのでやってほしいのですが、前回もまたしたのですけれども、もう一度確認させてください。指定避難所以外の学校も含めた全小中学校の整備方針はどうになっているのかお伺いさせてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

指定避難所以外の学校も含めた全小中学校の整備方針につきましては、市として全体として今定まっているものはございません。しかしながら、教育委員会といたしましては、子どもたちが安全に安心して授業を受けられる良好な教育環境の整備という観点から、市内全ての小中学校において取り組むことが望ましい事項であるというふうな認識をしているところでございます。まず、令和8年度におきましては、市の防災拠点である市役所隣の上田小学校、豊見城中学校、2校についてパイロット事業と位置づけて取り組んでいく旨を今実施計画の中に上げながら考えてい

るところでございます。その他の学校につきましては、両校の導入後の効果検証を行った上で事業費や更新時期の平準化の観点から整備を複数年に分けたほうが望ましいものと考えております。ただ、多額の財政負担または維持費に関しても空調に関しては多額の負担の可能性もございますので、事業化に向けては引き続き関係部署と綿密な調整をしながら事業推進を期していきたいと思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

分かりました。2校をまずは先にパイロット事業でやるということで聞きました。その後はぜひ今言った指定避難所以外も含めて、例えばですが、暑さ指数が設置場所、学校の体育館の場所によって、またいろいろ違うと思いますので、そういうことを加味しながら、指定避難所だから早くやる。指定避難所ではないから遅くやるとかではなくて、老朽化の面も含めて、やはりそういう暑さ対策というのは、多分新しい学校ほど、そこはやはりやって体育館を造っていると思いますので、その辺も加味していただければと思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (11時10分)

再開 (11時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほど川満玄治議員のほうからは、上田小学校、豊見城中学校から先に実施するというようなご発言がありましたが、教育委員会としてはそう考えておりますが、市全体としては今先ほども答弁いたしましたように整備方

針については、まだ定まっておりません。また2校先行でやるかということも含めて、今後実施計画、予算編成の中で決定されてくることと思います。ただ、議員のお気持ちのところですが、暑い環境の中で子どもたちをどうするかというところについての懸念は理解をしておりますので、教育委員会としてはできるだけ事業が実施できるような形で今後予算編成の中でお話をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ぜひ令和8年度にて予算編成していただき、この事業の補助金は令和15年まであるということですが、やはり本当に早めに公平に、不公平感なく実施していただければと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、(イ)は飛ばして行きたいと思います。

(オ)遮熱・断熱工法や新技術（貼るタイプの太陽光パネル等）の調査状況について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

遮熱・断熱工法につきましては、様々な業者が来庁し、随時説明を受けている状況であります。また、貼るタイプの太陽光パネルにつきましては、新技術のため情報収集ができていない状況であります。現時点では、情報が十分に整理されていないため、今後も引き続き調査・研究を続けてまいります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

私も様々な業者からそういういろいろな新工法、断熱・遮熱、太陽光パネル、貼るタイプとかもいろいろ聞いております。また、貼る太陽光のタイプは、費用が高額になるということで難しいということも分かりますが、

長期的に見たときにこの空調設備というのが、維持費がかなりネックになっていくと思いますので、そういう面からもぜひ検討していただければと思います。

続きまして、(か)他自治体における空調設備導入事例の視察に行くと聞いておりましたが、その視察結果とその評価について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

他自治体における空調設備導入事例の視察結果とその評価につきましては、学校施設課と総務課職員において、7月31日にスポットバズーカを整備した東京都江東区の学校、8月1日にフレッシュクールを整備いたしました茨城県つくば市の学校の2校について視察をいたしまして、その結果の報告を受けているところでございます。まずスポットバズーカにつきましては、大風量で一気に効率的に冷やす空調方式のため、騒音を懸念しておりましたが、簡易的な騒音計測結果や体感的にも問題ないレベルの送風音であることが確認できました。また、空調設備の性能としても十分であることが確認できました。風量については、5段階調節が可能であり、体育館の使用用途によって運用することで問題なく使用できると考えております。教育委員会へも学校からの課題等はないことありました。

フレッシュクールにつきましては、小風量でゆっくり冷やす空調方式のため、冷えるまでの経過時間を懸念しておりましたが、除湿能力は高く30分程度で快適な環境となり、空調設備として、高い性能を確認できました。室外機が大きいことから体育館の配置によっては設置場所が限られることが分かっております。現在、その他の空調方式も含め、比較

検討を行っており、本視察で確認できた両機器の使用感やメーカーから提供いただいたデータも踏まえ、機器の選定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

スポットバズーカについては、私もちよつと調べたのですが、やはり大風量で一気に冷やすタイプということみたいです。ただそうなるとバドミントンとか、卓球とか、風に影響を受けるスポーツには支障があると考えられることから、フレッシュクールのような微風もしくは無風タイプがいいと考えるが、市の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点のお話ですが、ご指摘のとおりスポットバズーカについては、風の影響を受ける競技については懸念されるところでございます。先ほども答弁いたしましたとおり、風量の調節や競技前に冷やすなどの運用で工夫ができるのではないかと考えております。また、スポットバズーカは15年間のライフサイクルコストがよく、採用の候補としては非常にいいものだと考えております。やはりその検討の中ではイニシャルコストもさることながらランニングコスト、運用にかかるコストがどれぐらいなのかということになると非常に重要になってくるものだと考えております。その辺の視点も踏まえながら方法の選定については慎重に検討してまいりたいと思います。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今言うようにランニングコストも私も大事なことだとは思います。ただ、やはり入れてやはり駄目だったからということになると、もう変更が多分効かないと思いますので、そこはしっかりと吟味してやっていただいてほし

いのですが、今スポットバズーカを検討しているということですが、仮に次年度どこかの学校で仮にスポットクーラーを入れたとした場合、他の学校も全部スポットバズーカに持っていくとか、そういう感じの考えなのでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、この特定の空調方式に固執しているわけではございません。当然よりよくイニシャル、ランニングも含めて、トータルコストバランスの中で何が最適かとの視点で常にそこの検討を進めてまいりたいと思っています。当然一気に整備ができるような案件ではございませんので、順次整備ができるのであれば、その中でその都度、最適な方法を検討しながらその空調方式については選定をするものだというふうな理解をしているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

多分見てきた、視察したからといって、実際全部が全部沖縄の気候条件、そういう風土条件に合うかというのは、また違う話かもしれないのに、やはり一度入れてみるのも一つですし、入れてみてやった結果、やはりスポットバズーカなのか、フレッシュクール、どちらも入れるのはいいのですが、やはりそういうのは比較検討をしながら、ぜひ柔軟な姿勢で対応していただければと思います。よろしくお願いします。

(2) 子どもたちの表彰について。先ほども話していたことなのですが、沖縄尚学高校の甲子園全国優勝について以下を伺いたいと思います。

(ア) 本市出身の児童生徒が2名出場し、活躍しました。この快挙について、市はどのよ

うに受け止めているか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

第107回全国高等学校野球選手権大会で優勝した沖縄尚学高校のメンバーとして、本市出身の阿波根裕選手と宮城泰成選手のお二人が甲子園という高校球児の夢舞台で優勝という輝かしい成績を収められたことは、本市にとって大変喜ばしいことであり、子どもたちをはじめ、市民の皆様に大きな感動と誇り、そして明るい希望を与えてくださいました。お二人のこれまでのたゆまぬ努力とそれを支えられたご家族、学校関係者、地域の皆様に心より敬意を表するとともに、豊見城市の名声を高めてくださったことは、深く感謝を申し上げます。この度は第107回全国高等学校野球選手権大会における沖縄尚学高校の優勝、誠におめでとうございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

市としても絶大なる受け止め方だということで、本当にありがとうございます。

(イ) 本市出身の子どもたちの功績を市民全体で称えるような表彰等を検討できないか伺いたいと思います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

本市では功績を表彰する既存の表彰制度として、豊見城市表彰規程や豊見城市民栄誉賞規則がございます。しかしながら、現行の規程では、今回の甲子園大会優勝という特定分野での功績を直接的に表彰する項目がございません。そのため既存の制度による表彰の実施については、至っていないところであります。しかしながら、市民の皆様ともにこの輝かしい快挙を称え、感動を分かち合いたいとの強い思いから、去る令和7年9月8日には

市役所において、阿波根選手と宮城選手をお迎えし、第107回全国高等学校野球選手権大会優勝報告会を開催し、多くの子どもたちをはじめ、市民、市役所職員でその功績を称えることができました。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

私も参加したのですが、本当にもうあんなにたくさんの職員を含め、子どもたちも含め、保護者も含めやっていただき本当にご両親のほうもとても喜ばしいということで言っておりました。そのまま(ウ)に行きたいと思います。

(ウ)今回の快挙を、子どもたちの夢や目標につなげる教育的な取組、本当にとよみ小学校出身ということで、とよみ小学校ではあるんですけど他校でもしっかりとこれはやっていただき、学校での講演依頼、広報紙での紹介などを本市で行う考えはないか伺いたいと思います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今回のお二人の活躍は、本市の子どもたちにとって大きな夢や目標、そして未来への希望を抱かせる得難い経験であると深く認識しております。令和7年9月8日に開催された優勝報告会は子どもたちが直接お二人の選手の姿を目にし、その功績に触れることができる貴重な機会となりました。市としましては、この優勝報告会の様子を市の広報紙等を活用し、すばらしい功績を広く市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

続きまして、(エ)今後、全国レベルで活躍する本市出身の児童生徒に対し、市として支援や顕彰の仕組みを整備する考えはないか伺いたいと思います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今後、児童生徒に限らず全国レベルで活躍する本市と関係の深い個人もしくは団体に対して、その努力と功績を称える仕組みについて既存の表彰制度を整理しつつ、新たな表彰についても検討を進めたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

既存の表彰制度を整理しつつ、新たな表彰について検討を進めてまいりますということですが、既存の表彰制度というのは具体的に何を指しているのでしょうか。どのように整理するのでしょうか。

○ 総務部長 内原英洋

本市には、現在豊見城市表彰規程や豊見城市民栄誉賞表彰規則といった既存の表彰制度がございます。これらの制度は長年の市政運営の中で様々な功績を表彰するために活用されてきましたが、今回の甲子園大会で優勝のような全国レベルでの特筆すべき功績や多様化する市民活動の形態に必ずしも網羅的ではないと考えております。そのため整理とは既存制度の運用実態や目標を検証し、今回の快挙のような市民全体が誇れる功績をより的確に表彰できるよう、制度の見直しや新たな制度の追加を含めて検討していくことをしております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

新たな表彰とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

現時点では具体的な形態は未定ではありますが、今回の甲子園の優勝のように本市の名声を高め、市民に大きな感動や希望を与えるような全国的なレベルでの顕著な功績を対象

とすることを一つの方向性として想定しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

新たな表彰の対象というのは、どの対象分野、どのようなものを想定していますか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

現時点では、具体的な内容は未定であります、スポーツ分野はもちろんのこと、文化、芸術など顕著な功績を評価できるような柔軟な仕組みを目指し、検討していきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

本市と関係の深い個人もしくは団体とは具体的にどのような範囲を指しておりますか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

現時点で具体的な内容は未定ではあります、今回の検討の中でその具体的な定義や範囲を定めていきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

具体的な検討スケジュールを伺いたいと思います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

スケジュールにつきましては、できる限り早期に新たな仕組みの具体的な方向性を示せるように進めていきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ぜひこの早期というのが、めちゃくちゃ大事なのですけれども、やはり今回これだけ市に対して、沖縄県に対しても本当にこれだけ感動と勇気と子どもたちに夢を与えた子どもたちなので、ぜひ今回の甲子園優勝チームのメンバーについても、この新しい仕組みの対象としてほしいのですが、どうでしょうか。

それとも既存の仕組みで対応するのか伺いたいと思います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

新しい仕組みの検討を進めつつ、今回の本市出身者の功績を先行事例として具体的な表彰の在り方について慎重に検討していきます。市長のほうからも、ぜひそういう新たな制度も考えてほしいというのがありましたので、それも含めて検討していきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

市長、そこはまたよろしくお願ひします。市長の考えは、今回は時間がないので聞けないのですが、ぜひ一緒になって今回の二人ですね、ぜひ新たな表彰が私はいいと思いますので、そこはもう本当にこれもやはり待ったなしで行きたいと思いますので、待ったなしが多い話ばかり今日はしているのですが、ぜひ早急な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(3)に行きたいのですが、すみません、(3)に行くと時間がないので、この(3)に対して、少しだけ私の思いを伝えさせてください。今、本市の過去10年間なですけれども、出生数というのを調べたところによりますと、ここ二、三年、コロナ禍が明けてからの話なのですが、急激に豊見城市も出生数が激減しているというのを私が調べたところにありました。本当にこの10年で、私の計算上ですと、34%ほど下がっている。これによって、私は本当に様々な影響が出てくると思います。11年、12年ぐらい前になると、1,000人近く生まれていた子どもたちが、これはちゃんとした数字がまだ出ていないので、正式とは言わないかもしれないのですけれど

も、令和6年度に対しては、588人という1年間の出生数が出ていると私は聞いております。そうなると、あと5年、10年たつと私は豊見城市もうかうかしていられないと思っております。そこで、市長、ぜひ今國の支援、様々な面でいろいろな例え、大学無償化もそうですし、児童手当の拡充も自民党を中心となってやって、本当にめちゃくちゃ拡充もしていると思います。ただし、そういうお金だけではなくて、環境整備、産み育てやすいまちづくりというのは、国が出すから市がやるのではなくて、私は豊見城市からしっかりとそういう子育てがやりやすい環境だな。何かあつたらすぐ相談できる環境だな。そういうことをやってほしい。先ほどの就学援助でも言ったのですが、私たち議員や職員の目線ではなくて、そこを1個下げてしっかりと見てほしいなというのをとても思います。本当に字が読めない方も実際にいます。それはしょうがないのです。私も読めない字がたくさんあります。間違える漢字もたくさんあります。ですから、ぜひ市のビジョンも明確にしていただけるかと思います。

○(10番) 川満玄治議員 一再質問—

ありがとうございました。

○議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憇 (11時29分)

再 開 (11時40分)

○議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号3 (8番) 吉濱智也議員 ——

○議長 外間 剛

次に吉濱智也議員の質問を許します。

○(8番) 吉濱智也議員 一登壇—

皆様、こんにちは。糸和会の吉濱智也です。

僕の一般質問を聞いてくれる方、11時30分ぐらいだよと言っていたのですけれども、川満玄治議員が熱い一般質問のおかげで、ちょっと10分ほど遅れてしまいましたが、質問をさせていただきます。その前に皆さんおっしゃると思うのですけれども、まずは沖縄尚学高校の甲子園優勝、本当におめでとうございます。沖縄尚学高校OBの宜保安孝議員、波平邦孝議員などもやはり球児たちと一緒にこの暑い夏を過ごしたのではないかなと思います。私も阿波根裕選手のおじに当たる方が豊見城中学校の同期生で、野球部で活躍していたということもあって、私自身もこれまでの甲子園とは、またちょっと一味違う夏になりました。そして、先日市役所にて開催された優勝報告会、小学生を含む多くの市民が集っていました。阿波根裕選手、宮城泰成選手との交流で夢や希望を持った子どもたちが多くいたと思います。開催いただいた市長、OB会として尽力いただいた波平邦孝議員には、大変感謝いたします。もう一つ、うれしい報告として、先日9月13日に開催された第45回新報児童オリンピックにおいて、豊崎小学校を中心に活動している豊見城南JFCが県大会で優勝を勝ち取っております。豊見城市のこのスポーツは大変明るい未来になると思っております。また、7月に開催された第42回豊見城市少年の主張大会では、市内の中学校から2名の代表による発表がありました。自分の思いや感情を堂々と発表している姿にとても感動をいたしました。このように、今年の夏はスポーツ面に加えて、文化面でも様々な豊見城市民の方の活躍がありました。この後の一般質問の中でも、少しご紹介させていただきたいと思います。それでは、本議会でも議場に立ち、質問ができることを市民

の皆様に感謝して、通告に従い質問を行います。

(1) スポーツ振興について。

2月定例会に市議会に提出された豊見城市サッカー協会からの陳情書について、議会は6月に採択をいたしましたが、執行部のその後の進捗をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の執行部その後の進捗につきましては、令和7年8月18日に豊見城市サッカー協会と生涯学習振興課におきまして、第1回目の意見交換を行ったところであります。その後、令和7年8月28日に同協会と市長、副市長、教育長を含め、2回目の意見交換を行っております。

1回目の意見交換におきましては、6月定例会に採択されました陳情書を用いて意見交換を行いました。

2回目の意見交換におきましては、同協会から市長宛に陳情書と署名が提出されたほか、陳情書を用いて意見交換を行っているところでございます。要望に係る多岐にわたる議論がなされたところであります。今後の方向も含めて継続的に実務クラスで今後協議を進めていくという方向が確認されたものだと理解をしているところでございます。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

大変前向きなご答弁だと感じております。今後の進め方についても、意見交換をしっかりと今行っていただけるということでござりますので、ぜひお願いしたいと思います。今回この陳情書、その後の進め方、進行現状について、市長、副市長、教育長、執行部の皆様、

積極的で前向きなご対応をいただいているということで、私自身、またサッカー関係者、サッカー協会においても大変感謝しているところでございます。予算をはじめ、多くの課題もあると思います。しかしながら、市民の皆様、今回の豊見市の前向きな姿勢はしっかりと見ていると思っております。徳元市長、改めてでございますが、今回こういうスポーツ施設の整備とか、スポーツ振興についてお考えをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

まずはサッカー協会からの議会で採択された陳情を元に意見交換をさせていただきました。実は私としては、初めての意見交換だったので、まだこれまで全く接点といいますか、そういうものが深くなかった分、これからは密に施設が足りないのは事実でございますので、その辺のどういう整備環境をすればいいのかということも、1回だけだと当然不十分なところがありますので、協会の皆様がどう考えておられるのか。また私たちの施設がどうあるべきなのかということも整合性をしっかりと合わせた上で、今後も進めていきたいと思いますので、もちろん今吉濱智也議員がおっしゃったとおりスポーツ環境の整備は大事なことだと思っていますから進めていきたいなど考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

市長、大変ありがとうございます。スポーツ振興に対する市長の強く前向きな思いというのはやはりしっかりと貫いていただいて、今回の陳情書への提案等が実現できるように、ぜひ協力しながら進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(2) 安心安全な市民生活について。

ハブ対策についてでございます。

(ア) 令和5年4月から令和7年8月までの本市で咬傷被害があれば件数をお伺いいたします。

○ 市民部長 森山真由美

お答えいたします。

本市でのハブの咬傷被害件数につきまして、沖縄県薬務生活衛生課に確認しましたところ、まず集計の方法が年度ではなく暦年での集計とのことでありましたので、1月から12月の暦年の件数で答弁をいたします。令和5年が10件、令和6年が9件、令和7年8月末時点での0件となっております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

(イ) 令和5年4月から令和7年8月までの本市で捕獲機の設置件数をお伺いいたします。

○ 市民部長 森山真由美

お答えいたします。

ハブ捕獲機の設置につきましては、設置を希望する土地の所有者からご相談があった際に申請書と同意書を提出していただいて設置を行っております。

ご質問の令和5年4月から令和7年8月までの新規の設置の件数は、令和5年度29件、令和6年度33件、令和7年度8月末時点での17件、合計79件となっております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

今回この質問ですが、ハブ対策とこの時期にちょっとずれてはいるのですが、しかも事故があったのかというところも、担当課から確認があったのですが、今回質問するに当たって、数年前からこの旭ヶ丘自治会、私が住んでいるところですが、その市民の方からハブ対策についての相談が結構寄せられております。そこで、自治会のほうでも草木の伐

採などというのは、しっかり取り組んでまいりました。そういう今年の7月から8月にかけて、ゆたか小学校向かいのり面の付近の住宅街で、ハブの目撃情報が結構相次いでおりました。そういう中で、この8月上旬頃、同地域のお宅の方が夜間に帰宅した際に、門扉に動くものを見つけて明かりを照らすと小さなハブだったということではあるのですが、私も見ましたけれども、門扉に絡まるように鎌首抱えていたということで、とても恐怖を感じたというご相談がありました。すぐ環境課のほうに相談して、捕獲機の設置のご案内をしたところであったのですが、その方もハブ対策として捕獲機設置というのが大変重要なことだと理解をされているところだったのですが、やはり自分の家にハブを何か呼ぶようでちょっと怖いし、また近隣からもやはり嫌がられるというか、あまりいい感じがしないなということで、大変悩んでいらっしゃいました。この旭ヶ丘地域のハブがよく出る場所があって、そこに空き地があって草木が生い茂っている場所があります。そこが原因であるということは特定はできないところではあるのですが、市のホームページにあるようなハブ対策については、空き地の適正管理をして、市民生活を守るということが必要であると記されております。そこでちょっとお伺いいたします。申請者の所有でない近隣の空き地にハブの捕獲機を設置することが可能なのかお伺いをいたします。

○ 市民部長 森山真由美

お答えいたします。

設置を希望する方が設置したい土地の所有者または管理者から設置の同意をいただき、同意書を添付の上、申請をしていただければ設置は可能となっております。なお、捕獲機

の数に現在限りがございますので、即時対応が厳しい場合もございますので、ご理解のほどお願いをいたします。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問－

やはりこういうところは所有者の方の同意が必要というところではあるのですが、やはりなかなか空き地の所有者の方とアポイントを取ったり、連絡を取ったりということと、また誰が所有しているのかとかというところは分からぬ場合も多々ありますし、法務局等でそういうところはお調べができるのかなと思うのですが、そういうところは今後もしっかり対策は難しいということは理解はしているのですが、何らかのいろいろな方法をまた検討していただければなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

このハブ対策に関連してということで、再質問でございますが、県道7号線と県道7号線バイパスに分かれる三差路付近、先ほど申し上げたゆたか小学校向かいの旭ヶ丘自治会側ののり面にも今草木がかなり生い茂っている状態です。自治会のほうでも草刈りなどをしているのですが、もう追いつかない適正管理というところがとても難しい状況になっております。また、ここは旭ヶ丘地域からはゆたか小学校への通学路にもなっております。見ていただけすると一目瞭然だと思うのですが、そういう草木が歩道を覆いかぶさるような今状態まで伸びている状態でございます。過去には草刈り作業中にハブの目撃情報が同地域ではありますので、生息している可能性があると思っております。市民や子どもたちに重篤な被害が出る前にハブ対策の一環として、のり面の草木の伐採ができないのかお伺いをいたします。

○ 市民部長 森山真由美

お答えいたします。

議員ご質問の場所は、県道7号線バイパスののり面と思われます。県道7号線を管轄しております沖縄県南部土木事務所へ直接要望していただくことになりますが、本市のほうからも要望があった旨を伝えることは可能でありますので、そちらも含めて検討してまいりたいと思います。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問－

ぜひ市のほうからも要請をお願いしたいと思います。自治会のほうにもしっかりと要請をしていくようにいたしますので、ぜひこの部分に関しまして、協力しながら被害が出る前にハブ対策というところをしっかりと次年度、次のシーズンに向けて取り組んでいければと思っております。

（3）本市の歴史と観光振興について。

瀬長島についてでございます。瀬長島はご存じの方も多いと思いますけれども、豊見城の発祥の地とされております。琉球開祖の女神アマミキヨが豊見城に降臨した際、瀬長島に最初に降り立ったとされております。地元では古くから島をアンジナと呼んでおりますが、その言い伝えでは瀬長島に按司が瀬長グスクを築城したことを背景に呼び名がいろいろ変化しながらアンジナ島というのが由来しているようでございます。また、沖縄戦では1944年沖縄上陸に備えた小禄飛行場の防備を担い砲台と壕を構築するため、瀬長島の住民の退去命令が出されました。その後、1945年6月4日に小禄に上陸した米軍は、6月13日に瀬長島を制圧。米軍基地、那覇空軍・海軍補助施設の一部となった際、住民は対岸の沖縄本島へ移住を余儀なくされました。戦前まで島には瀬長グスクなどの遺跡や拝所が存在し、神の島として本島からも参拝者が多く

訪れていたようですが、戦後は米軍基地として立ち入りが禁止され、遺構の多くが破壊され、島の地形も変貌してしまいました。このように瀬長島の歴史を振り返ると、この瀬長地域の皆様の様々な思いをしっかりと豊見城市として、次世代に伝承して、継承して文化や場所を守り続けることが必要と感じております。

お伺いいたします。豊見城市の発祥の地である瀬長島は、今や多くの観光客が訪れ、本市の経済振興に大きな役割を果たしています。その瀬長島を美しく保つため、あんじな橋横の砂浜に不法停泊する船の撤去が必要であると多くの声が寄せられております。以前は要正悟議員からも同様の質問が寄せられております。また、現在経済建設常任委員会でも継続審議をしているところでございますが、現状をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

あんじな橋横の砂浜に不法係留する船につきましては、これまでも所有者に対して注意書きの送付や現地の船に注意文の貼りつけを実施しております。過去には20隻近い不法係留船がありましたが、現在では海岸沿いに7隻、海上に1隻と以前よりも減っている状況を確認しております。今後も引き続き注意書きの送付、注意文の貼りつけを実施するとともに海岸を管理する沖縄県南部土木事務所とも連携しながら不法係留船対策を粘り強く努めてまいりたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

部長のご答弁のとおり、この不法係留船の数というのは、市の地道な活動で減っているということは認識しているところでございます。しかしながら、この瀬長島に関しては、

令和6年11月にも策定されている瀬長島観光拠点強化計画書にもあるとおり、そのコンセプトとしては、隣の楽園。一リデザイナーと記載されてございます。瀬長島の環境、先ほど申し上げた歴史などをしっかりと生かした持続可能な島づくりを推進するともうたわれております。現在経済建設常任委員会でも本件を含めた瀬長自治会からの陳情内容の課題解決のため継続審議として調査研究を行っているところではございます。また先ほど申し上げた要正悟議員も地元の方から多くの相談を寄せられ、県と市議会の中でもどういった形での解決に向けて、どういった形で進めていくべきなのかというところを議論しつつ進めているところでございます。今後ともやはりこの市と市議会、また沖縄県南部土木事務所がしっかりと協力して、この瀬長島を一つのエリアとして、しっかりと捉えて、その各主体が連携しつつ、かつ一体となって取り組んでいくということが計画書にありますので、しっかりとそういう内容を認識した上で、瀬長島をまたきれいな島を維持しつつ、また新しい観光拠点として作り上げていければなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（11時58分）

再開（13時31分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

（3）についてですね、再質問をさせていただきます。

この不法停泊の船等については、経済建設委員会でも、委員長を中心に課題解決の調査

研究をしているということも先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり地道な活動をされているということは認識している中ですが、やはり通知してもなかなか反応をしない方とか、無視しているのかはちょっと分からぬのですけれども、そういう方々に対しては、やはり一歩踏み込んだ、例えばホームページで氏名を公表して、しっかり撤去してくださいというような形での対応というのができないのかをお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

氏名公表等については、個人情報ということでちょっと厳しいのかという現状がございますので、先ほども答弁いたしました連絡もつかない方、この方々には粘り強くこれまでおりの方法で対応していきたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問

なかなかこの個人情報というものが、先ほどのハブ対策もそうですけれども、なかなか難しいところも多いとは思いますが、やはり何らかの解決に向けて、ぜひ経済建設常任委員会でもしっかりと議論を進めていって、また意見等をご提案させていただくこともあると思いますので、ぜひ参考にしていただきながら一緒に解決していければなと思っております。

（4）豊かな市民生活について。

①第11回Art to You！公募展についてでございますが、このArt to You！公募展というのは、障がい者芸術世界展というものでございます。今回、IN SENDAI 2025ということで開催がされておりますが、その障がい者芸術世界展において、本市在住の与那霸俊さんが県内初で最高賞の総理大臣賞を受

賞しております。8月23日、新聞にも掲載されておりましたので、ご存じだと思いますが、少しだけ与那霸俊さんについてご紹介をさせていただきます。

与那霸さんは1979年沖縄県に生まれております。2003年に茨城大学理学部を卒業し、教員資格を取得。その後、在学中は民族音楽 フォルクローレに熱中し、南米ボリビアへ1年間音楽留学を経験。帰国後は精神的な困難をきっかけに10年にわたり自身の思考をまとめた脳ノートを書き綴ってございます。2013年より本格的に製作を開始して、文字と絵を融合させた即興的なスタイルで365日毎日書き続け、現在までに1万点以上の作品を生み出しております。国内の公募展やグループ展で発表するほか、2021年にはパリにある近現代美術館の殿堂ポンピドゥー・センターに作品が収蔵されております。その後、2023年パリ・アート世界大会においては、準グランプリ。2024年沖縄県芸術文化祭公募展では、新人賞。先ほどお話しした今年2025年にはArt to You！障がい者芸術世界展 IN SENDAI 2025において、内閣総理大臣賞を受賞してございます。

ここでお伺いいたします。本市在住の与那霸俊さんが県内初で最高賞の総理大臣賞を受賞しましたが、本市市役所のロビーで受賞作品展の展示ができないかお伺いをいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

与那霸俊さんにおかれましては、8月21日に仙台市で開催されましたArt to You！障がい者芸術世界展 IN SENDAI 2025において、大賞でございます内閣総理大臣賞を受賞しており、去る8月23日土曜日の県内2紙でも報道がされ、県民の多くの方々が喜び

を感じていることと思います。与那霸俊さんにおかれましては、市内福祉作業所も活動拠点として活躍しており、これまで毎年開催されているエイブルアートにも福祉作業所において、ほかの障害を持つ皆様と合作で作品を展示いただいております。今年度も12月12日から19日まで、市庁舎1階で開催するエイブルアートにおいてご本人がデザインした年賀状を販売する予定となっております。吉濱智也議員ご質問の受賞作品の展示につきましては、県外在住のご家族がマネジメントをされているとのことでございますので、ご家族や関係部署との調整を行い、条件等が整えば市庁舎内の展示も可能と考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございました。この与那霸俊さんのですけれども、今ご答弁をいただいたとおり、アーティストとして国内外で世界で活動をしている方でございますので、こういう展示につきましても、いろいろと相談等が必要であると思っております。ちなみに、この与那霸さんすごいアーティストとして数々受賞しているのですが、普段から自治会の活動にもお祭りの準備とか、片付けというのにも非常に積極的に参加してくれる非常に気さくな方がございますので、ぜひこういう方の活動を広くお知らせ、皆さんに知つていただきたいなと思っているところでございます。私もこれまで障害のある方々、その市民の方々がウージ染めを着てのファッションショーなどで外に出る機会とか、そういう機会をつくることができないかということをご提案してまいりました。これはもう障害のあるとか、ないとかということは関係なくて、やはりやりたいことをできる社会、そういう環境づくりが必要であると考えている

ところにございます。今回、与那霸俊さんの作品や活動を広く知つてもらうことで、自分がやりたいこと。様々な理由で諦めている方、多々いらっしゃると思いますが、そういう方々が私もこういうことをやってみたいとか、与那霸さんの作品をこの1階ロビーで展示して、それを見ることで、自分の気持ちにしっかりと向き合って、それを一步踏み出すきっかけになってくれると思っています。与那霸俊さんを通して、多くの市民がこの希望や勇気を持つてもらえると信じております。ぜひ展示が実現できるように協力して、進めていただけるようにお願いをいたします。市民の皆様においては、この豊見城市から世界へということで、世界で活躍する現在行われている世界陸上にも津波響樹選手が出席してございます。先日、ご紹介したサッカー日本代表を目指してドイツに渡った上江洲弘弥選手もおります。そこに文化面で活躍するアーティスト、与那霸俊さんの活躍、活動と一緒に応援していただければと思っております。

次、②本市で行われるプロのお笑いライブに、本市の中学生が芸人として所属しており、そこでまた出演をするというような計画がありますが、こういう活動をこのライブなどを市の広報や小中学校に対して、公式に周知案内等ができないのかお伺いをいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

未来を担う本市の中学生が市民の皆様に笑いと感動を与える芸能活動に活躍されていることは大変誇らしく、その活動を支えていきたいという思いもございます。市広報や小中学校を通じた周知案内につきましては、学校現場を通して行うということについては、いろいろな観点から少し配慮が必要なところも

ございます。そのため、現時点で公式の周知案内については、なお慎重な検討を要するものと考えておりますが、しかしながら、市の主催するイベントまたは青少年の健全育成のそういう関連の視点から、何らかの形でご活躍の場を設けることができないか関係部署と連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問—

ありがとうございます。興行的な活動でもありますので、公式な周知等はなかなか難しいところというのも理解できました。ただ、やはり先ほどご紹介した与那覇俊さんとか、津波響樹選手、上江洲弘弥選手と同様に彼の活動というのをやはり広く広めていく方法というのはしっかりと検討いただけるということなので、ぜひまたお互いアイデアを出しながらどうにかこれを、公式ではないのですけれども、たくさんの子どもたちや市民がそのライブに来ていただいて、しっかりと笑顔になってもらえるようなことができればなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。質問については、これが最後になるのですが、職員の皆様に最近、この豊見城市では、防災意識が向上しております。これは防災管理班の松田防災マネージャーやFMとよみにある平田千春さんによる市民防災講座などが大変大きく影響しているのではないかなと思っております。そして、何よりもこういう災害時に市役所に避難してきた方々に対して、職員の皆様が一生懸命に対応していただいたことがさらに大きいと感じております。様々な業務で多忙な日々と思いますが、休日にはお笑いライブとか見ていただいて、しっかりと笑顔を忘れずに業務に取り組んでいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

—— 通告番号4（20番）赤嶺吉信議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に赤嶺吉信議員の質問を許します。

○（20番）赤嶺吉信議員 一登壇—

皆さん、こんにちは。質問の前に文言の修正をお願いしたいと思います。（1）の①「令和7年7月21日」とあるところを「令和7年7月11日」に修正していただきたいと思います。

皆さん、こんにちは。1日1日蒸し暑い日が続く毎日でございますが、体調には十分に気をつけて熱中症などにからないように過ごしてまいりたいと思います。そして、今年の夏、沖縄尚学高校が最高の夏してくれました。沖縄尚学高校ナインの皆さん、夏の甲子園、優勝おめでとうございます。また、皆さん、昨日の7時40分に世界陸上で我が豊見城市出身の津波響樹君がエントリーされましたけれども、惜しくも予選で敗退をしてしまいました。しかしながら、彼が一昨年のドーハ大会、今回の世界陸上大会に二度の出場ということがありまして、我々豊見城市民としても、本当に彼の貢献に栄誉を祝したいと思います。今後の進退については、聞いてはおりませんので、彼が飛躍して頑張るのか、期待を込めて市民の皆さんにご報告ということでお願いをしたいと思います。

では、通告に従いまして一般質問を行います。

（1）与根漁港内駐車場の管理についてであります。

①与根漁港を臨時駐車場として活用することに対し相談依頼の文書が、糸満漁業協同組合与根支部より市へ令和7年7月11日に提出されていると思います。その依頼に対する当局の検討状況を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の令和7年7月11日付の文書の内容としましては、同月5日から市民体育館において、バレー男子日本代表チームの公開練習が行われた際に、臨時駐車場として、使用を許可していた与根漁港の施設内で不適切な駐車が横行し、漁港本来の業務に支障を生じたこと及び今後の改善策についての要望となっております。漁港の使用許可に当たっては、交通誘導員を3名配置することを条件としておりましたが、実際には1名しか配置されなかつたことで、大勢の来場者への対応が間に合わず、漁港施設内に無秩序に駐車がなされた結果、漁業者の車両や燃料給油のタンクローリーが駐車車両に阻まれて漁船に横づけできず荷下ろしや給油ができないなど多くの支障が生じたものであります。このような事態を受け、今後、こうした大規模な大会が市民体育館において行われる際には、与根漁港を臨時駐車場とするのではなく、豊崎地区の観光施設、商業施設等と連携し、沖縄サントリーアリーナのようにシャトルバス等で対応するなど改善策を講じてほしいとの内容でございました。今回の事態に関しては問題が生じたその日に農林水産課に対し与根支部から電話で通報があり、申請者に対し速やかに改善の措置を通るよう指示を行っております。これを受けまして翌日以降は沖縄イーアス豊崎を臨時駐車場として使用し、シャトルバス等で観戦者を輸送したと伺っております。農林水産課としましては与根支部からの文書にあるように今回のような大規模な大会の際は、周辺施設の駐車場活用を検討

するよう調整していく予定でありますが、市民体育館は市内小学校や中学校を含むスポーツ大会に多く利用されていることから与根漁港の駐車場利用についても引き続き使用マナーの徹底等も含めて、適宜対応をしてまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございました。与根漁港においては、今月、来月から遊漁船のお客さんも増えてくる。10月、11月頃には、定置網を仕掛けた網を引き揚げて、これを洗浄して破れたところを補修するという作業がありますので、全体的に漁港内が狭まつてくるという状況が考えられますので、ぜひとも、漁民に対して、迷惑のかからないようなマナー厳守を徹底してほしい。そう思って、次に質問をえます。

②市農林水産課において「駐車禁止エリアマップ」というのが作られているそうであります、現場には駐車禁止エリアに駐車する車両によって漁民の方々が出漁できない。船に給油ができないという支障をきたす状況にあると聞いて伺っております。このようなことから、当局としてどのような対策を考えているのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港施設を駐車場として使用させることにつきましては、あくまでも市民体育館駐車場が不足した際の一時的な目的外使用としての貸し出しであり、常設駐車場ではございません。議員のご質問にございます与根漁港内のライン引きや看板表示などの対策につきましては、漁港本来の使用目的から逸脱するものであり、目的外使用となるため、対応することは厳しいものと考えております。与根漁港を臨時駐車場として貸し出する場合にお

いて、施設内の混乱を避けるため駐車場への誘導員を3名以上配置することを条件に許可しておりますが、そのルールが遵守されないようであれば今後与根漁港を駐車場として貸し出すことが難しくなる可能性がございます。漁港本来の目的である漁業の操業に支障をきたすことがないよう今後市民体育館と連携し、開催規模及び主催者の移行を勘案しながらマナー遵守の徹底を呼びかけるなどスムーズな運用方法を生み出していきたいと考えております。今回、与根支部から寄せられました文書の内容について、漁業者に対し多大な迷惑をかけてしまったことへの反省を踏まえ、使用許可の際には申請者に対し強く注意を呼びかけていくなど、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

部長、ありがとうございました。そこで、再質問をさせてください。

市民体育館と連携やスムーズな使用方法を見い出していきたいと先ほど答弁をいただきました。具体的な検討策はありますか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市民体育館との調整はまだ行ってはおりませんが、市民体育館を利用する大会規模に応じて小規模で小・中学校などの大会であれば貸し出しを行い、大規模大会の場合は与根漁港ではなく近隣の商業施設を利用していただくなど、適宜連携を図りながら運営できないかと考えております。現状では駐車場の貸し出しについては具体的なルールが定まっておりませんので、ご理解お願いいたします。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

イーアスであるとか、商業施設、近くには

いろいろあります。しかし、タイミングというのがあるとおり、商業施設であっても満杯する週末であるとか、いろいろな時期に合わせてみると、本当にこの駐車場の喫緊の課題ではないかなと私は思うわけです。与根の防風林敷きの場所も何とかこの事業計画を立てれば排除できるのではないかなど聞いてはおりますので、その辺をしっかりと検討していただいて、今後の駐車場整備については十分に検討していただきたいと思います。

では、次にまいります。(2)漁業振興についてであります。

近年の物価高騰により、漁業を取り巻く環境が著しい状況であると、糸満漁協与根支部より様々な意見がありました。行政の支援等、バックアップが必要と考えます。そこでまず、与根支部との行政懇談会や相談会等を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

漁業支援につきましては、漁業者の所得向上を目的として漁業再生支援事業によるミニ鮮魚直売会やパヤオ直売会の開催、試験的な養殖のための設備導入支援などを行っております。また、物価高騰対策としまして、基本額4万円に水揚げ高に応じた加算額を上乗せし補助金を交付する事業を行い、漁業者支援の拡充を図っているところでございます。また、海藻種である方言名、モーイの養殖支援として、与根支部、瀬長支部の両支部と沖縄県栽培漁業センターを視察し、養殖の技術や環境整備について意見交換を行ったところでございます。現在、モーイの育苗の確保に向けて沖縄県栽培漁業センターへ働きかけを行っているところであり、今後育苗の手配が整い次第、試験的ではございますが簡易的な

養殖の取組を進めてまいりたいと考えております。今後も適宜、与根支部、瀬長支部と相談や調整などを密に行い、両支部と連携を図りながら漁業振興に努めてまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

部長、ありがとうございました。今年度モーイの養殖についても、予算をつけていたいたことに対しては、本当に感謝を申し上げます。今後ともいろいろな事業と漁業振興の予算については、与根支部だけではなく、瀬長支部同様に取り組んでいただけるよう、お願いして、今回の質問については、回答はいりません。よろしくお願いします。

(3)に移ります。(3)事故多発交差点への信号機設置についてであります。

①与根製塩所前バス停付近交差点は事故が起きやすい交差点として、これまで何度か信号機、早期の設置を求めてまいりましたが、去る8月25日にも大きな交通事故が発生しております。この事故に関する詳細についてお伺いをいたします。

○ 市民部長 森山真由美

お答えいたします。

与根地内における市道65号線と市道8号線の交差点で発生しました交通事故の詳細につきまして豊見城警察署に問合せたところ、8月25日月曜日午後、市道65号線を田頭から翁長に向か南下進行中のレンタカーが一時停止標識のある交差点を一時停止せずに侵入した際、優先道路である前方の市道8号線をレンタカーの右側から直進で侵入してきた作業用車両と衝突しております。その衝撃で作業用車両が交差点角地にある事業所の駐車場内に侵入をし、駐車していた自家用車などに衝突したものと伺っております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございました。詳細については、私もいろいろと調べた結果、レンタカーに乗っている観光客が2名ともけがをして、友愛医療センターに搬送されたということも聞いております。若干、市民部長がおっしゃる詳細とはちょっと違うのですが、事故の大きさをみんなに知ってもらいたいということで、私も調べておりますけれども、議場では言いませんけれども、車3台が使用不能で使えないという状況の事故であったと。私も現場に行ってこれを目視しております。この状況をしっかりと伝えて、今後の信号機設置にどうにかやってもらいたいということをお伝えしたくて、こういうふうなことを聞いております。

では、次に移りますけれども、②この交差点は、これまで事故が発生していることからドライバーへの注意喚起を促してはいる。現場を見ると、周知する看板が幾つも並んでいます。「優先道路である」「止まれ」というふうな標示が段々多くなって、ここにものすごく注意喚起を促しているなとは、実際、僕は現場を見ていますので、よく知っております。しかし、信号機設置には至っていないという状況でありますので、この信号機設置が必要であると要請している。通告はしていないのですが、警察署に対して、どのような周知をしているのか、伺いできるのであれば答えてほしいです。

○ 市民部長 森山真由美

お答えをいたします。

当該交差点への信号機の設置につきましては、地域からの要望を受けまして、平成29年と令和元年度に「信号機・横断歩道設置等要望書」の中で新たに信号機を設置していただ

くよう豊見城警察署に対して、要請を行っている状況であります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時04分)

再 開 (14時04分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

では、②について再質問させてください。

与根交差点の信号機設置については、事故が多発していることから何度も質問しております。事故が多発する前に、何とか改善をしたいという考え方でありますけれども、この抜本的な対策として、何度も言うようすけれども、信号機設置が一番の解決策と考えております。この信号機設置については、警察の仕事であり、優先順位や予算等の観点から設置ができない状況と思われます。市としては、関係部署と連携をしながら対策を強化する必要があると考えますけれども、これについてはどうですか。

○ 市民部長 森山真由美

お答えをいたします。

同交差点はこれまで車同士の交通事故が何度か発生している地点であることから、交差点内の見通しがよくなるよう、付近の除草及び街路樹の選定を行っております。また、所有者に了解を得てクロキの伐採等を行い、道路標識がより見やすくなるような対処もしているところであります。また、これまでの交通事故のうち、運転手が外国人であるケースもあったことから、優先道路である市道8号線にも徐行を促す看板を設置し、その際、

目立つ色の組み合わせやイラスト、英語表記を加えるなど外国の方でも一目でメッセージが伝わるような工夫も凝らしているところであります。また、優先道路に交差する市道65号線には、路面の表示に「止まれ」のほか、「STOP」の標示を追加して表しているところでもあります。併せて、注意喚起の看板と国籍を問わず分かりやすい絵や図で情報を伝える記号ピクトグラムを使ったイラストに多言語で「止まれ」と表記した電柱幕など、現在作成中であります。今後も引き続き県内外の事例等を参考にしながら交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございました。かれこれ私が質問して7、8年ぐらいなるのですけれども、事故が多発している状況というのは一向に変わっていない状況であります。私もこの交差点は毎日のように生活で通る道路であって、よくよく車から降りて現場を視察してみると、大きい交差点、小さい交差点でも死角というのがあって、隅切りというのが普通道路であるべき形の形状だと聞いておりまして、通る角度を変えてみるとなかなか見づらいことが分かりまして、それが何かといいますと、河川敷に生えている草木が要するに横から来る車を遮ってしまって見えないのですよ。片方を見ると立派に車がよそから来るのが見える。この違いだと思うのです。だからこの現場を把握していただいて、私が感じていることを皆さんにお伝えできれば速やかに改善できると思いますので、これは行政が畠の主であるとか、カンデンサー、ネットがあるものだから見えないのでですよ。こういう角の修復と言いますか、そういうのを徹底していただければ、まだまだ今の現状よりは

よくなるのではないかなと思っていますので、ぜひ現場を検討していただきて、信号機設置ができるまで何とか死亡事故を食い止めるという思いから、ぜひ実施していただきたいと思いますけれども、その実施について、検討できるのかお伺いをいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時09分)

再 開 (14時09分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該交差点につきましては、議員ご指摘のとおり、いろいろな草木が生えております。ただ、この箇所につきましては、一部個人が管理する樹木もあるものと考えておりますので、その辺も確認しながら、土地所有者とも調整しながら管理を徹底していきたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

部長、ぜひこれは検討していただきて、整備をお願いしたいと思います。

(4)に移ります。(4)瀬長島海中道路の整備についてであります。

海中道路の南側一帯は、砂浜で雑木が伸びて景観を損ねている状況にあるため、瀬長觀光振興の観点から早急に雑木を撤去して整備すべきと考えますけれども、当局の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の海中道路につきましては、市道6号線のあんじな橋付近の砂浜の雑木と認識してお答えいたします。

現地の雑草、雑木等が生い茂っている状況は以前より確認をしており、伐採の必要性を感じていたところでございます。今年度、当該箇所の伐採作業を道路課職員において実施予定しております。今後は海岸を管理する沖縄県南部土木事務所とも連携しまして、魅力ある瀬長島の良好な景観・形成に努めてまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

部長、ありがとうございました。この草木が生えているところは先ほど吉濱智也議員も質問の中で船の放置があるというところなのですよ。長年生えて恐らく6、7年はたっているだろうと思いますけれども、草木に生い茂られてこの停泊しているボートも見えないのでよ。瀬長島を直進して行くと両方の右左の歩道も草木が生えて、歩道からジョギングする人たちに引っかかってしまうということが考えられるわけです。先ほどの仲田政美議員の質問の答弁で一括交付金を使ってやることで、豊見城市の観光にふさわしいリゾートということで、富を生む島でもあります。市長が掲げる「富を生み出すまち」にふさわしい景観をつくって、ぜひ瀬長島の観光がより多くの観光客が来れるように、また来てよかったですと思われるような施設を目指してもらえたたらと思いますので、ぜひ引き続きこの整備については、関係部署と相談をして、取り組んでいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時13分)

再 開 (14時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号5（5番）新垣龍治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に新垣龍治議員の質問を許します。

○（5番）新垣龍治議員 一登壇

皆さん、こんにちは。日本共産党の新垣龍治でございます。今日は最後ですが、通告に従って質問を進めたいと思いますが、質問に入る前に一言。まずは沖縄尚学高校、夏の甲子園優勝おめでとうございます。実は1999年に行われました第71回の春のセンバツ高校野球、その際も私、仕事の都合で甲子園球場にいまして、その際、今比嘉公也監督がエースで活躍していました。また、本市長嶺中出身の比嘉寿光選手、多分市長と同級生だったと思いますが、その当時、優勝を目の当たりにして本当に感動して、今回、沖縄尚学高校がこのような形で優勝を果たし、またその中にも本市出身の阿波根選手、宮城選手、活躍して本当にうれしい限りで、改めて感動して、また県民の皆さんのが感動と勇気を与えられたと思います。そしてまた、先日の催し物でも庁舎に来ていただきて、本当に多くの子どもたちに勇気を与えて、この子どもたちが今後また活躍していく。そのためにも私たち豊見城市、また議会も一緒になって環境整備に努めなければいけないなということも改めて思いましたので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

それでは、通告に従っていきたいと思いますが、ちょっと順番を入れ替えたいと思います。最初に(6)、その次に(5)、その後(1)(2)(3)(4)と質問していきたいと思います。

それでは初めに、(6)に行きますが、これにつきましては、先日、糸満漁協与根支部の

ほうで、パヤオ人工沖漁礁の操業の視察について呼びかけがあり、私も参加させていただきました。視察の中では与根漁港からパヤオまでの時間や距離感、操業時間、また水揚げだとか、およその燃費を知ることもできました。その翌日には、ゆにま～るでミニ鮮魚直売会等も行われて、本当に新鮮な魚が並び多くの方で賑わったのが本当に印象的で、豊見城市でもこの漁業の可能性があるなということも改めて感じさせていただきました。その後、与根支部の皆さんと意見交換もさせていただく中で、やはり漁民の皆さんのが所得向上だとか、また漁業の振興の発展を進めていく中で、市としてバックアップをしてほしいというそういう要望もあったり、現在先ほど説明がありましたけれども、モーイの養殖の設備投資等も今現在、市としても行っていますが、やはり継続的な要請の支援も大切だなということも感じました。また、そのパヤオの視察については、慣れない船上でしたけれども、同船してもらった赤嶺吉信議員だとか、宜保安孝議員、副市長がアドバイスもしていただきて助かりました。また、この会を取り持っていた長嶺吉起議員にも本当にありがとうございます。今回のことを踏まえて、今後のふるさと納税を活用した漁業の振興、水産業支援の可能性についてお聞きできればなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、(6)水産業支援について。

ふるさと納税寄附金の一部を漁業振興、水産業支援に活用することは可能なのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

本市ふるさと納税寄附金における使途につきましては、豊見城市ふるさとづくり寄附条例に基づくことになります。議員ご質問の漁業振興、水産業支援に活用することにつきましては、同条例第2条第1項第3号の活気ある豊かなまちづくりに対する寄附金が対象になる財源かと考えております。令和6年度の実績では、活気ある豊かなまちづくりに対する使途指定は寄附金総額の約5%、1,800万円余が指定されており、その使途は主に観光関連の施策のほか、ゆにま～るの施設維持管理に活用させていただいております。ふるさと納税寄附金は限りある貴重な財源となりますので、充当事業につきましては、今後における予算編成、関係課での調整等において、検討していくものと考えております。

○(5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。全体の約5%が項目のほうに寄附されているということで、令和6年度でいうと1,800万円余りですね。その使途についてもゆにま～るのほうにも使われているということで、近年全国の自治体ではふるさと納税を地域振興の財源と活用するだけではなく、地域の資源保全だとか、産業振興と連動させるという取組が進んでいると思います。こうした中で、このふるさと納税を活用した支援というのは、やはり今後は漁業で働く皆さんだとか、そういう皆さんの所得の向上、継続的な収入の安定確保の面でも可能性があるのではないかという点で、例えば、ふるさと納税の返礼品等の今たくさんありますけれども、例えば、この釣り船の乗船だとか、今現在そういう可能性もあるのかなと。今後、将来的については先ほどありました養殖品の今後、ブランド化と商品開発等も行って、そういう販路拡大などもそういうの

につなげられるのではないかと思いますが、それについての見解をお伺いします。

○ 企画部長 翁長卓司

議員のご提案のありました件につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

○(5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。答弁調整の中でも、商品開発については、漁協の皆さんと意見交換をさせていただいているということもお聞きしましたので、引き続き今後の具体的な検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

(5) ちいきの足「とみゅcar」についてです。

こちらは、豊見城市と沖縄トヨタグループが連携して進めている事業になりますけれども、福祉や自治会等で無償に車両提供する「ちいきの足」。そして、公共施設駐車場等を活用した有料carシェア「みんなの足」ということで、組み合わせて事業をしていますが、これについては、令和6年1月にスタートして、1年7か月がたっています。事業内容及び実績等についてお伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

ちいきの足「とみゅcar」の概要につきましては、豊見城の「とみ」、コミュニティの「みゅ」、カーシェアの「Car」を組み合わせた名称で、カーシェアリング事業を開しております。当該事業は、本市の地域公共交通に関する業務において、高齢者などの交通弱者の交通に関する課題と、沖縄トヨタグループの取り込み方針であります車を通じた地域の課題解決がマッチングしたことから、令和5年12月に連携協定を締結し、交通まち

づくりの一環としてカーシェアリング事業を令和6年1月23日より開始しております。具体的には、先ほど新垣龍治議員からもお話がありましたように2つの事業を組み合わせた取組となっております。

その1つ目が、地域支援カーシェアリング。これはちいきの足「とみゅcar」として、豊見城市社会福祉協議会、長堂自治会、豊見城市役所が無償で利用できる車両3台をそれぞれ配置し、高齢者支援や自治会活動などの移動支援に活用をしているところです。

2つ目に、地域資源活用カーシェアリング。「みんなの足」としては、持続的な交通まちづくりのため、本市の公共駐車場を活用し、カーシェアステーションを設け、誰でも有料で利用できる車両15台を市内5か所に配置し、地域社会の生活や観光時の足として、交通移動の利便性向上に努めています。

本取組の仕組みといたしましては、有料で利用する「みんなの足」で得た収益をちいきの足「とみゅcar」の維持管理に補填することになります。新たなインフラ投資を最小限に抑えつつ長期的に事業展開することで誰もが身近に車両の利用が容易となり、効率的な交通サービスの提供につながり、さらには市民を含め県民や観光客のアクセシビリティの向上が図られるものと考えております。

○(5番) 新垣龍治議員 一再質問一

それでは、②利用状況についてお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

ちいきの足「とみゅcar」の利用状況につきましては、令和6年1月の開始から今年度8月までに合計976回の利用を確認しており、その内訳としまして、豊見城市社会福祉

協議会で149回、長堂自治会で510回、本市役所で317回の利用実績となっております。利用開始から現在に至るまで、安定的に継続した利用がされているところです。

○(5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。それでは、③効果についてお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

ちいきの足「とみゅcar」の効果について、公用車として利用している本市役所以外、豊見城市社会福祉協議会や長堂自治会に伺ったところ、買い物支援や病院などへの送迎支援が得られたため、目的先への移動が便利になったという回答がありました。「とみゅcar」の導入の目的にあった地域の高齢者等の交通弱者の移動手段としての利用により、一定の効果が表れているものと認識しております。

○(5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。それでは、④今後についてお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

本取組は、「みんなの足」で得た収益をちいきの足「とみゅcar」の維持管理に補填することで成り立っており、「みんなの足」の利用促進を図ることが事業継続の観点から重要であると認識しております。引き続き沖縄トヨタグループと連携し、ちいきの足「とみゅcar」の長期的な事業展開に努めてまいりたいと考えております。

○(5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。これまで答えていただきましたが、このような取組は地域の交通課題や高齢者を含む交通弱者の支援に直結

しているもので、また企業がこの社会的責任の一環として地域社会に貢献している点においては、本当に大変評価するものです。ただ一方で企業との連携による事業であるからこそ、行政の公平性だとか、中立性の確保が重要とも思います。また持続可能性、今後の在り方などについても、どう整理しているのかという点で、再質問をさせていただきたいと思いますが、まず今現在、長堂自治会、豊見城市社会福祉協議会と豊見城市役所ということで使われていますけれども、この長堂自治会以外の自治会への配備の可能性についてお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

今回、長堂自治会に配備した経緯としましては、まず最初に、全自治会にお声かけをした上で要望を募り、車庫証明やドライバーの確保、利用目的などを勘案した上で、長堂自治会を選定させていただきました。一方で、議員おっしゃっていたように、利用したいと要望のある自治会であることから公平性などの観点により、ほかの自治会への配備の見直しを進めていきたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。それでは、「みんなの足」については、カーシェアサービスになりますけれども、その利用料金について、改めてお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

「みんなの足」の利用の際は、トヨタカーシェアのサービスの予約利用となります。現在、配備されている車両は15台で、利用料金につきましては、車種別で料金は異なりますが、例えば、乗用車タイプ「ヤリス」の場合、

15分で210円から。ミニバンワゴンタイプ「ヴォクシー」の場合、15分で440円から。また、市役所の地下駐車場に配備されている福祉車両につきましては、15分で300円の利用料金となっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。今利用料金についても、お聞きして、福祉車両のほうも導入されているということです。ただ、この「みんなの足」の収益で、ちいきの足の維持管理費ということで活用しているということなのですが、例えば、「みんなの足」で得たこういう収益のみで、この事業というのは今後継続していくけるものなのでしょうか。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

今回、連携協定を締結します沖縄トヨタグループとは利用ニーズに併せて各施設の配備を見直すなど、密に意見交換をしているところであります。引き続き、沖縄トヨタグループの取組方針である車を通した地域の課題解決に本市としても連携し、事業を進めてまいりたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

結構、庁舎に来るたびに稼働していないような状況も見受けられるので、少しこの収益性が本当に大丈夫なのかというところは少し心配するところではあるのです。分かりました。

次の質問ですけれども、ちいきの足の今後の在り方について、改めてお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えします。

現在、「みんなの足」の車両配備は随時展開している状況であり、沖縄トヨタグループ等で共同で要望のあった各自治会を回り、

カーシェアの利用者登録会などを開始したところであります。参加した地域の方々からは前向きな声をいただいております。また、沖縄トヨタグループによると、例えば、那覇市大名第2団地自治会では、免許を返納した高齢者などの買い物支援活動としまして、利用料金おひとり1回100円でトヨタシェアを活用した取組も行っていると聞いております。本市としても、地域の声に耳を傾けながら地域それぞれに合った取り組みを展開していくよう引き続き、沖縄トヨタグループとも連携し、本市の交通課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

先ほどの収益との関係について。今完全無料でちいきの足のほうを活用させていただいているが、これを少し負担額、例えば、大名団地では100円というようなそういう形の利用もされているようなので、その辺について、今後の事業の継続性という面で少し、また各他の自治会でも活用できるようなそういう中でいうと、事業の継続性の面では、この利用料金についても少し検討をする必要もあるかなということも思いました。この市役所もはじめ、公共施設においてもカーシェアリングというトヨタグループののぼりも多数立って掲示物も立っているわけではありますか、この中にはやはり市民がこれを見て特定の企業へ便宜を図っているのではないかというような、そういう誤解も生じる可能性もあると思うのです。実際、私のほうにも市民のほうから、これは何で企業ののぼりが立っているのというようなそういう質問もされますが、その際には、説明はいたしましたけれども、そういう誤解がないように、そのときには行政の公平性とか、中立性、また透明性

を確保するという観点からも、例えば、ちいきの足の利用実績とか、あとは維持管理費、費用控除などが市のホームページ等で公開して、当該事業に対する市民の理解を促進することも必要ではないかと思いますが、その点についてはどうなのでしょうか。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、この運用の在り方というのは、また沖縄とトヨタグループとも意見交換をしながら事業を進めていきたいと考えております。沖縄トヨタグループによりますと、当該事業ですが、地域貢献活動の一環として取り組んでおりますので、維持管理費などの費用を公開することは考えていないということでした。引き続き本市としましては沖縄トヨタグループと連携し、周知活動について適切に対応してまいりたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。しっかりとこの行政が公平・中立ということも確保することも重要だと思いますので、今後その点も検討していただきたいと思います。

次の質問に、(1)高齢者の見守りについて、移っていきたいと思います。

(1)については、孤独死、孤立死についての関連した質問なのですが、警察庁が今年4月に発表した報道によりますと、令和6年度中における警察取扱い死体の20万4,184体、そのうちの自宅において死亡したひとり暮らしの者が7万6,020体あったという発表です。そのうちの76.4%に当たる5万8,044人が65歳以上の高齢者だったということが分かっています。また、このひとり暮らしの住宅で亡くなった方のうち死後8日以上経過していた

ケースについては、全年齢で2万1,856人が当たはまっているということで、やはりこれは生前に社会的に孤立していたことが強く推認されるということで、政府のワーキンググループが取りまとめをしています。実は、私の身近にも先日ある団地のほうで、こういう高齢者の孤立死が起きてしままして、亡くなられて数日後にお隣の住民が異変を感じ、それを通報して発見されたということで、なかなかこの全てを防ぐことができるということは難しいと思いますが、可能な限りこういう防ぐ手立てができればという思いでの今回の質問となっています。

それでは、(1)高齢者の見守りについて。

①本市の緊急通報システムについて以下をお伺いします。

①事業内容についてお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

本市の高齢者緊急通報システムにつきましては、在宅でひとり暮らしをされている高齢者などの皆様が、急病や救急時に迅速な救助につながるよう、通報システムを整備し、利用者の皆様の日常生活における安心と安全の確保を目的としているものでございます。具体的な仕組みといたしましては、ご自宅に固定型発信機とペンダント型の無線発信機を設置し、緊急時に利用者の皆様が装置のボタンを押されると、24時間対応の受信センターへ通報される仕組みとなっております。通報を受けました受信センターでは、事前にご登録いただいた協力員や消防署などへ速やかに連絡を行い、状況に応じて出動を要請することで、迅速な救助・保護につなげるものとなっております。また、本システムは緊急時の通報機能だけではなく、見守り支援の役割

も担っております。月に1回程度、受信センターから利用者の皆様へのお元気コールを実施しております。専門の職員が常駐しておりますことから、体調不良時のご相談にも対応しており、安否確認に加え、高齢者の皆様の安心につながる見守り支援としての役割を担っております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

事業について説明をしていただきました。対象が在宅でひとり暮らしをされている高齢者の方々、または高齢者のみの世帯で虚弱な高齢者と同居されている方々という対象でしたが、②利用状況についてお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

本システムの利用状況につきましては、直近3年間の状況で答弁させていただきます。令和5年度につきましては、月平均で11件。令和6年度につきましては、月平均で11件。令和7年度につきましては、7月末現在で月平均12件となっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

対象となる高齢者のうち、この人数というか、かなりごく少数にはなっていると思いますが、この緊急通報システムの導入費用だとか、助成制度の有無、また利用者の負担額についてはどうなっていますでしょうか。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

システムの維持管理費や受信センターの委託料などが主なもので、設置工事費等を含め、費用は市が負担し、利用者の方の負担としましては通話料のみとなっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

費用負担は市が持っているということで、導入のしやすさという面では、かなりいいと

思うのですけれども、あとはこの緊急通報システムの導入によって、高齢者の安全確保や事故防止につながったといった事例というのはございますでしょうか。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

令和6年度には2件の通報がございました。1つ目は、利用者様より体調不良のことでのオペレーター通報相談を行い、本人と状況の詳細を話合い、結果、緊急搬送には至らずかかりつけ医への受診へとつながったケース。

2つ目は、利用者様よりベッドから起き上がれないとの通報があり、オペレーターが救急車を要請し、利用者宅で容体確認が行われましたが、救急隊の判断で搬送までには至らなかつたケース。

令和7年度におきましては、ご本人との連絡は取れなかつたため協力員へ連絡すると、ご本人が入院中で不在であったというようなケースでございました。いずれも大事には至らず、緊急搬送にはつながったケースはございませんでした。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。このシステムの設置だとか運用に関して、例えば高齢者、ご利用者、利用者本人だとか、家族から意見だとか、課題というのはあったでしょうか。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

本システムの運用につきましては、特にご本人、家族からの苦情や要望等は今のところございません。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございました。通報先は市役所だとか、消防、民間、豊見城市社会福祉協議会等も含めてこの連携体制というのは整っているのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (14時53分)

再開 (14時53分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

こちらのほうの通報システムにつきましては、ご本人の緊急連絡先として指定しております。その中で、豊見城市社会福祉協議会との連携というのはやってございませんけれども、社会福祉課のほうで所管しております地域見守り隊という事業がございまして、その中では豊見城市社会福祉協議会と連携をして対応しているということでございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ちょっと質問の仕方が悪くて、今回のシステム以外にも、この高齢者の孤立化防止の観点から、このシステム以外にも見守り施策等があれば、これについては、例えば先ほどおっしゃった地域包括支援センターと豊見城市社会福祉協議会との関わりの中で、どういう取組をしているのかお願いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

緊急通報システム以外の見守り施策につきましては、地域包括支援センターによる介護予防把握事業で、75歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に職員が自宅を訪問し、生活状況の確認や困り事などを伺い相談窓口の周知を行う見守りと、食の自立支援事業とした配食サービスがあり、対象となる高齢者の方へ食事を配達し、配達員による安否確認を併せて行う見守りを行っております。これからも高齢者の皆さまが住み慣れた地域

で安心して生活できるよう、先進自治体等の事例も参考にしながら、庁内の関係部署と連携し、検討してまいりたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。地域包括支援センターなどは、民生委員、介護サービス事業者、社会福祉協議会などと連携して、高齢者情報の共有だとか、孤立や閉じこもりの早期発見と支援を行っていることだと思います。また配食、宅配サービスなどの民間企業や団体が参画し、見守りの目を何層も重ねることで、社会全体で見守り体制を構築していく。このことが大事だと思います。先ほど部長がおっしゃいましたが、豊見城市社会協議会においても、地域見守り隊活動が現在11団体も参加しているということで、このような皆さんとの連携強化も今後進めていくという点で、例えば社会福祉課が中心になって、そういう協定を行っている皆さんと定期的な意見交換の場を設けることも必要ではないかなと思っています。内容としてはこういう現状把握、通報があったこういう事例だとか、あとは見守り活動をする中での改善点をこういう団体がいろいろ意見交換をしながら共有していくということも必要ではないかと思いますので、こちらは提言として、今後検討していただければと思います。

次の質問に移ります。（2）子育て支援施策について。

①年少人口率全国市区で日本一である本市の子育て支援施策の内容をお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

本市では、全ての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるよう妊娠期から子育て期まで一貫した切れ目のない支援と伴走型支援を柱

として様々な施策を推進しております。その中核として、令和7年4月には保健、医療、福祉の専門職が連携する「こども家庭センター」を設置し、保健師、助産師、家庭児童相談員などが妊産婦や子育て世帯の出産や育児に関する悩み、不安に寄り添い、きめ細やかな支援を実施しております。具体的には、妊娠期から出産期にかけては、妊娠届出時の面談を通じて妊婦の方々の希望や専門職の気づきに基づいたサポートプランを作成し、妊娠中から電話や面談による随時相談を通じて、きめ細やかな支援を行っております。出産後は、全ての乳児がいるご家庭を訪問し、育児に関する情報提供や相談を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、また産後の母子の心身のケア、授乳指導、育児支援を行う産後ケア事業を通じて、産後うつの予防等、子育て支援に努めております。乳幼児期においては、4か月児健診、7か月児健康相談、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診といった定期的な健康診査を実施し、乳幼児の疾病や障害の早期発見、早期治療、保健指導、発達相談を行い、お子様の健康増進と保護者への子育て支援を行っております。さらに母子保健事業を通じて、養育上の課題等が把握されたご家庭に対しては、保健師と家庭児童相談員などが連携し、策定したサポートプランに基づき、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業などを提供するなど、必要な支援を継続して行っております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございました。答弁としては、主に乳幼児、産後ケアから子育て支援、相談体制、そういう面についての取組についてお答えをしていただきました。ちょっとこの質問の聞き方も私のほうも少し難しいような質

問の仕方ではありましたが、今答えていた面については、他の自治体でも多く取り組まれていることで、豊見城市でもこれは必要なことだと思います。例えば、次に今は相談体制だとか、そういうケアをするという取組でしたけれども、例えば、子どもの多い本市において経済的な負担の軽減をするようなこういう事業については、どうでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 懇 (15時01分)

再 開 (15時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

経済的な部分での支援ということですが、今回、補正予算にも上げていますように物価高騰の児童扶養手当対象者への1万円の給付ということについては、今回実施している状況でございますので、そういう支援を通じてしっかりとサポートがまたできればということを考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

②県内の子育て支援施策の状況についてお伺いします。

(ア)学校給食費無償化の状況についてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和7年6月5日の新聞報道によると、沖縄県内市町村における学校給食無償化の状況は次のとおりと聞いております。市町村立の中学校で学校給食費を無償化している市町村は27市町村。全体の65.8%になっております。小学校では23市町村、56.1%。また小・

中学校の両方で無償化しておりますのは、23市町村ということあります。中学校で保護者負担額が最も高いのは、月額3,050円の宜野湾市です。次いで、3,000円のうるま市、豊見城市、石垣市、南風原町となっているところでございます。小学校では補助率が8%から50%未満の自治体が5市町村。豊見城市は43%ですが、ちょうど50%のところが10市町。そして、60%から75%のところが2市村となっております。補助がないところにつきましては、沖縄市ということになっております。保護者負担額は、月額4,700円の読谷村が一番高く、次いで4,500円の沖縄市、南風原町、中城村だと報じられております。また、沖縄市、石垣市、中城村、竹富町の4つの自治体では、第3子以降を無償化していると報じられているところでございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

次に、(イ)こども医療費助成制度の状況を伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

こども医療費助成制度の状況につきましては、令和4年4月1日より沖縄県こども医療費助成の通院対象年齢を中学校卒業まで拡充したことに伴い、本市においても県に合わせて対象を中学校卒業まで拡大いたしております。令和7年度現在、県内において高校卒業までは対象とした医療費無償化を実施している自治体につきましては、41市町村中24の市町村が実施をしております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

今学校給食費と高校卒業までのこども医療費助成制度の県内の状況についてお答えいただきました。本市は、やはり子どもの多い市ということで、令和7年度施政方針の中でも

触れられています。ちょっと読み上げますと、本市は、全国市区において年少人口比率が最も高い自治体であり、今後において子どもに対する施策は重要な事項でありますと触れられています。私も同意見でありますし、やはり子どもが多いこのまちで本当に安心して子育てができる、この市をしっかりと目指す必要があると思います。今日午前中川満玄治議員もこのような質問をしていただいて、私もとても共感するところでありますし、物価高騰の中で子育てをする皆さんの負担が本当に大きくなっています。本当にこれは待ったなしであります。そういう面でいうと、やはり学校給食も国や県がやらないといけないとありますけれども、医療費もそうです。ただ、やはり市として、国や県がやるまでの間、市がやはり子どものためにしっかりと頑張りたいというようなそういう姿勢を示すことが私も必要ではないかと思いますが、今後、次年度に向けて学校給食費にしろ、医療費助成にしろ、今後、今以上の負担軽減を進めていく、そういう考えはありますでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

給食費についてお答えをいたします。

確かに負担感のあることは理解をしているところでございますが、今かねてより申し上げますとおり、市の財政状況や国や県の動きを見ながら今後給食費については、考えていく必要があるだろうと思っております。本市におきましては、栄養充足も含めて、かねてより単費で支出をしながら給食費を支えて、現時点では県内でも栄養価の高い給食を、安心安全な給食を提供しているというふうな自負を持っているところでございます。給食に関してさらに申し上げますと、今教育委員会

としての課題としては、給食センターの建て替えも含めて、そういう大きな枠の中で学校給食全体のコストを考えていく必要があると思っております。本来、市が持つべき責任の範囲内をまず全うした上で、保護者負担の軽減等に進むのが筋であろうと教育委員会としても考えております。もし仮に全額無償化を市として取り組むとすると、県の補助を除いても4億円弱の単費が必要となってまいります。やはりそこを支える今財政力が本市にはないということも、難しいということも事実でありますので、そこもご理解いただけたらと思っています。いずれにしてもそういう状況を踏まえて、本市としては教育委員会としてもなさねばならぬこともＩＣＴ化、ＧＩＧＡスクールも含めて進めておりますので、そういう中で考えてまいりたいと考えております。

○ こども未来部長 上地五十八

それではお答えします。

高校卒業までの医療費無償化の実現というところなのですが、我々の部分についても当然、継続して支援していくためには、財源の確保というところが大きい課題かと考えております。今後も沖縄県市長会等を通じて国や県へ要請を行いながら、この件は検討していきたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

学校給食費についても、国の事業の制度化も含めて可能性は高くなっていると思っておりますので、ぜひ前向きに頑張ってください。よろしくお願いします。終わります。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月17日、午前10時開
議といたします。お疲れさまでした。

散会 (15時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

豊見城市議会議長 外間剛

署名議員 (17番) 大田善裕

署名議員 (18番) 楚南留美

令和 7 年第 4 回

豊見城市議会（定例会）会議録（第 3 号）

令和 7 年 9 月 17 日（水）

令和7年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和7年9月17日（水曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外 間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜 保 龍 平 議員	(14番) 濱 長 宏 議員
(3番) 新 垣 繁 人 議員	(15番) 要 正 悟 議員
(4番) 長 嶺 吉 起 議員	(16番) 伊 敷 光 寿 議員
(5番) 新 垣 龍 治 議員	(17番) 大 田 善 裕 議員
(7番) 濱 長 恒 雄 議員	(18番) 楚 南 留 美 議員
(8番) 吉 濱 智 也 議員	(19番) 大 田 正 樹 議員
(9番) 宜 保 安 孝 議員	(20番) 赤 嶺 吉 信 議員
(10番) 川 満 玄 治 議員	(21番) 宮 城 恵 議員
(11番) 新 垣 亜矢子 議員	(22番) 仲 田 政 美 議員
(12番) 波 平 邦 孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比 嘉 豊	主 査	屋 良 章 太
次 長	比 嘉 剛	主任主事	盛 島 愛 乃
班 長	比屋根 由 香		

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元 次人	副市長	大城 正
教育長	赤嶺 美奈子	総務部長	内原 英洋
総務部参事監 (企画部参事監兼務)	奥濱 真一	企画部長	翁長 隼司
市民部長	森山 真由美	福祉健康部長兼 社会福祉課長	金城 博文
こども未来部長	上地 五十八	都市計画部長	嘉川 聰子
経済建設部長	城間 保光	上下水道部長	大城 堅
消防長	高良 寛	教育部長	赤嶺 太一
総務課長	上原 元樹	人事課長	赤嶺 啓
財政課長	宜保 友司	管財課長	大城 光
企画調整課長	金城 健一	商工観光課長	東上里 豊
協働のまち 推進課長	喜久里 則子	環境課長	国吉 有貴
障がい長寿課長	比嘉 徹夫	子育て支援課長	大城 泰子
都市計画課長	健山 博之	道路課長	比嘉 真人
公園緑地課長	新里 司	農林水産課長	赤嶺 由香里
下水道課長	新田 靖	消防総務課長	当間 英文
警防課長	金城 智	教育総務課長	赤嶺 渚
教育指導課長	平田 和也	学校施設課長	石川 ミコ
生涯学習課長	赤嶺 健		

本日の会議に付した事件

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

令和7年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第3号）

令和7年9月17日（水）午前10時 開 議

日程番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

———— ◇ 日程第1 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に大田正樹議員、赤嶺吉信議員を指名いたします。

———— ◇ 日程第2 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号6 (12番) 波平邦孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、波平邦孝議員の質問を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員 一登壇一

おはようございます。会派城の風、波平邦孝です。一般質問2日目、元気よく務めていきたいと思います。

先日より議員の皆様から、沖縄尚学高校への優勝おめでとうという言葉もありましたし、そのままスルーしようと思ったのですが、私が触れないことには始まらないかと思いまして。昨日川満玄治議員からも2週間ということがあったのですが、実際は1週間なのです。が准々決勝から滞在しまして、OB会の役員として、しっかりと選手のサポートを含めて現地で日に日に選手の目の色が変わって、必ず深紅の大優勝旗を持って帰るんだという熱い思いをひしひしと伝えていただきながら、

我々もしっかりと最後まで現地で見届けることができて、大変誇りに思います。何が言いたいかというと、決勝が終わった瞬間に徳元市長にお電話させていただきまして、9名のレギュラーの中に2名豊見城出身の選手がいますと。それはもちろん市長も存じていましたけれども、すぐに優秀報告会の段取りをしましょうということで市長の即決のご判断もいただきまして、担当課の皆様にもご尽力いただきながら、去る先週ですか、あのような盛大な会を開いていただき、OB会を代表しましてありがとうございます。保護者の熱気も含めて、これもスポーツが持つ力、県民に勇気と感動を与える。この戦後80年という節目の年に、沖縄県代表がしっかりと優勝したという意義深いところもありますので、豊見城市の多数輩出している多くのプロ選手並びに、このような未来有望な選手たちのためにしっかりとスポーツ振興に引き続き汗をかいできたいと力強く決心したところでございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。

それでは通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

(1) 教育行政について。

①児童生徒の県外等派遣費補助金制度について以下をお伺いします。

(ア)過去3年間の利用状況と予算執行状況をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

おはようございます。それではお答えします。

生涯学習振興課のほうで補助を行っている部分におきまして、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金の過去3年

間の利用状況と予算状況につきましては、令和4年度の件数が101件、補助額が1,057万54円、令和5年度の件数が116件、補助額1,080万8,892円、令和6年度の件数が119件、補助額1,722万255円となっているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

ここを触っておきたいのですが、令和6年度が過去最高の補助額となっておりますが、その要因をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

最高額となっていることにつきましては、推測にはありますが、議員がご指摘になっているように子どもたちの意欲が向上したこと、あとは中学校の部活動からクラブチームへの移行及び大会派遣が増加したことなどが補助額の増加につながっているものと考えているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

クラブチームを含めて、また地域移行の展開とかもあると思いますので、今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。

(イ)特に経済的に困難を抱える世帯への重点的な支援について本市の考え方をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

特に経済的に困難を抱える世帯の児童生徒が、県外での貴重な体験を積む機会を失わないように支援することの重要性につきましては、本市といたしましても十分理解をしているところでございます。本市では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対し、義務教育の円滑な実施を目的とした就学援助制度を導入しております。この制度は学用品費、

給食費、修学旅行費など学校生活に必要不可欠な経費を支援することで、経済的に困難を抱える世帯の子どもたちが安心して学び続けられるよう支援を行うものであります。一方、児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金制度につきましては、本市の子どもたちが部活動や学校外でのスポーツや文化活動を通じて県外での多様な経験を積み、その能力を一層伸長させることを奨励し、活動を支援することを目的としております。この制度は、義務教育の機会均等を保障する就学援助とは趣旨が異なりまして、特定の活動に対する奨励的、発展的な支援だと理解しております。ご提案の経済的に困難な世帯への重点的な支援を検討するに当たりましては、制度設計上幾つかの慎重な議論が必要であるものと考えております。例えば現在の補助金制度の件数が多い中で、経済状況に応じた補助額の算定やその後の確認作業は、現在の制度に比べ事務処理が複雑化することありますし、行政コストの増加や申請される世帯の手続負担増にもつながるという課題もございます。また、同じチームや団体に所属する児童生徒の中での経済的な困難な世帯とそうでない世帯との負担額に差が生じることに対する公平感の課題、また、そこを明らかにする中で手続することでの児童生徒への影響も課題としてあるものと考えております。もっとも公的な費用負担の妥当性について判断が求められる認識ということはございますので、その点も踏まえて、これらの課題を多角的な視点から慎重に検討し、他の自治体の事例も参考にしながら、今後の施策の在り方について様々な可能性を探ってまいりたいと考えているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

そこなのです。就学援助とは趣旨が違うというところで、重点的な支援については私のところにも様々なご相談があるのが現状でございます。今答弁にありましたように、例えば同じ団体に所属する児童生徒の中で負担額に差が生じたり、例えば公平・公正に行くというところの問題もあります。課題も恐らく多くあるので慎重な議論が必要なのはもちろん理解しておりますので、今後このようなご相談あった場合には柔軟な対応を求めていきたいと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに議員がご指摘のとおり、そういう世帯があって、そこをどう支援していくかということについては部内のほうでも検討を進めてまいりますが、同一の枠組みの中で実施するとなると、先ほど申し上げたような課題があることも事実でありますので、別立てでできないかとか、どのような形で就学援助世帯であるかどうかということを明らかにせずに支援ができるのかという視点で調査検討を進めてまいりたいと思っています。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。

(ウ)現在1選手2回までという助成ルールの緩和が必要であると過去に何度も提言をさせていただきました。その後の進捗状況をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金の交付が受けられる回数につきましては、原則として同一年度につき2回を

限度としているところでございます。一つの大会において県大会、九州大会、全国大会へと上位の大会に派遣されるまでに、ここは通算して1回とカウントし、多くの機会が得られるように現時点では対応しているところでございます。同一年度につき2回の補助金の制限については、子どもたちが活躍できる場が増えるように財源の確保に努め、制度の拡充に向け検討する中でどのような拡充が可能か、検討を進めてまいりたいと思っておりますが、一番は財源の問題です。あと、事務体制の議論も併せて検討する必要があるものだと考えているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

この問題は、以前から多くの市民の皆様からもご相談がありますし、私のほうでも何度も何度も議場において、また窓口とかでもいろいろと議論をさせていただいております。冒頭申したように、子どもたちの可能性は無限大ですし、何をきっかけに開花するか分からぬ。その辺、未知数の部分も多くあると思います。ですから、この多くの機会を、チャレンジの場を行政として緩和していただき、チャンスを与えていくべきだと強く私は考えております。複数回申請できるような制度設計の見直しについて、教育長の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員のご指摘については重く受け止めておりますので、おっしゃるとおり、子どもたちが活躍できる場面をどのようにつくりていくということが教育委員会の大きな使命だと考えております。財源確保も含めて、また規制緩和も含めて検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

本市の児童生徒は7,500名在籍しています、多彩な児童生徒がたくさんいます。その子どもたちが国外を含めて国内、多くの場面で活躍できるよう、チャレンジの場を広く設けてあげたいと私は考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

教育長、ありがとうございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。

②行きます。この質問に入る前に、出前講座に関しては、議会事務局長よりしっかりとご指導をいただきながら、議会主体で進めていく必要があると。それをもちろん理解した上で、将来的な主権者、教育の観点からもご質問をさせていただきます。

②沖縄県議会の事例を参考に、本市議会においても児童生徒と直接対話をを行う「出前講座」の取組を教育委員会と連携し、未来に向けて展開をしていく必要があると強く考えますが、当局の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご提案の議員の皆様と直接対話できる出前講座につきましては、特に中学校の公民においては地方自治の基本的な考え方、地方公共団体の政治の仕組みなどを学びますので、本講座は生きた教材として大変有意義な学習機会の一つになるものと捉えているところでございます。教育委員会といたしましても、議会の皆様が主体となってご検討を進められるということであるならば、本講座が児童生徒にとって実り多い学びの機会となりますよう、できるだけ連携を図りながら学びにつなげるような取組としていきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

ありがとうございます。本日私のところに、8月からの夏休み期間を利用して、学生インターンシップのメンバーが傍聴に来ていただきました。恐らく私の真面目な姿を見るのは初めてかもしれませんけれども、少しでも議場の雰囲気、議会・行政とは何か感じていただけだと幸いだと感じております。

今回の②ですが、学生インターンシップの皆様から意見を募り、通告をさせていただいております。皆様からは、小中学生の頃からこのような議員、そして政治家と言われている皆様との様々な意見交換ができていたらもっとよかったです、幅が広がったとか、例えば議員を身近に感じることで自分の街の在り方、市町村の在り方、そして沖縄県の未来を真剣に考えていくきっかけにもなるのではないかと、力強いお言葉をいただております。今後については、豊見城市の児童生徒のみんなのためにしっかりと実現してくださいと、力強く背中も押してもらっていますので、もちろん議会主導で、主体でしっかりと取り組んでいくというところも認識しながら、我市にも市内に8小学校、4中学校、計12校あります。与野党問わず、市議会議員21名ですけれども、しっかりと各小中学校に振り分けて出前講座を行うということは大変意義深いことだと私も思っております。また、児童生徒においても、しっかりと実りの多い学びの機会、先ほど答弁いただいたようになれるように、我々もやるとなったら先輩方と相談しながら本気で取り組んでいきたいと思っていますので、そこに向けて教育委員会としても同じベクトルで進んでいただけたらと思っております。教育長、見解をお伺いします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

生徒と議員が直接対話を通して政治について学ぶということは、大変意義深いことだと思っております。また、学習指導要領の社会科、公民的分野において、政治参加や主権者としての自覚を育む学びに直結してつながると思っております。また、18歳選挙権が実現した今、子どもたちにとって政治を自分事として捉える大変すばらしい機会になると思っております。また、波平邦孝議員は地域の子どもたちと昨年は力士を学校現場に派遣して、子どもたちに本物の力士と学ぶ体験をさせてくれたり、先日の沖縄尚学高校のお祝いの場を設けるという、すごく魅力的な活動を地域でされておりまして、そのような議員に魅力を感じて、今日インターンシップでも傍聴にいらしておりますが、議員自らすばらしい政治を教えてくれる先生になるのではないかと期待しております。教育委員会といたましても、学校教育の充実と未来を担う子どもたちの成長につながる取組だと期待しております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

ありがとうございます。今政治に携わる者の一人として精進していきたいと。いい背中を学生たちに見せられるように、引き続き頑張っていきたいと思います。また、出前講座に関してもいろいろと議論を進めていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

(2) スポーツ振興について。

①昨今、目覚ましい活躍を見せる豊見城の子どもたちと保護者の皆様の負担を軽減するためにも、「新スポーツ基金」を創設し、未来へと投資していく必要があると過去に提言させていただきましたが、その後の進捗状況をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スポーツで目覚ましい活躍を見せる子どもたちの活躍の支援につきましては、現在本市では、先ほど来議論になっております選手派遣費の支援をしているところでございます。議員ご提案の新スポーツ基金につきましては、昨年度の議会におきましても使途の明確化、財源の確保や執行体制、事業内容を定めて効果的な事業展開をする必要があるとして、既存の人材育成基金とのすみ分けやその他の調整事項等を踏まえて慎重な検討が必要であると答弁させていただいたところでございます。議員ご質問の進捗状況につきましては、実際は人材育成基金の控えになるようなものだと思っております。また、派遣費が現在一括交付金を主な財源としておりまして、また、その多様な基金が設置され、その中に寄附も分散されている状況で、その積立額も含めて課題がある状況です。それらの財源的な課題等をクリアしながら、より支援に特化できるようなスポーツだけでなく文化も含めた支援ができるような基金については、今後引き続き検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

再質問に入る前に、毎年大変ありがたいことに、今教育部長がおっしゃったように次代を担う人材育成の資金に充てるために、この人材育成基金にご寄附いただいている皆様に感謝を申し上げます。過去に私、スポーツ基金をご提案させていただいておりますが、以前も伝えたのですが、今ある人材育成基金と財布を別々にしてほしいと訴えているわけではなくて、冒頭申したようにスポーツがバーンっと盛り上がっている我が市はもちろんで

すけれども、そのままの状況の中でこのタイミングでのいわゆる名称変更、さらにはより寄附金が集まる可能性がある周知の仕方をトライしてみてはいかがでしょうかというご提言でございます。この基金をさらにパワーアップした形でリニューアルしていくべきだと強く感じております。例えばパッケージを変えることで多くの個人、企業、そしてスポーツ団体から寄附を募って、先ほど教育部長もおっしゃったのですが、県外派遣費の補助にもつながっていくのかと思っております。未来の子どもたちのために投資をしていく必要があるのではないかと思っております。

さらに、先ほど教育部長の答弁にもありました、スポーツ分野のみではなくて、しっかりと文科系への投資も私は必要だと思っておりますので、名称は置いておいて、改めて新スポーツ文化基金というご提案なのですが、市長はいかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

申し訳ありません、お答えいたします。

基金につきましては、人材育成基金は、確かにご指摘のとおり内容が分かりづらいということや、現在の活用状況について、ほかの方々、市民の方々、もしくは寄附をする方にも伝わりづらいというところがございます。ご指摘のとおり、名称についてはキャッチャーなものが寄附を呼び込むのに非常に有効だということであるならば、そこを検討した上で名称変更も含め検討もしていきたいと思っております。当然、その中に財源の確保や寄附額の増加も含めたそういう動かし、また市長の施策の中でスポーツコンベンションを深く取り組んでいくということで新部署も設置されておりまでの、そとも連携をしながら、そういう呼び水になるような形での検討を進

めてまいりたいと思っております。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

この新スポーツ基金なるものの名称というものに関しては、スポーツを盛り上げるためにやっていく必要があるだろうと、私も過去に議員時代には質問させてもらったこともありますし、思いは一緒であります。今、我が市が持っている全ての基金もあるのですが、進化をさせないといけないと思ってもいますし、今教育部長が答えたとおり、その検討にも入りだしているところであります。ですので、当然スポーツだけではなくて、文化面でも頑張る子どもたちの背中を押すこともまた一つ、あるいはスポーツコンベンションから、国外からでも国内からでもいろいろなスポーツコンベンションが展開できるような状況にもなっていますから、その部分で活用できる基金にもしていきたいと思いますので、また具体的な検討をさせていただきながら、しっかりと結果を出していきたいと思います。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

市長、力強いご答弁ありがとうございます。我が市には、もちろん野球面で行くと日本ハムファイターズの開幕投手を務めました金村尚真投手、さらにはオリックス・バッファローズの大城滉二選手、宜保翔選手、そして昨日も赤嶺吉信議員からもありましたように、世界陸上の男子幅跳び日本代表津波響樹選手、さらには、バスケットはもちろん市長はご存じだと思います。サッカーももちろん吉濱智也議員とかも含めて多数プロアスリートを輩出している市だと自負しております。ですから、このような選手たちに郷土愛を持っていただくような取組を行政として強く進めていくべきだと私は強く感じております。ですか

ら、例えば市長表敬訪問の際に関係者を通しながら、すかさずというか、担当課のほうからも、「未来の子どもたちにこのような基金がありますけど、投資はどうですか」とか、そのような取組をすかさずでいいんですけれども、表立ったらまた変に思われてもいけないので、そういう未来への投資というところをしっかりテーマにして、セットで展開を進めていってほしいと思っていますので、これは要望としてお伝えしておきます。よろしくお願ひいたします。

②現役選手や元プロ選手の力を活用し、多くの子どもたちに夢と希望を与える「スポーツ教育」を継続的に展開する仕組みを構築していく必要があると強く考えますが、当局の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問のスポーツ教育でございますが、これまでにプロや元プロ選手に触れる機会といたしまして、一昨年12月27日に県出身のプロ野球選手らでつくるプロ野球沖縄県人会主催の野球教室が与根漁港多目的広場で開催されたほか、去る令和7年8月15日には、豊見城市バスケットボール協会主催によるバスケットボールクリニックにおいて、元プロバスケットボール選手を招いて豊見城中学校にて開催されております。このようにスポーツのプロ選手や元プロ選手に触れることで、子どもたちの成長につながる部分があるものと考えておりますので、継続的に展開する仕組みの構築について、スポーツ少年団や体育協会、その他各種団体とも連携しながら、可能な限りそういう場をつくれるような取組をしていきたいと考えているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

今ご答弁にありましたように、私はこれまで一昨年のプロ野球教室、与根多目的広場でやりましたが、それも含めて市長から引き継ぎました伊勢ケ浜部屋の嘉数公民館合宿。今現在覚えていますか、市長、副市長、教育長、伊勢ケ浜部屋で一緒に写真を撮っていた伯桜鵬閑、当時まだちょんまげも結えなかつた草野閑というのは、今幕内上位で戦っております。伊勢ケ浜部屋というのは、今日本でナンバーワンの部屋ですし、そういうメンバーが嘉数公民館で合宿していただいたというのは、また改めてすごいことだったと思いますし、それも含めて先日の沖縄尚学高校野球部の優勝報告会も含めて、私は冒頭申しましたが、スポーツ振興に本気で取り組んでいくという決意と自負もあります。ですから、この多くの子どもたちの笑顔を目の前で見てきました。やはり子どもたちに何か感じてほしい、将来に何かきっかけを与えてほしいというところで、今我々でできることを全力で、多くのご縁をいただきながら、しっかりと豊見城市の子どもたちのために還元できるような仕組みを今後も展開していくかと強く思っております。11月には卓球の元プロ選手も市民体育館でいろいろとスポーツ教室を予定しているところですが、このような多岐にわたる継続的に展開する仕組みの構築を含めて、新設した政策推進課のスポーツ推進班を中心に展開していくべきだと強く思っております。その辺はいかがでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (10時26分)

再開 (10時27分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 企画部長 翁長卓司

今年度より設置されました政策推進課、その中にスポーツ推進班が設置されております。その中で各種団体のスポーツコンベンションを含め、適切に対応できるように実施していくたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

引き続き、よろしくお願ひいたします。

(3)瀬長島について。

①本市が誇る観光地、瀬長島の高度化へ向けて、市長が描く今後の展開を具体的にお伺いします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

瀬長島は昭和52年の返還以降、昭和57年の瀬長島開発基本計画の策定を皮切りに、瀬長島野球場や瀬長島サンセットパーク、そして空の駅瀬長島物産センターの整備を行ってまいりました。平成16年には、沖縄振興特別措置法に基づく観光振興地域「エアウェイリゾート豊見城」に指定され、瀬長島開発計画は一気に進み、民間による温泉を活用した宿泊施設の立地が進み、多くの来島者でにぎわう魅力的な観光拠点として発展を遂げております。週末に野球でにぎわっていた瀬長島は、市民と観光客でにぎわう島へと変わり、瀬長島を取り巻く環境は、時代の変革とともに大きく変化しております。年間の来島者数は今後も順調に増加し、令和13年には年間来島者数が約290万人から316万人になると推計をされております。現在、瀬長島ホテルとウミカジテラスを拡張する計画を民間事業者と進めており、私の掲げる「新たな富を生み出すまちづくり」の実現に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。その末には、もちろんそこで得た富に関しては市民還元を

するというような、そういう拠点をつくれる島づくりを考えていきたいと思っています。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

拡張するウミカジテラス、さらには瀬長島ホテルの開業時期をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

まず、ウミカジテラスにつきましては、令和9年度からの開業を目指しているということであります。瀬長島ホテルにつきましては、令和10年度からの開業を目指していると伺っております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

市長、この瀬長島ですが、特に野球場ですけれども、各地域、市内外問わず「瀬長島野球場がなくなるよ」という噂が出回っています。その辺の現状はいかがですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

地域の少年野球の監督や保護者の間で、今年度で瀬長島野球場がなくなってしまうというような噂話が出ていることについては確認をしておりますが、「そのようなことはございません」ということを強く申し上げたいと思います。本市としましては、今年度末に瀬長島野球場の代替地案を市民の皆様にお示しして、代替地の整備期間中に瀬長島野球場が全てなくなるようなないように取り組んでいく所存でございます。しかしながら、先ほど市長から答弁がありましたように、瀬長島の来島者数は今後も順調に増加することが推測しております。駐車場の点在や駐車場不足による野球場利用者や観光客等の来島者の利便性の低下による瀬長島の価値の低下が懸念されますので、瀬長島観光拠点機能強化計画で策定したような集約的な駐車場の整

備を暫定的に進めさせていただきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

瀬長島野球場ですが、民生安定費、いわゆる防衛予算を投じて整備してきた流れがありますけれども、今おっしゃるように集約駐車場を例えれば整備するとなった場合、補助金の返還が発生するのか。市の見解をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島野球場は平成26年に防衛省の補助を活用し、雨水の排水工事、人工芝及び照明設備の設置等のグラウンドの改修を行っております。議員ご質問の集約駐車場の整備につきましては、整備のタイミングを見て、防衛省と補助金の返還の有無について協議をしていきたいと考えております。なお、一般論いたしましては、補助金の返還が発生する場合は物件等の残存価格に係る補助金相当額を算定して返還するという流れになることが想定されております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

瀬長島というのは、今や来島者数も増加して、観光客の皆様が行きか帰りに必ず立ち寄るという場所にもなっている本市の誇る立派な観光地でございます。ですから、今後さらなる高度化を進めるに当たっては、必ずセットで丁寧な説明が求められると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

②瀬長島野球場について、代替地整備検討業務の取組状況を具体的にお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島野球場代替整備検討業務につきましては、令和6年度末に公募型プロポーザル方

式により公募を開始し、5月に企画提案書の審査を終了して、6月に委託業務の契約を締結しております。業務の内容としましては、先進事例及び自治体等の情報収集、代替候補地の設定、代替候補地の評価基準の設定、評価基準に合わせた各候補地の状況の整理、代替候補地の優先順位の設定、優先地区における配置計画の検討、事業化に向けた課題の整理、代替地検討計画の整備による施策推進の支援となっており、9月中の検討委員会の開催に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

瀬長島野球場の年間利用者数とか月別の利用状況については、質問取りのときに聞くことができたのでいいのですが、基本的に代替地には、現在4面球場を整備するという理解でいいのか。見解をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島野球場代替整備検討業務では、市内のスポーツや土地利用施策を推進する上で参考となる先進事例の情報収集を行いつつ、他団体の取組も確認していきます。また、瀬長島野球場の利用状況等を踏まえた、軟式または硬式に対応した球場の必要性の検討や、球場の数及び球場の規模等の整備方針を検討していきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

野球場ですから、野球関係者へのヒアリングを踏まえて検討するのか。併せて、このヒアリングを行うとすれば、どういう方々へ行うのかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

野球関係者へのヒアリングにつきましては、

実施していきたいと考えております。そのヒアリングの対象としましては、市のスポーツ少年団、体育協会、島尻地区中学校体育連盟の野球専門部、沖縄県野球連盟等を想定しております。また、一般市民の利用者などへのアンケート調査もできないかも含めて、委員会の中で議論をしながら進めていきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

先ほど市長から、今年度内に代替地を決定したい旨の答弁があったと思います。いつ頃対外的にリリースしていくのかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島野球場代替整備検討業務の履行期間は今年度末としておりますので、来年3月頃を目指して取り組んでいきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

瀬長島というのは、いろいろ歴史をたどると市民の憩いの場というところもありました。その辺の認識も含めて、今後展開を進めていってほしいと思います。まだまだやりたかったのですが、時間がないので宜保龍平議員が明日質問すると思いますので、そこに引き継ぎたいと思います。

(4) 福祉行政について。

①児童発達支援センターの設置について、進捗状況をお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

令和6年第5回市議会定例会において、波平邦孝議員より児童発達支援センター未設置に関するご質問をいただいております。議員ご質問の児童発達支援センターの設置につきましては、現在地域資源である民間事業所を

活用し、中核機能強化事業所として、委託による児童発達支援センターの機能を持った拠点設置に向けて検討を進めているところでございます。今後においても地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、国が示す令和8年度末までの整備に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

今、福祉健康部長から答弁いただいたように、昨年の9月にも同様の質問をさせていただきました。その際に、児童発達支援センター未設置の本市においては、設置までの間、関係機関の連携の下、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備、もしくは委託する必要があるのではないかとか、いろいろとご提言させていただきました。今の答弁でもいろいろと見えてきて、調整の段階でもお話をさせていただいたのですが、行政主導の箱物といいますか、そういうのは財政面を含めても現実的ではないというところもお互いで認識しているところでございます。中核的な支援機能を有する体制を整備するというところで、国が指針を示している令和8年度末にはしっかりと間に合うという認識でよろしいでしょうか。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

第3期の障害児福祉計画の中でも、令和8年度末までには施設を設置していくということでしっかりと明記してございますので、引き続き設置に向けて、鋭意取り組んでいきたいということでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

令和8年度末にしっかりと整備が間に合いますように、よろしくお願ひいたします。

少し飛ばして、(5)に行きます。過去の質

間からの進捗について、③から行きます。

③6次産業化の取組について、進捗状況をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

6次産業化の取組につきましては、農林水産物の生産にとどまらず、加工・流通・販売、さらには観光との連携により地域資源の付加価値を高め、所得向上と地域経済の活性化を図ることにつながるものと考えております。これまでの進捗状況といたしましては、6次産業化に必要な知識やノウハウの習得を支援するため、沖縄県農林水産部流通加工課が実施する研修会等の情報提供を行い、受講を促進してまいりました。また、商品開発や販路開拓を支援する沖縄県の補助事業、例えば6次産業化スタートアップ事業や地域農林水産物活用支援事業につきましても、その活用を推奨しております。具体的な成果としましては、こうした県の補助事業を活用し、本市でバナナ栽培を営む株式会社琉球プランテーションズ様がアップルバナナジェラートの商品開発を行い、今年開催された花と食のフェスティバルにおける島フードグランプリで奨励賞3位を受賞され、その功績に対し、市長表敬も行われました。同社は商品開発の成功にとどまらず、継続的なブランディングや情報発信にも意欲的に取り組んでおられます。今後につきましても、市は引き続き関係機関と連携しながら、6次産業化に取り組む意欲ある農家等への多角的な支援を強化し、地域農林水産物のさらなる高付加価値化と持続可能な地域経済の発展に努めてまいります。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

今後についても地域農林水産物活用支援事業や、6次産業化スタートアップ事業、これは

沖縄県の事業ですけれども、さらには農林水産省の補助で農山漁村振興交付金、地域資源活用価値創出対策事業等もありますので、これは農家が実施主体となって進めていく補助事業でございます。この事業はハードルは低いと認識しております。ですから、農家のチャレンジしたいという思いがあれば、市のバックアップが必要不可欠だと思っていますので、その辺りは引き続きよろしくお願ひいたします。時間がなくて今回はいろいろと割愛させていただきますけれども、質問取りの段階でもいろいろといい議論ができたつもりなので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

私はこれまで農業振興に対して毎議会、多く質問させていただいております。市長、そして担当課の皆様のご尽力もありまして、今まで耐候性園芸施設整備事業、いわゆるビニールハウスの補強改修事業とか、我が市の誇る特産品であるマンゴーの豊見城ブランドの確立へ向けてしっかりと調整させていただきました。ネーミングとか様々なJAとの調整はこれからだと思うのですが、一定の芽出しができたのではないかと思っております。さらには、販路拡大へ向けて、先月には徳元市長と農家の皆様とともに、関西の花とゆめ展へトップセールスに私も同行することができて、前向きな議論を重ねることができました。徳元市長のトップセールスに対する情熱というか熱い思いに、本当に心から感謝申し上げます。今までの内容を含めて、今後の豊見城市的農業振興の展開を描くには、確実に6次産業だと私は確信しております。引き続き、この豊見城市的農業振興に向けて全力投球してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号 7 (4番) 長嶺吉起議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、長嶺吉起議員の一般質問を許します。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一登壇

おはようございます。会派城の風、長嶺吉起でございます。本日2番手、張り切って頑張ってまいります。いつもどおり時間にも気持ちにも余裕がないので、そのまま質問へ行きたかったのですが、やはり昨日からの流れがあるので少し触れさせていただきたいと思います。

沖縄尚学高校、甲子園優勝、本当におめでとうございます。今回沖縄尚学のおかげで、すごく熱く楽しい夏を過ごすことができたと思っておりますし、そこに本市出身の選手が2人いるということで本当にうれしく思っております。今回気になって調べたことがあって、実は今回沖縄尚学高校が通算30勝以上達成したのですが、県内60校以上ある高校の中で、市内にある豊見城高等学校が1970年代に甲子園に通算7回出場していて、9勝しているんです。あの夢の舞台に「豊見城」の文字があつて、躍動していたんだということ。また、勝利数でいうと県内でも5番目という記録が残っていることに、びっくりしたと同時にうれしく思いました。今回市内の選手が2人いるということで、まだまだ豊見城市内には、過去にも言ったのですが、まだ埋もれている未来モンスターがいるはずですから、そこを市としても、今後いつそういう未来モンスターがいきなり表にバーンと上がってくるかも分からないので、その発掘というところと、また出てきたときのサポート、支援というところも含めて、今後もやっていただけた

らと思います。先ほど波平邦孝議員の質問もあったのですが、ぜひ新スポーツ基金とかそういうところも含めて、今後の応援体制を強化していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。少し順番を入れ替えます。先に(6)から行って、その後は順番どおりに行きたいと思います。

(6) 道路行政について。

道路除草清掃委託に関し、施工業者へ見積り依頼をかけて請負契約から施工完了までをスムーズに行えるように、定期的に依頼のある除草箇所の年間スケジュール管理を徹底し、事前に業者へお願ひする等、管理体制の在り方に工夫が必要だと考えるが見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市内道路等の除草作業は、限られた予算の中で通学路などを優先にしながら定期的に除草作業を行っているところでございます。しかしながら、ギンネムを含めた雑草は年間を通じて成長が速く、作業が追いつかない現状でございます。そのため年間スケジュール、管理を含めた維持管理体制の工夫も必要と考えていることから、今後は年間委託契約を含めた検討を行い、良好な沿道景観形成に取り組んでまいりたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問

この件について、実は過去の予算決算特別委員会の中でたびたび指摘をさせていただいたのですが、その時々で改善はされるのですが、職員の異動とか年度末繁忙期というタイ

ミングになると、どうしてもその流れが崩れがちになる傾向にあるので、今現在すごくスマーズにできているという確認は取れているのですが、持続可能な形でその仕組みをつくってほしいということで質問をさせていただきます。

あまり細かいところは触れられないですが、議員とか市民の方から除草とか伐採に係る相談があったところなのですが、業者に見積もり依頼をかけて、現場での調査を終えて見積もりが提出されるのですが、そこから2、3か月空いて、いきなりまとめて数件の施工依頼を、いつまでにと期限をつけて業者に依頼をしているというところもあって、その業者も民間業者ですから、日々別の業務と並行してこういう対応をしている中で、行政からの依頼をこういう急な形で迫られると、その判断とかというのはすごく難しくて苦しいという話も聞いています。ですから、道路除草に係る予算というのは限られている中で、お互いにどうにか安くやらないとという思いもあって、それでも業者も安い単価で豊見城市の道がきれいに保てるのであればということで苦しい中、引き受けているという現状もあります。ですから、そこは様々なことを考慮してもらって、いい形を継続してほしいというところもあります。先ほどの答弁でもあった年間委託契約を行うことで得られるであろう効果についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

これまで路線ごとなど個別案件の委託発注が多く、市職員において現場確認を行い、業者との契約締結など事務手続終了後に現場着手に入る流れとなることから、時間的に非効率となっております。年間委託契約を行う

ことで業者のノウハウを生かし、業務を計画的かつ確実に実施できる管理体制の構築が図られるものと考えております。また、市職員の事務負担の軽減にも期待が持てるものと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

年間委託にすることで課題の解決につながって、相互によい形になればいいのですが、そこは両者の思惑にもずれが生じないように年度末とか、もしくは年度初めにでも、その委託業者の方々との意見交換の場というのを持つことで現状のすり合わせができる、課題も整理しやすくなると思うのですが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問のとおり、年間契約を検討する上では、業務範囲、また内容や契約期間など、施工業者とのヒアリングは必要と考えておりますので、できるだけ早い時期に意見交換を行いたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

先ほども申し上げたのですが、今現在はいい流れというのはつくられていると思っていますので、それをいろいろな策を講じながら継続していくらと思っております。

また、今後ですが、道路課だけでの対応というところでもなく地域と共にというところで、自治会だったり、学校だったり、いろいろなところでクリーン作戦とか、そういうところで皆さんも協力いただいていると思うのですが、そういう部分は例えば道路課が管理して分かっている情報とか、そういうものを様々な場面、自治会長会とかいろいろな場面があると思うのですが、そういうところとも

共有することで、お互いに草が伸び切った状況にならないように、そういうところも対応がうまくできるのかと思うので、その辺もまた検討していただきて、よりよい市民サービスの向上に努めていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

次に行きます。(1)学校教育環境整備について。

市内小中学校における空調設備の維持管理費(電気料金・メンテナンス費用・修繕更新費)とその財源についてお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市内小中学校の空調設備に係る維持管理費につきましては、令和6年度を例にご説明させていただきたいと思います。まず、機器の修繕・更新費用につきましては、小中学校全体で2,444万2,638円となっております。次に電気料金でございますが、学校施設全体の電気料金として12校分で1億5,847万1,679円となっております。そこから空調に係る電気料金を切り分けることは難しいことではあるのですが、仮に5月から10月の間はクーラーの稼働期間、11月から4月は非稼働期間だと想定いたしまして、それぞれの期間の電気料金の差額がクーラーの使用で増加した分であると考えますと、年間で3,310万6,399円というふうになります。これは1校当たりにいたしますと約270万円という計算になります。ただ、この計算は使用状況や電気の価格変動に大きく左右されるものでございますので、その点はご理解いただければと思っております。また、豊崎小学校とゆたか小学校につきましては、一部ガス式の空調もあることから、空調系統のガス使用料金として2校分で440万9,368円となっており、先ほどの電気料金の

想定と合算いたしますと、年間で約3,750万円程度の光熱費がかかっていると予測しております。そして、これらの維持管理に係る財源でございますが、一般財源にて対応をしていただいているところでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

設備の導入に関しては国庫補助とかもあるのですが、その後の光熱費だったり、清掃費を含む維持管理には毎年単費にて多額の費用がかかってきて、一般財源を圧迫し続けていく状況があります。そんな中、今後、避難所指定を受けている市内小中学校体育館への空調設備の整備を検討されておりますが、将来的にますますのランニングコストの増が見込まれるのですが、それら維持管理に係る財源についてお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

維持管理に関する財源につきましては、基本的にクーラーの更新に関しては補助事業があると聞いております。その部分については補助を活用いたしますが、電気料金等につきましては、体育館等の整備におきましては電気料が一部期間交付税に算定されていると伺っております。その辺も加味しながら進めてまいりたいと思っています。現実的には、各学校においてクーラー以外の電気機器が大半を占めて電気料が発生しておりますので、使用しないときには電気を消すとか、電子黒板を使っていないときには電源を落とす、そういうまめな節電活動が電気料金の節減につながるものだと考えていますので、そこは学校現場の理解を得ながら、積極的に軽減に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

そこで体育館の空調設備の補助要綱ですが、断熱性が確保されていることがあります。そうなってくると遮熱断熱工事を同時に行うことと、少なからず電気料金を抑える効果があるものだと多分文部科学省は認識をしていると思っております。ちょっと浅はかな考えなのですが、普通教室棟においても窓ガラスに遮熱塗装だったり、断熱フィルムを貼るといった策を講じて、単費で支出している電気料金を抑えていく必要があると思うのですが、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに現在検討しております体育館の空調設備の整備におきましては、やはり断熱・遮熱の措置が必須となっているところでございます。ご提案のとおり、本来なら校舎全体を遮熱するような仕組みがあれば、もっと空調に係る費用は縮減できると理解をしているところでございます。ただ、校舎におきましては、日差しを遮るベランダやサッシがある教室が多く、また設置に係る費用と、その設置したことに伴って得られる効果について、費用対効果について慎重な検討が必要であると考えております。引き続き、検討を進めてまいりたいと思っております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。もちろん費用対効果とか、いろいろ検証する必要があると思うのですが、学校施設も災害時には避難所の一部という認識はあるので、例えば防災減災絡みの補助事業など、今回は校舎自体は該当していないのですが、そういうのももしかしたら今後解釈をうまいことやったりして、補助が充てられる可能性もゼロではないのかと

思っておりますので、そういう部分を補助事業で行って、単費で対応している電気料のランニングコストを落とすことにつながれば、本市の一般財源の負担というのが減って別の事業に充てることができるのでないかと思っています。ぜひとも本格的な調査研究をお願いしたいと要望いたします。

次に、(2)教育行政について。

①市内2中学校の1年生を対象に実施される産学官連携による「探求プロジェクト」についてその授業内容をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市内2中学校の1年生を対象に実施される産学連携による探求プロジェクトの事業内容につきましては、今回オリオンビール株式会社と株式会社ろくゆう r o k u y o u 様の協力を得まして、豊見城中学校と伊良波中学校の1年生を対象に探求学習支援事業を実施しているところでございます。生徒たちは、地元企業であるオリオンビール株式会社との連携を通じて、地域社会の課題に対し解決策を自ら考え、提案する機会を得ます。探究活動を通して、主体性や協調性、そして問題解決能力を高めることができるものと考えております。これは単なる知識の習得にとどまらず、実践的なスキルを身につける絶好の機会であると教育委員会としても考えているところでございます。また、この事業は学校と地域社会、そして企業の連携を強化する役割も担っているものと考えております。特に、今回のように地元企業の協力を得ることで、学校教育の充実及び社会に開かれた教育課程の推進が図れるものと考えております。地域と学校、そして企業が一体となって子どもたちの未来を育むと同時に、よりよい社会の担い

手・作り手の育成につながるものと期待しているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問－

今年度はこういう企業の努力もあって、質の高い探求的な学びが実施されるということで安心しましたし、うれしく思っております。また、今の答弁からも探求学習のよさというか、そういうところは非常に意義深い内容であることも伝わりますし、ただ、今回の事業の予算措置について、どのようにになっているのかお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

この事業は、ＩＣＴ等を活用した探求・校務改革支援サービスの導入を通じて、教師の業務負担の軽減を図りながら、探求的な学びの高度化を図るべく、探求・校務改革支援サービスの導入を行う事業者に対して、事業費等に要する経費の一部を補助する経済産業省による補助金制度、探求・校務改革支援補助金2025に当該事業者が補助金申請を行い採択されたことにより、学校設置者及び各学校は令和7年度の対象期間中、費用負担なしで探求・校務改革支援サービスを導入、利用することができているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問－

今回は補助事業として負担なしでできたということなのですが、今後も市内の児童生徒に質の高い探求的な学びを継続して行うことが望ましいと考えますが、令和8年度以降の本事業への予算措置はどのようになっていますでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本事業の補助金対象期間は単年度のみとなっているところでございます。次年度以降

の予算措置につきましては、現在予算編成過程、実施計画等の中で整理をして取り組んでいるところでございます。本事業が生徒の探求的学びの進化と教師の業務負担軽減に大きく貢献していることを踏まえ、その継続とさらなる発展に向け努力をしていきたいと考えているところでございます。また、事業実施の際にはプロポーザル方式で業者を選定していくなどして、業務の効率化、費用対効果が出るような形で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問－

ありがとうございます。非常に前向きなご答弁をいただいたと思っております。

これは以前にもお伝えしたのですが、学校側はもしかしたら違う思いかもしれないですが、個人的には永久的に教育委員会がサポートしていくというところではなくて、何年間か民間企業の力を借りて、探求的なプログラムをつくってもらって、その中でしっかりと先生方にも関わってもらうことでスキルアップにつなげてもらいたい。これまでどおりの総合学習の中での質の高い授業へつなげていくということが大事だと思っています。今の時代、先生方も正解の分かりづらい働き方改革に振り回されて、このようにやりたいんだという思いがあっても業務時間に制限がかかっていく中で、それでも授業の中身という部分には質の向上とか、工夫というのが求められていると思っております。そういうところに、外部の力を借りてこういう取組を行うことというのは、その一助になると思っておりますので、教育委員会でもできる限りのバックアップをしていただきたいと思いますが、赤嶺美奈子教育長の見解をお伺いします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

探究学習は児童生徒自ら課題を設定し、情報を収集、整理、分析し、他者と意見を交わしながら意見を学びを深めていく学習活動であり、主体性や思考力を育む上で重要であると考えております。今回豊見城中学校、そして伊良波中学校で行いました探求学習の生徒と教職員の反省を踏まえて、より探求学習として子どもたちの自主的な学びの心に火がつくような学習の枠組みを整えていけたらと考えております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひとも今後いろいろ意見交換をしながら前向きに進めていたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、②不登校対策支援員の効果と、本質的な課題解決に向けたこれからの方針や計画についてお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

不登校対策指導主事の効果につきましては、大きく4点挙げられると考えております。1点目は、不登校対策指導主事が配置されたことで、より不登校対策に特化した専門的な対応や学校関係機関との連携が強化されることであります。2点目につきましては、今年度から小学校に校内支援教室を設置したことにより、学校に来ることができても教室にはなかなか入れなった児童生徒への対応が可能となりました。令和7年8月25日時点の集計によりますと、小学校で26名、中学校で53名の児童生徒が校内支援教室を利用しているところでございます。3つ目は、教育委員会内に不登校相談窓口を設置し、学校以外の相談ができる場を整え、保護者の困り感に寄り添つ

た対応ができるようになったことであります。先日の広報にも「窓口を設置しました」ということを載せて周知を図っているところであります。その相談をきっかけに校内相談支援室の接続やいじめ問題の特定による不登校状況の改善につながった事例も出てきているところでございます。4点目は、学校からの要請に基づき教育委員会が保護者面談を実施することで学校と連携し、各家庭へのアプローチが進められていることであります。これにより、児童生徒が不登校になることで不利益にならないような取組を行っているところでございます。また、面談を通して、各関係機関の役割分担が明確になり連携が強化された結果、不登校状態の改善や新こどもサポート教室とよむへの接続につながった事例も出てきております。

次に、本質的な課題解決に向けたこれらの取組や計画につきましては、多様な学びの場の拡充や地域、関係機関との連携強化などをすることにより、子どもたち一人ひとりの学びたい、つながりたいという思いに寄り添った居場所の提供、支援をする中で改善を図っていきたいと考えているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

教育部長、長い答弁、本当にありがとうございます。以前から本市の教育現場においての不登校問題というのが上位の課題だと捉えておりますので、ここはしっかりと成果についても押さえていきたいというところで長い答弁でしたけれども、ありがとうございます。

その成果とか課題解決というのは、もちろんそう簡単なことではないと理解はしているのですが、そんな中、今年度からの取組で、約半年という期間ですけれども、さきの答弁のように多大な成果が得られたことというの

は、非常にいい取組であると言えると思っております。実際に学校現場だったり、SSWの方々からも不登校対策支援員の配置に改善の傾向がより強まったという声もありましたし、SSWの人数が4中学校に対して3名ですけれども、その負担軽減にもつながっていると聞いております。ただ、その不登校対策指導主事が9月末を持って任用が切れると伺っているのですが、今後の対応についてお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに9月に切れるという状況はございますが、10月以降も不登校対策を担当する指導主事を配置する予定となっております。現在その任用に向けた公募をしているところでございますので、10月以降の不登校対策についてもきちんと取り組めるような体制をつくってまいりたいと考えているところでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひともそこは一日も早く任用できるように努めていただき、支援が途切れることのないようにお願いしたいと思っております。また、この場を借りてですが、先ほど言ったSSWなのですが、次年度は一人増やして、4中学校4人体制の実現に向けても引き続きご検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、(3)子育て支援について。

本市における「子どもの居場所」の運営状況と課題についてお伺いいたします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

現在の運営状況としましては、内閣府が実施しております沖縄子供の貧困緊急対策事業

を活用し、地域における居場所づくりとして、現在市内の5か所の居場所に対し運営補助金を交付し、その活動を支援しております。これらの子どもの居場所では、学習支援や体験活動、食事提供など、子どもたちが安心して過ごせる場を提供しております。課題といたしましては、運営していただいている団体のマンパワー不足等により居場所の数が減少したこと。それから、子どもの受入れに当たり、特に発達に特性があり、より手厚い支援を必要とする子どもたちに対応できる専門的人材の配置の必要性がございます。これらの課題を踏まえ、今後補助金交付の在り方、新たな運営事業者の公募の検討など、現在運営を担ってもらっている事業者とのさらなる連携について取り組んでまいりたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

既存の子どもの居場所を運営してもらっている事業者との連携も大切なのですが、先ほど言っていた発達に特性があり、より手厚い支援をというところが、もしかしたら拠点型子どもの居場所というところにつながるのかと思うのですが、これから設置を予定している拠点型子どもの居場所と、現在行っている5か所の子どもの居場所の運営だったり、支援などの内容の違いをお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (11時10分)

再開 (11時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 上地五十八

拠点型と現在の子どもの居場所の違いについてのご質問については、拠点型については

より専門的な支援、例えば学習支援、心のケア、また多くの機関との連携、多機関連携によるコーディネート機能などを提供できる部分が拠点型子どもの居場所というような状況になるかと思います。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

まだその辺りが、今回の子どもの居場所ということで質問のところをそれでくくっているのですが、その中でこの5か所の運営というのは、沖縄子どもの貧困緊急対策事業が絡んでいるので、本来の趣旨というところと、その拠点型というところはしっかりと区別をする必要もあるのではないかと思って今質問をさせてもらいました。また、拠点型の子どもの居場所の設置というのは、もちろん検討はいいことだと思いますので、早期実現に向けて進めていただきたいと思います。ここでもう一回整理したいのですが、沖縄子供の貧困緊急対策事業が平成28年にスタートして約10年になるのですが、これまでの事業成果というか、本市においての実態はつかめているのか。担当課としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（11時12分）

再開（11時25分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 上地五十八

これまでの成果というご質問だったかと思いますが、お答えしますと、こども支援員や子どもの居場所のスタッフ等が連携して支援を行った結果、子どもの生育環境の改善や各種社会的支援制度の受給等につながった事例があると確認しております。現在も複数の関

係機関が関わって、継続的な支援を行っている状況です。それと学習支援において、高校進学率という部分でありますが、利用者の子の90%を超えた合格率があるとの成果が確認できております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

令和7年度の実施計画の中にも事業目的というふうにあって、子どもの貧困の背景にある様々な課題を把握、改善し、貧困の連鎖を防ぐとあるのですが、こちらの解釈の違いもあるとは思うのですが、先ほどの答弁を聞く限り、その課題として挙げている内容に本来の趣旨とのずれを感じるのですが、改めて改善すべき課題と必要とされる支援についてお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

今回事業を実施している沖縄子どもの貧困緊急対策事業については、子どもの居場所というところの中で本市については事業を行っておりますので、なかなか貧困の解消とか、それ以外の部分での取組ということができていない状況ではありますが、先ほど答弁しましたこども支援員や子どもの居場所のスタッフ等が連携して、子どもの生育環境の改善、各種社会的支援制度の受給等、情報等を基に支援につながった事例もありますので、そういうことを充実させながら、いろいろ対応を検討してまいりたいと考えております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。今の答弁ともつながるところはあるのですが、先ほどの拠点型の設置に関しては、専門的人材の配置の必要性を答弁されていたのですが、今いる子育て支援員だったり、運営側のスタッフを含め、いろいろな家庭環境で育って、それぞれ違つ

た境遇の利用者がいる中での対応というところについての理解だったり、本来の事業、その事業計画に沿った支援策について学べるような研修などは実施されているのかお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

今回補助事業を行っている事業者については、それぞれの取組で行っている部分もございます。市として、市の担当者の部分で言いますと、沖縄子どもの貧困緊急対策事業を受託している県のアドバイザーから月に一度、子どもの居場所運営に関する専門的な助言をいただいております。この助言を基に、本市の担当職員や子育て支援員が一体となって既存の事業の精査、子どもの居場所を利用する子どもたちの状況やニーズの把握を丁寧に行い、本市の地域特性に合致するよりよい効果的な事業の方向性について、現在精力的に協議を重ねているところです。運営団体との意見交換等は通常の運営等についての情報等はしておりますが、より発展的に情報を交換、今後取り組んでいけるように調整してまいりたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

前回の一般質問では教育委員会のほうですが、特別支援とか不登校対策の課題解決に、ケース会議を広げてスクリーニング会議のような場の開催をというふうな話もしたのですが、今回こども未来部としても、こういう事業に関わる担当職員、支援員だったり、現在やっている5か所の運営事業者側とか、相談員だったり、場合によっては要保護児童対策地域協議会とか、できるのであれば保護者も交えての情報交換だったり、意見交換ができる場を設ける必要があると思いますが、見解

をお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

ただいま議員からご提案のあった部分については、部内で調査検討をさせていただければと思います。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

今回の件ですが、担当課として貧困対策事業でできることというのももちろんやっているということは分かるのですが、これまで2か所の児童館でやっていた事業とか、指導員不足というふうにも聞いています。そのほかにも要因としてクーラーの故障だったり、駐車場の問題、今現在平良、社会福祉協議会の下のほうに1か所集約しているのですが、統合することで少なからず利用者が減っているとも聞いています。理由が、環境が変わって落ち着かないとか、遠くなつたから行かないという理由も実際にはあるわけなので、そういう理由でこれまでの利用者がその場所から離れていくというのが、この事業の趣旨としてそれでいいのかという、これは仕方ないことで済むのかと思っています。前にもお伝えしたのですが、一つの事業を子育て支援課のみで対応するのではなくて、利用者の家庭状況も踏まえて、そこに対する支援を行っているほかの担当課、保護課だったり、社会福祉課だったり、また学校に通っている子であれば学校の先生だったり、そこに関わる教育委員会だったり、各支援員も含めて、各課同士が協力してつながって、本質的な解決までサポートして。いろいろある支援ですが、その支援の入り口と本質的なというか、根本的な解決を通して、この通っている子たちの自立というところの出口まで導いてあげて、そういう場所に依存させないようにその場所から卒業させてあげるというような、そういう

うことができる体制を構築していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、(4)地域共生社会の実現について。

重層的支援体制整備事業について本市の取組状況と、今後の課題について具体的にお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文 お答えします。

地域に暮らす誰もが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくよう、地域共生社会の実現が求められておりますが、昨今の社会情勢といたしまして、生活困窮、子どもの貧困問題、ヤングケアラー、認知症高齢者の増加、8050問題、育児と介護の両方を担うダブルケアなど、様々な困り事が一つの世帯で複雑化・複合化しており、従来の支援体制では課題解決への対応が困難となってきております。このような状況の中、令和3年度から市町村においては従来の分野別、高齢・障害・子ども・生活困窮の枠組みを取り払い、属性、世代を問わない相談、地域づくりの実施体制でございます重層的支援体制整備事業が開始されております。本市の現在の取組状況といたしましては、本年8月8日に県福祉政策課、県社会福祉協議会より講師2名をお招きし、関係16課32名の職員参加の下、重層的支援体制の構築に関する勉強会を開催したところでございます。今後の課題といたしましては、重層的支援体制構築のための検討会議の設置、また関係課が多岐にわたるため、体制整備に向けた課題の共有、担当課の職員体制の整備などが課題と考えております。

○(4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

この質問ですが、6月定例会にもさせてもらったとみぐくハッピープラン2025の中で、

地域共生社会の実現に向けての改革工程の概要として、公的機関の縦割りから丸ごとへの転換を図り、各課の連携が必要だというふうにお伝えした内容になります。重層的支援体制整備事業の取組を強化していくために、担当課の人員を増やすこともそうなのですが、その中で専門的な知識を持っていながらも、他部署に対してもその事業の内容と重要性をしっかりと周知して、つないで、引っ張って、まとめていけるようなリーダーシップを取れる人材の配置が必要だと思っておりますし、何より本事業は社会福祉課だけで取り組むものではないということを含め、全庁的な周知と協力が必須だと感じますが、見解をお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文 お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えしたところですが、関係課が多岐にわたってございます。先日開催しました勉強会にも16課の関連課を動員しましての勉強会でございました。また、重層的支援体制整備事業については、非常に複雑なところがございますので、改めて勉強会などを開催しながら、連携課とも協力体制を敷いていきたいと考えております。また、先ほどの課題の点で、担当課の職員体制の整備というところで答弁したところでございます。こちらについては、専任での職員の配置はございませんので、人事担当部局ともしっかりと調整を重ねて職員の配置が可能なかどうかも協議していきながら、この体制の整備について検討していきたいと考えております。

○(4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。本当に地道に一個一個意見交換をしながら進めていけたらと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいい

いたします。

(5) 防災について、先に⑤から。⑤県内で避難所として指定されている学校において井戸を整備しているところはあるかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

現時点において、県内で避難所として指定されている学校において井戸を整備しているところは確認できておりません。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

仮に、避難所として学校敷地内に飲み水ではなくて、トイレやお風呂といった生活用水として井戸を整備しようとした場合、掘削する場所によっても変わると思うのですが、およそ300万円、400万円とかかると思います。井戸の整備に活用できる補助金があるかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

学校における井戸の整備につきましては、沖縄振興公共投資交付金が活用できます。補助率は3分の1、1校当たりの下限額は400万円で、上限額が2億円となっております。現在豊見城市では、学校に井戸の整備は行っておりませんが、災害時の水源確保は重要な課題と認識しております。安全性の確保が重要であることも前提となってくるものと考えております。大規模地震等による断水を想定した場合、学校のプールの水や災害時協力井戸の活用などにより、生活用水の確保に努めてまいります。引き続き、新たな生活用水の水源確保について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

災害時の飲み水の確保ですが、今回答弁調

整の中でいろいろ教えてもらったのですが、市内企業との協定である程度の確保というのがもうできていると聞いています。ただ、生活用水というのは、想像以上にものすごい量を使用するので、例えば学校のプールの水といつても災害はいつ起きるか分からないので、冬場だったら緑色に濁った水になるわけですし、それをバケツリレーで運んでというのもちょっと現実的ではないのかと思っております。今、災害時協力井戸の登録とかも進めていると思うのですが、現在、半年ぐらいで1件と聞いていますので、そういうところもいつ起こるか分から災害への備えとして、水源の確保というのが急務だと思っております。ぜひ補助金を活用しての整備を今後検討してもらいたいと思っております。今回は質問ではなく、要望をしたいと思います。

すみません、時間的に厳しいのですが、今回は防災についてたくさん上げていたにもかかわらず、質問できず本当に申し訳ないのですが、今、市民向けの講座というのも毎月やっていて、その中で職員だったり、管理職向けというところの防災講座もやっていると聞いています。今後ですが、議員の方々の協力も得て、議員向けの防災講座も実施できたらという思いで皆さんと意見交換をさせてもらっておりますので、今後より防災に係る質問が増えてくる可能性もありますので、その際はいろいろな意見を聞きながら前向きに豊見城市、もしかすると県内で一番意識が高いのではないかと思っておりますので、よりそこを極めていってほしいと思っております。

今回は質問できなかったのですが、漁業者支援については新垣龍治議員からもあったのですが、漁業者の方々とパヤオの視察に行か

せてもらって、私は後半意識が飛びそうだったのですが、そこに行って実際に体験することで感じたことというのはたくさんありますし、その中で担当課のこれまでの頑張りとか、そういう部分も含めて感じることができました。豊見城市においては、農業も漁業もスポーツも子育てもというふうにいろいろなところに力を入れないといけないのですが、その中でみんなで協力し合って、誰もが住んでよかったですと言える豊見城市に今後していければと思いますので、またよろしくお願ひいたします。以上です。ありがとうございました。

—— 通告番号8（19番）大田正樹議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田正樹議員の一般質問を許します。

○（19番）大田正樹議員 一登壇一

大田正樹です。執行部の皆さん、9月定例会ですね。この時期になると、いよいよ予算編成方針が固まり、次年度予算編成に向けて動き出す時期じゃないかと思います。そういう時期だからこそ、多岐にわたる質問をさせていただきたいと思います。

では通告に従い、一般質問を行います。

（1）6月定例会一般質問について。

①6月定例会にて、市独自の物価高騰対策を訴えました。その際、非常に前向きな答弁をもらいましたが、その後、市としてどのような結論（対策）になっているのか伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

令和7年5月に国より示されました重点支援地方交付金の本市上限額2,997万1,000円の活用につきましては、本市の実情を踏まえつ

つ、他の市町村の実施状況やさきの6月定例会一般質問において、大田正樹議員のご意見に留意しながら調整した結果、国が示す推奨事業メニューのうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、農林水産業における物価高騰対策支援に活用するものとして、本定例会に提案中の議案第40号の一般会計補正予算に計上しております。今回の重点支援地方交付金を活用した事業は、2つの新規事業、1つの継続事業に係る増額対応分となり、その事業費は7,644万4,000円になります。事業の内容といたしましては、新規事業として保育施設等における保護者負担軽減を図ること及び従来の栄養バランスや量を保った給食等が園児に提供されるよう支援する保育施設食材費負担軽減事業。次に、児童扶養手当受給世帯に対し、児童1人当たり1万円を給付する物価高騰対応給付事業（児童扶養手当受給者向け）の新規事業のほか、継続事業の増額対応分といたしまして、物価高騰の影響を受けている農業従事者、畜産農家を支援するための補助金を交付する農・畜産業経営支援事業になります。いずれの事業においても国が示す推奨事業のメニューの中から、本市の実情に応じた支援となるよう事業を選定したものでございます。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

国からたしか3,000万円近く出て、市としては一般財源をプラスアルファしながら補助してほしいという、当初6月はそういう質問だったと思います。そのように対応してくれて、本当にありがたいと思います。ですので、国からのお金を配っているだけでしょうだけではなくて、私たち市民のことを考えて市的一般財源も入れてこういう支援をしていますというふうに、ぜひホームページとか市の広

報とかでも告知していただいたり、また表の電光掲示板があるじゃないですか。そういう農業従事者の方に「今回対策でそういう補助をしますので、対象者の方は役所にお問い合わせください」のような、市民向けに徳元市政はやっているんだというのをPRしてもいいと思います。ぜひやっていただきたいと思います。

②6月定例会にて、上下水道の本管の件や埼玉県の陥没事故の事例を鑑みて、上下水道の質問を行いました。その後について伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

議員のご質問につきましては、排水管未敷設地域の施主での費用負担、工事施工、市側への施設譲渡のことと理解し、お答えいたします。6月定例会に置きましても答弁しましたが、排水管未敷設地域での給水申込みにつきましては、豊見城市給水条例施行規程第11条第1項第1号及び第2号により、給水申込者において配水管を敷設し、その施設を市へ譲渡していただくことを指導しております。また、その費用の一部を市が負担することにつきましては、6月時点と同様、状況の変化は特にございません。また、令和5年度に県内各水道事業体に確認したところ、4水道事業体が協議により水道管資材費の負担をしていると確認しております。今後、令和7年度日本水道協会沖縄県支部技術研究会が名護市において開催予定であることから、今回の件についても豊見城市からの議題として提出を行い、県内各事業体の現状と意見を聞いて参考にしたいと考えております。

下水道については、通告内容の確認にて、今回補正予算等についての確認だったという

ことで理解して答弁させてください。6月定例会においては、埼玉県八潮市での下水道管破損を起因とする道路陥没事故を受けての下水道管老朽化に関する質問であったため、污水管についての質問だと認識し答弁をいたしました。今回の全国特別重点調査の対象については、管径が2メートル以上、かつ1994年度以前に設置・改築された管路となっており、本市における污水管は管径2メートル以上の管路がないため、調査対象外となっております。一方で、雨水管につきましては調査対象管路があることから、これらの雨水管の健全度を早急に把握し、今後の適切な維持管理計画に反映させるため、必要な調査費用として補正予算に計上させていただいたところでございます。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

6月定例会では埼玉県の事故も本市では該当しないような答弁で市民に安心してもらったのですが、国のほうで予算がついたら調査するという。それは污水か雨水かは、当時も言ったのですが、私たちには分からぬことで、どの水がどう影響したから陥没したというのが問題ではなくて、そういうことはないのかという質問で安心させたのに、実際補正予算で組んで調査するのかという、その矛盾に、つい追いかけの質問をさせてもらったのですが、その辺は誤解を招かないように引き続き水道行政をお願いしたいと思います。

(2) 公共の施設について。

①公共の施設等の老朽化が目立ち、空調設備の不調、シロアリ発生、看板や掲示板・案内文字等の劣化、雑草等の環境整備など、市民や利用者から様々な声が届いています。執行部にも届いていますでしょうか。次年度は、保守管理に対する予算化、維持管理の徹底な

ど、問題を先送りせず、早急に対応・対処していくべきだと思うが、見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

公共施設等の適切な維持管理につきましては、市民の安心安全とサービスの質の向上を図る上で、極めて重要であると考えております。公共施設等の老朽化に伴う機能低下や雑草等の環境整備の遅れは、市民サービス及び景観等の低下につながるため、中長期的な維持管理費の見通しを立てた予算措置が不可欠であります。今年度の予算においては、修繕や維持管理に関する費用について適切に予算措置を行い、緊急性・必要性に応じて予算が執行されております。また、年度途中においても予算が不足する場合には、財源の状況にもよりますが、補正予算での対応を行うとともに、緊急性によっては、他の予算からの流用等で対応しているところであります。これから始まる令和8年度の予算編成においても、関係部署とのヒアリングを通して現状の課題や緊急性等を確認した上で予算措置を行っていくことになります。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

この質問取りのときに幾つかの課が話をしたのですが、前市政の頃からこういう一番カットしやすい維持管理費、保守、メンテナンス、そういうものはどんどん予算を削減していく傾向がありました。今回職員の方々と話をしたときに「なるほどな」と思ったのが、

「足りなくなったら対応はどうするの」という話をしたときに、「流用や、何なら補正で考えます」と平気でお話ししていました。長年予算とかを私も一緒に勉強させてもらったのですが、最初から「流用で対応するからいいです」みたいな態度だと、そもそも予算の

使い方が間違っていると私は思います。

次に、「補正で対応します」と。今の総務部長の対応ではないです。そのときの職員の話で、「補正で対応します」と。補正で上げたとしましょう。それに緊急性があるかないかで、雑草に緊急性はないですよね。そうしたら対応は次年度ですか、もう予算がありませんというふうになるでしょう。多分一番補正でお金がつきにくいのが、この維持管理費だと思います。私もこれまでずっと見てきて、決算の賛成討論で「不用額、流用額の多さが年々増えていているから、これをどうにかしていただきたい」と言ったけれども、職員が足りなかつたら流用で対応しますというような考えである以上、それは絶対減るわけではないのではないかと思います。総計予算主義の原則から言えば、最初から流用で対応するのではなくて、これだけメンテナンス、保守にかかりますという予算を堂々と計上していただき、堂々と施設の設備の維持、長く大事に使うという予算づけでやられたほうがいいのではないかと思います。シロアリ対策などはバルサンをたけばどうにかなるというのものではないと思います。根本的にお金をかけてでもシロアリを根絶するとか、そうではないと見た目だけでは分からない。結局それが進行して劣化を早めていることにもなりかねない。そうすると、結局建て替えやら何やらというお金が余計にかかるというふうになると思います。ですから、これから予算を次年度に向けて多分組むと思うので、財政のしっかりした使い方をお願いしたいと思います。以前より、一回ゼロベースぐらいまで4年前も前市政でやつたからゆえに、今幾らかついているから、何かすごくついているように見えますが、もともとあったものに比べたらま

だまだだと私は思います。これは流用で対応するというのではなくて、しっかりと予算化していただいて、そもそもずっと決算のときから言っているような流用の増加を……、流用が悪いというわけではないです。ただ、あまりにもどんどん増えてきている。流用で対応するという考えが多分間違っていると思いますので、その辺の意識づけを各課もお願いしたいと思います。

次、②豊見城城址跡地内の園路はきれいに整備され一部供用開始されていますが、多くの市民に使って（周知）いただくように、イベントの開催や、広報紙やＨＰ等で紹介すべきではと思いますが、見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊見城城址につきましては、令和2年度に西側駐車場と屋外トイレ、令和4年度に野戦病院壕の周辺整備、令和5年度に園路と親水空間ゾーンとを結ぶ遊歩道、令和6年度に全ての園路と安全対策施設の整備が完了したことから、令和7年4月より施設の一部を一般開放し、現在は令和8年度整備予定のグスクゾーン付近の屋外トイレの設計を発注しているところでございます。議員ご提案のとおり、市といたしましても市内外に対し、豊見城城址の一般開放を広く周知する必要があると考えております。時期につきましては未定ですが、今年末までには現地にてオープンセレモニーを開催し、同時に市ホームページや各種ＳＮＳ、広報紙にも掲載し、市内外に対し広く周知していきたいと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

本当にきれいに園路が整備されています。城址公園の土地の一部を集落として市にお譲りして本当によかったですと思いますので、その

後、せっかく予算をつけて整備したあのきれいな場所を市民に広めて使っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

③自治会（公民館）から出るごみは、どういう分類になるのか伺います。

○ 市民部長 森山真由美

お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法において、一般廃棄物は家庭系と事業系の2種類に分類されます。家庭系ごみは、地域住民の日常生活に伴って生じた廃棄物としており、事業系ごみは、必ずしも営利を目的として事業を行うものののみとは限らず、公共公益事業等を営むものも含まれるとされております。これに従い、自治会から排出されるごみは事業系ごみに分類されます。少しイメージしやすいように、自治会と同様に事業系ごみとして分類されている施設を幾つか例として挙げますと、市役所や学校、図書館、中央公民館など、公共施設から排出される紙くずなどのごみも、自治会から排出されるごみと同様に事業系ごみとして取扱いされます。廃棄物処理法において、「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められていることから、本市においても市が管理する施設はそれぞれの管理部署が収集運搬許可業者へ委託してごみの処理を行っております。したがいまして、自治会から出るごみにつきましても、自治会自らで処理をしていただいているところであります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（12時00分）

再開（13時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

午後も午前に引き続き、よろしくお願ひします。

(2)③ですが、午前中の最後のほうの答弁だったので、もう一度、確認の意味でお伺いしたいと思います。いわゆる家庭系ごみと事業系ごみに分かれていて、別に商売をしているとかイベントやったからとかというのが事業という意味の事業系ごみではなくて、学校もしかり、役所もしかり、公共機関から出るごみも全部事業系ごみという扱いという認識で間違いないですか。その辺、もう少し分かりやすく答弁をお願いします。

○ 市民部長 森山真由美

お答えいたします。

今、大田正樹議員がおっしゃったとおりになります。家庭系ごみについては、一般家庭から出るごみについては家庭系のごみとなりますので、営利目的でやっている事業所以外の部分についても、先ほど少し例として挙げさせていただいた公共施設等についても事業系ごみと位置づけられておりますので、自治会についてもそのような分類となっております。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

分かりました。事業系ごみとしてくくられて誤解を招いて、「クレー、ワッター商売シテネンドー」みたいなそういう人たちがいるかと思いますので、この辺はもう少し市民にも分かりやすく説明したほうがいいと思います。

(3)業務について。今回瀬長島球場の件でも何名かの議員が質問されています。そもそも誤解を招いたのは、この計画書だったかと思います。この計画書というのは、今議場に

いる議員の何名かはまだ見たことのない計画書であると思います。そういう人がいると思います。皆さんがつくっていく計画書の重みというのを理解するからこそ、その書いている中身が非常に重要なことだと私も認識しているし、それを議会が分からぬところで計画書ができているというのはどうなのかと思ったりします。計画書をつくるということは、そのときの印刷製本費という予算が組まれているはずなので、その予算を我々は認めて予算を通しているかと思いますから、ですから私たちは知りたいです。

そういう前提において、①各部署で策定する（または策定した）全ての構想、計画等は、議決を伴う場合伴わない場合、どちらであっても議会並びに議員へ報告していただきたいが、見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

市が策定した構想、計画等につきましては、これまで各主管課が必要に応じて、議員の皆さんに冊子等の配付を通して資料提供したものと承知をしております。議員ご質問の全ての構想、計画等を議会及び議員の皆さんに報告していただきたいということにつきましては、対応する統一的なルールが整備されていないことから、報告の対象となる構想、計画等の選定基準や職員の業務負担等の増加も配慮しつつ、統一的なルールの整備について検討していかなければならぬと考えています。なお、執行部としましては、執行部から議会事務局へ構想、計画等の電子データを送付し、議会事務局から議員の皆さんに電子データの資料を提供するということで調整しているところであります。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

各担当部署がこのような計画書をつくって、市議のメンバー、または市長に報告しないことはないと思います。計画ができてこのように進めますという確認も取るでしょうし、概要的な説明もするかと思います。私たち議会もそれを執行する権限はないですが、市長と対等の立場として議会というものがあって、市長に「電子データを送っておきますから見ていてください」ということはあり得ないと思います。だから、私たちにもそれなりの説明というのは、与野党とか関係なく、あってしかるべきではないかと思います。せめて最低でも議長や議会事務局にはその情報を提供して、こういう計画が出来上がりましたというのはあってほしいと思います。ルールがないとおっしゃっていました。ルールがないならルールをつくっていただいて、今後はそのようにして、より計画に議会の理解を求めるような形で動いていただけたらいいなと思います。

○ 総務部長 内原英洋

先ほどルールがないというお話をしました。これはどの範囲の計画や構想を提供できるかというルールづくりを今後しっかりとやっていきたいという意味でルールという言葉を使っていますので、その辺はご理解のほどよろしくお願いします。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

こういう行政計画は内部向けの指針みたいな計画があったり、いろいろあるかと思います。なので、確かに全てと書いていますが、そういうものまで求めているわけではなくて、市民の関心事である、市民が利用している施設の統廃合に関わる問題とか、そのような案件は、それぞれの重要性は違うかもしれません、そのようにみんなに理解を求めていく

姿勢が多分大事だと思います。まちづくりというの行政マンだけでやっているものではなくて、我々議会議員一人ひとりがよき街にしていきたいという、今より少しでも発展してほしいがためにみんな汗をかいているものと思います。見ているゴールは違うかもしれません、そういう方向へ向かっているというような話は、私はお互いが共有してもいいのかと思います。

②に行きます。上からずっと質問してきましたが、何を行うにしても市職員のマンパワーが必要だと思います。現在、必要な人員に対し、何名足りていないのか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

必要な職員数につきましては、毎年人事課において実施しています組織改革に向けた課題整理シートにて、各課からの職員数の要望を取りまとめた上でヒアリングを実施しております。その中において45課中28課より、一般行政職33人、専門職28人の合計61人の要望がありました。これまで毎年職員採用試験を実施し職員数の確保に努めてきた結果、昨年に比べ要望数は減少しておりますが、いまだ不足している状況となっています。今月より次年度採用に向けた職員採用試験を実施することとしておりますので、より充実した人員体制の下、行政運営に取り組めるよう採用試験を進めてまいりたいと考えております。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

昨年、一昨年でしたか、人員計画みたいなものを人事課につくっていただいて、議会にも報告してもらって少しだけ議論したことがあります、私の反省としては、従来どおり一気に増やすとかではなくて、緩やかに増やしていくってほしいと言いました。その当時は

そう思っていました。でも社会の進むスピードが速過ぎて、今は人材確保は役所のみならず、どの業界も人が足りません。採れるときに人を確保しておかないと、行政サービスもなかなかできなくなる可能性も目の前に来ているのではないかと思います。

そこで伺います。今回の採用試験ですが、何名ぐらいの採用を考えているのか。答えられる範囲で構いませんので、お願ひします。

○ 総務部長 内原英洋

先ほど言いましたが、現在採用試験を控えているため、採用人数をお答えすることはできないことについて、ご理解をお願いします。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

あわよくばと思ったのですが、やはり無理ですよね。言えないですよね。

実際職員が、あちこちの課で疲弊が起きている。休まれている方が多いというのを聞きます。なかなか補充もできない時代ですから。民間は採用が厳しかった場合は、条件を緩めたりします。また、条件をよくしたりします。

報酬を上げたり、勤務時間を縮めたりとか、または5時にあがるものを1時間でも早く4時にあげて、出勤を1時間早くすればいいとか、そういう工夫をしながら、渋滞に巻き込まれてその後に時間を、ゆとりある時間を持つるために4時に帰ればスムーズに10分で帰れるような場所もあったりします。浦添市などはそうでしょうね。だけど、5時を過ぎると帰るのに1時間、2時間かかるというようなところもあるでしょう。民間は簡単にこうやって人材を集めていけるのですが、行政はなかなかそれができない。だから、民間にできる委託できるものは委託しながら、職員の人材確保というのは特にやっていただいたほうがいいのではないかと今は思います。本市

で言えば、金城豊明元市長の時代などは180億円ぐらいの一般会計予算が、宜保晴毅元市長の時代は220、230億円だったか、それが山川市政になって300億円を超えて、徳元市政では毎年300億円超えの予算を組まないと、それだけ財政状況が大きくなつたというのはもう目に見てわかるんですね。そうであれば職員の人数はどうなのかというと、そんなにまで増えていないと思います。金城豊明元市長の180億円の時代からすれば約2倍近くの予算規模になったということは、単純ではないですけれども、人件費も人の数も2倍近くぐらいまで増やしても致し方ない時代ではないかと思います。国がやっているように、足りない人間は外国から採ればいいみたいなども、そういうわけにもいかないでしょうから、早めに優秀な人材を確保する上でも採用試験とかで採れるときにぜひ確保して、行政サービスが滞らないようにしていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

— 通告番号9 (13番) 真栄里 保議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、真栄里保議員の質問を許します。

○ (13番) 真栄里 保議員 一登壇一

日本共産党の真栄里保でございます。一般質問に入る前に、所見を述べたいと思います。

今年は戦後80年、悲惨を極めた沖縄戦から80年の節目に当たります。沖縄戦の実相に学び、語り継いでいこう。沖縄を再び戦場にしてはならない。こうした思いで県内各地で取組が進められてまいりました。一方、今年の憲法記念日、西田昌司参議院議員は、自民党などが主催するシンポジウムでひめゆりの塔の説明板に関して歴史の書き換えなどと発言、沖縄戦の歴史教育に対してもかなり無茶苦茶

な教育がされていると発言。この発言は県民の平和への思いを踏みにじるもので、様々な立場の違いを越えて多くの県民から怒りの声が出され、豊見城市議会でも抗議決議を採択しました。私が市長に西田発言に対する見解を尋ねたところ、徳元市長の答弁は、「県内から寄せられている多くの怒りや失望の声があつたことは承知しております」と述べたにとどまり、西田発言に対する明確な答弁がなく、怒りや遺憾の意もなかつたことは極めて残念であります。私は平和を希求する議員として、沖縄戦の実相と歴史を学び、新しい戦後をつくるため全力を尽くしていきたいと思います。

それでは通告に従って、一般質問を行います。

(1) 道路の安心・安全について。

①根差部交差点に注意喚起の表示を行うことについて伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問は市道253号線と市道38号線の交差点と認識してお答えいたします。当該交差点は、道路幅員の差はあるものの、どの道路が優先なのか分かりづらい状況となっております。これまで路面標示やカーブミラーの安全施設をはじめ、注意喚起を目的に速度抑制の電柱幕を周辺道路の電柱に設置しているところでございます。新たな注意喚起等の路面標示につきましては、現場を注視しながら今後検討していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

経済建設部長の答弁でも、どちらが優先か分かりづらいという答弁がありました。ぜひ

とも今後とも現場の状況に注意しながら、注意喚起の標示についてもご検討いただきたいと思います。

②県道11号線の拡幅に伴う根差部地域からの安全対策について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該箇所につきましては、未整備区間があることにより車線が減少し、通学路安全点検等においても早期整備が求められている状況にございます。当該箇所を管理する沖縄県南部土木事務所に整備時期について確認したところ、当該区間につきましては、中央分離帯の設置について地域の方々と調整を行っており、引き続き地域の意向を確認し、地元の同意が得られれば工事を実施していきたいと考えているとのことであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

私が今言っているのは、市道253号線と県道11号線の合流地点であります。そこに信号機を設置すること、横断歩道を設置すること。これは以前からも自治会から要望が上がっていいると思いますけれども、これについて伺います。

○ 市民部長 森山真由美

お答えいたします。

県道11号線への信号機の設置につきましては、令和2年度以降、地域自治会からの要望を受け、豊見城警察署に対し要請を行っております。県道11号線の道路管理者となります沖縄県南部土木事務所に確認したところ、県道整備に伴いまして中央分離帯開口箇所について引き続き地域住民の意向を確認し、合意形成が図られた後、信号機設置について協議を県警と行う予定であると伺っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

海邦銀行の向かいの十字路ですが、この道路は県道11号線の拡幅に伴って閉鎖するという話が出ております。ところが交差点の閉鎖で地域住民の不安が広がっています。地域への丁寧な説明が行われておりません。これはいつ行われるのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

説明会の開催につきましては、地域の意向を確認していくと県のほうから伺っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

地域の意向を無視した工事が進められないよう、ぜひともよろしくお願ひいたします。

③7月の大雨に伴う高安北交差点付近の道路冠水対策について伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

高安北交差点付近の道路冠水対策につきましては、沖縄県南部土木事務所に確認したところ、県道11号線拡幅工事において令和4年度に路面表面水の排水管を既存の雨水幹線下流側に設置する工事を実施し、令和5年度に高安北交差点付近の雨水人工蓋をグレーチングに変更し、それぞれ対策を行ったと伺っております。しかしながら、去る7月の大雨では改良工事以前と比較して冠水の水位は低減したものの、道路冠水が発生し、抜本的な改善には至っていない状況であると認識しております。近年、予測を超える集中豪雨が頻発している状況があることから、今後もさらなる対策が必要と考えておりますので、引き続き関係機関と連携しながら道路冠水改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

再質問を行います。

冠水による被害が少しでも低減されるよう、早めの対策を求めるといいます。早めにできる対策として、どのように考えているか伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

高安北交差点付近に通る根差部第一雨水幹線において、現地踏査を行ったところ、草木が繁茂している状況を確認しておりますので、年度内には伐採を行い、雨水の流れの妨げにならないようしっかりと維持管理に努めてまいります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ありがとうございます。毎年のように雨が降って道路が冠水し、市民生活に支障が出る。これは自然災害だからやむを得ないとは言えないのではないかでしょうか。市民の安心安全、財産を守るため早急な対策を求めていきたいと思います。

次に、(2)学校給食について。

①給食センター建て替えについての進捗状況を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市においての学校給食センターの建て替えにつきましては、子どもたちの安全で安心な給食提供を継続していく上で喫緊の課題であると深く認識しております。その対応について鋭意検討を進めているところでございます。現在の敷地内での建て替えをまず検討したのですが、給食提供を継続しながら工事実施は極めて困難であると判断しております。具体的には、基礎工事に伴う広範囲な掘削や工事に必要な重機等のスペースが必要であり、現センターへの食材の搬入、給食配達、回収動線への影響など、工事期間中の安全確

保と衛生管理に重大な課題が生じるため、同一敷地内での建て替えは非常に厳しい現実となっています。このため、新たな建設地の選定が不可欠であり、また新しい給食センターに求められる機能、最適な整備方法について、他市町村の先進事例も参考にしながら、多角的な視点から検討を重ねているところでございます。機能面では、最新の衛生管理基準への対応はもとより、食物アレルギーを持つ児童生徒へのきめ細やかな対応、食育推進の拠点としての役割、災害時の対応などの機能強化を図ることを基本的な方向性として考えているところでございます。整備手法面では、市による従来方式、あるいは民間活力を導入する方式など、多様な選択肢についてそれぞれの財政負担、事業の効率性、そして給食の質と安定供給の影響等を総合的に比較検討し、早期整備を見据え、本市にとって最も効果的かつ持続可能な手法を見極めてまいりたいと考えているところでございます。なお、これらの基本的な方向性の検討は、本年度中に策定を目指しております学校給食センター施設基本構想の中で、具体的な方向性としてお示ししてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、冒頭に述べましたように喫緊の課題と捉えていますので、また市長からもスピード感を持って取り組むようにという指示がありますので、そこを踏まえながら最善の方法を探ってまいりたいと考えているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②給食調理方式について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食の調理方法につきましては、自校方式、親子方式、センター方式、デリバリー

方式が主要に、このような方式がございます。それぞれメリット・デメリットがあります。自校方式、単独調理場の方式のメリットといたしましては、建設費に交付金が活用できる点、また給食を適温で提供できるなどのメリットがあります。デメリットといたしましては、調理施設を学校の敷地内にそれぞれ建設することから、スペースと建設費が必要となる点に加え、各校に栄養士を配置しなければならないことや、学校側で管理運営を行うこととなり、学校の負担が増す等の課題があります。

親子方式とは、学校に設置された調理場で自校、親校だけではなく、他校、ぶら下がりの子どもの学校の給食も調理し配達する提供方法のことで、そのメリットといたしましては、自校分に限られますが、建設費に交付金が活用でき、自校方式よりは整備費を抑制できる点であり、デメリットといたしましては、調理場を建設するスペースと建設費が自校方式に比べ大きくなる。自校側が管理運営を行うため学校側の負担が増し、他校との負担に差が出る等が考えられます。

センター方式、共同調理場方式、現在本市が取っている方式ですが、そのメリットといたしましては、建設費に交付金が活用でき、単独方式や親子方式に比べ整備費を抑制でき、栄養士や調理員などの人員の配置や食材の一括調達など、効率的な運営が可能になる点がございます。デメリットといたしましては、調理事故、異物混入や機器の故障が発生すると全ての学校に影響が出ることがございます。また、デリバリー方式、民間調理方式は、民間事業者等から学校給食を調達し提供する方法のことで、メリットといたしましては、給食施設の整備や維持管理に要する

費用が不要となる点であり、デメリットといたしましては、栄養管理や衛生管理の徹底、学校との連携、食育指導が難しくなる点が考えられます。

以上の各方式のメリット・デメリットから、本市による学校給食の調理方法といたしましては、これまで同様センター方式が最も現実的であるものと考えております。その理由といたしましては、自校方式は建設費への交付金活用は可能ですが、各校への調理施設建設による高額な初期投資と各校への栄養士配置の困難さ、学校側の運営負担増大が大きな課題となっております。スペース確保も困難な学校が多く、現実的な選択肢とは言い難い状況であります。

また、親子方式は自校方式よりは建設費が抑えられ、交付金活用も可能ではありますが、親校への負担集中と他校との間の負担格差が課題となっております。親校の負担増大は避けられず、必ずしも効率的な運営とは言えないものと考えております。さらに、デリバリー方式は初期投資が少なく、直接施設を運営しないことから費用が不要というメリットはございますが、委託先の選定や管理、品質管理の徹底、そして食育への配慮といった点において十分な体制構築が必要となってまいります。センター方式は、食材の一括調達による品質管理の容易さ、そして公平な給食提供を実現できる点で他の方式を上回るメリットがあるものと考えております。もちろんセンター方式にもリスクは存在いたしますが、これまで以上に適切な衛生管理体制とリスク管理体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

○(13番) 真栄里 保議員 一再質問一

父兄の皆さんからは、自校方式を求める声

が高いのですが、せめて今の1か所のセンター方式を2か所のセンター方式にしてほしいという声があります。検討いただきたいと思います。

③市内小中学校の給食の教室への搬入方法について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

出来上がった学校給食につきましては、配送車で各学校の配膳室に搬入し保管され、給食時間に児童生徒によって配膳室から各教室に運ばれるという形を現在取っております。学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準により、調理後2時間以内に喫食する必要があり、学校の給食時間から逆算し、調理・配達を行っております。時間内に配達する必要があることから、現在5台の配達者を2往復させて給食と食器類を各学校へ配達しておりますが、各学校の1階の配膳室までの配達でようやく時間内に間に合う状況であります。また、給食は適切に衛生管理された配膳室での保管が好ましく、それ以外での保管は現時点では適切でないものと考えております。また、現行の学校施設の状況から見ますと、各階、その他の場所に配膳室を設置する施設的余裕がある学校が非常に少なくございます。各学校からの要望として、やはり配膳しやすい環境にしていただきたいという声が寄せられていることは事実ではありますが、現時点ではその両方の配達の点、施設の在り様から改善が難しい状況になっております。ただ、一方で学校は営繕の方を活用しながら、独自にカートをつくって一気に安全に運べるような環境づくり等も含めて、学校独自の改善も行われているようではありますので、そこを促しながら今後児童生徒の数が落ち着いて、

施設等に余力が出てくるような時点で、今後検討を進めたいと思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

2階、3階へと運ぶ際に汁物がこぼれいる、そういう声が上がっています。現状を改善すべきです。ぜひ改善を求めたいと思います。

(3) 市職員の働き方改革について。

人事院は国家公務員の月給を3.62%引き上げるよう、内閣と国会に勧告しました。県の人事委員会の勧告も近く出ると思います。労働者が雇用主と対等に交渉し、働く環境を改善するために保障されている労働三権、これは団結権、団体交渉権、団体行動権の3つからなり、日本国憲法第28条によって定められています。しかし、公務員には労働三権の一部が制限されており、消防職員にはその全てが認められていません。そのために人事院勧告という制度で最低限の賃上げを勧告する内容となっています。しかし、賃金の引上げが47カ月連続で上昇する物価に見合うものとなっていないのが実情であります。そこで伺います。

①人事院が4年連続して公務員給与の引上げを勧告したことについての受け止めについて伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

公務員給与の引上げ勧告はご承知のとおり、令和4年度より令和6年度までの3年連続で引上げとなっており、令和7年においても8月に出された人事院勧告において民間給与との格差を解消するため、月例給及びボーナスの引上げが示されております。昨年度に引き続き、今回の給与勧告のポイントでも採用市場での競争力の向上のため初任給を大幅に引

き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定となっております。給与水準の引上げは、減少する公務員志望者の獲得に大きく寄与するほか、職員の士気の維持向上はもとより、優秀な人材確保、そして行政サービスの安定的な提供を図る上で、非常に不可欠であると認識しています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

人事院勧告報告の概要は、高い使命感を持って働く公務の在り方として、実力本位で活躍できる公務、働きやすさと成長が両立する公務、誰もが挑戦できる開かれた公務を挙げています。

そこで再質問ですが、給与の引上げはもとより、ボーナスの引上げに加えて1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を新たに設けていますが、これは検討されているのでしょうか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

令和7年の人事院勧告において、令和8年4月1日より、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当について新設されております。本市としましては、沖縄県や他市町村の状況を確認しながら検討していきたいと考えています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうすると、それは会計年度任用職員も同様と考えてよろしいですね。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、沖縄県や他市町村の状況を確認しながら検討していきたいと考えています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

働きやすい職場環境づくりが求められています。そこで、②職員の時間外労働の状況について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

令和6年度における職員の時間外労働時間状況につきましては、4万7,765時間となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

最も多い職員の残業時間は何時間か伺います。

○ 総務部長 内原英洋

令和6年度実績でいいますと、最も多い職員の残業時間数は年間で950時間となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

残業が慢性化しているということだと思います。それでは伺いますが、残業が最も多い部署について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

残業が最も多い部署は、総務企画部の8,163時間となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ちなみに、その次はどこですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

市民部となっています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

残業が慢性化している部署への職員数の増員が必要だと考えるが、見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

職員の配置につきましては、組織改革に向けた課題整理シートと所属長ヒアリングにおいて聴取した内容を踏まえるとともに、時間外勤務の状況や業務の難易度など、総合的に

勘案して配置をしていきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

月に40時間を超える残業を行っている職員数について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

令和6年度の実績で行きますと、45時間以上の時間外勤務の実績は延べ人数で360人、実人数で112人となっています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

100時間を超える残業を行っている職員数について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

年間で100時間を超える残業を行っている職員は78人となっています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

極めて働く環境の改善が急務だということだと思います。そこで伺いますが、③支給された残業手当額について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

令和6年度における時間外手当の支給額につきましては、総額1億1,140万3,000円となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

これは残業手当の総額ですね。最も多い職員の残業手当の金額を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

最も多い職員の時間外手当は、年間約134万円の支給となっています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

職員の皆さん本当に苦労しながら仕事をしている。このことが目に浮かぶようあります。

④この5年間で定年前に退職した職員数を

伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

過去5年間に定年前に退職した職員数につきましては、令和2年度は普通退職で4名、令和3年度は勧奨退職3名、普通退職4名の合計7名。令和4年度は勧奨退職1名、令和5年度は勧奨退職2名、普通退職8名の合計10名。令和6年度は勧奨退職4名、普通退職5名、その他1名の合計10名となっています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

長時間労働で仕事と家庭の両立が難しいと考えている職員も少なからずいると聞いています。健康を害しての中途退職で優秀な職員を失うことは、市にとってマイナスであります。

⑤職員アンケートを実施することについて伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

職員アンケートの実施につきましては、職員の正直な声を聞き、現状を客観的に把握するための有効な手段であるとともに、府内における働く環境が多岐にわたることから、個々の職員が抱える課題やニーズをより的確に把握するために有効な手法であると認識はしております。しかしながら、アンケートの設問設定や集計、分析方法によっては、かえって職員に負担をかけたり、期待する効果が得られにくい場合もあります。なお、本市では、これまで日々の業務における上司との面談や部署内での意見交換、相談体制の充実など、これまで取り組んできたコミュニケーション手法を通して個々職員の状況を把握し、課題の解決に取り組んでおります。よって現時点においては、職員アンケートを新たに実

施することについては慎重に判断する必要があると考えております。まずは、現在進めている既存の取組の内容を着実に進め、効果を最大限に発揮できるよう注力するとともに、必要に応じてアンケートの実施についても検討してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いします。次に進みます。

公立学校教職員給与特別措置法、いわゆる教特法がさきの国会で成立しました。しかし、わずかな残業代の支給で働く放題との声が現場から上がっています。教職員の中で精神疾患で教壇を離れる割合が最も高い沖縄県だからこそ、教職員の働き方改革が求められています。

(4)教職員の働き方改革について。

①教職員の働き方改革について以前の質問について伺います。

(ア)プールの清掃についてその後どう対応されたか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校プールの清掃につきましては、以前にご質問をいただいた時点と状況があまり変わっていない状況にございます。今後各学校のご意見や負担軽減をする際の予算措置等の課題を踏まえた上で、教職員の負担軽減に対する最善策を検討してまいりたいと思っております。現在給与法の改正に伴って、国・県からも働き方改革のさらなる推進が求められておりますので、その中で整理すべき事件であると考えているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

(イ)年度末、年度初めの清掃はその後どう改善されたか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現在におきましては質問時と同様に、市内学校の一部では教職員のみや勤務時間に児童生徒と一緒に清掃、またはP T A作業において行っている状況であると認識しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

教職員が教務に専念できないという状況がつくられないと私は思います。学校の先生からも、「定年前の私が脚立に乗ってクーラーの清掃をしている。こういう実態が学校現場ではあるんですよ。市役所の中でもそうですか」という声がありました。

そこで伺います。②教員室や教室などの換気扇、クーラーの清掃について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

各教室の換気扇、クーラーの清掃につきましては、施設の日常管理であることから、各学校へお任せしているところでございます。特にクーラーにつきましては、不具合がありますと授業に支障が出る場合がございますので、早めに対応するため、毎年度5月の稼働前に点検も兼ねてフィルター清掃を各学校へ依頼しているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

保守管理をきちんとしていく上でも、電気代の節約という点でも、クーラーの保守管理を学校の先生にさせるのではなくて、きちんとした専門の業者に委託をする。そのことが働き方改革や、あるいは子どもたちによりよい教育を進めていく。そういうことにつながるのではないかと思います。その点でも改善を求めると思います。

③校舎などの営繕管理について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

校舎などの施設につきましては、学校において点検を行っていただいているところであります。各学校におきまして月1回、安全点検を実施していただき、その点検時や日常使用で不具合が見つかった場合には、学校施設課へ相談をいただき、その都度対応している状況にございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

私は教職員の働き方改革を進めることができ、先生たちが生き生きと授業に取り組める、子どもたちが勉強に打ち込める、この点でも必要だと思います。私は、教育現場の出身の教育長が来ている今だからこそ、これができるのではないかと期待していますけれども、教育長、見解をお願いします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えします。

働き方改革が様々な方策で示されているのですが、働き方改革と同時に働き甲斐改革、働きやすさ改革も同時に進めて、先生方が和気あいあいとみんなで作業を楽しくできるような学校づくりを指導していきたいと思っています。先ほど年配の教員の方が梯子に上って掃除をされているということをお話しされていたのですが、私がいた現場では、学年でみんなで協力して、若い先生方が上ってということを昔はやっていました。今はいろいろのほうでも、こういう働き方は先生方にそぐわないというのが示されておりますので、それも踏まえた上で今後指導していきたいと思っています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

しっかりとした改革をやってこそ、教育の質の向上につながると思います。

(5)会計年度任用職員について。

①人事院の勧告に基づく給与引上げは市職

員と同様に今年も行われるのか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

人事院勧告に基づく給与引上げが市職員同様に行われるかにつきましては、会計年度任用職員の報酬は地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則及び条例主義に基づき決定されることになり、必要な資格や経験等を考慮し、条例等において正規職員と同等の給料表において規定をしております。令和7年、国の人事院の引上げ勧告に加え、県人事委員会においても国の動向を踏まえた勧告になるものと考えております。本市につきましても、地方公務員法第14条の情勢適用の原則に基づき、社会情勢を見ながら国や県、他市町村の動向を踏まえ、適正な給与水準の確保を図ってまいります。その中において、会計年度任用職員の報酬につきましても、適切に対応をしてまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ありがとうございます。

②を飛ばして、③任用回数の制限について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の任用回数の制限につきましては、本市では連続2回まで、公募を要せず任用することを可能としております。国においては、令和6年6月28日付、人事院事務総局人事局長通知にて、連続2回までとする規定が廃止されております。また、公募によらない採用を行う場合については、同日付の人材局企画課長通知において、国家公務員法に定める平等の扱いの原則、任免の根本基準を踏まえた適正な運用を行うこととされており、勤務実績の多業務の必要性や業務に求

められる知識及び経験、労働市場における人材確保の状況等も考慮することとなっております。本市におきましても、平等扱いの原則及び任免の根本基準であります成績主義の原則を踏まえるとともに、地域の実情等を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えています。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

先ほど述べたように、人事院は3年目公募の制限を撤廃することを各省庁に通知しました。本市においても任用回数の制限を撤廃すべきだと思いますが、見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

令和6年6月28日付の総務省自治行政局公務員部公務員課長発出の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改正について」において、事務処理マニュアルのQ&Aでは、公募を行うことが法律上必須ではないが、できる限り広く募集を行うことが望ましいとし、国の取扱いは例示として示したものであり、具体的な取扱いについては各地方公共団体において平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情に応じつつ適切に対応されたいとなっております。よって、上限2回を超えて再度応募が可能であることや、新たな雇用機会の創出という観点を踏まえ、本市におきましては引き続き現行の制度で運用していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

本市において柔軟に対応していることはよく存じておりますけれども、県内でも制限を撤廃する自治体が増えてまいりました。今後人材不足の中にあっても、優秀な職員を確保するためにも、人事院通知に基づいて任用回数の制限撤廃を行うことを求めていきたいと

思います。

次に、(6)空き家対策について。

①市内の空き家の現状について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

市内の空き家の状況につきましては、本市では現時点におきまして、市全域を対象とした空き家の実態調査は実施しておりません。このため、空き家の総数や建物の老朽化の程度、利用状況などについては正確に把握できません。しかしながら、これまでに個別の市民からの相談や地域からの情報、あるいは日常的な業務を通して、市内一部の地域において管理不全な状態の空き家が存在していることは認識しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

現在、地域に空き家が散在しております。管理をされていない空き家も多く見られて、草や木が生い茂ってハブが出てきたりとか、子どもたちが出入りしたりとか、様々な問題が起きています。

②管理されていない空き家の状況について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

管理されていない空き家、すなわち管理不全な状態にある空き家の状況につきましては、市として年間数件の個別の相談や通報を受けて把握しているところでございます。これらの空き家は、屋根や外壁の破損、敷地内にある雑草の繁茂、ごみの放置などが見られ、周辺地域の景観を損ねるだけではなく、強風時の飛散物による危険性、不審者の侵入による防犯上の懸念、害虫や害獣の発生による衛生環境の悪化といった様々な問題を引き起こす原因となっております。このため本市におい

ては、このような管理不全な空き家に対し、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対応をしているところでございます。具体的には、建物などの所有者情報を調査するとともに、該当する所有者等へ適切な管理を促す通知書を送付し改善に努めております。しかしながら、所有者の相続問題などの事情により改善が進まないケースもあるなど、困難が伴う案件もございます。今後も市民の皆様からの情報提供により連携を図りながら、管理不全な空き家などに対し、迅速かつ適切に対応していくことにより、良好な住環境の維持と地域の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

今後は空き家もどんどん増えていく傾向にあると思います。

そこで再質問ですが、空き家についての実態調査を市として行う必要があると考えますけれども、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (14時25分)

再開 (14時26分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

国においては、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、各自治体において空き家対策の推進が求められております。本市といたしましてもこの法律の趣旨を踏まえ、今後市内の空き家問題に適切に対応していくため、実態調査の必要性を強く認識しておりますので、早期の実態調査に取り組んでいきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

答弁ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時26分)

再 開 (14時35分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号10 (18番) 楚南留美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、楚南留美議員の質問を許します。

○ (18番) 楚南留美議員 一登壇一

こんにちは。楚南留美でございます。本日最後になります。そろそろ皆さん元気がなくなってきて眠いのかなと思っていますけれども、最後でのでもう少しお付き合いのほどよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) 消防行政について。

①先般、大阪市中央区において消防士が殉職するという痛ましい事案が発生しました。改めて尊い命を落とされた消防士のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、ご遺族に深くお悔やみを申し上げます。市民の命、生命、財産を守るため、昼夜を問わず活動している消防士が職務中に命を落とされたことは、全国の消防関係者、そして私たち自治体にとっても重い教訓であります。本市においても、同様の事故を未然に防ぐための安全管理体制が重要であると考えます。以下について伺う。

(ア) 火災・救助活動における安全管理体制は、どのように策定され、運用されているのかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

本市としましても大阪市での痛ましい事故を深く受け止め、消防活動における安全確保を最重要課題と位置づけております。市民の皆様の生命、財産を守る消防活動は、隊員自身の安全が確保されて初めて全うできるものであり、この点について改めて認識を強化しているところでございます。ご質問の安全管理体制でございますが、本市では総務省消防庁が示す「消防活動における安全管理体制の整備について」の指針に基づき、本市の地域特性や消防力の状況に即した消防安全管理規程を策定しております。この規程には、火災救助活動における具体的な活動基準、安全基準、指揮・命令系統を明確に定めております。また、運用につきましては、策定した規定やマニュアルを全職員に周知徹底するだけでなく、不定期ではありますが、安全管理研修や危険予知訓練を実施し、隊員一人ひとりの安全意識の向上を図るとともに、現場活動において指揮隊長が活動全体を統括し、活動方針や安全管理上の判断を迅速に行えるよう明確な指揮・命令系統を確立しております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。本市消防本部では、安全管理体制がしっかりと整えられ、日々の訓練や業務においても万全を期しているとのご答弁をいただき、大変安心しております。

先日の殉職事故は全国の消防職員にとっても大きな衝撃であり、私たち市民にとっても決して他人事ではありません。市民の生命と財産を守るため、危険を顧みず現場に立ち向かう消防士の皆さんには、心から敬意と感謝を申し上げます。今後とも安全第一を徹底し、

隊員の命を守りつつ、市民が安心できる消防活動を続けていただきたいと思います。次の質問に移ります。

(1) 防火服、呼吸器、無線機など、安全を守るための資器材の更新状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

防火服、呼吸器、無線機など、安全を守るための資器材の更新状況につきましては、いずれも災害現場において隊員が安全に消火活動や人命救助を行うために不可欠なものであることから、計画的に整備を進めております。防火服につきましては、国のガイドラインに適合したもの令和2年度から令和6年度までの5か年計画により整備したところであります。呼吸器につきましては、車両の更新に合わせた整備を行うとともに、空気ボンベについても新規購入を実施しております。また、無線機につきましては、令和8年度に予定されている沖縄県消防指令センターの全体更新に合わせて更新を行う予定であります。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

防火服ですが、国のガイドラインに適したものを令和2年度から令和6年度にかけて5年計画で整備済みとのことでしたが、防火服はまさに消防士の命を守る最前線の装備であります。この更新に5年もの時間を費やしたというのは、少々時間がかかり過ぎではないかという印象を受けました。現場で活動する消防職員の安全が確保されてこそ、市民の生命と財産を守る活動が可能になりますので、今後資器材の更新などがある際には、ぜひ安全を最優先に整備を進めていただきたいと要望させていただきます。次に移ります。

このたび豊見城市消防本部初、2名の女性

消防士が採用されたと伺いました。まずは、女性が消防という厳しい現場で活躍する道が開かれたことを大変心強く、また喜ばしく思います。

②女性消防士採用を機に、施設や勤務環境整備についてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

まず、本市におきまして初めて女性消防職員を迎えることができたことは、大変意義深いものと考えております。議員ご質問の勤務環境の整備につきましては、既にトイレ・シャワー室等を完備した女子仮眠室を整備済みであり、安心して職務に従事できる環境を確保しております。今後につきましては、女性職員の増加を見据え、ハラスメント研修の継続的な実施や勤務体制を工夫するなど、ハラスメント防止の徹底に取り組んでまいります。また、年内には総務省消防庁が派遣する女性消防吏員活躍推進アドバイザーによる講座を予定しており、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

女性が安心して働く環境が整っているということで、こちらに関しても安心いたしました。消防の現場は精神的にも大きな負担を伴う職場です。今回の採用を契機に、多様な人材が安心して働く消防組織となり、市民の安心安全をさらに高めることを期待したいと思います。

(2) 高齢者が活躍できる社会の実現に向けて。

人生100年時代において高齢者が働く理由は様々で、健康や生きがいのためではなく、

経済的な安定や社会とのつながりなど多岐にわたっています。本市として高齢者の就業支援を施策として取り組むべきと考え以下についてお伺いいたします。

①過去10年間の高齢化率の推移についてお伺いいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

総務省が5年ごとに行う国勢調査の人口の実績によりますと、平成27年の高齢化率16.9%、令和2年は19.9%となっております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

②今後、10年、20年先の本市の高齢化率をどのように見込んでいるのかお伺いいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

国立社会保障人口問題研究所が作成いたしました日本の地域別将来推計人口によりますと、令和7年では22.1%、令和12年には23.9%、10年後の令和17年には25.7%となっており、この時点でおよそ4人に1人が65歳以上の高齢者と予測されております。さらに、15年後の令和22年には28.2%、20年後の令和27年には30.1%とおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となる水準に達すると予測されております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。10年後、20年後と高齢化が進むことは明らかでございます。最近では年金だけでは生活が厳しく、もう少し働きたいという高齢者の声をよく耳にします。

③物価高で年金だけでは生活が厳しい高齢者の増加に対し市はどのようなご認識をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

本市といたしましても、経済的に脆弱な立場にある高齢者の皆様にとって、近年の物価高は極めて深刻な問題であると深く認識しております。近年、食料費やエネルギー価格の高騰が続き、市民の皆様の家計を圧迫しております。特に年金を主な収入源として生活されている高齢者の皆様から地域包括支援センターへ、物価上昇による食費や光熱費の負担増などの困り事の相談件数が増加傾向にあることからも、高齢者の皆様が安心して経済的な不安を抱えることなく健康で豊かな生活を送れるよう支援することは、市の重要な責務であると考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

健康寿命を伸ばすためにも、仕事を通じて社会と関わり続けることは非常に大切です。また、高齢者が就業機会を得ることは、生活支援だけではなく、健康維持や生きがいづくりにもつながり、働く高齢者が増えることで介護予防や医療費抑制にも寄与するものと考えます。

そこでお尋ねします。本市の高齢者の就業率について、現状をお伺いいたします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

高齢者の就業状況につきましては、国勢調査によることになりますが、直近の令和2年実施の国勢調査によりますと、就労している高齢者は2,948人であり、高齢者の23.2%を占めております。就労割合は増加で推移しており、沖縄県全体の21.7%と比べるとやや高い割合となっております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。現在本市において、高齢者が働きたいと思ったときに利用できる

支援制度や窓口には、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

本市における高齢者への就業支援につきましては、直接高齢者への就業支援を行っていない状況ではございますが、本市においては市シルバー人材センターが設置されております。シルバー人材センターにおきましては、高齢者の生きがい、健康維持、社会参加を促進し、地域の日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を提供しております。シルバー人材センターにおきましては、随時会員を募集しておりますが、10月がシルバー人材センター事業普及啓発促進月間となっておりますので、市広報紙での啓発、また市内施設における普及啓発パネル展、入会相談を例年実施しているところでございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

現在、直接本市において高齢者就労支援を行っていないということでした。そして、本市にシルバー人材センターが設置されていることも承知しておりますけれども、しかしながら、シルバー人材センターは請負型の仕事紹介が中心であり、高齢者本人が就職を希望する場合の直接的な支援は十分ではないと感じております。シルバー人材センターだけに頼らず、市が主体となって関係機関と連携し、高齢者就労支援を施策として取り組むべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

国におきましては、ハローワークにてシニア世代のための就職相談窓口「生涯現役支援窓口」が設置されており、シニア世代の方の採用に意欲的な企業の求人情報の提供、多様

な就業ニーズなどに応じた情報の提供、シニア世代の方に適した各種ガイダンス、職場見学等の実施が行われているところです。市独自による支援につきましては実施していない状況ではございますが、他自治体の動向等も含め、調査検討を行っていきたいと考えています。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

必ず訪れる高齢化社会。物価高騰の影響もあり、年金や貯蓄だけでは心配で、就労の機会を求めている高齢者がたくさんいらっしゃいます。これまで市ではシルバー人材センターの活用などが中心でしたが、今後は高齢者就労支援を単なる周辺的支援ではなく、市の一つの施策としてぜひ取り組む必要があると考えますので、しっかり調査研究を求めます。

質問を続けます。先ほどご答弁でハローワークにてシニア世代の就職相談窓口「生涯現役支援窓口」が設置されているとのことでしたが、本庁舎1階のハローワークでも対応はされているのかお伺いいたします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

シニア世代のための就職相談窓口「生涯現役支援窓口」については、ハローワーク那覇での設置となり、市役所に設置されておりますふるさとハローワークでは対応してございません。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

本市に設置されているハローワークの窓口ではシニア世代向けの就職相談や求人提供が行われていないということでしたが、まだ働きたいのにどこに相談していいのかが分からぬといふようなことにならないように、ハローワークと連携を強化してシニア支援を行

う体制を求めるといつも思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○ 企画部長 翁長卓司

今後検討させていただきたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

すぐにでも取り組めそうなものとしてご提案させていただきたいものがあるのですが、例えばシニア向けの求人情報の常設掲示はいかがでしょうか。パソコンが苦手なシニア世代の方にも、これならすぐに情報を得ることが可能になりますので、こういうことも含めながらハローワークと連携し、ぜひ取り組んでいただければと思います。あと市長、ぜひ高齢化社会に向けて、今の物価高にかなり苦しんでいる高齢者が多くいらっしゃいますので、ぜひ就労支援のほうも施策として取り組んでいただきますよう要望いたします。お願ひいたします。

(3)第一次産業の振興について。

①農業・畜産農家への支援について。

先日、和牛繁殖農家の方々と意見交換を行いました。その際に、これまで波平邦孝議員の取組より支援につながり、大きな一步を踏み出すきっかけになったことについて大変感謝されておりました。しかしながら、一方で飼料価格の高騰が長期化しており、配合飼料やチモシーなどの乾燥草を輸入に頼っている畜産経営では、この影響が非常に大きく、農家の皆さんからは「経営が苦しい。将来が見通せず廃業を考えている」など、切実な声が上がっていました。

すみません、質問の順番を変えて、(ウ)から入りたいと思います。(ウ)本市における農業・畜産農家の経営状況について、市としてどのように認識されているのかお伺いいたし

ます。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

農林水産課では、現在農業及び畜産業における生産農家部会の総会や定例会に委員または事務局として参加するほか、各事業の検討会や懇親会等の場への案内があれば積極的に出向き、時には市長を交えて様々な意見交換を行っているところでございます。こうした場合の中で農業者の経営状況についてもお話を伺う機会がございますが、やはり原油価格や物価高騰、各種資材の飼料等の価格の高止まりが続いており、農業・畜産業の経営が厳しい状況であるという声が多く聞かれることから、引き続き経営支援に活用可能な補助事業等があれば、事業化に向け要望していきたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

先日の質問取りの中でも、職員の皆さんは日頃から農家とコミュニケーションを取られて支援へ取り組んでいるという印象を受けました。だからこそ、農家の厳しい現状はよく理解しているものと感じております。

次、(ア)農業・畜産農家へ現在、本市で行っている支援内容についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問につきましては、近年の物価高騰に係る支援事業のご質問であるとの理解の上でお答えいたします。令和7年度において原油価格、物価高騰に直面する中で、農畜産業経営発展に向け努力する生産農家、畜産農家を支援することを目的に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を一部活用し、農業経営支援事業補助金、畜産農家経営支援事

業補助金を交付しております。また、酪農農家への支援として、粗飼料の価格高騰に関する補助事業も今年度中に実施する予定となっております。優良母牛導入支援事業では、一括交付金を活用し、平成27年度から令和2年度の6か年間で93頭の優良母牛導入を行い、畜産農家の生産基盤の確立及び経営の安定を図ってまいりましたが、継続支援の要望がありましたが、令和6年度から令和8年度にかけて、約38頭の優良母牛の追加導入を予定しており、さらなる生産基盤の確立及び経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。現在畜産農家への支援として、優良母牛導入支援と併せて、また1頭当たり3,200円の飼料補助も行っているかと思います。これらの支援は大変意義のある取組だと思っておりますが、今後物価高騰がさらに長期化する中で、継続的な支援や新たな補助の拡充にも検討が必要ではないかと考えます。

そこでお尋ねします。(イ)厳しい経営が続く畜産農家より更なる支援拡充の要望がある。当局の見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

原油価格や物価高騰、各種資材や飼料等の価格の高止まりが続いている昨今、農業、畜産業の経営が非常に厳しい状況であることは重々承知しているところであります。さらなる支援の必要性を実感しております。今後持続的な支援を実施できるよう、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめ、新たに活用可能な補助事業のメニューがないか、情報収集に努めるほか、有効的な活用方法等についてもニーズを踏まえながら検討してい

きたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

南風原町では、物価高騰対応重点支援交付金を活用して、粗飼料価格高騰臨時支援事業補助金を交付しております。そちらでは、チモシーなど乾燥草の購入金額の25%を助成、最大50万円まで補助を行っております。本市でも同様の補助ができないか、当局のご見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

南風原町の取組も含め、近隣市町村において実施している畜産農家に対する支援事業を調査研究し、実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

本市の畜産農家は規模が小さいところも多いのですが、食の安全を支える大切な産業の一つです。財政状況が厳しいことも承知しておりますけれども、なるべく高補助率のもので、可能な限り早めに実現できるよう、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。また、農家の方々からは、「沖縄県の助成は農家のかゆいところに手が届いていない」というご意見も頂戴いたしました。その点につきましては、市からもぜひ県へ働きかけてほしいと思いますので、そちらも併せてよろしくお願ひいたします。

②豊見城市は全国でも有数のマンゴー産地ですが、一方で「豊見城産マンゴー」としての統一的な呼称が定まっておりません。豊見城市として、市民や子どもたちも巻き込んだマンゴーのネーミングコンペを開催し、市を挙げてブランド化を進めるべきと考えます。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

(ア) 豊見城産マンゴーの評価やブランド力

をどのようにご認識されているのかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊見城市では、全国でもいち早く、昭和53年頃からマンゴー栽培が行われており、当時の豊見城村農業協同組合に生産者を中心とした果樹生産部会が設立され、昭和60年頃に農協共選が始まり、現在に至っております。生産農家数、生産量の増加を受け、平成12年には沖縄県より県内初の拠点産地として認定されたほか、平成21年にはJAおきなわ豊見城支店果樹生産部会会長のスローガン宣言と豊見城市長によるマンゴーの里宣言を行っております。このような取組が生産農家の意欲や技術の向上につながり、安定供給が図られ、市場から信頼される「とみぐすく産マンゴー」と評価されていると認識しております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

毎年マンゴーの時期になりますと、菜々色畑には県内外から豊見城産マンゴーを買い求める多くの客でにぎわいます。実際、今年も多くの客でにぎわっている様子を拝見いたしましたが、全国的にもマンゴーの街として知られるようになった一方で、豊見城産マンゴーはブランド力としては課題が残っていると感じております。

そこでお尋ねします。(イ)市民参加型「マンゴーのネーミングコンペ」を開催し、市を挙げてブランド化を進めるべきと考えますが、当局のご見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本市のマンゴーについては、約50年にわたる栽培の歴史に加え、JAおきなわ、JAおきなわ豊見城支店及び生産農家のたゆまぬ努

力の積み上げにより、市場から信頼される豊見城産マンゴーとしての地位を確立しているものと認識しております。「とみぐすく産マンゴー」の認知度向上を図るため、平成24年にイメージキャラクターを募集し、おなじみのアゴマゴちゃんが誕生し、「まーSUN、あまSUN、豊見城SUNマンゴー」のキャッチフレーズとともに、市内はもちろんのこと、市外・県外でも様々なイベントを通じて「とみぐすく産マンゴー」のPRを行ってきたところでございます。イメージキャラクター及びキャッチフレーズが広く浸透し定着することが、「とみぐすく産マンゴー」の認知度向上にもつながっていることから、マンゴーのネーミングコンペも認知度向上につながる有効な取組であると考えております。今後「とみぐすく産マンゴー」を独自のネーミングで展開していくことについては、現行の共選による出荷体制との兼ね合いも考慮しつつ、JAおきなわ、JAおきなわ豊見城支店及び生産部会の意向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

これまで本市が行なったプランディングの内容についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

これまで「とみぐすく産マンゴー」の認知度向上に向け、数多くの取組を行ってまいりました。JAおきなわでは、県産マンゴーを等級が高い順に特Aのちゅらマンゴー、特P Aのプレミアムマンゴー、A品、B品、C品と区別しており、このほどJAおきなわ豊見城支店独自の取組として、豊見城支店が運営している菜々色畑でA品を豊見城オリジナル化粧箱で試験的に販売する取組が今年度から

開始されております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

A品につきましては、豊見城オリジナル化粧箱による販売を開始したということで、差別化を図るすばらしい第一歩であると評価させていただきたいと思いますが、さらにあと一步差別化を図るという意味では、A品をブランド化することは、あらゆるメリットを考えますとともに重要だと感じます。「とみぐすく産マンゴー」のブランド化につきましては、波平邦孝議員はもちろんのこと、市長も働きかけていると伺いました。引き続き実現に向けて、市長の情熱をぜひ傾けていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月18日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会 (15時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (19番) 大 田 正 樹

署名議員 (20番) 赤 嶺 吉 信

令和 7 年第 4 回

豊見城市議会（定例会）会議録（第 4 号）

令和 7 年 9 月 18 日（木）

令和7年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和7年9月18日（木曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外 間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜 保 龍 平 議員	(14番) 瀬 長 宏 議員
(3番) 新 垣 繁 人 議員	(15番) 要 正 悟 議員
(4番) 長 嶺 吉 起 議員	(16番) 伊 敷 光 寿 議員
(5番) 新 垣 龍 治 議員	(17番) 大 田 善 裕 議員
(7番) 瀬 長 恒 雄 議員	(18番) 楚 南 留 美 議員
(8番) 吉 濱 智 也 議員	(19番) 大 田 正 樹 議員
(9番) 宜 保 安 孝 議員	(20番) 赤 嶺 吉 信 議員
(10番) 川 満 玄 治 議員	(21番) 宮 城 恵 議員
(11番) 新 垣 亜矢子 議員	(22番) 仲 田 政 美 議員
(12番) 波 平 邦 孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比 嘉 豊	主 査	屋 良 章 太
次 長	比 嘉 剛	主任主事	盛 島 愛 乃
班 長	比屋根 由 香		

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元 次人	副市長	大城 正
教育長	赤嶺 美奈子	総務部長	内原 英洋
企画部長	翁長 隼司	市民部長	森山 真由美
福祉健康部長兼社会福祉課長	金城 博文	こども未来部長	上地 五十八
都市計画部長	嘉川 聰子	経済建設部長	城間 保光
上下水道部長	大城 堅	消防長	高良 寛
教育部長	赤嶺 太一	総務課長	上原 元樹
人事課長	赤嶺 啓	管財課長	大城 光
企画調整課長	金城 健一	政策推進課長	金城 徹
商工観光課長	東上里 豊	国保健康保険課長	吉元 美幸
税務課長	運天 俊郎	保護課長	大城 史貴
障がい長寿課長	比嘉 徹夫	健康推進課長	千住 文子
こども応援課長	宮國 貴志	子育て支援課長	大城 泰子
都市計画課長	健山 博之	公園緑地課長	新里 司
都市計画課参事	新垣 博愛	教育総務課長	赤嶺 渚
教育指導課長	平田 和也	生涯学習課長	赤嶺 健
文化課長	浜本 亨		

本日の会議に付した事件

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

令和7年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第4号）

令和7年9月18日（木）午前10時開議

日程番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

———— ◇ 日程第1 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宮城恵議員、仲田政美議員を指名いたします。

———— ◇ 日程第2 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

— 通告番号11 (11番) 新垣亜矢子議員 —

○ 議長 外間 剛

はじめに、新垣亜矢子議員の質問を許します。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一登壇一

おはようございます。城の風、新垣亜矢子でございます。いろいろ述べたいことはあるのですが、もう既に時間がないと毎回のようになります。たくさん質問したいことがあるので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、(1)教育行政についてです。

①本市の小中学校において教員が業務で使用するパソコンは学習系、校務系と通信ネットワークを分け2台のパソコンを使い作業をしているが、2021年5月に文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改訂され、「ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制限を前提

とした構成」いわゆる「ゼロトラストネットワーク」が示されました。本市も教員校務用パソコンの効率化を進めるべきと考えるが見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

おはようございます。それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

教員校務用のパソコンの効率化につきましては、議員のご質問にありますゼロトラストネットワークへの移行は教職員の負担軽減と業務効率化に不可欠であるものと認識しております。令和9年度の構築を目標に予算額8,380万9,000円で実施計画に計上しているところでございます。現在のネットワーク分離環境は、高いセキュリティを確保する一方、データの移動の制限や複数端末の使い分けなど、業務効率の面で大きな課題がございました。このような中、国が新たなガイドラインで示しておりますゼロトラストネットワークは、セキュリティを確保しつつ、クラウド活用を前提とした効率的な働き方を実現する極めて有効な手法であると捉えているところでございます。先進事例といたしましては、奈良市が挙げられるかと思います。奈良市ではゼロトラスト環境の導入により、資料共有のオンライン化やチャット活用による業務改善が進み、教員の働き方改革につながっていると伺っております。本市といたしましても、こうした先進事例を参考に、教職員がより一層教育活動に専念できるICT環境の整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ゼロトラストネットワークですが、前回波

平邦孝議員も質問に入れていたと思うのですが、教員の2台持ちのパソコンを1台にまとめて業務というか、校務しやすいようにということで政府としてもどんどん進めているというところですので、ぜひ豊見城市でもやっていただきたいのですが、今、令和9年度の構築を目指すとおしゃっていますけれども、教職員の負担軽減は一日でも早く実現したほうがいいと思っておりますので、この計画自体を前倒して、もっと早めに令和8年度とか、大急ぎでやることができないのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今回のネットワークの置き換えは、教員の働き方におきまして大きく環境が変わる計画だと理解しております。教職員の研修を行う期間、機器に慣れる期間を十分に設けることで現場の負担軽減につながると考え、現状のスケジュールとなっております。これまで3層分離になっておりまして、その大幅なネットワークの改変を伴うものですから、そのようなスケジュール感になっているということについてご理解をいただけたらと思っております。

○ (11番) 新垣亞矢子議員 一再質問一

早いほうがいいに越したことはないのですが、令和9年度までに整備予定ということなのですが、令和8年度の整備計画についてはどうなっているのか聞かせてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

現時点では実施計画等に上げて、予算編成過程の中で今後の方向性なり、その進捗の度合いが決まってくるものだと考えておりますが、令和9年度に実現するために、その準備として令和8年度にはハードウェアを中心と

した基盤整備を現時点では計画しているところでございます。具体的な整備内容としては、主に3点あります。1点目が職員室におけるWi-Fi環境の整備、2点目が教員1人1台の新たな業務端末としてクロームブックの整備、そして3点目が高度な管理機能とセキュリティーを備えたエデュケーションプラス等の導入ということになっております。これらのハード・ソフト両面の基盤を令和8年度に先行して整備することにより、ゼロトラスト環境にスムーズに移行する準備をしたいと、現時点で教育委員会としては考えを持っていいるところでございます。

○ (11番) 新垣亞矢子議員 一再質問一

ぜひ一日でも早く進行していただきたいと思いますが、先ほどの答弁の中で8,380万9,000円の予算計上が実施計画にあるということなのですが、豊見城市内の教職員は大体500名程度だと思います。市役所職員は450名、500名、同じぐらいかと思うのですが、市役所はDX化でどんどん業務効率を上げている状態で、学校のことは今からやろうとしているところだと思うのですが、今8,380万9,000円を単純計算で500名で割ると、1人当たりの単価が約16万7,000円なんですね。ですので、作業効率、教員の負担軽減などを考えればパソコンの整備にも費用がかかりますし、ぜひともネットワークのところでゼロトラストに移行するスピードを上げていただいて、そうしたらパソコン購入の台数も抑えられるのかと思いますので、今後ぜひ考えていただいて、実施計画に計上しているわけですから、企画部としても事業の有用性、必要性についても認識していただいて、予算化をどうぞよろしくお願いいたします。次に行きます。

②になります。私の公約の中でも基地内留

学を1期目の最初からずっとやっていまして、今回質問するのはハワイの国際交流の話なのですが、ぜひとも拡充をしていただきたいという思いで質問いたします。②平成3年度から中学生の派遣事業としてスタートした豊見城市青少年国際交流事業は、ハワイ豊見城村人会の方々との交流やホームステイなどを通じ、教育、文化、歴史などを体験する交流中心のプログラムが行われていますが、現在本市がグローバル人材育成を強化していることを考え、他市が行う夏休み海外短期留学のように、派遣期間を延長し英語教育プログラムを加え、短期語学留学の位置づけに変えていくことができないか見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現地の方々との交流は、英語を学ぶことへの関心、意欲を高めるとともに、自国の文化のよさに気づき、誇りを持ち、グローバルな視点の中でアイデンティティの確立に寄与するものと考えております。短期語学留学につきましては、語学研修を行うことで多様性、国際感覚を身につけ、将来のキャリア形成や国際社会で活躍できる人材育成ができるものと考えており、大変充実した事業だと考えておりますので、これまでお世話になっておりますハワイ豊見城村人会との交流も継続して行われる形で検討してまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今の答弁を聞きますと、ハワイ短期留学を令和8年度、もう近々スタートするという認識でよろしいでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

検討を進めてまいりますが、ただ、その予

算措置の議論もございますので、その中の制約の中でどのような形で改善が可能なというところを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ありがとうございます。実施に向けて積極というか、ぜひとも実現させていただきたいと思います。

この1年間、赤嶺美奈子教育長が就任されてから、かなり多くの国際交流事業が行われておりますが、赤嶺美奈子教育長が就任された昨年のところから国際交流事業の件数と就任前の状況を比較した数字が欲しいのですけれども、状況は分かりますでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

赤嶺美奈子教育長は令和6年7月より就任されておりますので、令和5年度とそれ以前の実績についてお答えをしたいと思っております。令和5年度はアメリカンスクールとの交流が2回となっております。令和6年度につきましては、アメリカンスクールが13回、台湾との交流が1回、香港との交流が1回の合計15回の交流となっております。なお、令和7年度につきましては、現時点でアメリカンスクールと2回、台湾との交流が7回、香港との交流が1回の合計10回が実施済みで、年度内に25回の実施予定となっておりまして、数からも分かっていただけるように、質・量ともに拡充している形になっているものと理解をしているところでございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

すばらしい数字だと思います。国際交流事業がどんどん増えていくということで、就任前は年に2回、今年度がもう全部済ませると25回にもなるということで、リアルにお会い

して、あるいはオンラインで体験をするということで、どんどん英語に触れる、英語漬けをするという環境が整っていくというのは本当に期待できると思っているのですけれども。市長公約のグローバル人材育成を実現するための基礎が英語教育の充実。これを実現するために赤嶺美奈子教育長に就任していただいたと思っております。ほかの自治体の方から赤嶺美奈子教育長を本当は自分の街に呼びたかったという方がいらっしゃいまして、豊見城市に取られたと会うたびにおっしゃる方がいるほど、赤嶺美奈子教育長の英語教育の事業は大変評価が高いと感じておりますので、豊見城市に就任していただいたことを誇らしく感じております。ハワイ短期留学が豊見市の子どもたちをさらにグローバルな場へ導いてもらいたいと強く願っておりますので、短期留学の実現に期待をしております。赤嶺美奈子教育長の英語教育、グローバル人材育成に対する思いを伺いたいと思います。

○ 教育長 赤嶺美奈子

新垣亜矢子議員のおっしゃるとおり、特に今年度から英語教育、グローバル教育に力を入れておりますし、国際交流事業を含め、子どもたちが座学で学んだことをアウトプットする機会をたくさん設けております。交流を通して異文化理解も進めることでグローバル教育を進めることができると思って、英語学習の真骨頂がハワイの語学研修だと思っております。市長と議長が夏にハワイへ赴き、豊見城村人会の友好交流及び相互協力に関する覚書に参加されておりますので、今後も村人会との交流を深めながら、子どもたちの語学学習にさらに力を入れていけたらと思っております。

○(11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ありがとうございます。ハワイの青少年国

際交流事業が拡充されて、もっと豊見城市の子どもたちにとってすばらしい事業になるように、よろしくお願ひいたします。

そして資料を見ていただきたいものがあるのですが、英語教育で英語が話せるようになるまでには時間がかかりますけれども、その先に見えてくるものは何か。市長が掲げるグローバル人材育成で子どもたちは何を手に入れるのか。社会が求めている英語力で見えるものが、実は収入の増加だと大きく表れていますと言われております。これは英語力と年収の比較なのですが、濃い青が国税庁の調査結果、例えば20代だと年収346万円。この真ん中の部分の日常会話以下の方が360万円。薄い水色が英語ビジネス会話以上の方ですが、この方が20代だと417万円になると。間が少しずつ上がるのですが、これは男性なのですから、50代になると何と平均よりも1.5倍、英語力のある方は年収が上がる。1,000万円を超えるという平均値が出ております。さらに、女性になるとこれがまた顕著に出て、20代、30代に関してはそこまで大きな差はないと言いたいところですが、実は30代で140万円ぐらいはこういう形で差が出ているんですね。40代だと1.9倍、50代だと2.2倍もの年収、所得の差が出てくると。だから、英語力がどれだけあるかによって、その方の未来がかなり変わってくるというのは数字になって表れております。子どもたちに英語教育をするということは、英語に興味を持ってもらつて、もっと勉強したい、もっと自分はしゃべりたい、もっと所得を上げたいというところまで持っていくことを考えております。「富を生み出すまち」という市長の公約がありますが、これは教育によって個人の、住民の所得を上げていく。長いスパンで考えていく

のが英語だと思っているのですが、この部分でスマホがあればできるだらうということではなくて、リアルに会話ができる環境を私たちがつくっていく、行政がつくっていく、議員がそれを支えていくというものをやりたくて、市長の公約も実現していただきたいと思いますけれども、赤嶺美奈子教育長に就任していただいてからの1年の動きとご自分のグローバル人材育成という公約についてどう感じていらっしゃるか伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

赤嶺美奈子教育長が就任して以降、これだけ進んだということは、非常に私としてもありがたく思っているところでありますし、今画像で示していただいたとおり、そもそもそういうところが発信源になって英語力というものを公約、政策で掲げさせていただきました。これについては、もちろん英語が話せたらゴールではなくて、使う手段として、英語ができることによって将来の自分の人生に豊かさをもたらすということは当然だと思います。ですので、グローバルという言葉どおり、世界を見ていただく。そうすることでいろいろな気づきったり、出会いだったり、得られることはたくさんあると思います。宜保龍平議員も海外の留学経験もありますし、そういうことも含めて、やはりチャンスというものは外を見ることでたくさん可能性は生じていきますので、そういう部分も含めて英語がゴールではもちろんなくて、それを使っていただくご自身の人生のためにということがありますので、それも一つ富を生み出すという。何も豊見市の税収が増えるだけが富を生み出すということではなくて、有能な高度人材ということになり得る彼ら、彼女らがたくさん

ん羽ばたく社会になってほしいと思います。行く末には、そういう高度人材、教育は投資だと思っていますから、そういう部分で豊見城市を支えていただける人材。外に出たりしてもまた戻っていただける。外にいながら豊見城市支えていただける仕組みもこれからつくる必要があるだらうと思いながらも、ひいては外部からは、豊見城市はこれだけ英語教育が充実しているから、ここで子育てをしたいということで移り住んでいただくことも一つの要素だと思いますから、いろいろな部分で英語はワールドスタンダードの一つということもありますし、それを展開していくようにこれからも進めていきたいと思いますので、ぜひご協力をよろしくお願ひいたします。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひこの街の未来を投資という形で人材育成でつくっていけたらと思いますので、みんなで頑張っていきたいと思います。市長もよろしくお願ひします。次にまいります。

(2) スポーツ振興についてです。

今、モニターに映っているのぼりですが、これは南風原町の空港道の下の道路です。これは名古屋グランパスが合宿に来たときに、ここはすごく長い距離でバーッとのぼりが立つのですが、豊見城市は陸上競技場の坂を下りないとのぼりが見えてこない。しかもそんなに本数がないという状態なので、私としては、市内で合宿をしてくれているチームがたくさん増えている状態なので、選手の皆さんに豊見城市で合宿してよかったですと感じてもらいたいと思っております。多くの市民にスポーツ合宿をリアルタイムの応援で支えてもらって盛り上げてもらいたいのですが、その周知として積極的なものをやっていただきたいのです。

①スポーツチームの合宿に伴い、合宿前から広報活動を強化し、これまで以上に市を挙げて歓迎することが必要だと考える。歓迎ポスターや沿道にのぼりの設置ができないか見解を伺います。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

スポーツチームの合宿における広報活動及び歓迎につきましては、これまで会場でののぼり旗設置、横断幕作成、ホームページ、公式LINE等での広報、マスコミへの取材依頼、歓迎式の開催などを実施してまいりました。これらの取組のさらなる強化は、選手の皆様へのエールとなるだけでなく、市民の皆様のスポーツへの関心を高め、地域の一体感を醸成する上で重要であると認識しているところです。つきましては、歓迎ポスターや沿道へののぼり設置といった新たな展開につきましても、費用対効果や施設、道路管理者の許可の可否などを踏まえ、実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ盛り上げていただきたいのですが、今画面上に出ているような、こんなたくさんのがぼりで市民に周知するということに関しては、道路の部分においては設置がかなり厳しいかとは思うのですが、例えば市役所1階の部分にフェンスがありますけれども、そこにのぼりを何本も並べて見た目で盛り上げるということもできるのかと思うのですが、そういう取組についてはいかがでしょうか。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

歓迎ポスターにつきましては、その作成、設置に当たり、再利用における課題やデザイン製作に関する専門性、さらには先ほど申し

上げましたような感じで費用対効果など、クリアすべき検討課題、事項があると認識しております。それらの課題を総合的に勘案し、他の自治体における事例等の調査も進め、その導入の可否について検討を進めていきたいと考えています。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ポスターものぼりも各自治会に委託して掲示していただきて、地域で盛り上げて、地域で周知することをやっていただきたいと思います。関連するスポーツをやっていて、関係する人たちはそのスポーツ合宿が来たのが分かるのですが、そのほかの市民にはあまり伝わっていないところがあります。今年の7月の全日本バレーボールチームの合宿においても、「やっていたんだ」と後で言われたのがあって驚いたんですけども、市役所の周りも掲示はしているのですが、目立たなかつたのかと思っております。本当はこのようにバーッと目を引くようなもので「いらっしゃいませ」ではないですが、おもてなしをするという形を取れたらいいのかと思っておりますので、検討していただきたいと思います。

次に、今回、先ほど言った全日本のバレーボールチームの合宿が来たときに、市のバレーボールボーラー協会が氷を用意して、選手の皆さんにアイスバスを用意したんですね。氷水の中に大体45分程度入ると効果があると言われているのですが、今ここに出しているのはクライオバスというものです。液体窒素でマイナス120度、服を着たまま3分間入るとアイスバスに45分入ったのと同じ効果が短時間で得られるというものです。選手が交代で、服を着たままなのですぐ効率よく入れるというものです。国立スポーツ科学センターにも導入されて、国内トップレベルのアス

リートが利用しているものだそうです。こんな感じで選手が全身入ったりとかしております。運動後のリカバリー、筋肉疲労の素早い回復、コンディション調整、故障からの早期回復のために利用されているということですけれども、豊見城市では先ほどから言つてゐるよう、2028年ロサンゼルスオリンピックに向けたバレーボール選手のトレーニング施設として、日本代表選手や日本代表候補選手の皆さんに強化合宿で利用してもらうのが決まっているわけですし、設備についてもトップレベルのアスリートが求めるものを積極的に整備して、豊見城市民体育館がJOC認定競技別強化センターとして認定された意義をしっかりと示す必要があると考えます。

②国際的に活躍する団体が本市で合宿を行うことの意義を考え、受入体制としてクライオバスを取り入れるべきと考えるが、今後の計画を伺います。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

クライオバスにつきましては、超低温環境がスポーツ選手の疲労回復やパフォーマンス向上に寄与する先進的な設備であり、スポーツ合宿地としての本市の魅力を高め、誘致力を向上する上で有効な選択肢の一つと考えております。しかしながら、クライオバスの導入に際しては高額な導入費用に加え、施設の設置スペースの確保、専用の電源設備の整備、さらには安全管理体制の構築、維持管理に係るランニングコストなど多岐にわたる課題を精査する必要がございます。また、類似の疲労回復、コンディショニング機器も存在することから、それぞれの特性や費用対効果、導入後の運用体制なども含め、総合的な比較検討が必要であると考えております。つきまし

ては、今後関係部署と連携し、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

このクライオバスは買うものすごく高いのですが、レンタルもしているということなので、一度これを試していただいてもいいのかと思っていますので、ぜひ検討していただきたいのですが、例えば全日空の方も立ち仕事、ずっと歩きっぱなしの方も、こうやって足だけを中に入れてアイシングするということも積極的に既にやられているということなので、豊見城市はスポーツだけではなくて、高齢者の体のメンテナンスも美容も、いろいろなことに利用できるということなので、体育館とかに置いていただくとすばらしいのかと思っております。別に会社の営業マンではないのですが、沖縄県には1か所代理店があるということなので、ぜひ皆さんも見に行つていただきたいと思います。

続いて、③市民体育館の駐車場不足について、課題解消の施策は考えているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現在市民体育館におきまして、スポーツ大会やイベント等におきまして、多くの人が来館する際に駐車場が不足することは把握をしているところでございます。市民体育館に多くの来館者が訪れる際には、市民体育館の駐車場のほか、市民体育館隣の多目的広場や与根漁港を臨時駐車場として活用してもらい、駐車場の台数を確保している現状がございます。ただ、先日も質疑がありましたように、与根漁港の活用についていろいろ課題もあることは理解しております。その他の近隣の商業施設の駐車場利用等も含め、今後は市民

体育館が利用しやすい環境となるような検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○ (11番) 新垣亞矢子議員 一再質問一

今回多くの議員がこの問題に対して質問しているのですが、これは体育館の利用者が増えて、大きなイベントがどんどん行われていて駐車場不足が深刻になっているというのが現状だと思っています。それぞれの議員にいろいろなクレームが来ているのが現状で、質問に変わったのかと考えているんですけども、あふれる車両を現在臨時に与根漁港を駐車場として利用してもらっているところで、そこを使う場合、イベントの主催者側から漁港内の車両整理などで3人配置してくれというふうに求められていると。なので、ここに人と人件費もそうなのですが、ボランティアの場合もあるらしいんですけども、漁港内で、一般の利用てくるお客様に対して、「駐車場はここです」と指示を出さなければいけないと。何もない場所に案内する行動と、利用しやすいように白線を引いて、どんどん中に通せるようにしたらもっと効率よくできるのではないかと思うのですが、漁港内の駐車スペースに白線を引くことについて、そこはいかがでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港施設を駐車場として使用させることについては、あくまでも市民体育館駐車場が不足した際の一時的な目的外使用としての貸出しであり、常設駐車場ではございません。議員のご質問にございます与根漁港内に白線を引くことにつきましては、漁港本来の使用目的から逸脱するものであり、目的外使用となるため対応することはできませんので、ご

理解のほうをお願いいたします。

○ (11番) 新垣亞矢子議員 一再質問一

ということは、漁港内はそもそも駐車場ではないという前提の下で厚意的に貸していただいているという形なので、これ以上のクレームが無いように気をつけなければいけないと思うのですが、それは体育館ができる、イコールお客様がいっぱい来る、車がたくさん来るということを最初に体育館建設のときに想定して駐車場の台数を確保しなければいけなかつたのかと思うのですが、体育館ができてから10年たっていると思うんですけども、大型イベントがあるたびに駐車場が足りなくて、こういう問題が大きくなっているという状態です。体育館の状況を調べるというか、ホームページを見ると1階の観覧席が700席、2階の固定の観覧席が1,416席、合計2,116席に対して体育館側で用意されている駐車場の対応台数が大体220程度です。この220台にマックスで4名乗っていても880名しか移動しないということで、絶対的に足りないのが駐車場のキャパシティなんですね。このまま公園を歩いていくと美らSUNビーチにつながります。向こうのビーチの駐車場を体育館の利用者に対して、イベント時によくやるのですが、ゲートを開けたままで無料開放することがありますけれども、そのような対応ができないか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊崎海浜公園内ビーチ側駐車場につきましては、主にビーチ利用者やバーベキュー利用者、多目的広場等の利用者を対象としているため、市民体育館のイベントの利用者や関係者による専用的利用は、キャパシティー的にも現実的に困難な状況にあると考えます。し

かしながら、豊崎美らＳＵＮビーチも市民体育館も同じ豊崎海浜公園内にございますので、体育館利用者が豊崎海浜公園内ビーチ側駐車場を利用することにつきましては、その利用を妨げるものではございません。ただし、体育館専用駐車場より距離が離れていること、かつ有料駐車場であるため利便性の面で体育館専用駐車場利用者との不公平さが生じることが懸念されます。体育館駐車場不足に鑑み、さらなる駐車場の確保のみならず、利用者の利便性の向上を目指した駐車場不足打開案がないか、今後関係機関と調査、協議を重ねてまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひよろしくお願ひしたいのですが、今現在イベントの主催者側が例えば駐車場が足りないからといって、「あっちに止めよう、こっちに止めよう」と考えている状態で、「イーアスに止めさせてもらえませんか」とお願ひをしたり、いろいろ主催者側が悩んでいる状況が続いていると思うんですけども、そもそも体育館を設置しているのは豊見城市ですから、この駐車場問題が今後もずっと続くとしたら、利用者にとってすごく大きなストレスですし、主催者側にとっても余計な心配事になるのかと思っていますので、ここは駐車場対策、足りない分をどうにかするということは行政の責任でやっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(3)健康推進について。

①2月定例会において住民主体の「通いの場」事業が強化され移行していくとのことでしたが、現状を伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

自治会等で実施している通いの場が65か所、中央公民館で活動されている65歳以上の方が参加するサークルが約40か所、地域ミニディサービスが40か所、また地域介護予防活動支援事業補助金を活用されているサークルが14か所ございます。これらの通いの場を合わせますと合計159か所で、延べ1,563人の方々が参加されております。これは国が示す高齢者人口の8%という目標値、本市においては約1,100人に相当いたしますが、これを大きく上回る参加実績となっており、市民の皆様の介護予防への関心の高さを示すものと認識しております。また、昨年度におきましては、新たに1か所の通いの場が立ち上がっており、今年度中にさらに5か所の立ち上げを目標に地域への働きかけを進めているところでございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

地域に自主的にやってもらうという通いの場ですけれども、地域住民が主体となって通いの場を進めるに当たり、現場ではさまざまな声が上がっていると聞いていたんですね。クレームというか、そういうのがありますので、人員配置もそうですが、課題があると思うんですけども、その内容を伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

まず、活動場所の確保が難しい点が挙げられます。中央公民館や市民体育館、各自治会公民館などは既に活発に利用されており、新たな活動に利用できる空きスペースや時間帯が少ない状況にございます。このため民間の市内商業施設などに対しても空きスペースの活用についてご相談させていただきましたが、施設の管理上の問題などから現時点では活用に至っておりません。また、屋外の公園や海

浜の東屋なども候補として検討はしておりますが、酷暑や雨天時などの天候に左右されるという課題もございます。また、場所の確保以外では、サークル立ち上げ時に住民同士の役割分担がうまくいかず、活動開始に至らないケースも見受けられますことから、新たな通いの場の創設には、いかにして住民の方々のやりたいという自発的な気持ちを引き出しかが極めて重要でございます。行政主導で立ち上げを行った場合、行政への依存度が高く、支援が途切れると活動が継続しないといった課題もございます。そのため市といたしましては、通いの場での運動や人とのつながりが介護予防に効果的であることを市民の皆様に理解していただくための動機づけと、その活動を継続的に支える人的なサポートが行政の重要な役割であると認識しており、今後も地域への丁寧な説明を継続し、長期的な視点に立って、住民と行政が一体となった仕組みづくりを推進してまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

課題としては人的なものだということですので、ぜひ継続的に支える人的なサポート、行政の役割というものを充実させるために、私は2月定例会でも健康福祉について質問しているんですけども、多くの市民を健康長寿に導くということで、介護サービス費と医療費の削減を目指していただきたいというふうに申し上げました。そのための障がい長寿課の取組を強化するために2班体制にしたいと2月定例会のときに言っていたんですけども、ぜひとも次年度、組織改革というのを検討していただいて2班体制にする、または介護予防に特化した課をしっかりと整備することをやっていただきたいと思いますので、これは検討をお願いしたいと思います。

次に行きます。②アピアランスケア事業について、対象となる患者に情報が届いて、適切に補助を受けているのか申込状況を伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

本市では、がん治療などにより外見に変化が生じた方が安心して社会生活を送れるよう、ウィッグや補正具の購入費用の一部を助成するアピアランスケア事業を令和5年度から実施しております。対象者の方へ直接情報をお届けするには対象者を把握する必要がございますが、そのためには本市が大変デリケートな個人情報である市民の罹患状況などを把握することになるため、実施は困難であると考えております。しかしながら、支援を必要とされている方が確実にこの事業を活用できるよう市広報紙、ホームページをはじめ市内医療機関、商業施設、保育施設及び教育機関への通知等、様々な媒体を通じて事業の周知を努めてきたところでございます。申込状況については、令和5年度10件、令和6年度13件、令和7年度は9月8日時点で12件となっております。今年度におきましては、現時点での申請件数が昨年度を大きく上回るペースで推移しており、制度開始後、徐々に事業が市民の方に認知され、ご利用数が伸びている状況と考えております。今後も引き続き、医療機関をはじめとする関係機関へ情報の提供を行うとともに、市民の皆様が安心して事業をご利用いただけるよう、事業の周知徹底に努めてまいります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ありがとうございます。本当に多くの方に補助事業を受けていただいて、がんのその後の状況がメンタルも含めてウィッグとか補正

下着で支えていただいているということは本当にうれしいことですけれども、私が今回この質問をしたのは、もちろん補助金が足りているのかということもあります、病院の放射線科の待合室などに、どこの自治体がこの補助をやっているという明確な表示はないんですね。ウイッグを売っているところのチラシとかはあるんですけども。だから、私が本当に願いしたかったのは、公益というか、「沖縄県内の自治体のどこがこの補助金をやっていますよ。確実に受け取ってくださいね」というのを示せるようにしていただきたいというのがあったのですが、これはなかなか広域になると大変だと思いますので、できればそこまでやっていただけるように検討をお願いしたいと思います。

通告の調整のときにもたくさん話したので、全部の質問をしたかったのですけれども、時間がもうないので飛ばしますが、歯科口腔保健の推進に関する条例のところも、未病ケアが公約の中に入っていますので、今後ぜひともやっていただきたいということで入れたのですが、4月の施行から今後豊見城市はどう変わっていくのか。健康長寿にどうつながる結果になるのか気になっているところですので、具体的な計画をしっかりとやっていただきたいと思います。

今回の質問調整で本当にたくさん調整をした(4)子どもの貧困対策事業についても、10年を過ぎて見直しに時期に入っているかと思いますので、しっかりと支援のためによろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憇 (10時44分)

再 開 (10時44分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号12 (7番) 濑長恒雄議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長恒雄議員の質問を許します。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。日本共産党の瀬長恒雄です。よろしくお願ひいたします。では、通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) 旧 I T センター跡地への立体駐車場整備事業について。

①事業採択時の審査方法についてお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

事前に瀬長恒雄議員に確認していただいた豊見城市公有財産民間活用「民間活力導入制度」応募（事務処理）要項の4. 提案から契約締結までの流れで説明しますと、はじめに、市ホームページで民間活力導入説明シートを掲載し公募を行っています。その後、民間事業者等から提案書等の提出があり、提出された提案書等の内容を確認し受付を行っています。提案書等を受付した後は、民間事業者等へのヒアリングや関連部署との協議を行い、市有地利用対策委員会で提案書の採否について審議を行い、審議した結果について事務決裁規程に基づき、市長が最終的に決定しております。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

再質問ですが、豊見城市市有地利用対策委員会のメンバーである副市長、総務部長、都

市計画部長、経済建設部長、市民部長などが事業採択に当たっての選考委員になると考えますが、その認識でよろしいですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時47分)

再 開 (10時47分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

そういう認識でよろしいかと思います。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

②事業を採用するに当たって市有地利用対策委員会のそれぞれの委員が採点したのかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

市有地利用対策委員会において、提案書の採否の検討項目の評価について委員で審議し、併せて事務局で行った評価との採否案を踏まえ、委員会で審議し採否の決定を行い、市長が最終的に決定をしております。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

今、事務局が評価、審議、採点したということだったのですが、それでいいですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

事務局が最終の提案書の内容について、その募集要項に基づいた提案になっているかどうかについての確認と評価を一次的に行っております。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

総務部長はこの間、公募型のプロポーザルで大和リースの採用を決めたというような答弁をしているのですが、公募型のプロポーザルの実施要領があるのですが、これは本件で

はなくて伊良波中学校の長寿命化計画の選考の要項ですが、この中では優先交渉権者の選定という項目で、各委員が提案者ごとに評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、順位を第1位とした委員の数が最も多いものを優先交渉権者に選定するとあるのですが、このような全員が評価をつけて、その1位とした委員が多かった者を優先交渉権者にするというような規定は今回つくられていません。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時50分)

再 開 (10時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、瀬長恒雄議員がおっしゃるように、今回の民間型の提案制度につきましては、プロポーザルとはまた違ったやり方でありますので、それはご理解をお願いします。私たちの今回のものについては、内閣府や総務省、国土交通省が連名で出しておりますPPP事業における官民対話事業者選定プロセスに関する運用ガイドにおける随意契約保証型の民間提案制度を令和5年度から導入した試験運用で実施しているところでございます。今までにも豊見城市公有財産民間活用「民間活力導入制度」で採択した事業には、仮リーフや学校施設LED推進事業、豊見城市リバーサイドテラス事業、そして今回の(仮称)豊見城市防災型立体駐車場整備がございます。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

私は今資料を持っていないのですが、私への答弁で、この事業は公募型プロポーザルで

選定したのだと。だから随意契約なのだという答弁をしているのですが、その答弁はなかったということですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時51分)

再 開 (10時52分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

議員ご質問の豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領では、前提として市が発注する委託業務等の契約となっており、民間提案制度を想定した要領とはなっておりませんので、民間活力導入制度においては、提案者の採否の検討項目の評価を審議し、併せて事務局で行った評価と採否の案を踏まえ、採否の決定を行うということを市有地利用対策委員会において事前に確認しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今、市が発注する事業だとおっしゃいましたか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今回の防災型立体駐車場におきましては、当初民間提案制度においては、民間がこの場所を利用して市がこの施設をお貸しして民間の施設を造って収益を得るということを想定しております。そうなった場合は、公共施設とはならないのを想定の上でやっております。今回は、結果的には市の予算でもってやっておりますので、公共的な事業となっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

ですから、結果的に公共事業になったとい

うのであれば、その選考過程ではそれぞれの委員が評価をつけるプロポーザル方式でやるべきではないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時54分)

再 開 (10時54分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

市有地利用対策委員会の中で私たちもいろいろ議論をした中において、今回提案のあつたものにつきましては、まず今回の旧ＩＴ産業支援センターの活用について数社からの提案があって、本市において補助金を活用する財政負担が大きな提案であったことから、今回この防災型立体駐車場となっております。防災型立体駐車場の整備につきましては、緊急防災・減災事業債の活用を前提とした提案となっておりまして、本市においても来庁者へのサービスの向上、災害時における避難場所の確保、中心地におけるにぎわいの創出、地域課題の解決につながり、資産の形成、新たな財源の確保など大きな効果が得られることが期待できることから、この事業を採択しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

だから、採択の方法を今問うているのです。先ほど市有地利用対策委員会のメンバーが選考委員だと。このメンバーは誰も評価点をつけていないということですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

評価点をつけるつけないではなくて、この提案された審議内容をしっかり審議させた上

で決定しております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では、事務局が点数をつけたということを確認していいですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

事務局が点数をつけたというわけではなくて、事務局の点数はあくまでも参考であります。委員会の中でしっかりと委員の皆さんで審議した上で、その内容を採択したということです。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今の話では、事務局が採点をつけたと。今回採点がつけられているのは、95点の大和リースともう一件、65点の事業者があると。この95点をつけた、65点をつけたというのは事務局がつけたということでいいのですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、瀬長恒雄議員がおっしゃるように、その点数については事務局のほうで採点した結果であります。この内容について、この点数についても委員の中で審議した上で、この内容で了承したということありますので、ご理解をお願いします。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

とんでもない選考の仕方だと思います。他の市町村のプロポーザル方式では、選定委員は提案者と接触をしてはいけないという規定があります。今回事務局が採点を行ったとしていますが、事務局が提案者から提案を受け付け、提案者と協議を行い、採点の基準まで事務局がつくり、市有地利用委員会に提案を行っています。このようなことを考えれば、事務局が採点を行うのではなくて、委員の皆さんのが採点をすべきではないのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（10時57分）

再開（11時10分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領につきましては、令和5年6月1日付で策定をされているかと思います。私たちが今回実施しました民間活力導入制度につきましては、豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領では想定されていないものでありますので、この民間活力導入制度につきましては、先ほど答弁しました国の定めたPPPなどに関する運用ガイドに基づいて、今回の民間活力導入制度を実施しております。この中においては、まず提案から契約締結の流れとしましては、民間活力導入説明シートの掲載を行っております。その後、提案書の受付及び内容の確認を行い、ヒアリングを行い、担当部署との協議を行っております。その後、市有地利用対策委員会で審議して、提案業者の採否の決定を行っております。その後、詳細協議を行って予算措置、事業化の決定及び契約の締結の流れとなっておりますので、その中におきまして市有地利用対策委員会においては、理解度・地域性・実現性・効率性・将来性の観点からこの事業者の採否について決定しているところです。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今回私が問題にしているのは、市の内部だけの組織、外部の委員も誰も入っていない。そのような中で、それも採点をつけたのが事務局だと。いろいろなプロポーザルの要項を

見ていますが、事務局は準備をするだけであって、選定委員会が判定・評価をつけると、採点をすると。その採点の中で一番高い点数を付けた人を選ぶと。公共工事であれば、もっと厳密にやるべきことではないのですか。

○ 総務部長 内原英洋

先ほどから言いましたように、プロポーザル方式では想定されていないのが今回の民間活力導入制度であります。事務局が採点したものについては、あくまでも参考の点数としてであります。それを踏まえて、市有地利用対策委員会で点数の配点の中身や、その提案内容をしっかり協議、確認、審議しておりますので、私たちはそれに基づいて委員会の中で決定したという認識であります。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

今回の事業は公共工事ですよね。公共工事を市の内部だけの委員会の話合いで決めた。おかしくないですか。

○ 総務部長 内原英洋

先ほども申しましたように、結果的には公共工事になりました。募集当初は、市の土地の有効利用についての提案制度であります。先ほども言いましたように、市の土地の利用に当たっては、民間事業者が施設を建設して、この施設を運用していただいて収益を上げるということも可能だというような提案制度の募集であります。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

一般市民からは到底理解が得られないような採用がなされたということが今回の答弁には疑問が残ります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憇 (11時14分)

再 開 (11時18分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一訂正一

先ほど「確認されました」と発言しましたが、「今回の答弁には疑問が残ります」に訂正をさせていただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

令和6年の2月定例会において、ウマンチュが利用できる立体駐車場建設として提案がありました。立体駐車場の450台のうち224台が市職員とJA職員の駐車場として、1台当たり月8,000円の定期利用、月極契約駐車場で、残りは時間貸しで1日最大400円、15年間で6億951万円の収入があり、緊急防災・減災事業債で起債した7割が交付税措置、残りの3割を駐車料金で賄えるとの説明で議会の承認を得ています。しかし、県に確認をしたところ、月極有料駐車場は会計監査の判断によっては緊急防災・減災事業債の対象にならない可能性があるとの説明でした。

そこで、③月極あるいは時間貸しの有料駐車場は収益事業となり、緊防債対象外になると考えるが、総務省に確認が取れているのかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

令和7年の2月市議会定例会において、瀬長恒雄議員の一般質問で答弁しましたとおり、緊急防災・減災事業債の起債協議において、本市は県と協議し、県は国と協議をしております。本市としましては、起債協議の対象としてしっかりと対応した上で、災害対策の機能強化を図る公用施設として整備し、同事業

債が充当できるという確信を得て事業を進めているところでございます。防災型立体駐車場については、平日・休日、防災時の使い方は異なるという認識であります。瀬長恒雄議員は駐車料金について、緊急防災・減災事業債の直接の要件になっていないということについて県に確認しているようですが、地方自治法で定められている範疇において、防災型立体駐車場を活用してまいりたいと考えております。なお、令和7年8月27日付で沖縄県知事より豊見城市長宛てに、令和7年度起債協議の第一次の回答が来ていて、その中でも緊急防災・減災事業債を含めた事業については全て同意ということで通知が来ていることを報告しておきます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

沖縄県に確認したところ、緊急防災・減災事業債では公用施設、庁舎や庁舎駐車場が対象であると県の担当から説明を受けました。豊見市の申請では、災害時は避難場所、平時は公用施設、庁舎の駐車場として利用するということで申請されているということでしたが、その内容で申請し起債の同意を得たのかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

そのような認識でよろしいと思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

先ほど言ったのですが、令和6年の2月定例会では、立体駐車場のうち224台を市の職員とJAの職員で使うと。残りは定期利用で使うということなのですが、この使い方は市の庁舎、公用施設の使い方として適当なのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憇 (11時21分)

再 開 (11時23分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

瀬長恒雄議員がおっしゃるように内訳等は以前にお話ししたとおりです。今回の起債協議においては、この公用駐車場につきましては、支障のない範囲での目的外使用ということの利用もできるという認識であります。それを踏まえた上での県との協議になっておりますので、その辺についてはご理解をお願いします。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今、支障のない範囲での利用だとおっしゃっていたのですが、450台のうち約半数を定期利用で使うと。このことが支障のない範囲なのですか。

○ 総務部長 内原英洋

先ほどもお答えしましたが、平日・休日、災害時の使い方は異なるという認識でありますので、これは台数でもって目的外とか、そういうものではないと認識しております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今の答弁ですと、市としては大丈夫だという認識で、庁舎、公用施設が月極の定期利用も可能だという認識でいるということですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

これは以前私たちが答弁した月極に瀬長恒雄議員はこだわっているようですが、起債協議していく上でそういう利用はできないということで確認ができましたので、私たちは今回は目的外使用と。支障のない範囲で目的外使用ができるということでありますので、その範囲で利用していきたいと考えてお

ります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

協議の中で月極はできないということが確認されたので変えたということですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（11時25分）

再開（11時27分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

私たちは今まで月極という話ではなくて、定期的な利用が可能だということで答弁しているかと思います。定期的な利用につきましては、先ほど答弁しましたように、あくまでも公用駐車場でありますので、その公用駐車場に支障のない範囲での利用は可能だという認識であります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

昨年の2月定例会での提案は、大和リースの提案だったのですか。224台を市職員とJA職員の駐車場として使うという提案は、大和リースの提案だったのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（11時28分）

再開（11時29分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、大和リースの提案だったかというお話だったと思います。大和リースからの提案内容につきましては、来庁者へのサービスの向上や災害時における避難場所の確保、中心地

におけるにぎわいの創出など、地域課題の解決につながるなどの大きな効果を得られることが期待できるという施設での提案がありました。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では、この224台の市職員とJA職員の利用についての提案は誰が行ったのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（11時30分）

再開（11時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、市職員やJA職員の駐車場という話がありました。これにつきましては、あくまでも大和リースからの提案ではなく、これにつきましては大和リースとの協議の中で、今市が抱える今後の課題があります。市の職員が停めている駐車場がなくなるということも含めて、そういうものにも活用できないかということを考えて、こちらのほうから大和リースと協議した上で、当時はそういう答弁になっているかと思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では、定期利用は大和リースの提案ではなかったと。この提案は市の職員がつくったということですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

大和リースからそのような提案はございません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

去年の2月定例会にこの提案は議決されています。この議決の大きな理由は、緊急防

災・減災事業債で起債した7割は交付税措置で返ってくると。残りの3割は駐車料金で賄える。この駐車料金の説明が、先ほど私が話した月極と時間貸しで駐車料金が入ってくるので賄えると。この説明で議会を通しているのです。この根拠は何ですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

先ほども答弁しましたように、大和リースと市のほうで協議をした上で、そういう利用もできるだろうということあります。今、駐車料金を活用することによって市の財源の負担が減るだろうということを含めた内容になっているかと思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

それでは伺いますが、公用施設として申請された今回の防災型立体駐車場で224台の市職員とJA職員の定期利用の運用を今後していくという考え方ですか。

○ 総務部長 内原英洋

先ほどの答弁と同じですが、支障のない範囲でそのような運用をしていきたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

令和6年の12月定例会で1階の部分にマクドナルドを入れる提案がなされ、マクドナルドの整備にも緊急防災・減災事業債が使えるということで提案され、議会で議決されました。しかし、今年の2月定例会でマクドナルドは目的外利用ということで緊急防災・減災事業債の対象外になると県との協議で指摘され、マクドナルドの整備費約3億円を一般財源から支出することになりました。令和6年12月定例会時点では、マクドナルドは緊急防災・減災事業債の対象外になると確認ができていなかつたのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (11時34分)

再開 (11時35分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

まず、マクドナルドという話ではなくて、私たちは防災型立体駐車場の整備に当たっては、あくまでも炊き出し拠点という認識で起債協議に入っていたわけです。その中において県や国と協議していく中では、この炊き出し拠点については緊急防災・減災事業債の対象とするのは好ましくないという判断がなされたので、2月定例会において財源を組み替えたという内容であります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

先ほどもお話ししたのですが、マクドナルドは緊急防災・減災事業債が使えるということで提案をして議決をもらう。翌年の2月定例会では使えませんでした。予算の組み替えで自主財源から出しますと。そういう手法はおかしくないですかということです。

○ 総務部長 内原英洋

先ほどから説明していますが、私たちはあくまでも炊き出し拠点という意味合いでもつて最初の起債協議に入っています。国や県と協議が整った上で、2月定例会で財源を組み替えしたのであって、瀬長恒雄議員がおっしゃっているものとは少しニュアンスが違うのかと私は認識しております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

炊き出し拠点にマクドナルドを入れるということは誰が提案したのですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

私たちはマクドナルドが炊き出し拠点になるという認識を当時はしておりました。それでもって炊き出し拠点という、あれだけの店舗を構えている企業でありますので、災害時においてはそういう提供ができるだろうという認識で炊き出し拠点と位置づけをして、防災施設としての提案ということで、私たちは緊急防災・減災事業債の対象事業として当初は考えていたと。それが国や県との起債協議の中において、それについては起債の対象外だということが分かりましたので2月定例会に財源組替えの予算を提案して、議決をいただいたところであります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

マクドナルドを入れるということは、大和リースの提案だったのですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

これにつきましては、議会での議決を経た上で、その内容について大和リースと協議した上で、大和リースがそれを含めた内容で提案をしていただいたという内容になっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

議案として提案する前に、緊急防災・減災事業債が使えないということを確認した上で提案すべきだったのではないかですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

最初は、先ほどから言っていますように、これは炊き出し拠点です。防災施設に重要な炊き出し拠点というふうな認識がありました。これが、先ほどから言っているように国や県との協議の中で、それについては起債の対象から除いたほうがいいだろうというこ

とがありましたので、それを除いた上で、国や県からの起債の同意を得ていると。今年度においても同意が得られているという内容であります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

⑤資材費や人件費の高騰で事業費の増大が想定されます。一旦立ち止まり、見直すべきだと考えるが見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

瀬長恒雄議員に趣旨確認の際に事前に確認させていただきましたが、近年の物価高騰に伴って現在の予算以上にさらに事業費が増大することを懸念しているという趣旨であると確認しておりますので、その内容を踏まえてお答えしたいと思います。令和6年第6回市会議定例会において、防災型立体駐車場整備事業の増額補正を含む一般会計補正予算（第4号）を原案可決させていただきました。増額補正の理由としましては、当初予定していた整備内容からの変更と物価上昇分を見据えた約10億円の増額でございました。なお、本定例会にて追加提案させていただきました議案第50号は、防災型立体駐車場整備事業の主要な部分となる建築工事で、工事期間が1年半と短い期間での整備となりますので、急激な物価高騰がない限りは、事業費の増大はないものと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

他の市町村では、公共工事の事業費の増大が予想されるときは事業を取りやめる事例が各地であるのですが、豊見城市では事業費の増大は見込んでいないということですか。

○ 総務部長 内原英洋

先ほどもお答えしましたが、令和6年度の補正予算におきまして、その物価上昇分を見

据えた額で増額補正をしております。その部分を含めた内容となっておりますので、物価上昇分についてもその内容に含まれていると思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

次に行きます。⑥旧ITセンター跡地は更地の状態だと何台の駐車が可能かお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

旧豊見城市IT産業振興センターの土地は、隣接する道路との土地の高低や形状、車両の有無、並列や縦列駐車等駐車方法に様々な要素があるものの、それらの要件を考慮せずに単純に敷地面積を普通乗用車の標準的なスペースの面積で割りますと210台となります。なお、旧豊見城市IT産業支援センターの解体前につきましては、52台の駐車区画がございました。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

県には庁舎駐車場として平時は使うと申請していますが、現在庁舎駐車場は不足があるのか。適当な駐車台数であるのかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

時期的なものになりますが、庁舎の駐車場が不足する場合があります。例えば3月の確定申告の時期と議会が重なったとき、そのときに庁舎内で例えば健診やイベントがあったときには駐車スペースがない。そのときには、議会の議員の皆さんにも協力いただいて、以前のIT産業振興センターのほうに駐車の協力依頼をしたり、そういうことをやっておりますので、1年間を通してではありませんが、駐車場が不足する時期が時期的にあるという

ことをお答えしたいと思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

現在庁舎には約200台の駐車スペースがあると思いますが、税務課にお伺いしたのですが、確定申告のときでも旧IT産業振興センター跡地の利用だけで足りていたというお話をいたのですが、なぜ450台も庁舎駐車場が必要なのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（11時43分）

再開（11時44分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今回の防災型立体駐車場整備につきましては、あくまでも災害時の利用がメインとなっております。瀬長恒雄議員がおっしゃるように、今税務課に聞いたら不足していないというお話をいたしましたが、そういう話ではなくて、非常時にどう対応するか、災害時にどう対応するかということがあります。昨年4月でしたか、津波のときに多くの市民がこの庁舎にも避難してきました。そのときは庁舎駐車場が大変混雑したという状況もございます。そういうときに備えるべきだと私たち行政は考えておりますので、防災型立体駐車場の整備につきましては必要だという認識であります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

⑦豊見城中学校と上田小学校は現在避難所としては指定されていないというお話をいたが、もし避難場所として指定した場合、何名が避難できるのか。そして車では運動場等に何台避難できるのかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

災害発生時またはその恐れがある場合に、被災者が一定期間滞在するための指定避難所として校舎や体育館を活用する場合、上田小学校で1,346名、豊見城中学校で1,503名、合計2,849名が収容可能と想定しております。

次に、災害が起った際に生命を守るため、緊急的に避難する指定緊急避難場所として活用する場合、上田小学校グラウンドで7,467名、豊見城中学校グラウンドで8,762名、合計1万6,229名が収容可能と想定しております。瀬長恒雄議員ご質問の車両が何台避難できるかにつきましては、災害時における避難は、原則として徒歩による避難を推奨しています。そのため、運動場への車両駐車は避難活動を妨げる可能性があるため、基本的には想定はしておりません。ただし、障害者の方や高齢者の方など、やむを得ず車での避難が必要な方の受け入れについては、状況に応じて柔軟に対応する体制を整えております。また、豊見城中学校は市役所周辺の防災拠点として避難所に加え、食料、物資の集積・分配拠点として活用をする予定であります。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

私は運動場に何台避難できるか、確保できるという質問をしたのですが、それに答えていないんです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時47分)

再 開 (11時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

基本的には徒歩での避難ということについ

ては、ご認識のほどをお願いしたいと思いますが、今想定として試算したところ、上田小学校グラウンドでは497台、豊見城中学校グラウンドでは584台が駐車可能だということで試算をしております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

庁舎の周りには、今答えていただいたように、もし車で避難する場合、旧ＩＴ産業振興センター跡地には210台、豊見城中学校のグラウンドには584台、上田小学校グラウンドには497台、もし車で避難する場合には収容できるということでお答えいただいたのですが、平時は庁舎に不足分はないということで、災害時には立体駐車場に避難するということだったのですが、庁舎の周りにこんな多く車で避難できる場所が確保されているのに、あえて29億円もかけて車での避難場所を造る必要があるのですか、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

平時においては、今の駐車場が不足する場合があるということは先ほど答弁したと思います。なぜ防災型立体駐車場が必要かといいますと、あくまでも立体駐車場というメリットがあります。グラウンドはずっと太陽の下、でもあそこは立体でありますので、陰の中での生活ができる。いろいろと県外のニュースとかでもご存じかと思いますが、車での中で滞在が続くときは陰があったほうがいいとか、そういう施設が整う。あそこには防災倉庫も備えてあって、そういう対応ができるようなトイレもあります。そういうものを含めますと、この立体駐車場は必要だという認識であります。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今回の民間活力の目的であった庁舎職員の

駐車場確保という部分が抜け落ちているのですが、その確保はもうなくなったということですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (11時51分)

再開 (11時51分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

支障のない範囲で防災型立体駐車場の活用ができるという認識であります。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

今回公募をかけたのは、まちの顔の形成と市職員の駐車場だということで大和リースが提案してきたのではないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (11時51分)

再開 (11時52分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

大和リースからの当初の提案につきましては、職員駐車場は含まれておりません。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

職員駐車場の提案はなかったのですか。

○ 総務部長 内原英洋

先ほどお答えしましたが、当初の提案においてはそういうものはなかった。ただ、市としての職員駐車場の確保という課題がありました。その部分について市が大和リースとの部分を含めた協議をした上で、そういう利用もできるということでの内容であります。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

今回まちの顔と庁舎駐車場の公募の結果の表には、大和リースとあと一件は採点がされていると。もう一件は、庁舎駐車場の提案がなかったので採点しませんでしたとあるのです。大和リースが庁舎の駐車場を提案しないければ、採点しないカテゴリーに入るのでないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (11時53分)

再開 (11時55分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

先ほど私が答弁した内容に修正も入りますが、当初、私たちが職員駐車場の課題解決を含めた今回の民間提案制度となっております。その中で先ほど瀬長恒雄議員がおっしゃったように、1者については職員駐車場の提案がなかったから落ちたというわけではなくて、申請に間に合わなかったという方が大きな要因でありますので、それについてはご理解をお願いします。

○ (7番) 濑長恒雄議員 一再質問一

あの文書は公表されているものですね。私はあれを見て、職員駐車場の提案がなかったから採点しませんでしたということなのですよ。そうであれば、大和リースから職員駐車場の提案がなければ採点されなかつたということではないのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (11時56分)

再開 (11時58分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

公表した内容につきましては、不採択となつた事業者につきましては、豊見城市庁舎職員の駐車場の提案は含まないという記載だと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憇 (11時58分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ただいま教育長から答弁発言の一部を訂正したいとの申し出がありましたので、発言を許します。

○ 教育長 赤嶺美奈子 一訂正一

先ほど新垣亜矢子議員のご質問中、(1)教育行政について。②に対する再質問に対する答弁でハワイ豊見城村人会との協定について、姉妹提携調印式と答弁いたしましたが、「姉妹提携調印式」ではなく、「友好交流及び相互協力に関する覚書」に訂正させていただきたく存じます。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいま教育長より申し出のあった発言の訂正については、議長において許可いたします。

—— 通告番号13 (15番) 要 正悟議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、要正悟議員の質問を許します。

○ (15番) 要 正悟議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。紳和会、要正悟です。通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) 防災危機管理について。

今回の一般質問でも多くの議員が防災に関

して取り上げていることからも、防災・減災に関しては市民の関心も日々高くなっていることと思われます。今月の9月1日は防災の日ということで、本市でも1階の市民交流イベントスペースで行われた展示イベントでは、様々な防災に関する展示を行うなど、市民の関心に沿った取組については大変評価できることだと思っております。また、皆さんもご存じかと思いますが、死者・行方不明者10万人以上という甚大な被害をもたらした1923年9月1日に発生した関東大震災の教訓を忘れず、国民は防災意識を高まることから9月1日が防災の日に定められています。

それでは、①本市の備蓄物資の現状について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

備蓄の状況につきましては、食料3万51食、飲料水3万4,274本、粉ミルク1,566食、簡易トイレ71台、発電機29台、投光器22台、毛布2,797枚、マット1,542枚、大人用おむつ1,408枚、子ども用おむつ1万4,310枚、生理用品4万9,606枚などとなっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

災害対策基本法が改正されて、自治体に年1回の備蓄公表の義務づけとなっておりますが、その内容をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

災害対策基本法の改正の内容につきましては、第49条第2項において、地方公共団体の長は、毎年1回、前項の規定による物資の備蓄の状況を公表しなければならないと規定されております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

では、本市豊見城市では、改正後備蓄公表は行っているとのことでよろしいでしょうか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

公表の時期につきましては、地方公共団体の判断によって任意の時期で公表することになつておりますが、毎年12月31日までに公表することになります。ただ、令和7年につきましては法改正がありましたので、令和8年7月1日までに公表することになっており、本市においても公表に向けて準備をしているところであります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。準備中ということでしたけれども、年に1回の備蓄公表は、市民に対して公表するという認識でよろしいですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

災害対策基本法が改正され、備蓄状況は年1回、広く市民に公表するものとしております。令和8年7月1日までに公表することになっておりますので、できるだけ早い時期に市民に対して公表できるように準備を進めております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

能登半島地震では、簡易トイレが大幅に不足しているという報道がありましたけれども、本市のトイレの備蓄状況を改めてお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

本市のトイレの備蓄状況につきましては、自動式簡易トイレラップポン71台を整備しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

簡易トイレの備蓄目標数があればお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市備蓄計画において、簡易トイレの整備目標数は男性用58台、女性用70台の合計128台となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

先ほどの答弁でも簡易トイレの備蓄目標数が128台、現在は71台と目標に対して約半分となっていますけれども、交付金を活用して新たに27台を整備するということですが、もちろん行政側で十分なトイレ備蓄が可能であればそれに越したことはないのですが、これは本市に限らず他市町村もそうなのですけれども、行政側で有事の際の十分なトイレ整備というのは非常に無理があると私は思っています。私、個人的には、大規模災害時のトイレ問題に関しては、まずはそれぞれの家庭で、いわゆる自分たちで必要な量の携帯トイレの備蓄を自助という観点から、豊見城市がもっと強く市民に促すべきではないかと思っています。政府は、大人の1日平均使用回数を5回として、その1週間分、計35回分、政府は災害時用トイレを備蓄するように推奨しています。4人家族とすると、掛ける4で140個となるのですが、それをもっと周知すべきではないかと私は思っています。金額を調べてみると、何千円もする高いものから、安い物であれば1回分700円ぐらいであるのですが、700円といつても安くはなくて、140個だったら10万円近くになります。ですから、トイレの備蓄の補助とかそういうものも今後提案したいと思って、今回は通告外になるので質問はできませんけれども、そういう備蓄状況と

なっております。日本トイレ協会という団体がありますが、その協会が2023年に、主に関東地震エリアと南海トラフ地震エリアを対象にした防災用品の備蓄状況に関する調査結果を公表しております、今年の4月に地元新聞に載っていましたが、備蓄率でいうと水が約57%、非常食が約43%、災害時用トイレは約22%と、水、非常食に比べて大幅に備蓄率が低いという結果だったそうです。被災地でトイレを我慢するために食事や水分補給を控えるなどして健康に深刻な影響が出るという、そんな新たな問題も発生するという報道も見ますけれども、家庭での備蓄は、水、食料、簡易トイレの3点セットで考えてもらうことを豊見城市民に広く周知していただきたいと思いますが、本市の見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、要正悟議員がおっしゃったように、水と食料と簡易トイレ。それについては、確かに防災の備蓄としては寄与するものだと私たちも認識していますので、今後防災講座やそういうものを活用して、広く市民のほうにその辺のお知らせ、まず自助・共助が先でありますので、その辺を説明して促していきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ぜひお願いします。先ほど交付金を活用して投光器と簡易トイレを整備するという答弁をされていたと思いますけれども、費用が多額になると思いますが、その辺の対応策をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時40分)

再 開 (13時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

すみません、私は②と言い忘れておりましたけれども、これは②についての再質問となります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時41分)

再 開 (13時41分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

失礼しました。②今後の新たな対策等についてお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

内閣府において避難所の生活環境を抜本的に改善するため、新しい地方経済生活環境創生交付金の地域防災緊急整備型が創設されております。本市といたしましては、この交付金を活用し、投光器5器、簡易トイレ27台を整備する予定でございます。また、防災型立体駐車場にマンホールトイレを整備する予定もございます。今後も補助金などを活用し、簡易トイレの購入などを検討してまいりたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

③自主防災組織についてお伺いします。

(ア) どのような組織体制なのか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づいて、自主的に結成する組織でございます。組織体

制は地域の特性や規模に応じて異なりますが、会長・副会長・各班長・各担当者で構成され、主に避難誘導、情報の収集・伝達、救護、消火活動、物資供給などの役割を担うことになります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

8月に宜保自治会が結成して、現在市内の自主防災組織は19団体となっているかと思います。

それで、(1)市としてどのような支援をしているのか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

本市では、地域の防災力向上を目的として、豊見城市自主防災組織補助金交付要綱に基づき補助を実施しております。具体的な補助メニューといたしましては、1つ目に、災害時に必要な防災備品や資機材の購入を支援する自主防災組織資機材等購入事業補助金、2つ目に、災害対応訓練を実施する際に必要な経費を補助する自主防災組織訓練事業補助金、3つ目に、地域の防災指導者を育成するための支援を行う自主防災組織防災士養成事業補助金の3種類の補助金があります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

答弁でしたが、豊見城市自主防災組織補助金交付要綱を見ますと、購入可能な防災対策用資機材のリストが載っています、非常に多くの資機材が明記されています。例えば発電機とかチェーンソー、電気カッター、一輪車、テント、炊飯装置、簡易トイレも含まれますけれども。この購入補助金の上限を50万円とするとありますが、この辺りは自主防災組織にしっかりと説明はされているのか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

毎年自治会長会において、周知を行っているところであります。また、自治会への出前講座においても、自主防災組織の補助金について周知を行っているところであります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

災害時に発電機やチェーンソー、テント、炊飯装置などがあれば非常に助かることは明白ですけれども、例えば公民館の倉庫に災害時用ということで保管しておいて、いざ災害が起こったら長らく使用していなかったために動かなくて使用できないということがもしあれば、さらなる混乱を招くことになると思います。そこで、特に発電機などの機械類は日頃から定期的に使用する必要があると考えます。そのためには点検、使い方の共有も兼ねて、自治会の祭りなどのイベント等でも利用して、災害時にはしっかり機能するように、そういう場面でも活用しておくべきだと思います。もちろん点検と使用方法の共有が前提となりますけれども、そこは問題ないという認識でよろしいでしょうか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

自主防災組織資器材等購入事業補助金で購入した資機材については、災害時や防災訓練、年1回の定期点検として使用することを促しているところであります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。

豊見城市はほかの市町村に比べて防災意識が高いように私には見えていますので、引き続き防災・減災に関しては取組をよろしくお願いいたします。

次に移ります。(2)教育行政について。

①「国連を支えるこども未来会議」について

て、具体的な内容をお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

国連を支える世界こども未来会議につきましては、子どもたちが国際社会の課題解決に主体的に関わるためのプロジェクトになります。子どもたちが国連の役割やSDGs、持続可能な開発目標について学び、多様な社会問題について自らの視点から議論し、解決策や未来への提言をまとめます。子どもたちは、関係者との対話を通じて知識を深め、自分たちの意見を論理的に構成する力を養うことを目的としております。昨年度は本市が後援し、沖縄空手会館において県内の小学生32名が参加し、7つのグループに分かれ、「住み続けられる未来の沖縄」をテーマにワークショップが実施されました。各グループが、住み続けられる未来の沖縄を実現するためのスローガンと取組を発表いたしました。発表会では、大人だけではなく、子どもたちからも活発な質問が寄せられ盛況でありました。本年度は本市が共催となり、11月24日に沖縄空手会館において、国連を支える世界こども未来会議を開催する予定となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。非常にすばらしい取組だと思います。昨年度は豊見城市が後援という形で行われ、新聞記事にもなっていましたけれども、本年11月は豊見城市が共催ということですので、ぜひ成功させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

②不登校について以下をお伺いします。

(ア) 本市の不登校児童生徒数について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

本市の不登校児童生徒数につきましては、過去3年間、令和5年度から令和7年度までの7月末時点を比較させていただきます。令和5年度は小学生61名、中学生75名、合計136名。令和6年度は小学生42名、中学生79名、合計121名。令和7年度は小学生41名、中学生76名、合計117名となっております。小学校におきましては、今年度より校内支援教室を設置したことによりまして、学校に来ることができても教室になかなか入れていなかった児童の対応や、登校支援員等と連携し、学校に足が向かない児童に対応ができるようになってきていること。また、今年度から開始いたしました不登校対策や各学校における取組により、新規の不登校者数が押さえられていることも改善傾向の要因と考えているところでございます。課題としてはかなり大きな課題でありますので、成果としては少しづつでありますが、取組の成果が確実に見られているものではないかと感じているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

スクールソーシャルワーカーの方や支援員、相談員の方々努力もあると思います。

(イ) その対策・取り組みについてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

不登校についての対策、取組につきましては、今年度から教育委員会に不登校対策指導主事を配置し、学校や関係機関との連携を強化することで、子ども一人ひとりに寄り添った支援体制の構築を進めております。具体的には、校内支援教室の充実を図るとともに、オンライン学習など、子どもが自分に合った方法で学べるよう多様な学びの場の整備にも

力を入れているところであります。不登校の児童生徒数は全国的にも本市においても増加傾向にあり、その背景には学業の悩み、心身の不調など、様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えているところでございます。また、教育委員会内に不登校相談窓口を設置し、学校以外の相談ができる場を整え、保護者の困り感に寄り添った対応ができるよう体制を整えているところでございます。さらに、学校による家庭訪問や保護者面談等でも進展が見られない、または学校からの連絡が取れない所在確認ができていない児童生徒の保護者に対して、学校からの要請に基づき教育委員会が保護者面談を実施することで学校と連携し、各家庭へのアプローチを進めているところでございます。今後も教育委員会として関係機関と連携しつつ、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを目指し、多面的な支援の取組を継続してまいりたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

教育委員会としてすごく力を入れているということが分かりました。安心しました。

私が小学生、中学生のときは不登校児童生徒は割とやんちゃな子がそういう傾向にありましたけれども、今はそういうことではなく、より深刻な状況になっているということでしょうか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

遊び非行型というのがかつて多くいたということは理解しています。近年はそうではなくて、学業不振であったり、気持ちのところで人と接するのが怖いとか無気力とか、いろいろな家庭の状況、社会状況によって、子どもによって様々な要因が複合的に絡み合って

いて、これを改善すれば登校につながるというところに単純に行かないような悩みを学校現場も教育委員会としても抱えているところでございます。社会の変化に伴って、徐々に子どもたちの状況も複雑化していると実感しているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

小学校に配置されている登校支援員は、中学校に配置されているこころの教室相談員と同様な教育相談活動ができないかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、議員ご発言の登校支援員とこころの教室相談員については、不登校支援の中でも大きな役割を果たしているところでございます。小学校に配置されている登校支援員と中学校に配置されているこころの教室相談員では、その設置の目的と職務の重点が若干異なってまいります。登校支援員は、小学校における不登校児童の学校復帰を主な目的とし、家庭訪問等を通じて児童や保護者への支援を行っているところでございます。一方、こころの教室相談員につきましては、中学校において生徒の心の悩み全般に対し、相談活動を通じてストレスの軽減や心のゆとりを支援することを主な職務としております。両者ともに教育相談に関する諸活動を支援するという職務内容は当然ございますが、登校支援員は不登校支援に重点を置いており、こころの教室相談員のような多岐にわたるこころの相談活動を主とするものではないものと考えております。小学校においても児童の心のケアの重要性は認識しているところでありますが、登校支援員が職務の範囲内で相談に応じることは可能となっているところであります。専門的

な心のケアが必要な場合は、教育相談担当教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、適切な対応に努めているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございました。保護者との連携、また保護者側の理解も含めて、大変難しい問題だと考えます。しかし、一番つらいのは不登校児童生徒本人ですので、非常にデリケートな問題ではありますけれども、ここは引き続き丁寧な対応、取組をよろしくお願ひいたします。

次に、(3) Zippaについて。

これまで何度も何度か質問してきましたが、①進捗状況をお伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

Zippaにつきましては、令和6年度に導入検討予備調査として概略ルートや駅位置の検討、路線検討、概算事業費の算出及び費用対効果の概略検討を行っております。ただし、運営主体や整備手法など事業の枠組みが決まっていないことから、仮定での前提条件が多い試算ではありますが、事業実施が成り立つ費用対効果の見込みがあることが確認しております。今年度におきましては、事業を進める上で必要となる環境アセスメントなどの法的な手続に関しまして、沖縄県との下協議を実施しており、また今年度予算計上しております委託料につきましては、実施時期を検討しているところです。引き続きまして、開発事業者であるZippaの動向を見ながら業務発注時期を見極めていきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

今の答弁では、事業実施が成り立つ費用対

効果の見込みがあることが確認できたとのことでしたので安心しました。また、沖縄県と協議をしているとの答弁でしたが、県のどの部署と協議をしているのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (13時55分)

再開 (13時56分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えします。

議員のご質問がありましたとおり、今回事業を進める上で必要な法手続がございます。環境影響評価法に基づく、あるいは都市計画法に基づく手続がございますが、それぞれ沖縄県の環境部局や都市計画部局と意見交換をしたところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

改めてお聞きします。今年度の予算執行状況について伺います。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

今年度の予算執行につきましては、現時点では未執行ですが、引き続きZippaの開発等の動向に注視し、業務発注時期を見極めていきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

②本事業に関して、これまでにかけた予算額をお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えします。

Zippaに関して、これまでかけた予算につきましては、内閣府の一括交付金を活用し、令和6年度発注しました委託料としては2,834万7,000円でございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

今年度の予算については、現時点ではまだ未執行とのことでしたが、今年度、令和7年度、本事業に計上している予算額を伺います。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

今年度当初予算としまして、旅費の33万6,000円及び内閣府の一括交付金を活用し、委託料としまして2,193万9,000円、合計にしまして2,227万5,000円を計上しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

すみません、聞き漏らしました。合計は幾らですか。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

合計で2,227万5,000円を計上しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

令和6年度に2,834万7,000円、今年度は2,227万5,000円で合計5,062万2,000円が充てられているという考えではないですか。違いますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時58分)

再 開 (13時58分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

先ほど②の質問のほうで、これまでにかけた予算額ということで、令和6年度の事業費が2,834万7,000円で、今年度の予算は先ほど参事のほうから答弁した2,227万5,000円ですので、年度ごとの合計の金額を申し上げましたので、トータルすると5,000万円強ですね。両方の合計のものがトータルの金額というこ

とになります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

合計5,062万2,000円が充てられているとのことです。今年度予算の具体的な内容について伺います。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

今年度の予算の具体的な内容につきましては、まず旅費につきましては、福島県南相馬市の実験線を視察するための旅費としまして計上しております。また、委託料につきましては、昨年度行った検討調査業務から精度を上げた内容を調査費として計上しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

③令和8年度以降の本市の計画を、予算案含め具体的にお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

今後の本市の計画につきましては、令和7年度実施計画に基づいた内容での答弁になりますが、今年度予定の業務を発注した場合には、令和8年度は今年度に引き続きまして、導入基本計画調査を予定しております。その調査結果を踏まえまして、本市として導入の可否を判断することになるものと考えております。仮に導入すると判断した場合、令和9年度から基本設計に取り組む予定としております。なお、現在予定している今年度を含めた事業スケジュールにつきましては、Z i p社の動向を見ながら各業務に取り組んでまいりたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

業務名が、豊見城市新たな公共交通システム導入検討調査業務という、市民にとってはわくわくするような期待の高まる業務名となっていますが、導入検討予備調査と導入基

本計画調査の違いをお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

Zippaに関する調査について明確な定義は行っておりませんが、導入検討予備調査は、本格的な調査に先立つ実現性を確認するための調査となります。一方で導入基本計画調査につきましては、令和6年度に行った検討から精度を上げた内容を調査するものと位置づけております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

最初の進捗状況の答弁から何度もZippaの動向を見ながらとか、Zippaの開発等の動向に注視し、事業の進捗を図ってまいりたいとの答弁が繰り返されていますけれども、この開発事業者のZippa社自体、大丈夫なのかと思ってしまうのですが、このZippa社の動向についてお伺いします。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

Zippa社によりますと、現在同社の開発拠点であります福島県南相馬市において、実装化に向けた試験走行のための実験線を整備中であると聞いております。ほかには東京都稲城市や神奈川県などにおいて、導入に関する検討を進めているとのことでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

では、いろいろ実験をとかを重ねて順調に進んでいるというか、大丈夫ということでおろしいですね。分かりました。

令和8年度は今年度に引き続き導入基本計画調査、令和9年度は基本設計を行う予定との答弁がありましたが、ということは、徳元市長の任期中での着手は無理であるとの認識でよろしいでしょうか、伺います。

○ 都市計画課参事 新垣博愛

お答えいたします。

Zippaにつきましては、Zippa社において公共交通としての安全性の確認を行っているところであります。これは学識経験者等の第三者も含めた委員会形式で行うと聞いており、その工程については明確に示されてはおりません。また、事業主体や枠組みについても今後検討を行うものであるため、事業着手の時期は、現時点におきまして未定であるとの認識でございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

答弁ありがとうございます。今後も引き続き進捗状況を確認させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(4) カスタマーハラスメントについて。以下、略してカスハラと発言させていただきます。よろしくお願ひします。

カスハラが深刻な問題として注目されるようになって大分たちますが、いわゆるカスハラとは、顧客が企業や従業員に対して過度な要求、暴言、脅迫などの迷惑行為を行うことを指し、厚生労働省の定義によると、要求の内容が妥当性を欠き、手段、対応が社会通念上不相当なもので、労働者の就業環境を害するものとあります。もちろん自治体職員もカスハラ被害対象に含まれますけれども、総務省が全国の都道府県、あと無作為に抽出した市区町村など388自治体を対象にした実態調査では、過去3年間で住民や業者などから理不尽な要求を受けたとの回答が35%だったそうです。これは民間企業を対象とした調査結果を大幅に上回る結果だったそうです。

そこで、①市役所内での現状についてお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

市役所内のカスタマーハラスメントの現状につきましては、窓口業務を抱える部署や、市民より直接苦情等を受ける部署において発生しております。具体的なカスタマーハラスメントの行動例といたしましては暴言が最も多く、次いで窓口での長時間の拘束、過度な要求、クレームの繰り返しとなっております。そのほか説明をしても納得、理解してくれない非協力や、本来の趣旨とは関係ない話をし、自己主張ばかりで話が進まない話し相手、人事への口出し、セクハラや無断撮影など、様々な事案が確認されております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

そのようなことがあると職員の仕事への意欲ややる気を低下させ、業務を圧迫するなどの影響があることは明らかで、行政サービスにも多大な悪影響を与えることは間違いないと思います。先ほど総務部長からも答弁がありましたが、長時間の居座りや長時間の電話、もちろん不当な要求や理不尽な要望内容の場合に限りますが、また職員の氏名や応対の様子などをSNSでさらすといった行為が他自治体では確認されています。

ここで、②職員（会計年度任用職員を含む。）からの相談、対応の対策は取られているのかお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

カスタマーハラスメントに対する相談、対策につきましては、組織全体の取組は実施しておりますが、各課において、課長を中心にしてその都度対策を取られている状況でございます。対策例といたしまして、一人では対応させない。あらかじめ時間を区切る。職位の上位者が対応を代わるなどのほか、長時間に及んでもなお解決に至らない場合には、対応

を打ち切るなどの措置を取っております。また、特殊な事案としましては、同一の者から謝罪の要求や暴言、長時間の拘束など、何度も同じ内容でのクレームが入り業務の継続が困難となったため、不当要求行為防止対策委員会より不当要求行為等の措置に関する警告書を発出した経緯もあります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。執行部の方は当然ご存じかと思いますけれども、浦添市ですが、最近だと思いますが、浦添市カスタマーハラスメント等に対する基本指針というものを策定しています。行政に対する意見や要望、苦情は貴重な意見であることを前提に、窓口や電話での職員の尊厳を傷つける言動に対しては、警察や弁護士などと連携して法的措置などを検討し、カスハラと判断した場合は毅然と対応するというものです。また、うるま市のほうでも昨年の5月に、うるま市窓口等対応困難時の基本方針が策定され、窓口対応が困難と判断した事案には、相談時間30分目安、複数名で対応などの対応策のほかにも、会計年度任用職員として採用している警察OBが対応するとの取組をしているそうです。こういう取組がなされていれば、職員も安心して業務に集中できるのかと考えますので、今後豊見城市でもこのような基本指針を策定することを検討できないか、見解をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、要正悟議員がおっしゃったように、浦添市やうるま市がいろいろな方針を出しているというのは確認しているところであります。本市においてもカスタマーハラスメントが起こっている状況でありますので、その辺をしっかりと確認しながら、本市としましてもそ

のような指針等の策定に向けて検討していくたいと考えております。

○(15番)要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

③職員名札の記載内容についてお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

職員名札の記載内容につきましては、豊見城市職員名札及び身分証明書に関する規程において制式が定められており、名札の面には顔写真と氏名が振り仮名付きで記載されており、身分証明書面には職員番号、氏名、生年月日、有効期限が記載されております。

○(15番)要 正悟議員 一再質問一

まず、顔写真を載せる理由と、恐らくフルネームですよね。そのフルネームである必要と顔写真がある理由があればお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時10分)

再 開 (14時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

特に規程の中ではそういう顔写真とか名前、フルネームという規定はございませんが、通常の名札のイメージで作っているという状況であります。

○(15番)要 正悟議員 一再質問一

特に窓口の応対等で暴言や脅迫めいたことがあれば、フルネームの名札をしていると覚えられたら怖いとか、理不尽な逆恨みをされたら嫌だと感じる職員は男女問わず、少なか

らずいるかと思うのです。そこで私は、職員の名札は苗字だけにするべきだと思い提案したいのですが、もちろんフルネームを望む方がいれば、そこは柔軟に対応していただき選択できるようにするとか、是非やっていただきたいと思います。また、割と多い苗字の方、大城さんとか金城さん、赤嶺さん、比嘉さんとか、同じ名札が増えるということになったとしても、特にそこは問題にならないかと思っています。最後に念のために付け加えておきますけれども、今回の質問はあくまでも職員のプライバシー保護の観点が趣旨ですので、ぜひ本市で実施していただけないか、見解をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、要正悟議員がおっしゃるようなものについては、県外市町村では多く事例が出ていらっしゃいます。本市においても現在人事課において、名札面の制式を簡略したもので試験運用できないか、今検討をしているところであります。具体的な制式や実施時期については未定ではありますが、来客の多い窓口の部署から先に試験運用ができるように進めていきたいと考えております。

○(15番)要 正悟議員 一再質問一

前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ早めに対応していただきたいと思います。それをしたら喜ぶ職員は多くいるのではないかと思います。向かいの琉球銀行もみんな苗字の名札をしています。

これで私の質問は終わりますが、最後に議員の皆様方からもいろいろありましたけれども、沖縄尚学高校の優勝おめでとうございます。この豊見城市から二人もレギュラーとして活躍するということは、本当に豊見城市民

として誇りに思いますし、皆さんおっしゃるところ、子どもの夢を膨らませたのかと思っております。私個人的には、仙台育英戦はもう激熱だったという意見を最後に申し述べまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

—— 通告番号14（17番）大田善裕議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田善裕議員の質問を許します。

○（17番）大田善裕議員 一登壇—

では、通告に従います。

（1）新しい財源の創出について。

先ほど午前中、沖縄県議会でも観光目的税の条例が可決されたという報道がありました。定率で2%、税額上限が2,000円、県民からも頂戴するという、そういう内容であります。全会一致だということでありました。そういう中で、本市ではレンタカー税を導入してみてはどうかということを私、1年前の定例会でも提言をさせていただきましたが、そのときは市民部が税務課を通じてだと思うのですが、税制の観点から答弁を頂戴しましたが今年度から企画部が発足しまして、それで今回は政策的な観点からレンタカー税について議論を交わさせていただけたらありがたいと思っておりますので、質問に移ります。

レンタカー税と書いておりますが、レンタカー利用税導入の具体的な検討をお願いしたいと思いますが、当局の見解をお尋ねします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

新たな財源の創出についてでございますが、これまで沖縄県におきまして観光目的税の検討がなされており、先ほど議員からもござい

ましたとおり、沖縄県9月定例会におきまして条例案が提出された宿泊税条例が本日県議会において可決されております。本市におきましては、令和元年5月に豊見城市観光税（仮称）の創設検討ワーキングチームが設置され、3回の会議が実施されたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により議論が中断し、その後の検討が進められていない状況でございます。議員のご提案でございますレンタカー税の導入につきましては、沖縄県におきまして平成25年度に検討された経緯がありますが、最終的な報告として、税収と徴税経費との関係における費用対効果の観点から考えた場合などから、導入すべき税目としては適当でないとされております。しかしながら、本市におけるレンタカーに関する事業者数、車両数につきましては、急激な増加傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較いたしますと、事業者数が72から217と3倍、車両数につきましては8,506台から1万7,091台と約2倍に増加しております、県内で最も多く車両を有する自治体となっております。このような状況から鑑みますと、レンタカーによる本市への影響、特に市民生活に対する交通渋滞の悪化、交通事故の増加リスク、環境負荷の増大などの影響に対し、それらを解消する施策の財源の一つとしてレンタカー税の導入について検討する必要があると考えておりますので、社会情勢等も踏まえ調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問—

先日、県の観光政策課を訪ねて、その経緯を確認してきました。平成25年に、いわゆる観光税として3つの税目、これは県内であれば伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村は入域税ですね。最近であれば条例が可決さ

れました竹富町、これも総務省とこれから申請協議をする段階まで来ていると思いますけれども、入域税で1,000円を取ると。これまでの4つの村では、100円ぐらいという形で環境協力税とか美ら島税ということで、その島に入ってくる際に100円を頂戴すると、そういうものがありました。ですから、竹富町などは非常に大胆な金額設定で、年間で収入として8億円ぐらいを見込んでいるという報道を見ました。そう考えたときに、私たちの豊見城市にある特殊な状況からすると、今答弁にもありましたとおり、豊見城市は豊見城市の中で観光の様々な弊害であったり、問題であったり、そういうものを解消していくためにもこれが一つ必要なのだという視点から大いに検討していただきたいと思います。そういう中で、県の観光税の中でレンタカー税が、費用対効果が合わないということありました。税収試算は6,000万円に対して、その当時12年前ですけれども、徴税経費が4,000万円かかるということで、費用対効果が適当ではないという説明もありました。しかしながら、この試算のやり方に、私の考え方との違いがありまして、県のやり方は、車の台数に対して1年に1回、車の台数に対して目的税を課税して、それで6,000万円だと。特別徴収になるはずですから、特別徴収義務者であるレンタカーの企業にお願いする経費なども含めると4,000万円かかるって、あまり効果がないというお話をしたが、今日私が提案するのは、先ほど冒頭で言いましたとおり、レンタカーの利用税、つまりは車の台数に対して掛けるということではなくて、レンタカーを利用した方々に課税するということで提案をさせてください。

そういう中で先ほど答弁にもありましたと

おり本市には、1年前にたしか答弁をもらったのは1万2,500台ぐらいだったのですが、1年たってみると1万7,000台まで車が増えていますから、恐らく来年の秋には首里城がまたオープンしたら、もっとレンタカーの需要が増えることが予測されますので、近い将来、2万台ぐらいは軽く行くのではないかと見込んでいますけれども、今の現状の中で、少し私の中で計算をしてみました。まず1万7,000台、1年365日ありますが、この1万7,000台が百回転した場合、つまり3日に一遍も動かないのですけれども、全ての車が100日稼働した場合と想定して、これが1回のレンタカー利用税を200円課税します。そうすると百回転ですから、延べ170万台利用するわけですから、そのときに得られる収入が3億4,000万円で、特別徴収義務者である企業に対して3%、これは県の宿泊税のときにも手数料としてお渡しするそうなのですが、それが3億4,000万円に対して1,020万円になりますから、差し引いて3億2,980万円ということになります。それで同じように300円でやった場合は、延べ170万台で計算した場合、5億1,000万円。それで3%の手数料を引いて、300円ですから3%は9円ですね。それを1年間で総額1,530万円になりますから、差し引くと4億4,700万円という収入が見込まれます。瀬長島の入湯税は直近の令和6年度で3,800万円ですから、レンタカー利用税、県が試算したように車の台数でやるのではなくて、入湯税と同じような形でやった場合にはこれぐらいの数字が見込まれますと。しかし、これが多いということでもう少し甘く計算して、半分の85万台、つまりは1万7,000台が年間で50日稼働した場合で計算すると、年間で85万円で200円だと、3%差し

引いて1億6,490万円。これが300円で50日と仮定して、85万台で2億2,350万円。これだけ入るということになると、入湯税と比べても非常に割がいいのではないかと思います。また、皆さんも日々腐心していると思いますが、ふるさと納税などは返礼品を用意しなければいけないと。これは大変なことです。ただ、ふるさと納税のいいところは、特産品を全国のあらゆるところに紹介して、それでまた地元の振興につながるという視点ですけれども、返礼品とポータルサイトに10%支払う分と、また総務省の気まぐれでルールがショッちゅう変更されて、なかなか苦労していると思います。そういうものからしても、レンタカー税というものは、ある程度最初にスキームをつくってしまえば、あとは毎年同じような仕組みで車の台数に応じて決まった額が収入として入ると。そういうものなので、最初の制度設計をしっかりとやれば、これだけの安定財源がありますということが言えるのではないかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。そういう中で法定外目的税、そして法定外普通税、この法定外の税を設定する場合に、よく観光目的税、観光普通税と言いますけれども、県の場合は観光目的税ですので、観光に資する環境整備とか、観光客の皆さんに税を払って納得できるような内容でお金を使っていくというのが基本的な考え方だと思いますけれども、しかしながら、本市としては旺盛な政策需要の中で福祉であったり、教育であったり、様々なものの財源としても活用できないかということも一つ検討する必要があるのではないかと思います。そうなればレンタカーが先ほど答弁にあったとおり、交通渋滞を起こすとか、交通安全の問題で心配とか、いろいろ

市民の皆さんに抱いているネガティブな印象を、ある意味ではこれだけの税収、そして政策に反映することになればポジティブな、言うならば税収を資源として、感情が少し和らぐのではないかと思います。そういう部分で、私は普通税というのも検討してもいいのではないかと思うわけなのですが、観光目的税と観光普通税の違いについてご認識を伺いたいと思います。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

観光目的税と観光普通税ということでございましたが、まず、この内容については法定外普通税と、あるいは法定外目的税としての違いについて説明をさせていただきたいと思います。まず、法定外税につきましては、議員ご承知のとおり、法定外税普通税と法定外税目的税の2種類がございます。法定外税普通税ですが、その税収を特定の目的に使用するものではなく、一般の財政需要に充てるために課される税のことになります。受益と負担にかかわらず、広く一般的な財源として活用できる税であるため、導入に当たっては、より慎重な判断と住民に対する丁寧な説明が求められると考えております。また、法定外税目的税についてですが、特定の事業の目的のために、その事業の実施により特に利益を受けるものに対して、当該費用に充てるために課される税のことと言います。目的税であるため、納税者にとって受益と負担の関係が明確になります。本市において、仮にレンタカー税を導入する際、法定外税普通税か法定外税目的税かのいずれかの手法についてを鑑みた場合、それぞれ課題等について整理・検討する必要があると思います。現時点において便宜できることについて、ご理解いただ

ければと思っております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

ありがとうございました。

仮に本市がこれを導入して市税として収入が増えるわけですから、財政全体のことで少し気になるなということを質問したいと思いますが、地方交付税の算定とか交付額、そういうものに対して影響する心配があるのでないかと私は思うわけなのですが、その辺はどうでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時29分)

再 開 (14時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

大田善裕議員の質問は、交付税に算定されるかされないかだったかと思います。交付税につきましては、地方財政収入額という分類がありまして、その中におきましては、基準財政収入額の算定の対象となるものは、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入が対象となります。大田善裕議員の質問にありますレンタカー税につきましては、法定外普通税または法定外目的税という扱いになりますので、交付税の対象外となります。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

ということは、私が先ほど試算した、仮に300円で今の台数で3日に一遍、車が稼働した状態で5億円ぐらい入るという試算しましたけれども、それが丸々本市の収入に収まるという確認だったと思います。10年で50億円、20年で100億円、1000年で5,000億円、そう考えたときに、これはうちだけのものになるの

で、ぜひ市長としては検討していただきたい。

私が県に行ったときに、「これは全国で事例がありません」という話をされました。それは当然だと思います。先ほど楚南留美議員とも話をしましたが、京都であれば鉄道もあって、タクシー、そしてバス、向こうは碁盤十字でバスがすごく発展していますから、観光地において公共交通が発達しています。沖縄県の場合はどうしても交通インフラが弱いということで、レンタカーでの観光が主流になるわけですが、当然那覇空港から近くで、県都の那覇市に隣接している本市が、比較的そういう企業が土地を取得しやすいという事情から、恐らく前例がないというのは、これだけレンタカーを街で抱えているのは本市ぐらいしかないと思います。私は那覇のレンタカーの数も聞いたのですが、那覇市よりも8,000台豊見城市が多くあるのです。そういうことからしても、当然豊見城市が先に声を上げて、こういう特殊な事情を伝えれば、国は違和感は感じないと思いますので、そういう視点でぜひ検討を進めていただきたいと思います。

それで再質問に移りますが、前山川市政では、市の観光税創設検討ワーキングチーム、これは令和2年まであったのですか。コロナで少し中断したようですが、その当時、私も一般質問で山川市政の観光税について、当時は宿泊税と入域税を議論していましたので、具体的な政策ではないということで、私はそのときにその議論に水を差した記憶があります。そういう私が今度はレンタカーでこれを導入すべきだということに対して非常に心苦しい立場ではあるのですが、徳元市政においてはレンタカー利用税に特化して、観光税の検討ワーキングチームを立ち上げる考えがな

いか。そのことをお尋ねします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

大田善裕議員のご指摘のとおり、レンタカー税の導入に当たっては、本市の観光振興、財政基盤の強化、交通対策、環境保全など、多岐にわたる分野に影響を及ぼす可能性がございます。そのため具体的な調査検討に当たっては、単一の部署のみで進めるのではなく、関連する内部横断的な組織の視点から総合的に議論を深めることができると認識しておりますので、まずは早急に複数の事務方レベルからなる検討を進めながら、必要に応じ外部有識者の知見を取り入れつつ、多角的な視点から議論を進めていきたいと考えており、その結果、一定の方向性が定まった段階でレンタカー税に特化した体制を構築してまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

繰り返し申し述べますが、県のレンタカー税は車自体に台数に応じて掛けていくというものですが、豊見城市がやるならば、課税客体はレンタカーの利用者。課税主体はまずは市から始めて、それで県との調整の中で基礎自治体で行うべきでないのかどうなのかという議論も出てくると思います。そういう場合には公益自治体である県が導入できるのかとか広義に捉えて、とにかくこれだけレンタカーがある以上は、それをその弊害だけでやり過ごすのではなくて、うまく共存しながら、そこからどうやって利益を得て豊見市民が共存していくか。もしくは、レンタカーの中で恩恵をつくり出していくかという視点が私は大事な視点だと思いますので、ぜひ頑張ってください。よろしくお願ひしたいと思います。では、次の質問に移ります。

(2)瀬長島野球場の移設についてお尋ねします。

①瀬長島野球場代替地検討作業の進捗状況をお伺いします。これは何名かの議員が質問するので重複するようで恐縮ですが、お願ひします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島野球場代替整備検討業務につきましては、令和6年度末に公募型プロポーザル方式により公募を開始し、今年5月に企画提案の審査を終了し、6月に委託業務契約を締結しております。業務内容としましては、先進事例及び自治体等を情報収集、代替候補地の設定、代替候補地の評価基準の設定、評価基準に合わせた各候補地の状況の整理、代替候補地の優先順位の設定、優先地区における配置計画の検討、事業化に向けた課題の整理、代替地検討計画の整備による施策推進の支援となっており、9月中の検討委員会開催に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

航空写真で見た限りでは、4面を確保する土地というのが非常に限られているようにうかがえます。ただ、私の知識がそこまで足りていないところもあるかもしれません、通常であれば調整区域内の白地ですか、そういうところを念頭にしてやるのかとか、そのように勝手に考えていたのですが、それだけでは場所を確保するということが難しそう。というのは構造物が多くあったり、特に西部も含めてそうですねけれども、スプロールしているところが多いですから、そういう部分では補償をしたり、大変なことになりかねないのかという懸念がありました。

そういう中で再質問に移りますが、代替地

の候補地の選定に当たっては農用地区域の農地、つまり黄色で塗られているところですね。農振農用地とも言いますが、そういうところや農振農用地の土地改良区も野球場の代替地として、建て替えする候補地として検討し得るのか。その辺をお尋ねします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時54分)

再 開 (14時55分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

担当部署のほうに確認したところ、農用地区域は原則として農地転用や開発ができないなどの厳しい制約があるものの、除外の要件を満たしていれば農業振興地域整備計画を変更することができます。なお、計画を変更した後の用途は、農家住宅や公共用施設等に限られております。現在進めております代替地検討におきましても、そのような法律上の制約を踏まえ検討していきたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

そうなるとまた幅が出てきて、候補地選考に当たっては4面球場も議論の中に大いに入ってくるのではないかというようなことを思っています。野球関係者の皆さんのお言葉から、瀬長島の4面球場も本当に思い入れの強い、また、野球関係者の中ではいろいろな大会をやる中でも非常に重宝されているという話もありますので、そういうことで農振農用地、そういう土地改良区でも、法律のある一定の要件を満たせば、その可能性があるのであればそこも探って、ぜひ検討を進めてい

ただきたいと思います。

②新球場には硬式ボール対応など機能強化を望む声がある。当局の見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。瀬長島野球場代替整備検討業務においては、野球関係者へのヒアリングを実施してニーズを把握し、軟式または硬式に対応した球場の必要性の検討、球場の数及び球場の規模等の機能強化を検討していきたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号15 (2番) 宜保龍平議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保龍平議員の質問を許します。

○ (2番) 宜保龍平議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。城の風、宜保龍平でございます。一般質問に入る前に、沖縄尚学高校の夏の甲子園優勝、改めまして本当におめでとうございます。そして豊見城市出身の二人の選手が活躍されたということで、先ほど大田善裕議員も瀬長島野球場の質問、そして波平邦孝議員も質問をしておりましたが、彼ら二人も瀬長島で少年野球から活用して、甲子園という場で活躍をしたものだと思っています。私も実際、瀬長島野球場を少年野球から、ちょうど先週も瀬長島で野球をして6対0で勝ったのですが、また来週も瀬長島で野球をします。何が言いたいかと申しますと、あそこは思い出がかなりある地でありますので、実際野球関係者も瀬長島野球場はなくならないものだと思っている方も多いと思います。だからこそ、代替というか、移設に関しては慎重に丁寧にやっていただきたいという思いで質問に入らせていただきます。

(1)瀬長島野球場代替について。

①経緯を改めて伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島は、昭和52年の返還以降、昭和57年の瀬長島開発基本計画の策定、平成4年の瀬長島野球場の整備、平成10年の瀬長島サンセットパークの整備、平成13年の豊見城市観光振興プログラムの調査報告書の策定、平成16年の沖縄振興特別措置法に基づく観光振興地域エアウェイリゾート豊見城の指定、平成17年の空の駅瀬長島物産センターの整備、平成20年の瀬長島温泉開発事業の開始、平成25年の瀬長島観光拠点整備計画の策定により、現在では多くの来島者でにぎわう魅力的な観光の拠点として発展を遂げてきました。瀬長島観光拠点整備事業の目的達成調査によりますと、令和3年度の年間来島者数は273万人であったと推測しており、令和6年11月に策定しました瀬長島観光拠点機能強化計画書では、年間来島者数は今後も順調に増加し、令和13年度には年間来島者数が約290万人から316万人になると推計しております。このように瀬長島を取り巻く環境は、時代の変革とともに大きく変化してきたことを踏まえ、今般瀬長島野球場の代替地の検討を進めているところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

重複するのですが、改めて、②取組み状況を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

瀬長島野球場代替整備検討業務につきましては、令和6年度末に公募型プロポーザル方式による公募を開始し、今年5月に企画提案書の審査を終了し、6月に委託業務契約を締

結しております。業務の内容としましては、先進事例及び自治体等の情報収集、代替候補地の設定、代替候補地の評価基準の設定、評価基準に合わせた各候補地の状況の整理、代替候補地の優先順位の設定、優先地区における配置計画の検討、事業化に向けた課題の整理、代替地検討計画の整備による施策推進の支援となっております。9月中の検討委員会開催に向け、現在取り組んでいるところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

今定例会で補正予算で意向調査の費用が入っているのですが、これは代替地の地権者の意向調査と野球関係者からのヒアリングも含まれていると聞いていますですが、その辺はどうですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

宜保龍平議員おっしゃるように、地権者の意向調査も踏まえて、野球関係者とのヒアリング等も含めて、そのような検討業務となっております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ぜひそこは幅広く意見を聴取していただいて、市長にもお願いしたいのですが、昨日、波平邦孝議員の質問の中で、今年度で野球場がなくなるのではないかとか、ちょっとした噂話が広がってしまったという。ただ、昨日の答弁を聞くとそういうことはないというふうにあったのですけれども、今回の野球場の廃止に向けての検討業務というものは、廃止に関しては市民もそうなのですが、議会にもしっかりと丁寧に進捗状況とか、そういうものを説明していただきたいと思います。そこはぜひお願いしたいと思います。

③今後の展望を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

現在進めている検討業務の進捗を踏まえ、丁寧に計画的に瀬長島野球場の代替を進めていきたいと考えているところでございます。想定となります、代替の進め方といたしましては、瀬長島野球場の照明設備があるA、B球場を当分の間存続させながら、照明設備のないC、D球場の代替地を内陸部で進めていこうと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

廃止と言ったのですが、言葉の間違いでいた。すみませんでした。

これから代替の場所が決定していくかとは思うのですが、決定してから野球場ができるまでのスケジュールといいますか、その辺が分かれば教えていただきたいです。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

場所が決定して、まず最初に先ほど答弁したC、D球場については、ウミカジテラスの増床と瀬長島ホテルの増床等もありますので、その計画を踏まえて、そのタイミングを見ながら、まずC、D球場の廃止を検討しているところであります。その間、それと併せて内陸部の移転業務を進めていきたいと考えております。その間については、A、B球場はそのまま存続して使用ができるという方向性のスケジュールを持っているところです。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。私が聞いているのは、代替地が決定して例えば用地買収とか工事に着手して、完成するまでにどれだけの期間が必要なのかということを伺っております。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

検討業務の中でそういう議論もしています。

A、B球場につきましては、あと5年ほどは存続する方向で進めていきたいと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ということは大体5年を想定したとして、代替地整備が5年と仮定したときにA、B球場は残すという答弁をいただいたのですが、C、D球場は駐車場を整備して、当分は2面しか残らないという理解でよろしかったですか。

○ 総務部長 内原英洋

当分の間は、A、B球場の2面を残していきたいという認識であります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。瀬長島野球場の魅力というのは、4面が魅力的だと私は思っておりまして、少しでも4面を存続できないのかと。潰すなと言っているわけではなくて、少しでも4面残すことができないのかを考えたときに、パークアンドライドとか、そういうものを活用しながら少しでも残すことができないのか。そういう検討はできないのかと思うのですが、いかがですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、検討業務を発注してやっているところであります。それを含めて全体的な業務の中で4面でいけるのか、2面でいけるのか、こういうものを含めて検討をしたいと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

少しでも野球場を残していただいて、移転先というか、代替地も全体の業務の中でしっかりとやっていただければと思います。

改めまして、こういう体育施設というのは、

過去に与根体育施設の件もありました。ですので、より慎重に進めていただきたいと思います。もちろん瀬長島が観光振興に資するというの理解はしていますが、より慎重に丁寧に、また議会にも説明しながらみんなでどうやっていくかというのを考えていければと思います。私も進捗が分からないと野球関係者に説明もできませんので、そういうものは密に連携を取っていきたいと思いますので、市長、そこはお願いします。次に移ります。

(2) 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について。

①令和7年度より条例が制定されましたが、今議会までの取組み状況を伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

本市では、令和7年4月の条例施行を受け、その基本理念の実現に向け、歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に推進するための計画策定に鋭意取り組んでおります。実効性ある推進計画策定に向け、本年7月には府内の関係部局職員で構成する検討委員会を立ち上げ、本市における歯科口腔保健の取組状況の把握、情報共有及び計画策定の方向性や推進体制について議論を行っております。その結果を踏まえまして、本年8月には医療・保健機関、教育機関、地域住民の代表など、多方面の専門家や関係者から構成されます豊見城市歯科口腔保健推進委員会第1回会議を開催したところでございます。今後は本委員会において、幅広い視点から専門的な知見や関係機関、市民の皆様の声を反映させながら、具体的な推進計画の策定を進めてまいります。この推進計画では、乳幼児期から高齢期までの各年齢階層に応じた歯科口腔保健対策、地域医療機関との連携強化、市民への啓発活動など、多

角的な施策を盛り込むことを想定しております。令和8年度中の計画策定を目指し取り組んでいるところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。計画は令和8年度中に策定を目指しているということです。

この条例が制定されて、条例の中身を見ていていろいろあるのですが、私の思いとしては、もちろん市民全体の歯の健康を守っていくというのが条例の狙いだとは思うのですが、その中に歯みがきとかフッ化物の応用という形で条例の中にも書かれている中で、今までずっと訴えてきている児童生徒の歯の健康、フッ化物を活用して虫歯予防をしていくというのも計画に盛り込む必要があるのではないかと思っているのですが、その辺はいかがですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時13分)

再 開 (15時13分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

宜保龍平議員も先ほど条例の中身のお話をされております。その中で基本的な施策といったしまして、第7条第1項第3号のほうにフッ化物応用という文言が入ってございますので、その中にも宜保龍平議員のご指摘している案件が含まれてございますので、そこはしっかりと委員会の中で審議していくというところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。ぜひ進めていただいて、計画に沿って子どもた

ちの歯の健康を守っていただければと思います。

②に移ります。②フッ化物洗口を市内小中全校的に行うべきだと考えるが改めて市の見解を伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

条例に基づく推進計画に記載する具体的な事項については、専門家や関係機関などから構成されます歯科口腔保健推進委員会にて審議してまいります。議員ご質問の案件につきましても、豊見城市歯科口腔保健の推進に関する条例、（基本的施策）第7条第1項第3号において、歯みがき、フッ化物応用、その他の科学的根拠に基づく効果的な歯科疾患予防のための対策に関することと明記されておりますので、委員会において十分な審議がなされるものと認識しております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。

教育委員会にお伺いしたいのですが、10月からとよみ小学校4年生が試験的にフッ化物洗口を実施すると聞いているのですが、改めて中身を教えていただけますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

今年度、とよみ小学校の4年生を対象にモデル事業を実施いたします。これはとよみ小学校の校長先生以下、学校のほうでその意義も含めて検討していただいた結果、受け入れていただいているということです。感謝を申し上げたいと思います。

4年生をモデルに実施をして、次年度以降は、学校の意見や継続する際の予算措置等の課題を踏まえた上で、持続できるよう財政部局と学校と調整して、懸案は学校の負担感をどのように軽減していくかということ

だと思っておりますので、その辺を主眼にして、理解を得られるような形で持続的に4年生からほかの学年へという形も含めて、徐々に拡大を目指していきたいと思っております。併せて、計画が策定されると聞いておりますので、その中でフッ化物の応用が大きな項目になってきて、その中における学齢期での対策についての重要性についても再確認されるものと理解しておりますので、そこも踏まえながら導入に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

私が欲しい答弁を全て言ってくださいました。まずは試験的にやってみて、教員の負担感とか、課題が出てくるかとは思うのですけれども、そこをしっかりと見つめて、次年度どういう形で進めるかというところは、ぜひ教育委員会にお願いしたいと思います。一番は歯みがき指導とかフッ化物洗口もそうですが、本来ならダブルでやっていただきたいと思っている中で、学校保健安全法の中において、学習指導要領の中にもあるとは思うのですが、文部科学省は子どもたちの歯の健康をしっかりと守ってくださいと言っている中で、歯みがきの場合は洗い場の確保とか、歯ブラシを持ってこないといけないとか、多分うがいよりも時間がかかると私は思っていて、ただ、フッ化物洗口においては週に1回のポーションタイプでうがいをするのすぐにできると思っています。これは教育委員会のご認識を伺いたいのですけれども、うがいのほうが教職員の負担という部分において少しは軽いのではないかと私は思うのですが、その辺のご見解を伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

本市におきましては、コロナ禍前にとよみ小学校と座安小学校で実施したことがございます。その際には、薬液の原液を学校歯科医師の方が希釀をして、各教室の分量をつくつて教室に持っていくかれてブクブクうがいをするというようなことでございました。先ほどのご指摘があるように、ポーションタイプを活用することで、その分の軽減はされるものだと思っております。ただ、依然としてブクブクに慣れていない子どもたちをどのように指導するかとか、小さい子どもたちをどう指導するかとか、どのように組織的に効率的に行うかというような方向につきましては、現時点では実施されていないことでありますので、学校サイドでは気持ち的な負担感は大きいものだと思っております。そこを試験的に実施し、実質的な負担の状況を確認する中で、理解を得られるような方法を見いだしていかなければと考えているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

そこはぜひお願いしたいと思います。

今回保護者の同意書が必要になってくるという中で、そういう部分においても保護者の方々の反応とかというのも見ていただいて、私としてはすぐにでも小中学校で全体的に行ってほしいという部分はあるのですけれども、今言ったようにそういう課題をしっかりと見いだして、少しでも広げていければと思いますので、そこは教育委員会にお願いしたいと思います。

データにもあるように、沖縄県の子どもたちの虫歯率が全国でワーストという中で、何度も言っているのですが、虫歯が与える影響、咀嚼ができないとか、歯の痛みで集中できない、勉強がまづできない状態に陥ると。本当に悪循環しかありません。虫歯菌が体中巡っ

てあらゆる病気になったり、そういうのもあって早急にでも推し進めてほしいという気持ちで私は焦っているのですが、やはり現場があつてのフッ化物洗口というのもありますので、そこはしっかりと加味しながら広めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、(3)第5次豊見城市総合計画について。

第5次豊見城市総合計画が作成されて令和7年度で前期基本計画が終了し、令和8年度から後期基本計画に入っています。そこで以下を伺います。

①前期基本計画の成果と課題を伺います。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

本市においては、第5次豊見城市総合計画前期基本計画が令和7年度をもって計画期間が終了することを受け、令和8年度から令和12年度を計画期間とした第5次豊見城市総合計画後期基本計画の策定に向け取り組んでいるところです。現在府内の作業部会や策定委員会において、前期基本計画の振り返りや課題等を抽出し、豊見城市総合計画等審議会において、ご質問の前期基本計画の成果と課題等を含めて審議していることもあり、現時点でご質問の内容をお示しできない状況となっております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。

第5次豊見城市総合計画の基本計画の中で今はその課題とかを審議中とのことでしたが、総合計画の中身を見たら最上位の計画というふうに書かれておりますが、どの計画よりも総合計画が上位に位置づけられているという

理解でよろしかったですか。

○ 企画部長 翁長卓司

そのとおりでよろしいかと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ということは、市全体で市民も含めて職員も含めて、みんなで豊見城市のまちづくりというものを総合計画に沿ってやっていくのだというふうに私は理解をしたのですが、その指針の中で市民アンケートの実施とか、市民会議の開催、より多くの声を反映できるように努めるというふうにあって、各施策に携わる職員の参加推進を図り、全庁体制で策定業務の作業に取り組んでいくと基本方針に書かれているのですけれども、実際そういう形でやれているのかというところを教えていただきたいです。

○ 企画部長 翁長卓司

先ほども答弁させていただきましたが、現在在庁内の作業部会や部長等で構成する策定委員会のほうでも実施しております。全体をもって策定しているところです。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

もう少し細かく聞きたいのですが、要は部長級の委員会というのは理解しているのですが、職員全体で策定業務に取り組んでいくという中で、そういう声を拾うことができるのかどうかというところをお伺いしたいのですがどうですか。

○ 企画部長 翁長卓司

現在、各課等からの課題等を抽出するような形で作業部会というのがございます。その中で、各課等の課題等については聞きながら進めているところです。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ぜひそういう課題等をしっかりと抽出して、後期の基本計画につなげて

いってほしいと思うのですが、現時点においてはそういう課題等を抽出しているところで、本当はこの数字はどうなっているのかというのも聞きたかったのですが、今はそういう段階ではないということなので理解はしましたが、実際に職員みんなが総合計画、ましてや上位計画に位置づけられている総合計画を意識しながら業務に励んでいるかどうかというところは、現時点においては実際にやられているのかというところが分かれば教えていただきたいのですけれども。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

今、進捗状況という形でお答えさせていただきます。現在第5次豊見城市総合計画の前期基本計画の各施策では、統計的な数値、または市民意識調査の回答による数値を指標とする目標指標を掲げております。この目標指標については、施策評価としては毎年達成状況を評価することで、客観性と透明性を高めた進行管理を行っているところです。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

では、毎年1回は目標値に達しているかどうかというのを各課からしっかりと聞いて、例えば「この数字に追いついていないよ。まだまだ弱いんじゃないのか」というふうに、いわゆるP D C Aですよね。そういうものを毎年1回やっているということで、全職員に意識啓発も含めて「取り組んでくださいね、まちづくりをやってくださいね」というふうにやっているという理解でよろしかったですか。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、毎年進捗状況の報告会を設定しております。そ

の中で各数値の達成状況等について、振り返りを行っているところです。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

そこは毎年やられているということなので、引き続きやっていただきたいと思っております。

あと一つ聞きたいのが、総合計画の基本構想があつて、前期後期で基本計画という中で下に実施計画というふうにあるのですが、ちょっと聞き方が難しいのですけれども、例えば目標数値に達するために、実施計画だけではなくて、新しい案を……。実施計画に載ってこないんだけど、この数値に合わせるために新しい案を盛り込んで……。実施計画以外でもこの計画に取り組んでいるという、何かそういうものってあつたりしますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時29分)

再 開 (15時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えさせていただきます。

総合計画を実現するに当たって、議員おつしやるとおり実施計画というのを私たちは策定しております。実施計画については一定の要件がございます。事業費で行きますと500万円以上とか、そのような縛りをかけながら実施しているものがあります。一方で、それ以下の金額については実施計画に載らないのですが、施策としては反映していくということになります。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

失礼しました。何が言いたいかというと、総合計画の目標数値を設定しているのであれ

ば、同じことを取り組んでいてもなかなかこの数値に届かないと思うんですね。ですから、新しい案を市役所職員全体で取り組んでほしいという、それが私が聞きたかったことです。例えば総合計画の中でいうと、CO₂を削減していくとかというのが書かれているのですが、それを取り組むために、私が前回提案していたフードロスとかフードバンク、そういう新しいものもしっかりと取り組んでいただきたいと思っての質問でしたので、ぜひそこを市役所職員、議会もそうですし、みんなで意識して大事なまちづくりという部分において取り組んで行けたらと思いますので、お願いしたいと思います。

②に移りたいと思います。②後期基本計画の策定状況（タイムスケジュール含む）を伺います。

○ 企画部長 翁長卓司

昨年度、令和7年2月12日にキックオフイベントとして、第5次豊見城市総合計画後期基本計画等の策定に係る方針説明会を開催し、これまで課長等ヒアリング、作業部会や策定委員会において、前期基本計画の振り返りや課題等の抽出を府内作業として実施してまいりました。また、去る9月11日には、外部有識者で構成される総合計画等審議会を開催し、第5次豊見城市総合計画後期基本計画及び第3期豊見城市人口ビジョン次期総合戦略の策定についての諮問を行ったところです。今後も作業部会での作業や策定委員会及び審議会での審議を進め、年内には第5次後期基本計画の素案を取りまとめ、パブリックコメントの実施を経て、来年2月末までには後期基本計画を策定していきたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

③に行きたいと思います。③新たな後期基

本計画策定の際に新たな計画案を盛り込むことは可能なのか伺います。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

後期基本計画の策定では、10年計画である基本構想の実現に向けて、施策の体系や取組内容、目標指標を改めて検討していくことになります。新たな計画案についても、基本構想を踏まえて検討していきたいということを考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

この質問の趣旨としては、令和5年2月1日にクロツラヘラサギを市の鳥に制定して、上位計画である総合計画にクロツラヘラサギを活用してのまちづくりというものを盛り込むことはできないのかと思っての質問なのですけれども、いかがでしょうか。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

宜保龍平議員がおっしゃるとおり、令和5年2月1日にクロツラヘラサギを市の鳥として制定したところでございますので、令和3年度をスタートとする前期基本計画においては、市の鳥クロツラヘラサギを活用した取組は盛り込まれていない状況です。後期基本計画の策定時には様々な活用が検討できますので、何らかの形で市の鳥クロツラヘラサギを活用した取組を検討してまいりたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

今答弁でもあったように、クロツラヘラサギは市のPR、環境保全、教育、交流という形で本当に幅広く活用できるのがこのクロツラヘラサギなんですね。そういう中で基本計

画の中に5本の柱があるじゃないですか。そういう中で5本の柱に横差しというんですか。こういう形で盛り込むことは可能なのかというところが分かれば、教えていただきたいです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (15時36分)

再開 (15時36分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

総合計画は施策、分野ごとに5つの柱に分かれています。この5つの分野ごとに、今回議員がおっしゃっているクロツラヘラサギがどの施策にどう盛り込めるかということについては、それぞれの中で判断していきたいということを考えております。ですので、盛り込むことはもちろん可能だということで考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ぜひ検討していただいて、後期計画にクロツラヘラサギを盛り込んでいただいて、みんなで市の鳥を活用できればと思いますので、ありがとうございます。よろしくお願いします。

最後に、④後期基本計画策定に際しての市長の見解を伺います。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

後期基本計画の基本方針としては、基本構想のまちづくりのテーマ、「We live in a community where hearts are connected and everyone is happy and safe」を実現するための3つの基軸と5つの政策を基に、後期基本計画及び総

合戦略を策定することになります。前期基本計画の施策をベースとして、これまでの施策等の実施状況及び前期基本計画策定以降の社会情勢や市の情勢などの状況変化を踏まえた検討や国の地方創生2.0基本構想、また沖縄県の沖縄21世紀ビジョン「ゆがふしまづくり計画」を勘案しながら策定することにより、これまでの取組にデジタル技術を取り入れ施策展開を加速化・深化を図るものとしております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。地方創生2.0というふうにおっしゃっていたのですが、この総合計画は上位計画と先ほどからもずっと言っているのですけれども、大事な計画の前期が今年度で終わって、次年度から後半に入していくという中で、後期基本計画では市長が先頭になってまちづくりを展開していくわけですが、改めて市長のまちづくりに対しての思いをお聞かせ願えますか。まちづくりというか、この総合計画に対しても含めて。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

10年計画である総合計画は最上位計画であるのですが、後期がこれから始まるということにおいて、そこにもっと必要であろうということは私なりにも、もちろん職員とも相談しながら盛り込んでいきたいと思いますし、今宜保龍平議員がご提案いただいているクロツラヘラサギ、市の鳥制定のときにはすごくご尽力いただいて、このような結果になっているので、これは我々だけのPR活動だけではなくて、もちろんクロツラヘラサギを大事にする団体とか、漫湖水鳥湿地センターの方々とか、あるいは海外においてクロツラヘラサギを大事にしてくれている街、国もあり

ますので、そういうところをしっかりと手を組めるような形で計画に盛り込めれば、もっともっとアピールもできるし、それからのつながりでいろいろ枠組みが広がっていくと思いますので、そこを展開させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

市長ありがとうございます。ぜひお願ひしたいと思います。答弁の中にもあったように市職員と一体となって、計画が策定された際には取り組んでいくのだということもおっしゃっておりました。私の個人的な思いではございますが、まちづくりは遊び心もたまには必要なのかと。こういうことをやってみよう、こういうのをやってみようぜ。ただ、それを上から蓋をするのではなくて、ああ、じゃあやってみようかと。ここにも書いてあるのですが、Welcomeな気持ちという形で広く意見を聴取できるような組織づくりというのが非常に大事になってくるのではないかと思っております。市長をはじめ職員、そして議会もみんなが一緒になって、まちづくりというか、この計画に沿っていろいろやっていければと思いますので、よろしくお願ひをして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月19日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会（15時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (21番) 宮 城 恵

署名議員 (22番) 仲 田 政 美

令和7年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和7年9月19日（金）

令和7年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和7年9月19日（金曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外 間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜 保 龍 平 議員	(14番) 濑 長 宏 議員
(3番) 新 垣 繁 人 議員	(15番) 要 正 悟 議員
(4番) 長 嶺 吉 起 議員	(16番) 伊 敷 光 寿 議員
(5番) 新 垣 龍 治 議員	(17番) 大 田 善 裕 議員
(7番) 濑 長 恒 雄 議員	(18番) 楚 南 留 美 議員
(8番) 吉 濱 智 也 議員	(19番) 大 田 正 樹 議員
(9番) 宜 保 安 孝 議員	(20番) 赤 嶺 吉 信 議員
(10番) 川 満 玄 治 議員	(21番) 宮 城 恵 議員
(11番) 新 垣 亜矢子 議員	(22番) 仲 田 政 美 議員
(12番) 波 平 邦 孝 議員	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比 嘉 豊	主 査	屋 良 章 太
次 長	比 嘉 剛	主任主事	盛 島 愛 乃
班 長	比屋根 由 香		

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元次人	副市長	大城正
教育長	赤嶺美奈子	総務部長	内原英洋
総務部参事監 (企画部参事監兼務)	奥濱真一	企画部長	翁長卓司
市民部長	森山真由美	福祉健康部長兼 社会福祉課長	金城博文
こども未来部長	上地五十八	都市計画部長	嘉川聰子
経済建設部長	城間保光	上下水道部長	大城堅
消防長	高良寛	教育部長	赤嶺太一
総務課長	上原元樹	人事課長	赤嶺啓
管財課長	大城光	商工観光課長	東上里豊
協働のまち 推進課長	喜久里則子	障がい長寿課長	比嘉徹夫
子育て支援課長	大城泰子	都市計画課長	健山博之
道路課長	比嘉真人	公園緑地課長	新里司
水道課長	金城司	消防総務課長	当間英文
教育総務課長	赤嶺渚	教育指導課長	平田和也
学校施設課長	石川ミコ	生涯学習課長	赤嶺健

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
日程第2. 一般質問
日程第3. 議案第50号 工事請負契約の締結について

令和7年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第5号）

令和7年9月19日（金）午前10時開議

日程番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
3	議案第50号	工事請負契約の締結について	総務財政委員会付託

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――― ◇ 日程第1 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保龍平議員、新垣繁人議員を指名いたします。

―――― ◇ 日程第2 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

―― 通告番号16（9番）宜保安孝議員 ――

○ 議長 外間 剛

はじめに、宜保安孝議員の質問を許します。

○（9番）宜保安孝議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。城の風、4日目トップバッター、宜保安孝でございます。本日、通常初日とか2日目が多かったのですが、今日は4日目を選んでゆっくり一般質問ができると思いましたら、今日大勢の傍聴者がいらっしゃいまして、ちょっと緊張しておりますけれども、あと少し早く分かっていれば一発芸も考えてきたのですが、ちょっと考えておりませんので、そのまま続けさせていただきたいと思います。今回の定例会におきまして、皆さんが沖縄尚学高校の全国大会甲子園優勝ということが本当に喜びの声として、様々な皆さんも所見を述べおりましたけれども、私も波平邦孝議員と同様、沖縄尚学高

校の野球部出身であります。ただ違うのは、彼は甲子園まで行きました。私は高校1年で野球をやめました。それを考えたときに沖縄尚学高校が全国の頂点になりましたけれども、県大会においてもエナジック高校がすごく健闘されて、沖縄県で何十校の頂点に立ったのが沖縄尚学高校。全国で言えば4,000校余りの学校の中で、最後に戦えるのが沖縄尚学高校と日大三高でありますけれども、トップに立った沖縄尚学高校は今後歴史に残っていきますし、皆さんの歴史に刻まれることだと思つております。日本で一番高い山はどこかと言つたら富士山は分かりますけれども、2番目に高い山、3番目に高い山はどこかと言つたらなかなか分からないと同時に、やはり頂点を目指すということは大事なことだと思います。しかしながら、今回いろいろな表敬訪問の生徒たちが豊見城出身の阿波根選手、宮城選手が役所に来たときに、子どもたちの期待の声を見ていると、もちろん子どもたちも甲子園を目指したい、優勝したいという思いがあると思いますが、そのときの質問の中に、はいとすぐ、元気よく1番目に手を挙げた子が「僕も沖縄尚学高校に行きたいのだけれども、勉強できないと入れないですよね」と言ったときに、会場がわーと湧きましたけれども、私たちの頃は本当に野球さえできれば入れて、野球ができなかつたらやめていいって、私もあるときは悔しい思いをしながら、逆にそれが負けん気根性というか、野球は負けたけれども、野球以外のところで負けたくないという気持ちが常にあって、今でも甲子園を見ると、そういう思いで見てしまうところがあって、野球では挫折したけれども、それ以外のところで挫折しないで、今できるところは今で、例えば議員だったら議員として、

また議員になる前までは一経営者としてやつっていましたけれども、そのときも何か負けたくないという気持ちがあって、それが原動力になっているというのがあります。そういう意味でも今回、沖縄尚学高校の球児は本当に一生懸命がんばりましたけれども、そこで優勝できなかつた、また1回戦で負けた。そういう選手でも自分の様々な捉え方によって将来につながっていくこともありますので、そういう意味でも沖縄尚学高校の野球、それを県民全体で応援したというのはすごく意義深いものだと思っております。そういうことも含めて、今回子どもたちのこと、学校教育のこと、そして豊見城の未来のことについても質問させていただきますので、よろしくお願ひします。ちょっと順番を変えますが、(5)であります。

(5)ふるさと納税について。

ふるさと納税は、本市の自主財源確保や産業振興に直結する重要な制度であるが、全国的な競争が激化する中で寄附額を増やすには「選ばれる商品」の開発が不可欠である。そこで以下を伺います。

「選ばれる商品」の開発について。

(ア)本市の返礼品の開発・選定はどのような基準で行っているのか、伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 企画部長 翁長卓司

おはようございます。お答えいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されております。返礼品は寄附に対する感謝の気持ちを贈るもので。本市では、多様な返礼品を用意することで、寄附者の皆様に

様々な形で感謝の意をお伝えしたいと考えております。議員ご質問の返礼品の開発、選定の基準については、返礼品を提供する際、提供する返礼品は国の定める地場産品基準に合致している必要があります。また、地場産品基準には域内において生産された商品や提供されるサービスなどといった厳格な条件が設けられており、この基準を満たすことで、地場産品として認められることになります。また市が独自で定める豊見城市ふるさと納税返礼品公募取扱い要領において、返礼品提供事業者及び返礼品の登録要件を設けております。公募は隨時行っていますが、市において、返礼品等が基準を満たしているか否かを審査した後、国へ申請を行い、承認を受けた品のみを返礼品として提供しております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

本市の返礼品として、例えば市で作っている特産品だったり、一時期はアウトレットモールあしひなーの商品を展開しましたけど、あれはまた国からの指摘がいろいろあって、豊見城市で売ってはいるかもしれません、それは全国的な商品であったりということで、それでがくんと売上げが下がった経緯があります。

次、(イ)ですが、私も経験あるのですが、例えば姉妹都市交流をしている美郷町だとか、高千穂町、そういうところに少額ではありますけれども、寄附をして、その返礼品として特産物をいただいたりということがありましたが、大体1万円の寄附をすると2,500円だったりという特産物が送られてきます。そういう中で、豊見城市を応援したいという方もいれば、商品が目的で、例えば泡盛が欲しいから、探したら忠孝酒造さんを見つけたと

か、マンゴーが欲しいということでマンゴーを探したら見つけたという方もいますし、様々な形があると思います。

(イ) 高額寄附者をターゲットとした返礼品、いわば「一本釣り商品」の開発について、本市の考え方をお伺いします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

議員ご提案の高額寄附者をターゲットとする返礼品の開発についてですが、本市オリジナルの商品として実現することができれば、多額の寄附を検討されている方々に対して、感謝の気持ちを十分に伝えることができるものと考えております。また多額の寄附が集まることで、本市にとって貴重な財源の取り込みにつながるとも考えており、効果的、効率的な受入れにつながるという戦略になるものと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

対象となる商品は本市にあるのでしょうか。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

現在高額返礼品として、トレーラーハウスの取扱いに向けた調整を進めているところであります、全国的にも珍しい取組になるため、高い注目度と訴求力を持つ商品になるものと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

このトレーラーハウス、豊見城市内で製造、販売も行っている会社があると。そこが全国の高額納税者がせっかく税金を払うのであれば、一部地域を応援する意味も含めて、またトレーラーハウス、そういう商品があるというのであれば、多額な寄附をして、その分豊見城市も潤いますし、高額寄附をされた方も様々な利用ができると思っておりますが、こ

のトレーラーハウスは具体的に金額がどれぐらいのもので、寄附額も含めて、それを教えていただきたいと思います。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

トレーラーハウスの寄附総額を申し上げますと、寄附金額といたしましては、4,000万円を想定しております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

4,000万円というと、私たちからするととんでもない金額ですが、私も調べましたら、全国には何%の方は持っている中で、その方々は様々なものを探してやっているようです。今、様々な沖縄の不動産物件とかを紹介するサイトがあったり、あとテレビ番組だったりとかいろいろありますけれども、これは一般的に公募するのではなくて、そういうターゲットを絞る意味でも話題づくりが大事になると思っております。

(ウ) 「新たな富を生み出す街とみぐすく」をコンセプトに本市は動き出しております。今後のふるさと納税戦略の中で「高額寄附者の獲得」をどのように具体化し、トップセールスしていくのか市長の考えを伺います。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えいたします。

本市独自の高額寄附者への対象商品が実現することができれば、多額の寄附を検討される方々への感謝の意を深く示すとともに、他自治体との差別化を図り、本市にとって貴重な財源確保に資するものと考えております。現在、市内事業者と意見交換を進めている高額寄附者向けの返礼品につきましても、一定の見通しがついたところです。今後、本市の魅力発信とともに、当該返礼品等を広く周知すること。さらにターゲティング精度の向上

を図ることで、高額寄附者の応援したいという気持ちを喚起し、本市との長期的な関係性構築につなげることで、さらなる支援の輪を広げてまいりたいと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

再質問です。

どのようにPRしていくのか、これは市長のほうからお答えください。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

ふるさと納税寄附額については、年々下がり続けているところで、大変私自身も危惧していましたところであります。ですので、どうすれば寄附額が伸びていくのか。少額商品をたくさん売るのか、はたまた今、手がけようとしているところで、高額商品が数少なくても大きな財源になるのではないかということを考えまして、担当職員ともいろいろ話合いを重ねてきました。このトレーラーハウスが商品化できるということについては、職員が自ら飛び込んで持ち込んできた成果でありますので、少しでも形になるということで私も大変うれしく思っていますが、これから販売なので、それをしっかりとアピールする。PRしていくということについては、あらゆる手法を使って、先ほど宜保安孝議員からも提案があったとおり、テレビだとか、そういう全国でも珍しい取組なので、注目度が高いからこそ、いろいろな手法、あらゆる手法を使って全国に告知をして、1件でも多く高額商品が全国に展開されるようにやっていきたいと思いますので、とにかくそのトレーラーハウスをきっかけに豊見城市を知っていただくパターンもありますから、それを徹底的に推し進めていきたいと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

トップセールスマンの徳元市長に目標売上げ台数はと聞きたいところであります、それは市長のみならず、我々議員も、そして職員の皆さんも一緒になって、そういう場面がありましたら、豊見城市ではこういうものをやっていますということをPRして、1台でも多く販売ができる、喜んでいただいて、そのふるさと納税が豊見城市の様々な事業に反映できればいいなと思っておりますので、頑張っていきましょう。

続きまして、(1)学校体育館の空調整備についてであります。

学校体育館は、児童生徒の学習環境の場であると同時に、災害時には地域住民の主要な避難所となる重要な施設です。文部科学省の通知（2023年7月12日）でも防災機能の強化として体育館への空調設置を推進すべきとされています。しかし、これまでの各議員への一般質問の答弁を聞く限り、教育委員会による熱中症対策の観点を主とし、避難所としての機能強化の視点が十分とは言えません。市として、防災の観点から空調整備をどのように進めるのかについて以下を伺います。

①体育館空調の位置づけについて（熱中症対策か、防災対策か）、お伺いいたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

学校体育館の空調整備については、避難所となる小中学校の体育館等への空調設備を加速するため、国の補正予算において、空調設備整備臨時特例交付金が創設されております。学校施設の避難所機能の強化と耐災害性の向上を図ることに加え、熱中症対策や体育館利用拡大に伴うカリキュラムの重要度に拡大を目的しております。本市では、災害時の避難施設として活用する防災対策と、子どもた

ちの学習、生活の場における熱中症対策の両面から捉え、市民の安全安心を守るために施設として位置づけております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

②文部科学省（2023年7月12日通知）が示す「避難所としての体育館空調設置推進」を本市はどのように受けとめているか、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

災害時において、慣れない環境での避難生活等により熱中症のリスクが高まるため、避難所における熱中症対策として空調設備の整備は必要だと認識しております。しかしながら、空調設備の整備には多額の費用が想定されており、整備費用やランニングコスト等を調査研究していきたいと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

空調整備につきましては、国のはうで半分持つと。そして残り4分の1も臨時特例交付金で戻ってくるという中で、市の負担は25%、しかしながら、多額な費用を要するということで、慎重に動いていると思います。今現在、南城市だとか、沖縄県の県立学校が導入に向けて先んじて動いているようですが、私も19歳のときに大阪に出まして、そのときには1年ちょっと前に阪神大震災があった後ですから、大阪市内はそこまでではなくても兵庫県神戸市に遊びに行くと、まだまだ復旧ができない状況があったと聞きました。そういう中で、熊本地震とか、中越地震とかがあって、災害がって、最近では石川県能登半島もありました。特に能登半島に関しましては、商工会の理事会での研修でも視察、また生の声を聞きましたが、体育館は冬の寒

さが大変だったということを聞いています。大阪、神戸、その辺が全国で体育館に空調が導入されているというのは、その経験があるからです。しかし、買い替えの時期だつたりとか、そのときに冷房しか入れなくて、あーということがあったりとか、そういうのがあったと聞いております。そういう中で、沖縄は確かに暑いかもしれません、私も子供会の活動の中で体育館に1泊泊まったときがありました。秋だから涼しいだろうということでやつたら、みんな寒くて、秋でも寒いような体育館の状況であります。

そこで③冷房だけでなく暖房も必要とする考え方について、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

冷暖房設備の整備につきましては、市場に流通する空調設備の多くが冷暖房機能を備えている現状や、避難所としての機能を考慮いたしますと、冷房機能だけではなく、暖房機能を備えることが望ましいと考えており、本事業においては、冷房と暖房の両方の機能を備えた空調設備を整備する方針であります。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

はい、安心しました。体育の授業では暑くなりますので、暖房は要らないと思います。しかし、もともとが災害があったときの避難所対策ということで考えると、やはり暖房が必要となってきますので、安心しました。

続きまして、⑤人命救助の観点から、災害時に最低72時間空調を稼働できる仕組みを検討しているか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩（10時19分）

再開（10時20分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

訂正します。⑤を伝えましたが、④に戻ります。④冷房主体で暖房性能が低く、体育館全体を均等に空調することが弱点と言われるスポット空調の評価について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スポット空調につきましては、簡易的な移動式のスポットクーラーではなく、体育館アリーナ1階の特定エリアに対し、集中的に空調する備え付けタイプの機種を前提にご説明したいと思います。まず、スポット空調の特性でありますが、冷房時には冷たい空気が下にたまるという物理的特性を生かしまして、大空間である体育館においても主たる活動場所である1階部分を効率的に冷房することが可能となっております。そのため体育館全体を冷房する方式と比較いたしまして、ランニングコストが抑えられるメリットがございます。一方で、暖房時には暖かい空気は上昇するという特性があることから、議員ご指摘のとおり、体育館全体を均等に暖める性能に課題があるものと認識しております。体育館全体を均等に空調する方式は、快適性の面で優れるものの、多額の費用を要することや、沖縄の冬は本土の冬と比べ温暖であることを考えますと、設置コストやランニングコスト、大空間における冷暖房の効率性などを総合的に勘案した結果、現状においてはスポット空調が費用対効果の面で評価できるものと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

教育委員会でも視察に行かれたと思います。その視察先ではスポット空調だったと思いま

す。しかしながら、そうでないところは逆に言えば見ていないことがあるのかと思いませんが、これからまた他市町村、沖縄でも先行事例が出てくると思いますが、それも含めて見ていただきたい、本当に豊見城市の体育館は何がいいのかというのを鋭意検討していただきたいと思います。これについては⑥でも少し再質問があるかと思います。

⑤人命救助の観点から、災害時に最低72時間空調を稼働できる仕組みを検討しているか、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

災害発生時の停電化においても避難所の環境維持のため、空調設備の稼働は市民の皆様の生命と健康を守る上で極めて重要であると認識しております。特に近年は気候変動の影響もあり、熱中症対策や防寒対策として、その必要性が高まっております。現在、停電時には非常用発電機、災害時協定によるポータブル電源の活用、電気自動車からの電力供給などにより電力を確保しておりますが、大規模災害時の長時間停電への対応は困難であります。そのため大規模災害時に備え、空調設備と非常用発電機、蓄電池などの導入を検討しておりますが、多額の費用が必要となるため、予算の確保のめどと、他防災備品等の整備との優先順位を慎重に検討する必要があると考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

⑥電気式（EHP）とガス式（GHP）の空調の違いをどのように比較検討しているか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

電気式、ガス式ともに様々な機種やメー

カ一があり、詳細な価格検討内容をご説明することは難しいところですが、受変電設備、いわばキュービクルと言われている改修の必要性なども含め、複数の機種方式について比較検討し、各学校施設の状況に合った空調方式での整備の検討をしてまいりたいと思っております。また一般的に電気式とガス式の空調の違いということですが、まずガス式の場合は、豊崎地区以外の都市ガスが整備されていない地域にある学校におきましては、学校敷地内にガスボンベ置き場や、ガスバルクタンク、大きなタンクの整備が必要になりますと、設置スペースの確保やガス設備の整備費用が課題と考えております。また一方、電気式の場合は、空調設備の増設により、既存の受変電設備、キュービクルの容量が不足した場合、改修工事が必要となる可能性がございます。その点ガス式の場合は、電気式と比較して電気使用量が約10分の1程度と言われており、受変電設備、キュービクルの改修をせずに設置できることが想定されます。受変電設備の改修の要否は、整備費用に大きく影響するものと考えております。避難所の観点から申し上げますとガス式空調には停電時でもバッテリーで起動し、空調運転と発電を行い、発電した電力を照明や通信機器、コンセントに供給できる発電機能を持った停電対応型の機種がございます。しかしながら、体育館でガス式空調を可動させるには大量のガスを必要とするため、大規模災害時に市場のガス供給に不安定な状況の中で、発電機や炊き出し、温水シャワーなどにも使用できる貴重なエネルギー源であるガスを体育館の空調に使用してよいものなのか、現実的に難しい判断が求められるものだと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

今の答弁を聞いてますと、ガスは停電時も確保ができる。しかしながら、大量のガスを必要とするため、大規模災害時に市場のガス供給が不安定な状況下で、発電機や炊き出し、温水シャワーなどにも使用できる貴重なエネルギー源であるプロパンガスを体育館の空調に使用してよいものか、現実的に厳しい判断が伴うと考えていますとありますが、実は沖縄ガスプロパンに確認したら、災害時に供給が不安定になることはないと言っております。今の答弁を聞いていると、まず、ガスの炊き出しだったり、発電機を使った炊き出しどか、温水シャワーが先だからということはありますが、やはり避難してきて、食べるのも大事かもしれません、そこで暖をとったりというときに、暑い中でそのままいる状況も大変だと思います。車の中で避難してもそれなりのリスクもあります。そういう意味では、この辺も逆に今すぐどうというわけではなくて、ガス屋さんと本当にそれが供給困難なのかというのを確認していただいて、またガスと電気、またスポットいろいろな形の機種選びの中に、私も調べてみたら、キュービクルだったりとか、そういうものも3年前、4年前とは格段に違う金額になっているそうです。というのが、豊見城市同様に、全国の小中学校の体育館に入れようという話になると、供給が間に合わないというのが現状らしいので、その現状も踏まえた見積りなのかということを考えたときに、ほかの市町村ではどうせやるのだったらガス式で安心安全なものを最初でやっておこうというのが主流になっていると聞いておりますので、その辺も研究していただきたいと思います。

⑦総務課（防災危機管理班）の役割について

て伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

議員ご質問の学校体育館の空調設備においては、総務課防災危機管理班の役割は、教育委員会と連携し、学校施設の避難所機能の強化と耐災害性の向上を図ることでございます。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

⑧教育委員会と総務課が「子どもの学習環境の充実」と「住民の命を守る避難所機能の強化」を連携して検討する体制を今後しっかりと構築するためには市長が先頭に立ってリーダーシップを図ることが大事だと思います。どうしても教育委員会、総務部、縦割りの中で、本当はこうしたいけれども、ここはどうかといろいろあると思うのです。それを調整するのが市長、そしてまた全庁会議があると思いますので、それについてお伺いいたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

学校施設は子どもたちの学習生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たすことから、避難所を強化し、耐災害性の向上を図ることが求められております。今回の交付金により整備した体育館の空調設備は、災害時のみならず、通常の教育活動においても使用が可能であるため、教育委員会との緊密な協力体制の下で進めていく必要があります。一方で、多額の財政負担の課題もございますので、教育委員会と防災担当部署が緊密に連携し、情報共有を行い、導入に向けて取り組んでまいります。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今、宜保安孝議員ご指摘のとおり、バランスを取るのは大事で、もちろんその役割は担っていきたいと思いますし、災害に備えること、それから教育環境を整えること、これはどれも重要なことでありますので、しかしながら、総務部長の答弁にもあったとおり、多額の費用を用意しなければいけないこともあります。ですが、この交付金の活用については、後ろが決まった期限があるので、慎重かつ早急にスピード感を持って、今後豊見城市内全体をどう網羅すべきかということも役割として果たしていけるように、これから取り組んでまいりたいと思っております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

続きまして、(2)本市における英語教育の現状と成果について。

文部科学省は全国的に「英語教育の強化」を掲げており、豊見城市においても子どもたちの将来を見据え、より実践的な英語力を養成するための教育環境整備が求められていると考え、以下を伺います。

①現状と成果について。

(ア)小中学校での英語教育の内容について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

英語教育を通したグローバル人材の育成に関しましては、徳元市長、赤嶺教育長とともに、推進の立場で今、積極的な施策展開をしております。小中学校での英語教育の内容につきましては、小学校におきましては、3・4年生において外国語活動、5・6年生におきましては、教科としての英語を実施しております。児童が英語に親しみ意欲的に学習に

取り組めるよう、市内全ての小学校に英語が堪能な日本人英語補助員、JTEを1名ずつ配置いたしまして、授業支援を通じて英語教育の充実に努めております。一方、中学校におきましては、原則として英語による授業を基本とし、聞く、話す、読む、書くの4技能をバランスよく育成する授業を展開しております。加えて市内全中学校に英語を母国語とする外国人英語補助員ALTを1名ずつ配置いたしまして、実際の英語によるコミュニケーション能力の育成に力を入れております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

再質問ですが、豊見城市独自の取組についてお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市独自の取組といたしまして、アメリカンスクールとの交流や、台湾、香港の児童・生徒との国際交流を推進しており、異文化理解の促進と国際感覚の醸成を図ってきております。また令和6年度から市内在住の中学生を対象に英語検定補助事業を実施しており、年々受検者が増加し、英語学習への意欲が高まっていると捉えております。夏季休業期間には、中学生を対象とした2日間のイングリッシュサマースクールを継続して実施しているほか、今年度からは新たに小学生を対象としたサマースクールも開始いたしました。加えて新規事業といたしまして、アミーカスインターナショナルが主催するサマーキャンプ、これは英語のイマーシブに取り組むというところで、そういう事業を本市児童・生徒の参加支援を行って、より実践的な英語体験の機会、特にアウトプットの機会を提供するということで、集中的に取り組んでおります。さらに教育委員会では、英語教育の質的向上

を図るため、中学校英語科教員、小学校外国語担当教員、外国人及び日本人英語補助員を対象とした研修を継続的に実施しております。研修では専門講師による講義や公開授業を通じて、指導力の向上と授業改善に努めております。また赤嶺教育長もこの講師の中に加わって講義もしているということで、陣頭に立って資質向上にも努めております。今後とも児童・生徒の英語力向上と国際的視野の育成に向け、英語教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

(イ)小・中学生それぞれの学年において過去3年間で英語検定3級を取得した児童・生徒数の推移について、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小中学生それぞれの学年におきまして、過去3年間で英語検定3級を取得した児童・生徒数の推移につきましては、小学生につきましては、教育委員会で把握していないため、把握している中学生の英語検定3級の取得状況について報告いたします。令和5年度、令和6年度、そして令和7年度についての現時点での状況は、令和5年度は1年生5名、2年生45名、3年生86名、合計136名となっております。令和6年度は1年生10名、2年生64名、3年生127名、合計201名となっております。令和7年度につきましては、5月の第1回検定終了時点で1年生が0名、2年生が20名、3年生が64名、合計84名が取得しております、今後さらに9月の検定が予定されておりますので、その中で数字の積み増しができるものと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。本当に赤嶺教育長が就任された後、また徳元市政におきましても、英語検定に力を入れて、補助金を出して、今まで自己負担だったのが1回までは市のほうで負担をするということで、右肩上がりに合格者数が上がっている。今後もそれが続く限り、いい影響があると思います。

そういう中で、(ウ)現在の取り組みをどう評価しているか。今後の強化策についてということは、これまでほかの議員も含めて、また私のほうでもある程度、一定納得いく答弁をいただきましたので、ほかの質問のことを考えてちょっと飛ばしたいと思います。

続きまして、②ALT教師の配置と課題について。

(ア)欧米・アジアから招聘している教師数(国別内訳)について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ALTの任用、外国人の英語教師の任用配置につきましては、欧米・アジアに限らず、様々な国々の出身者を任用しております。令和7年4月1日現在、任用しているALTを国別で申し上げますと、ジャマイカ1名、エチオピア1名、南アフリカ共和国1名、ニュージーランド1名、合計4名で市内の中学校に各1名ずつ配置しております。

○(9番) 宜保安孝議員 一再質問一

(イ)です。すみません、これは本市ではありません。他市町村でそういうことがあるということを聞いて、途中で帰国や辞職する教師がいるのかどうか、どのような具体策が講じられているのか伺いましたと聞きましたが、本市においてはそういう事例がなく、安定的に先生方が頑張っているということですので、こちらも飛ばしたいと思います。

(エ)に飛びます。(エ)教師の指導技術力に関するチェックや研修は行っているのか。現場任せになっていないか、その実態をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ALTの指導技術力に関するチェックや、研修は行っているかということにつきましてですが、まずALTの評価につきましては、他の会計年度任用職員と同様に人事評価を毎年実施しております。また研修につきましては、市主催の英語教員向けの研修会や授業研究会の参加を促しているほか、市内ALTの連絡会を適宜開催し、情報交換やワークショップを通じて、指導力の向上を図っております。今後もALTが教育現場で、より効果的に活用できるよう研修機会の充実に努めてまいります。

○(9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。今、各中学校に1人ずつとありますが、予算さえあれば、あと1人ずつだったりとか、逆に小学校にということもあるってもいいかと思いますが、1人当たりの給与面を考えても莫大なお金になると思います。そういう中で、今後また情報提供したいと思いますが、国の補助金を活用して、1人当たり約90万円程度、講師を派遣できる事業がありますので、その辺も少し研究しながら、また情報交換できればと思っておりますので、もしそれができるのであれば1人分の給与で2人、3人ということができるのです。完全に充実もできますし、夏休み期間中は先生方が保育園とかに出向いて、子どもたちと一緒に遊べるとか、そういうことも今フィリピンであったり、インドネシアだったり、国との連携協定が必要になるのですが、

その辺もまた情報提供していきますので、よろしくお願いします。

続きまして、(3)不登校児童・生徒対策について。

不登校児童・生徒とは年間30日を超えて欠席した場合に該当するとされています。本市の現状について以下を伺います。

①不登校児童・生徒の現状について。

(ア)市内小学校ごとの直近の最新データについて伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市内小学校の過去3年間の不登校児童数につきましては、令和4年度87名、令和5年度133名、令和6年度140名となっております。令和6年度と令和7年度の7月末時点を比較いたしますと、令和6年7月末時点では42名、令和7年7月末時点では41名となっております。小学校におきましては、今年度より校内支援教室を設置したことにより、学校に来ることができても教室にはなかなか入れていなかった児童の対応や、登校支援員と連携し、学校に足が向かない児童の対応が可能となってきたのではないかと思います。少しずつでありますが、取り組みの成果が見られているものと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

(イ)市内中学校ごとの直近の最新データについて伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市内中学校の過去3年間の不登校生徒数につきましては、令和4年度152名、令和5年度207名、令和6年度185名となっております。令和6年と令和7年の7月末時点を比較いたしますと、令和6年の7月末時点では79名、

令和7年の7月末時点では76名となっております。中学校におきましては、校内自立支援室を中心に、集団が苦手で教室になかなか入れない生徒や学校に足が向かない生徒を受入れ、多様な学びに対応できる教室環境をつくり個別に対応しております。学校のきめ細やかで、継続した取組があり、7月末時点において新規の不登校児童・生徒の数は前年度6名に対し、今年度は3名と一定程度の成果が出ているものと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

不登校の背景について伺うということになりますが、数値等につきましては、昔とは変わってきてているようで、情緒不安定が40%、遊びや非行が9%、10年前、20年前とは逆転している状況があると思います。またその他に關しても登校しづらや、体調不良、不安などが挙げられているということで、そういうことも背景に挙げて、②であります。

②宜野湾市での新しい取り組みと豊見城市での可能性について。

(ア)宜野湾市では、保健室登校児への学習支援や学習塾とのタイアップ、カウンセラー協力のもと基礎学力補習から高校受験対策まで行う包括的事業が開始されております。豊見城市においても参考にして学習支援事業を検討すべきではないか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これまでにも述べました不登校対策と合わせて、11月からは業者に委託をいたしまして、豊見城市学力強化支援事業、受験対策講座も開始することとなっております。議員ご提案の宜野湾市が実施している学習支援事業につきましては、その取り組みの効果やメリット、デメリットを注視しながら、今後の本市の学

習支援の在り方について調査、研究を進めてまいりたいと思います。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問—

びっくりしたのが、今、高校受験、私たちのときはクラスで高校受験をしない、学校に行かないという子どもは2、3名でした。今79%の子どもしか県立学校に行かない。では21%は高校に行かないかといったらそうではなくて、21%の子どもが通信制の学校に行かれています。結局、不登校児の受け皿がそこに行ってしまって、結局高校生になっても外に出られずに家の中で授業を受けているという現状があるのです。それをぜひ予算をつけて、外に出て、環境を変えれば、その子どもたちも、中学校はやはり少し行きづらいというのがあっても、ちょっと離れた地域に行ったりすると生き生きする子どもも出てくるのです。そういうことも含めて、来年度からの実施も可能と考えるが、教育長の見解を伺います。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

今年度より不登校対策で市内小中学校にサポートルームを設置しています。委員会のほうには不登校担当指導主事の配置と保護者の対応の事業が始まっています。その取組を充実させたいと思っておりましたので、宜野湾市は追ってまた研究していきたいと思います。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問—

また鋭意検討をよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。傍聴席の皆様、ありがとうございました。

—— 通告番号17（14番）瀬長 宏議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長宏議員の質問を許します。

○（14番）瀬長 宏議員 一登壇—

多分時間が足りないと思いますので、すぐ質問に入ります。

(1) 立体駐車場整備についてです。

これについては情報公開請求を8月12日に行いました。本来であれば14日以内に開示するというのが規定ですが、それからすると8月27日頃には、情報公開されるものと期待しておりましたが、延長されて9月10日になりましたが、今回の一般質問に間に合うと喜んでいましたが、さらに延長されて9月24日以降にしか情報公開できないとなりました。不十分な内容で質問をすることになりますが、①1階の外食産業店舗（マクドナルド）整備が緊急防災・減災事業債の対象事業にならなかつた理由をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

令和7年第2回市議会定例会において、瀬長恒雄議員の一般質問で答弁しましたが、本市が地方債を発行する場合、県知事の協議を要するため、地方財政法や地方債同意基準、地方債同意等基準運用要綱に基づき、県と協議を行っております。本件に係る県と一次分の起債協議におきましては、臨時的な救援物資の集積拠点の機能を有する施設として説明を行い、令和6年9月30日に起債の同意を得たものであります。地方債同意等基準運用要綱では、防災・減災のために必要な施設の整備の一例として、災害時に災害対策拠点となる公用施設における災害応急対策に係る施設として定められており、地方財政法及び地方債の同意等基準運用要綱を踏まえ、災害時の炊き出し拠点を有する施設も公用施設における災害応急対策に係る施設整備と理解し、緊

緊急防災・減災事業債の対象となるものと認識したところであります。その後、県と二次の起債協議におきまして、新たに追加した炊き出し機能を有する場所は、平時はテナントが利用する計画として協議しておりましたが、県から公用施設は目的外利用を当初から想定して整備する場合は、その施設に係る費用は緊急防災・減災事業債の対象にならないとの見解が示されたことから、緊急防災減災事業債の対象経費から除くことになりました。

○(14番)瀬長宏議員一再質問一

結局は公用施設ではないということで、県にも聞いたのですが、対象外になったと県も説明しておりました。お伺いしますが、緊急防災・減災事業債、これは傍聴されている皆さんに分かりやすく補助制度とご理解していただきたい。緊急防災・減災事業債の対象にならないマクドナルドの施設整備費は幾らかお伺いします。

○議長外間剛

休憩いたします。

休憩（10時47分）

再開（10時48分）

○議長外間剛

再開いたします。

○総務部長内原英洋

お答えします。

まず、テナント部分につきましては、県との協議の中で、面積あん分で起債協議をするということで、起債を受けることになりました。テナント部分につきましては、12.33%となっており、今後は起債対象外経費と整理されております。金額にしましては、3億3,695万9,000円となります。

○(14番)瀬長宏議員一再質問一

マクドナルドを利用する方々の駐車スペー

スというのは何台と考えていますか。

○議長外間剛

休憩いたします。

休憩（10時49分）

再開（10時51分）

○議長外間剛

再開いたします。

○総務部長内原英洋

お答えします。

1階の部分につきましては2台、防災型立体駐車場の部分については11台を予定しております。

○(14番)瀬長宏議員一再質問一

その部分については、当然緊急防災・減災事業債の対象外だと思いますが、どうでしょうか。

○総務部長内原英洋

はい、対象外となっております。

○(14番)瀬長宏議員一再質問一

時間がありませんので、③に行きます。③立体駐車場整備費の起債対象となる部分について、お伺いします。

○総務部長内原英洋

お答えします。

県と起債協議した防災型立体駐車場に係る緊急防災・減災事業債の対象経費は、解体工事、調査・設計業務、建設工事となります。令和6年度の県との起債協議において、緊急防災・減災事業債の対象経費について、延べ床面積の面積比あん分して算出することに決まりました。事業が完了していないことから、確定したものではないということを前提としまして、全体の延べ床面積9,855.82平方メートルのうち、1階のテナント専用部分と2階の駐車場の一部を合わせて、1,215平方メートル、約12.33%が起債対象外経費と整

理されております。起債対象経費は約87.67%となります。令和6年度から令和8年度までの起債契約書では、総事業費27億9,100万円に対し、24億5,704万1,000円が起債対象額として試算しております。

○(14番)瀬長宏議員一再質問一

総務省の緊急防災・減災事業債への補助対象についていろいろ調べてくると、擁壁、外構工事、排水路、そういうものまで対象になるかとても疑問で、その辺は県とどういう協議をしたのでしょうか。

○議長外間剛

休憩いたします。

休憩 (10時53分)

再開 (10時53分)

○議長外間剛

再開いたします。

○総務部長内原英洋

お答えします。

擁壁や外構工事などについても緊急防災・減災事業債の対象となります。

○(14番)瀬長宏議員一再質問一

実は総務省としては、緊急防災・減災事業債の対象には駐車場は除いていたのですが、内閣府が津波避難ビル等に係るガイドラインの見直しを行って、津波避難ビルの事例集に自走式駐車場を明記したこと、総務省も対応を一部変更して、緊急防災減災事業債の対象施設がほかの施設と複合化している場合は、施設全体ではなく、対象施設部分の整備費に限り、緊急防災減災事業債の対象にすると変更しています。それではお伺いしますが、市の職員、あるいは役所利用者及びそれ以外の利用者の台数について、何台を想定しているのでしょうか。

○議長外間剛

休憩いたします。

休憩 (10時55分)

再開 (10時56分)

○議長外間剛

再開いたします。

○総務部長内原英洋

お答えします。

先ほどのマクドナルドが利用する部分を除きますと、350台を見込んでおります。

○(14番)瀬長宏議員一再質問一

実は私は赤嶺政賢衆議院議員の事務所を通じて、総務省にまた問合せをしました。市の立体駐車場整備のどの範囲まで緊急防災・減災事業債の対象になるのか、それに対して回答としては、いわゆる自走式立体駐車場については、津波避難タワー等として整備した部分で、津波からの避難に必要な避難スペースや経路について、合理的な方法に基づき算出した部分に係る経費のみ緊急防災・減災事業債の対象になるという回答がきました。ここで津波避難タワーと皆さん申請しているのか、これは津波避難タワーとして整備した部分と総務省が答えていますが、この場所は津波避難タワーにはなり得ません。津波のときに浸水の危険の可能性がある部分に造る避難ビル、避難タワーが津波避難タワーという定義がありますので、そういうことからすると、津波避難タワーではないし、ここからすると、いわば駐車場全てが緊急防災・減災事業債対象にはなりませんと。細部については、これから県と協議するにしても工事の契約をする場合、県とある程度の共通認識を持って、起債対象範囲を掴んで契約すべきと考えますが、駐車場何台分を起債対象に考えているのか。というのは、職員が使う部分は、公用施設として認められるのか。あるいは皆さんは議会

で80台ぐらいはJA関係も定期使用の答弁をしておりますが、役所を利用する方が使う部分については、公用施設として認められるにしても、役所を利用しない皆さんのお利用スペースについても緊急防災・減災事業債の対象になるのか、お伺いします。

○議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時59分)

再 開 (10時59分)

○議長 外間 剛

再開いたします。

○総務部長 内原英洋

お答えします。

この防災型立体駐車場につきましては、おっしゃったように、前回、平時と緊急時、災害時の扱い方は違うとお答えしていることについては、瀬長宏議員もご理解していると思います。緊急時や災害時においては、この立体型駐車場につきましては、応援職員の駐車場、避難者の車上避難、あと臨時の救援物資の集積場所、拠点として、また平時につきましては、庁舎の駐車場として起債申請の中で協議を行っております。

○市長 徳元次人

誤解のないように説明をさせていただきたいと思いますが、そもそもこの場所については、民間提案制度で、豊見城市にどう寄与できるかということを募集させていただきました。そうすると3社公募がありまして、その中から我々が資するであろう1社を決めて、そこからスタートした話であったのです。その中身が災害時には緊急避難場所としても使えるであろうというところから始まりました。その中から通常この場所にあった、この中心市街地にもともと課題であった駐車場不足。

最近は私、企業から聞いたのですが、駐車場がないからここから出ざるを得ないという企業もおりました。そういう部分からスタートした話であって、でもやはり公共施設、公用施設として使う部分で多額の費用がどうしても発生します。そのときに議会からありがたいことに、にぎわい施設を創出してくれないかということもありまして、それを受けたからこそ、実はこのマネタイズの部分なのですが、費用対収支でいくと、通常緊急防災・減災事業債でありますから、国に対して借金を起こして行う事業、27億円程度ありますが、実は毎年1,700万円ほどの収支で、払うお金を払った後に我々が得られる収支を計算すると、年間1,700万円得るわけであります。1,700万円を得て、この払った後にです。豊見城市は毎年1,700万円、それが17年目になると全てが返済し終わって、そこから収益になります。31年目からは全体的に2億4,400万円がこの建物から得られる収益になるわけです。それは最終的に、いや、これは絶対説明しないといけないと思います。なぜやるかということですが、最終的に瀬長宏議員がおっしゃっていることは、この収益を生む施設になる。しかも災害時に命を守る施設になる。それをどうやったら与党議員の皆さんのように、マクドナルドを入れたほうが収益になるだろうという提案を本来すべきであって、できないこととか、足を引っ張るようにしか動いていないので、今、誤解のないように私は答弁をさせていただいています。ということを含めて、今言ったように、しっかりと我々も根拠を持って、このように提案をさせていただきますので、ぜひこれから先は協力体制を構築していただければありがたいと思います。以上でございます。

○ 総務部長 内原英洋

答弁漏れがありましたので、説明したいと思います。

この緊急防災型立体駐車場におきましては、令和6年度におきましても、県と協議を行い、県は国と協議を行って、起債の同意を得ています。令和7年度におきましても、先月末に県のほうから起債の同意をもらっておりまます。先ほど瀬長宏議員は起債の協議の話をされていましたので、県からしっかりと私たちは同意を得ておりますので、この事業については進めていきたいと考えております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時04分)

再 開 (11時07分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

聞いていていることに答えないで、いろいろと人の時間を奪うような答弁をしていますが、要するに公用施設が起債対象になるというのは、総務省の明確な基準です。そうした場合には、JAのスーパーを利用する皆さんがあるスペースも公用施設になり得るのかといつたらなり得ません。一つは、役所の職員が使うスペースが公用施設に該当するのか、そこは意見が分かれるところです。それははつきりした答えが出ていません。公用施設というのは、行政の業務を行うために必要な施設ということで定義がありますので、それに80台余りが起債対象にならないというのがあり得るので、そこは引き続き厳しくチェックをしていきたいと思います。

(2) ハラスメントに関するアンケート調査について。

令和4年2月に行われた第三者委員会のアンケート調査では、469名が回答していますが、今回は、①回答数が262名（33%）と少な過ぎる原因をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

議員がおっしゃる回答数が少な過ぎる件につきましては、ご指摘のとおり、低い数字になったと認識しており、真摯に受け止めております。回答率が低かった要因について分析をしておりますが、ハラスメントは自分とは関係ないと考える職員が一定数存在し、関心が低かった可能性もあります。またアンケートを実施する意義が十分に伝わっていなかった可能性やハラスメントに対する心理的な抵抗感があった可能性、アンケート回答に割く時間が十分でなかった可能性があったのではないかと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

第三者委員会のアンケート調査から大きく改善したと6月定例会で部長答弁しておりますが、何が大きく改善したのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時09分)

再 開 (11時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

前回のアンケートと比較しての話だと思いますので、今回ハラスメントを自身が受けたことがあると回答した件数が大きく減少しており、回答数を母数とした比較では、31%減少しております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

回答が前回より半分近く少なくて、それで比較ができること自体が私は大変懸念しますが、もう一つは、ハラスメントを受けたことも、見たり、相談を受けたこともない回答が最も多いとなっておりますが、なぜ結果表を、何名が回答したという数値を示さなかったのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時11分)

再 開 (11時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今回のアンケートは、市のこれまでの取組の実績、効果検証と改善点を把握するためのものであり、個別具体的な事案を調査するものではありません。またアンケートの性質上、回答の中には厚生労働省が定めるパワーハラスメントの3要件に合致しない事案や、その判断が難しい事案もハラスメントに該当すると認識され、回答されているケースも少なからず含まれております。そのためアンケートで得られた件数をそのままハラスメント件数として公表することは、正確性や実態との乖離が生じる可能性があり、誤解を与えるおそれがあると認識しております。市では、今年度より対面によるハラスメント研修を実施し、職員等の教育の機会の充実に努めております。正しい認識の下、ハラスメントを絶対にしない、させない、安心して働く職場環境を整備するために取り組んでいます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これは議会及び市民が見て、評価できるも

のにはなっておりません。そういう数値を入れないというのは、大変不誠実な結果報告になっておりますが、外部相談窓口の認知度が低いとなっておりますが、その原因をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時12分)

再 開 (11時12分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

令和6年度より外部窓口相談を設置しております。その辺の認知度が低いというのが今回のアンケートで確認できましたので、それについては今後しっかり周知に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

②ハラスメントを受けた、見た、相談を受けたと回答した方に、誰からハラスメントを受けたのか、行為を行った役職を調査しなかった理由について、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

ハラスメントの行為を行った役職を調査しなかった理由につきましては、今回のアンケート調査は、厚生労働省が示すハラスメント対策取組実施後の効果把握アンケート、事後調査のひな型を参考に令和4年2月の第三者委員会の報告における提言を踏まえ、市がこれまで実施してきたハラスメントに関する取組に対する効果を確認するとともに、必要な改善を行うために実施したものであり、個別の事案について調査するものではなかったことから、ハラスメントの有無についてのみ

調査を行ったところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

3年前、市のハラスメントのアンケート調査、これを第三者委員会がやったときには、市長、副市長、教育長などからハラスメントを受けたと回答した方が90名いました。部長から受けたが17名、課長から48名が受けた。議員から19名がハラスメントを受けたと回答があった。要するに行為を行った役職を今回の設問に入れなかった。こういうアンケート調査には、いわば市の職員が期待しない。こういう懸念でもってアンケートの回答数が激減した。要するに半分近くにまでアンケートに回答する人が少なくなった。このことでアンケート結果から見えてくる課題というのは、皆さんはどう見ていらっしゃいますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時15分)

再 開 (11時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今回のアンケート調査は、第三者委員会が実施したアンケート調査とは性質が異なるもので、前回のアンケート調査が実態把握に主眼を置いたものに対し、今回は当初より説明しているとおり、前回のアンケート調査以降の本市の取組に対する理解度と評価であります。前回のアンケート以降、ハラスメント研修を実施するとともに、防止規程の改正、分かりやすいフロー図の作成、さらには補助機関としてハラスメント調査委員会の設置、外部相談窓口の開設などと、多岐にわたっております。その認識と評価のため、アンケート

調査がありますので、ハラスメントの件数を公表せずとも、アンケートの調査の目的は達成できているものと認識しています。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

誰からハラスメントを受けたのかというアンケートになっていない。これについては、職員にとっては何の改善にもならないだろうと。期待しない皆さんのが回答を控えたと私は懸念しております。

③職員のハラスメント防止等に関する規程第3条(2)問題が生じたとき、所属長は迅速かつ適切に対応するとともに、再発防止に向けて職員の意識啓発その他の必要な措置を講じること。これは私は2月定例会、このアンケートが実施される前に、こういう設問を入れてくれと要求しましたが、それは要するに規程に対応が十分なのか、不十分なのか、職員はどう見ているのか、そういう設問をしなかった理由をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

ハラスメント防止等に関する規程第3条において、所属長の責務に関する設問がなかつた理由につきましては、先ほどの答弁がありましたとおり、今回のアンケート調査が市のハラスメントの取組に対する効果の確認、必要な改善を行うためのものであり、個別の事案について調査を目的としたアンケート調査でないため、議員ご質問の所属長の対応に関する設問の用意はしておりませんでした。なお、個別の規定の遵守状況の把握につきましては、より踏み込んだヒアリングなど、別の手段で対応する必要があると認識しております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

私たちが指摘されることをおそれて、そう

いう設問を入れなかつたと。今回令和6年度より新たに設置した外部相談窓口に対する認知度が低いという確認ができた。あるいは研修受講対象者の拡充について、今後検討する必要がある。あるいは市のハラスメントに関する取り組みについて分からぬという回答が最も多かった。このアンケート結果からして、課題として今後どう取り組むのか、私は再度アンケートを取るべきだと思います。糸満市などはしっかりと数字を示して、そして特別職、市長、副市長、教育長から16名がハラスメントを受けた。あるいは議員から14名がハラスメントを受けたというアンケート結果を公表しています。豊見城市は数値、何人が答えたということも公表しないし、こういう特別職、議員などのハラスメントを受けたかどうかも全く調査しない。そういうことでは、前回3年前にやったアンケートと比較対象が全くできないアンケート結果になっていますので、再度アンケートを取り直すということを求めたいと思います。糸満市であれば、回答率が57%でした。第三者委員会、前回3年前にやった豊見城市でも57%、今回は30%台、とても回答者が少ないという点でいうと、実態把握のために皆さんはアンケートを取ると。職場環境の実態環境をつかむ目的からすると、全くそういう結果にはなつていないので、アンケートを再度やり直すことを求めて、次の質問に移ります。

(3) 教職員の働き方改革について。

①昨年策定された業務改善計画において、月の時間外勤務80時間以上をゼロにする取組みについてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市教育委員会におきましては、令和2年

度策定の豊見城市学校現場の業務改善計画を令和6年度に改定いたしまして、引き続き働き方改革を進めております。学校閉庁日やりフレッシュウィークの設定、土日、祝日については、部活動の練習場所を除き、全終日閉庁すること。留守番電話の整備・運用、登校時間の設定、試験的な春休み延長を行っております。また小中学校に各種支援員を配置し、また中学校におきましては、部活動指導員の配置をしまして、授業の準備や部活動、クラブ活動の業務等の分担をすることにより、業務負担を軽減させる取組を行いまして、教職員の在校時間の減少に努めております。その他労働安全衛生管理体制の整備、充実、産業医等による支援相談活動と、メンタルヘルス対策の充実により、健康的に業務に従事できるよう支援し、休職の未然防止に努めております。また50名以上の大きな学校につきましては、産業医の配置をしまして、できるだけ教職員の皆さんのが働きやすい環境づくりに努めています。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

聞いているのは、80時間以上の解消についてどうなっていますかと聞いています。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今述べました施策を展開しながら進めておりますが、それをゼロにできたかという質問でございますが、その辺については今、令和5年度と比較して令和6年度は小中学校ともに減少しておりますが、解消には至っていないという状況にございます。そのような状況を踏まながら、さらに歩を進めてまいりたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

業務改善計画の中でいうと、45時間以上が

中学校で43%いますと。これについてはその計画を作る前に、文部科学省は2020年4月に指針を出しまして、それは給与特別措置法の改正に伴って、そしてこうあるべきだと。その中では超勤4項目以外の業務を行う時間も含め、超勤4項目というのは、生徒の実習、あるいは学校行事、職員会議、災害時の必要な業務、それには残業命令が出せる。だけどそれ以外は残業命令は出せないとなっていて、そういう4項目以外の教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することができる時間を在校等時間として勤務時間の上限を45時間以内と、2020年1月には指針を出しました。それからすると45時間以上が中学校で43.5%、そこはある程度解消できているのか、そこはどうですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

全て解消しているというところには至っておりませんが、徐々にその時間については減ってきていると考えております。ただ中学校に関しましては、部活動の指導やその他の要因がありまして、なかなかそこの劇的な減少というところまでは至っていない状況であります。今後、現在部活動指導員等の配置、また先生方の負担軽減も含めて取り組んでおりますが、そのさらに踏み込んだ施策につきましては、財政的な大きな負担も伴うことから、そこはその状況も踏まえながら、今年度さらに改革に向けた取組の話合いを持つ場を設けながら、どのような形で進められるか、積極的な促しをしていきたいと思います。また県教員におきましても働き方改革で教育事務所単位に推進会議を開いて、本腰を入れて取り組むということになっておりますので、その辺の知見を得ながら、進めてまいりたい

と考えております。

○ (14番) 濱長 宏議員 一再質問一

2020年4月に出された文部科学省の指針の中では、持ち帰り業務についてもきちんとした指針が出されております。業務の持ち帰りは行わないことが原則。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるという方針が出されております。豊見城市は学校は夜8時になると、先生方は出ないといけない。機械警備のために、ほかの学校と違って、9時、10時まで学校で業務、仕事ができるところと違って、豊見城市は8時になると学校を出ないといけない。そういう中で、持ち帰りについて、皆さんとしてはどうカウントしていこうとしているのか、そこはどうですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

議員ご指摘のとおり、持ち帰りというのは原則ないほうが好ましいということになっております。そのために取組を進めるということで、各種の取組を進めておりますが、ただ一方では、先生方はいろいろな事情があって、持ち帰りをして落ち着いて教材研究をしたい。また作業に取り組みたいという要望も寄せられていて、なぜそういうことを申し上げているかというと、今、校務支援システム、その他のネットワーク環境の見直しを進めるということで、いろいろな意見を伺っておりますが、やはり自宅からシステムにネットワークを通してアクセスできるような仕組みを整えてほしいという声も上がっておりまます。そういう声もありますので、教育現場の先生方の意見も拝聴しながら、現状として、今、勤務時間内に教材研究を含めたその他の活動に時

間を取ることが難しい現状もございます。そういうことも踏まえながら、そのバランスを見ながら把握しながら、教育現場がより働きやすい環境になるように取組を進めてまいりたいと考えています。

○ (14番) 濱長 宏議員 一再質問一

②教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今年度学校教職員の給与特別措置法改正法が成立いたしまして、令和8年に施行されることに伴いまして、市町村教育委員会におきましては、長時間労働解消と健康管理の促進に向けた業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表が義務づけとなりました。今年度9月頃、国より計画のひな型が示されることになっておりますので、そのひな型を参照しながら、年度末には策定し、公表ということを考えております。先ほど来答弁していますとおり、先生方との意見交換もその間に計画策定の間を挟みながら、意見を伺いながら、反映していきたいと考えております。また令和8年度の制定以降、毎年度実施計画の実施状況の公表、また市長、教育長、教育委員で構成されます総合教育会議におきましても、その議題として報告をしていくということになっておりますので、そういう仕組みづくりも含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (14番) 濱長 宏議員 一再質問一

今給与特別措置法の話でしたけれども、これが制定されたのは1971年頃、そのときには1か月先生方の残業時間は8時間ぐらいとみられていて、それで4%台、私たちPTA活動をしていて馴染み深い言葉として調整額、

これは4%を今後6年かけて10%まで引き上げるという話ですが、それよりも先生方が望んでいるのは、職場にもっと教職員を増やしてほしい。業務を軽減してほしい。実は教師の離職率、せっかく学校の先生になったけれども、辞めてしまう。それは10年前に比べたら今現在1.8倍に増えています。特に若い先生方の離職率は10年前に比べて3.8倍増えている。そのしわ寄せが子どもたちに向いている。不登校が過去最高の34万人を超えたと。こういう学校現場の実態からすると、今回の目的としては、給与特別措置法の改定の附則の中に、時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減するために、職員1人当たりの担当する授業時間を削減する。もう1つは、教員定数の改定と指針で示されている計画策定に現場の教職員の参加を求めるというのが課題として一つあって、教育委員会と校長だけでつくるのではなくて、現場の先生方も入れて実施計画の策定には、ぜひとも先生方の参加も得て、策定に向けていただきたい。令和6年度の児童・生徒の自殺数は527名、いじめの件数とかもあると思いますが、そういう学校現場の大変な状況の中で、先生方の意見も反映した形での計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。

あと(4)我那覇後原について。

①議会において、那覇市への編入を求める陳情が全会一致で採択されたことに対し、那覇市、区画整理組合とどのような協議が行ったのか、お伺いします。

○ 総務部参事監(企画部参事監兼務) 奥濱真一

お答えします。

令和4年第4回豊見城市議会定例会において採択されました陳情第17号につきましては、

本市ではこれまで当該陳情の内容を踏まえながら、沖縄県、那霸市、那霸市宇栄原南土地区画整理組合と連携し、那霸市宇栄原南土地区画整理事業の円滑な推進に向けた協議を適宜進めてまいりました。なお、区画整理事業における境界変更につきましては、令和元年度に那霸市との変更案の合意に至っており、この内容を受けて、本市からも事業の施工者である組合と連携しながら、事業の早期完了に向けた協議を実施してきました。今後も那霸市とも協力しながら、那霸市宇栄原南土地区画整理事業の円滑な完了に向け、積極的に取り組んでまいります。

○ (14番) 濱長 宏議員 一再質問一

(5) 側溝の蓋について。

①子どもたちの足が入ってしまうほどに大きくなった側溝の蓋の穴が見受けられます。近くで女性の方が穴に足が入ってしまって、けがをしたというのがあって、調べてみたら大分側溝の蓋の穴が大きくなっているところがあります。市内でどれくらいあるか把握しているか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の側溝の蓋の破損について、全てを把握することはできておりませんが、職員による日頃のパトロールや現場作業員による目視確認、市民等の道路利用者からの通報を受け、現場を確認して緊急性が高い場合は早急に対応措置を行っております。道路の維持管理におきましては、側溝蓋の修繕、路面の穴や段差、ガードレールやカーブミラーなど、安全施設の破損、路面や側溝の清掃、倒木や除草依頼、不法投棄など、様々な内容に対応している状況であります。道路の不具合につきましては、今後も現場を確認して、緊

急性が高い場合は早急に対応してまいりたいと考えております。

○ (14番) 濱長 宏議員 一再質問一

我那霸、名嘉地、平和台の写真を撮って道路課に写真を提供して、こういうふうに危険な場所が何箇所もありますと言って、そうしたら必要なところは早急に木を挟んで足が入り込まないように緊急対応もしていただきました。今、経済建設部長の答弁で、必要に応じて対応はきちんとやりますということなので、できるだけ事故につながらないように早急に対応することを求めて、質問を終わりたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憇 (11時36分)

再 開 (11時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号18 (16番) 伊敷光寿議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、伊敷光寿議員の質問を許します。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一登壇一

本日一般質問を始めさせていただきます。豊寿大学の皆様が時間の都合もあり退席をされております。少し寂しい気持ちではありますが、気持ちを切り替えて質問をさせていただきたいと思います。会派糸和会の伊敷光寿です。通告の6項目、質問を行いますので、答弁をよろしくお願ひいたします。始める前に、質問の順番を入れ替えます。(2)から始めて、(6)まで行い、最後に(1)を質問します。それでは、これより質問を行います。

(2) 道路行政について。

車社会の今日、道路は市民が日常生活を送る上で移動など生活道路となり、また人が行

き来る命の道でもあります。それゆえに、安心安全な環境整備が求められ、市民皆様からの切実な要望も多くある中でございます。迅速な対応を求めて、質問を行います。

①市道28号線（字平良）は道幅が狭く、対向車との接触や通学時、子どもたちを心配する声が寄せられています。改善の必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道28号線は、市道27号線と旧県道7号線を結ぶ延長約500メートルの道路であります。当該道路におきましては、地域の生活道路として利用されているほか、特に朝の通勤・通学時間帯には那覇方面及び那覇空港自動車道へ向かう車両の抜け道として利用されておりますが、道路幅員が狭く歩道もないため、歩行者や道路利用者へご不便をおかけしていることから、「スピード落とせ」や「飛び出し注意」などの電柱幕による注意喚起のほか、路上駐車抑制のためのラバーポールの設置を行っております。今回現地確認を行ったところ、電柱幕の経年により文字が薄れているものが複数枚確認されたことから、順次取り換えなどの対応を行ってまいります。現時点におきましては当該道路の拡幅整備等の予定はないことから、引き続き周知看板等による注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

私も現場を確認し、電柱幕の交換が今現在されているところです。しかし、既存のやり方ではなくて、抜本的な改善をする必要があると考えます。拡幅整備、またはカラー舗装などの通行区分の明確化や注意帯の設置をす

るべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

現在実施しております電柱幕による注意喚起と併せて、グリーンベルトによる通行帯の明確化につきましても検討してまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

こちらの道路は、相談をいただいた方からは、長年不安を感じており、改善を強く求めていました。引き続き対応をよろしくお願ひいたします。

②市道77号線（字平良）は県道7号線への抜け道として利用者が多く、道幅が狭い中での対向車との接触など不安の声が寄せられています。改善の必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の箇所につきましては、地域の生活道路として利用されているほか、特に朝の通勤・通学時間帯には市道215号線を通じて那覇方面へ向かう車両の抜け道として利用されておりますが、道路幅員が狭く歩道もないため、歩行者や道路利用者へご不便をおかけしていることから、「スピード落とせ」や「徐行」の電柱幕による注意喚起を行っております。今回現地確認を行ったところ、電柱幕の経年により文字が薄れているものが複数枚確認されております。順次取り換えなどの対応を行ってまいりたいと考えております。現時点におきまして当該道路の拡幅整備等の予定はないことから、引き続き周知し、看板等による注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

こちらも公民館の前の道路であります。引き続き地域の皆様と意見交換していただきながら、安全対策を図るよう要望しまして、次の項目に移ります。

(3) 公営住宅について。

毎年生活困窮者をはじめ、高齢の方や体の不自由な方が市営住宅に申込みをされています。入居募集には限りがあり、何回応募しても抽選で外れることで、生活に不安を抱えている切実な声が寄せられています。住宅確保に向けた対策を求めて、質問を行います。

① 公営住宅の役割について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えします。

公営住宅とは、地方公共団体が建設及び管理する賃貸住宅であり、公営住宅法に規定された住宅施設であります。その役割といたしましては、国及び地方公共団体が協力し、住宅に困窮する低所得者の方々に対して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で提供することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。公営住宅の入居資格につきましては、公営住宅法第23条に定められておりまして、現に住宅に困窮していることが明確なものとされております。豊見城市内における公営住宅は、沖縄県において建設及び管理する住宅として、6施設ございます。一方、豊見城団地の改良住宅につきましては、住宅地区改良法に基づき整備された住宅であり、本市及び沖縄県において所有し、管理を行っております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

執行部との質問の事前の調整で、公営住宅は県営のためすぐには把握が厳しいとありましたので、今回は現在市が運営している市改

良住宅について質問を行います。

② 入居状況について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

市改良住宅の入居状況につきましては、令和7年8月末現在において、全419戸のうち、411戸が入居しております、入居率は98.1%となっております。現在空き部屋は8戸ございます。なお、この8戸の空き部屋のうち、9月には2世帯、11月には3世帯が入居を予定しております、これにより合計416戸が入居することとなる見込みとなっております。残りの3戸につきましては、今後、修繕を行っていく予定となっております。例年、年間を通して、約10世帯程度の退去と新規入居が行われており、入居世帯数に大きな変動はなく、常に高い入居率を維持している状況でございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

次に、③空き部屋の管理について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

市改良住宅における空き部屋の管理につきましては、入居者の退去に伴い、速やかに必要な修繕を施し、次の方に入居いただけるよう努めております。修繕費用につきましては、入居の際に家賃の3か月相当分を敷金として納入いただいたものから修繕費に充てております。通常の修繕であれば、最短で約3か月程度で次の入居が可能となります。しかしながら、修繕箇所が多岐にわたる場合や大規模な修繕が必要となる場合には、敷金で賄いきれないケースも発生しているところです。その際は、退去者に修繕費用を負担いただくこととなりますですが、その調整や費用の準備に時間を要すること、また修繕に係る日数も長期

間となることから、次の入居まで約9か月程度の期間を要する空き部屋も現状として発生しております。また、これとは別に本市では、新型コロナウイルス感染症の流行や県外での地震など、国内における大規模な災害が発生した際には、緊急時の避難者受入体制を確保するため、一部の部屋を空き室として確保する場合もございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

再質問ですが、郵便ポストの閉鎖が多くあるとお聞きしております。私もそう感じていますが、空き部屋が目立つ印象を受けております。どのような状況なのか、見解を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、郵便ポストが閉鎖されている箇所については、空き部屋となっている可能性がございます。ポストの閉鎖により空き部屋が多く感じられることにつきましては、先ほど②の入居状況のご質問において答弁したとおり、市改良住宅においては、年間を通して約10世帯程度の入退去があります。基本的には入居者の退去に伴う修繕期間につきましては、郵便物や広告物などの投入を防ぐため、ポストを閉鎖しており、このことにより退去者ごとに修繕期間が変わってくることが要因だと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

適正な対応をされているとの答弁でしたが、引き続き修繕期間の対応を迅速にしていただきますようお願いいたします。

④入居希望者が抽選に外れた場合について、どのような救済措置があるのか、お伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

市改良住宅におきましては、抽選に外れた方に対する直接的な救済措置は現在設けておりません。そのため大変恐縮ではございますが、入居を希望される方々には、次回の募集時に改めてお申込みをいただくこととなります。昨年度の定例会におきましても伊敷光寿議員や吉濱智也議員からは救済に関するご質問を受けており、本市といたしましても、住宅に困窮されている方々への支援をよりきめ細やかに行なうことは重要な課題であると認識しております。そのことから今後複数回にわたり募集に応募されながらも入居に至っていない方々に対しまして、応募回数に応じた優遇措置を講じることについて、現在具体的な対応を検討しております。取り組みに関しましては、応募したことを証明できる書類が応募者及び募集者、お互いに必要と考えておりますので、この優遇措置の開始年度についても指定管理者である公社と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。なお、市の改良住宅につきましては、住宅供給公社と連携し、市の責任において、これからも住宅提供の支援に努めていきたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

前回多くの議員が質問をされております。この優遇措置ですが、答弁では実施されると前向きな答弁で安心をしました。引き続き市民皆様が安心して住宅確保ができるよう求めて、次の項目に移ります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (12時00分)

再開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

(4) 防災行政について。

昨今地震や台風、豪雨、洪水、土砂崩れなど、自然災害の猛威は年々高まるばかりです。経済的な被害も膨大なものとなっており、その中で防災無線は災害警報の情報伝達手段の一つとして、そして中心的な役割を果たす整備と考えられます。市民の命に関わる重要な整備の運用を求めて、質問を行います。

①災害時における自治体の役割をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

災害時における自治体の役割は、地域住民の生命と安全を守るため、迅速かつ的確な対応を行うこととなっております。主な役割としましては、1つ目に、災害対策本部の設置と運営、2つ目に、避難所の開設と生活環境の確保、3つ目に、正確な情報の収集と発信、4つ目に、近隣自治体からの職員派遣、自衛隊、警察、消防等の応援部隊、民間企業からの支援などの応援入れの体制の整備、5つ目に、ボランティアや関係機関との連携などが挙げられます。これらを通して地域の防災力を高め、災害により人的、物的な被害の軽減に努めることとなっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

次に、②災害時に情報を伝達する方法について、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

本市では災害発生時における市民の皆さんへの迅速かつ的確な情報伝達のため、多様な手段を講じて、状況に応じ活用しております。1つ目には、屋外放送として、防災無線や自

治会の放送設備により情報を伝達しております。2つ目に、市民の皆さんの個人端末向けに緊急速報メールを配信するほか、ご登録いただいた方には登録制の防災情報メールや市公式LINEを通じた情報発信も行っております。3つ目に、広報媒体として、市のホームページにて最新情報を随時公開するとともに、災害協定を提携しているFMとよみによるラジオ放送の割り込み放送、市庁舎の電光掲示板などの活用を考えております。4つ目に、府内及び市内関係機関との連携手段として、迅速な情報共有、連携手段としてIP電話や簡易無線機を配備しております。これらの多様な手段を組み合わせることによって、災害時においても市民の皆さんのが情報収集できるように努めています。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

次に、③防災無線の設置状況について、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

豊見市の防災無線の設置状況について、ご説明しますと、現在本市では主に2種類の防災無線システムを運用し、災害時の情報伝達体制を構築しております。まず、沖縄県が整備した防災行政無線については、土砂災害警戒区域に屋外拡声子局が21か所設置されております。次に、本市が整備した豊見市防災行政システムは、屋外の拡声子局、あとは公共施設、自治会公民館、小中学校、保育園など、合計122か所に設置し、広範囲な情報伝達網を構築しております。これらのシステムを適切に運用することで、災害時における市民の皆さんへの迅速な情報伝達を行っていきます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

次に、④防災無線に対し「放送が聞こえない」との不安の声があります。改善が必要だと考えますが、見解をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

防災無線については、聞こえないとの市民の声があることは確認しております。以前の定例会でもご説明いたしましたが、本市ではこの課題に対し、これまでも補完する対策としまして、豊見城市防災情報メールシステムを運用し、防災無線放送と同時に、メールで情報を届けし、メールに添付されたURLから放送内容を聞き直せるようにしております。またフリーダイヤルでも放送内容を確認できる体制を整えております。しかしながら、屋外拡声子局からの音声放送は、天候や屋内の状況により聞きにくい場合があるほか、防災情報メールやフリーダイヤルでの確認には即時性や利便性の面で課題があることも認識しております。この課題の根本的な解決に向けては、スマートフォン向け防災アプリや防災ラジオの活用が有効な手段であると認識しております。現在、防災行政システムの機能強化整備事業において、導入に向けた基本設計業務を今年度実施しております。市民の皆さんへ、より確実な情報伝達のため、これらの新たな手段の導入を含め、必要なシステム整備を検討して進めたいと思います。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

重複すると思いますが、スピーカーの放送が届かない範囲にある住宅と判断されるエリア、今、既存の設備でも届くのが厳しいというのは分かっていると思いますが、その場所についてはどのような対応をされているのか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

防災無線については聞こえないという市民の声があることは、先ほども答弁したように、確認はしております。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、こうした状況を踏まえ、本市では屋外防災無線の放送を補完する対策として、新たな情報伝達手段の導入を現在、検討しているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

スピーカーの調整や増設などを行う必要があると考えますが、見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

屋外の拡声子局の増設につきましては、災害警戒区域への重点配置も含めて検討するなどの余地があるかと存じておりますが、その整備には多大な費用を要するだけではなく、その後の維持管理費用の増加が見込まれます。さらには複数の子局から音声が干渉し、かえって聞きにくくなる可能性といった技術的な課題も懸念されるため、現状では慎重に検討する必要があると考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今、慎重な検討という答弁がありました。市民皆様の命を守る観点からも既存の設備、聞こえない、分からぬでは意味がないと思います。聞き取れるよう努力はしていただきますよう求めまして、次の項目に移ります。

(5) 市職員の働く環境について。

市職員の働き方はそのまま市民の福祉や生活に直結すると考えます。例えば市民の幸福度が高くても、それを支える立場にある市職員の犠牲の上に成り立っているのであれば、その幸福度は真実のものではないと考えます。市職員の皆様が生き生きと働けるように、まずは現状の課題をしっかりと捉えて、持続可

能な働き方を追求されますよう求めまして、質問を行います。

①安全衛生委員会の役割について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

安全衛生委員会の役割につきましては、労働安全衛生法第19条に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための重要事項を調査審議することを目的として、設置が義務付けられている委員会となります。本市におきましては、豊見城市職員安全衛生管理規則第9条の規定に基づき衛生委員会を設置し、職員の健康障害を防止するための対策についてや、職員の健康の保持・増進を図るための基本となるべき対策に関すること、労働災害の原因及び再発防止対策へ衛生に係るものに関することについて調査・審議を行っております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

次に、②安全衛生委員会の実施状況を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

本市の安全衛生委員会の実施状況につきましては、定期健康診断及び人間ドックの受診率の改善策について、ストレスチェックの実施及び活用方法の検討、長時間勤務に対する改善策と面談実施の徹底、執務室内の衛生環境の改善等について調査・審議を行っております。しかしながら、労働安全衛生規則である月1回以上の開催頻度を生かせておらず、現状では年2回程度の実施にとどまっています。職員の衛生管理体制を確立する上でも早急に改善すべき重要な課題であると捉えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

休憩お願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時41分)

再 開 (13時42分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

教育委員会におきましては、教育部長、教育総務課長、教育各課の班長級を構成員とした安全衛生委員会を設置しております。委員会は毎月1回を目標に開催しており、休職者の状況、産業医の面談の状況、各課の長時間労働者、労働安全衛生に関する知識の共有のほかに、各課における職場の課題等について議論をしております。また職場の巡視も定期的に行っております。ちなみに令和5年度は6回、令和6年度は3回程度、今年度は先月1回開催しております。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

消防本部の安全衛生委員会の実施状況につきましては、委員会を年度内に3回から4回、委員会事務局と衛生管理者による職場巡視を月2回以上、産業医による面談を月1回実施しております、必要に応じてそれぞれの回数を増やし、安全衛生管理に努めている状況でございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

この取り組みですが、引き続き改善に取り組んでいただいて、また労働安全衛生法令では、月1回以上の委員会の開催をしなければならないと定められています。開催頻度を増やすよう求めて、次の③職場環境の改善等の取り組み実績を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

職場環境の改善等の取組の実績としましては、定期健康診断及び人間ドックの受診率向上については、未受診防止対策として規則の改正や職場健診実施の回数の拡充のほか、会計年度任用職員の人間ドックの受診の機会の拡充や、健康診断受診予定管理票を導入し、受診率の向上に努めております。またストレスチェックの実施方法をこれまで紙ベースでやっていたものをウェブベースへ変更するとともに、高ストレス者に対する相談体制を整備するとともに、メンタルヘルスマネジメント研修を実施し、ラインケアの体制強化も図っておりまます。さらに長時間労働者への対応としましては、産業医を2名体制として、対象者へのケアを充実させております。また産業医以外にも公認心理士や心理カウンセラーによる面談を実施するなど、相談体制を充実させております。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会におきましては、安全衛生委員会の中で職員のストレスチェック、集団分析結果や時間外勤務状況等を共有し、業務分担や働き方の見直しと職場環境の改善を促しているところでございます。また委員会の委員よりパソコン等の業務作業時、窓からの日光の入射が眩しいという意見があり、職場巡視で産業医同行の下確認したところ、慢性的な目の病気につながる可能性があるという意見をいただきましたので、各課の窓に遮光のためのブラインドを設置するなどの改善をしております。また前回は職場内を巡視して、いろいろな改善点を洗い出して、今後、委員会の中で改善を図っていくことが確認

されております。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

消防本部の安全衛生委員会では、職員の健康と安全を確保し、快適な職場環境の整備に努めております。これまでの主な取組の実績としては、職員からの要望に基づき、繰り返し故障した洗濯機の更新を行い利便性の向上を図りました。また定期的な職場巡回チェックを実施し、危険箇所や不衛生箇所を写真で具体的に共有することで速やかな改善につなげております。ソフト面におきましても、職員の心身の健康維持、増進のため、月1回の産業医面談を職員の希望や衛生管理者の推薦に基づき実施しております。これによりメンタルヘルスを含めた職員の健康管理を支援しております。その他安全衛生に関する研修の実施や健康診断後のフォローアップ体制の強化なども行っており、これらの取組を通じて、職員一人ひとりが健康で安心して業務に取り組める職場環境の実現に引き続き努めてまいります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

次に、④労働基準法の義務において36協定締結状況について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

労働基準法第36条に基づく協定締結、いわゆる36協定の締結状況についてですが、地方公務員の勤務条件等につきましては、労働基準法の規定が直接適用されるものではなく、地方公務員法に基づき、各地方団体の条例や規則で定められております。また労働基準法第33条第3項では、公務のために臨時の必要がある場合においては、官公所の事業に従事する公務員及び地方公務員については、労働

時間を延長し、または休日に労働させることができますと規定されております。そのため本市では、豊見城市職員の勤務時間休暇等に関する条例及び関係する規則において、勤務条件等について適切に管理・運用しており、労働基準法に基づく36協定は締結しておりません。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

職員の対象外の答弁がありました。労働基準法にある36協定に必要な15業種では、教育または調査の事業とあります。本市の保育所、こども園は対象になるのか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

教育、研究または調査の事業につきましては、本市では上田こども園が該当するものと認識しております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今後保育所やこども園、上田こども園、協議の上、36協定を締結する必要があると考えますが、可能なのか見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

近隣の市町村の締結状況を確認するとともに、関係課を含め、今後の対応について協議していきたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ぜひ話合いの上、判断をされて、残業時間の上限とか審議していただきたいと思います。次の項目に移ります。

(6) 教職員の働く環境について。

2023年度の教職員の精神疾患による病気休職者数は、全国で7,119名、沖縄県は268名で、過去最多、17年間全国ワーストが続いており、増加の一途をたどる厳しい状況にあります。また教職員の労働環境と子どもの豊かな学び

は表裏一体の関係にあります。教職員が心身ともに健康で児童・生徒の心身の成長を十分支援できる環境づくりを求めて、質問を行います。

①教職員の多忙化の要因など認識について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教職員の多忙化の要因につきましては、令和6年度中央教育市議会の答申、「令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」によりますと、子どもたちが抱える課題が複雑化、困難化するとともに、保護者や地域からの学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、学校や教職員の負担が増大していること、教員不足等が掲げられております。教員不足の理由といたしましては、文部科学省令和4年1月に行った教師不足に関する実態調査におきましては、産休・育休取得者数、特別支援学級数の増加、病休者の増加等により代替する臨時の任用教員等の確保ができず、学校へ配置する教員の数に欠員が生じている状況が理由となっているものと理解しております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

次に、②働き方改革の認識について、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市といたしましては、教職員の働き方を改善することを通して、健康的に従事できる環境を整備し、先生方の業務の質を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが必要であると認識しております。そのため教職員が教職員でなければなら

ない業務に集中できるよう、これまで学校、教職員が担ってきた業務の優先順位を踏まえた精選・見直し等を行い、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備に取り組むところでございます。しかしながら、担った業務を誰かに変えていくという行為は財政的な負担を伴うとともに、いろいろな課題もございますので、そこを踏まえながら働き方改革を着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

働きやすい環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

③どのような効果や実績があったのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市教育委員会では、令和2年度策定の豊見城市学校現場の業務改善計画を令和6年度に改正いたしまして、引き続き働き方改革を進めているところであります。学校閉庁日やリフレッシュウィークの設定、土日、祝日については、部活動の練習場所を除き終日閉庁すること。留守番電話の整備・運用、登校時間の設定、試験的な春休み延長等を行っているところでございます。また各学校に各種支援員、部活動支援員等を配置いたしまして、授業準備や部活動・クラブ活動の業務等を分担することにより業務負担を軽減させる取組を行い、教職員の在校時間数を減少させるよう今、努めています。その他労働安全衛生管理体制の整備・充実、産業医等による支援相談活動等、メンタルヘルス対策を充実させることによりまして、健康的に業務に従事できるよう支援し、休職の未然防止に努めています。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

例えば残業時間が減少された。また翌日の授業の準備の確保ができたという声など効果があつたのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

実際、今、勤務時間については出勤から退勤までタイムカードのほうで実質的に管理をしております。その管理時間でいいと、小学校については減少傾向にあるものと理解しております。依然として、中学校に関しては、残業時間の多い、学校にいる時間が長い先生が多い現状がございます。引き続き今年度働き方改革を進める中で、できるだけ残業時間が減るような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

本日の新聞の紙面でも学校の問題が載っていました。本当に関心が高く、切実な状況だと思います。先ほどの答弁で残業時間は減少傾向であるとの答弁でしたが、仕事を持ち帰っていないかなど、これからも職員の働き方を注視されて、基本的に業務は時間内に終了できるよう、働きやすい環境づくりの取組をよろしくお願ひいたします。

④学校におけるフッ化物洗口について見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年1月6日付、事務連絡にて文部科学省からの通知「学校における集団フッ化物洗口について」におきましては、厚生労働省の推進に係る基本的な考え方を参考とするよう示されており、その中で保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校等で行うフッ化物洗口等が地域の実情に応じ行われた

成果として、虫歯罹患率は全体として減少傾向ではあるが、他方で社会経済因子や地域差による健康格差が指摘されておりまして、健康格差の縮小に向けて、生涯を通じた虫歯予防へのさらなる取組が必要とされております。本市といたしましても、学校においてフッ化物洗口を実施することは、家庭環境によらず全ての子どもに効果的な予防を実施し効果を得ることができるために、その格差の縮小につながるものと理解しておりますが、事業実施に伴う教育現場の負担への懸念等もありますことから、今後教職員の負担にならないような取組を含めて、対応を進めていきたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問—

新たな事業、子どもたちのためではあるのですが、やはりフッ化物洗口を導入するとして、現場の先生方の理解が必要だと考えます。教職員へのアンケートを取り、判断するべきだと考えますが、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

現時点ではどのような形で理解を求めていくかということについては、決まっておりませんが、その気持ちは受け止めて、先生方の負担にならないような形での取組を推進することを旨として、検討したいと思います。

—— 通告番号19 (21番) 宮城 恵議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宮城恵議員の質問を許します。

○ (21番) 宮城 恵議員 一登壇—

皆さん、こんにちは。会派公明党、宮城恵です。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。最近、宮城恵の一般質問は防災についての質問が多くなったと思いませんか。そうなのです。実は私、防災士の資格を取得したのです。試験を受ける際には、前もって教材が

届いてレポートを提出、みっちり資格取得に必要な講座を受講し、最終日に試験を受験します。11月8日、9日にはいよいよ豊見城市主催の防災士養成講座が開催され、執行部からも何名か受講されると聞きました。合格したので言えますが、勉強したら合格できます。頑張ってください。ともに豊見市の防災力アップを目指してまいりましょう。

それでは通告に従って、一般質問をさせていただきます。順番を変えて質問させていただきます。まず最初に(3)、その後(1)(4)(2)の順番で質問させていただきます。

(3) 子どもの居場所事業について。

(ア) 子どもの居場所事業はどのような目的を持って実施されているのか伺う。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

沖縄県は1人当たりの県民所得が全国最低水準にあり、また、ひとり親家庭の割合が多いといった厳しい状況となっていることから、沖縄の子どもの貧困という喫緊の社会課題に対応するため、本市は内閣府の沖縄子どもの貧困緊急対策事業の子どもの居場所事業を実施しております。地域における居場所づくりとして、食事の提供、生活指導、学習支援等を行いながら、子どもが安心して過ごせるとのできる居場所を提供する事業所により事業が実施されております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問—

(イ) 市内に何か所あるのか、どのような形態で運営されているのか、お伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

現在子どもの居場所は市内に5か所ござい

ます。形態につきましては、豊見城市子どもの貧困緊急対策事業補助金交付要領に基づき、子どもの居場所の運営支援として事業を実施する事業所に対し補助金の交付を行い、また事業の事業主体につきましては、市社会福祉協議会や民間の事業所が中心となって運営を行っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(ウ)何名の子どもたちが利用しているのか、お伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

子どもの居場所の利用者数は、令和7年8月1日現在で94名の子どもが利用している状況です。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

その中で子どもの広場たいらの利用者数をお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

議員ご質問の居場所を利用している利用人數につきましては、15名が利用しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(エ)利用者や運営団体から寄せられている課題がないか、お伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

課題といたしましては、運営していただいている団体のマンパワー不足により居場所の数が減少していることや、子どもの受入れに当たり、特に発達に特性があり、より手厚い支援を必要とする子どもたちに対応できる専門的人材の配置の必要性などについて課題がございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(オ)真嘉部コミュニティセンターとわくわく児童館にあった居場所が社会福祉協議会の下側のスペースに移り、通えなくなった利用者がいると聞きました。市は把握をしているのか伺います。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

子どもの居場所の運営団体のマンパワー不足等の影響があり、令和7年4月より真嘉部コミュニティセンターとわくわく児童館の2か所にあった子どもの居場所を一つに統合し、場所を豊見城市社会福祉協議会内に移して運営しております。本市においては、担当部署の子育て支援課において子ども支援員を配置しており、子どもの居場所を利用する子どもと保護者との面談や子どもの居場所の運営団体との定期的な支援会議を開催しておりますので、状況について随時の把握に努めています。今回、社会福祉協議会の2か所を1か所に統合するに当たりまして、居場所を利用していた子どもと保護者に対し新しい子どもの居場所へ移転することなどを説明し、継続して通われるかどうかについての判断をお願いいたしました。子どもの居場所の利用に当たっては、基本子どもたちの送迎サービスを利用しており、引き続き移転後の新しい場所でも送迎サービスを利用しながら通っている子どもたちもおります。議員ご指摘のように、移転のタイミングで利用を終了された子どもがいるということも把握しておりますが、従来より居場所を利用する子どもたちの中には、部活動を始めたり、放課後等デイサービスを併用する子もあり、それにより居場所の利用が減ったり、利用自体を終了するケースもございます。また子どもの発達の特性によっては、新しい環境の場に慣れることに大変時間がかかることがあります。

を要する子どももあり、移転がきっかけとなり新しい居場所の利用を選択しないケースもあったものと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

私も実際に移転した子どもの広場たいらを見てきました。社協の下側の部分でとても埃っぽくて暗いイメージで、子どもの居場所としては適さない場所だと私は感じました。歩いて放課後に通えるからとてもよかつたのにと移転を残念がる学校関係者の声も届いております。ただでさえ、とても慎重にサポートをしていく必要のある子どもたちが通う子どもの居場所が移転によって通えなくなったということ自体、私はとても大きなことだと考えます。一人でも通えなくなった子がいるとしたら、とても大きな問題だと考えます。子どもたちの状況はいろいろあると思いますが、場所が変わって何名の子どもが通えなくなってしまったのかもお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

世帯数といたしましては2世帯、子どもの数といたしましては4名の子どもが新しい居場所の利用を希望せず終了しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

真嘉部コミュニティセンターもしくはわくわく児童館のどちらかにしなかったのはなぜなのか伺います。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

2つの施設を運営主体となって活動していました市社会福祉協議会からの説明としましては、2施設の運営において以前より指導員等の確保が困難となっている状況、それから指導員の駐車場の確保に課題があったこと、また2施設の中間地点として市の社会福祉協

議会での運営が適当であるとの理由により、施設を統合し社会福祉協議会に移したという経緯がございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

利用者のことを見て移動したのかをお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

議員ご質問の利用者の声を拾ってということですが、利用者からは、どのような声が上がっていたかということで、答弁いたしますと、利用者からは児童館は室内の広い空間を生かした遊びの部分が十分に確保されていたのに対し、市の社会福祉協議会の居場所は、児童館に比べて手狭であるということや、移転後は学習支援に力を入れた運営方針となつたことで、子どもによってはメリットを感じられず、利用を希望しなかったケースもあったことは確認しております。現在、市社会福祉協議会の居場所においては、隣接する総合公園を活用した遊びのプログラム等、多様で工夫した支援が提供しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

場所が変わって通えなくなった子へのアプローチはどのようにされているのか伺います。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

居場所の利用終了後も先ほどお話しました子育て支援課内の子ども支援員による保護者への定期的な連絡により、生活の状況の把握や困り事などの相談や助言、別の居場所の案内などを行っており、保護者とのつながりは現在も継続しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(か)運営団体はどのように選定され、市は評価をどのように行っているのか、お伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

運営団体の選定につきましては、食事の提供、共同での調理、生活指導、学習支援及び就学継続のための支援を行うとともに、子どものキャリア形成などの支援を随時行なうことができる運営団体に対し補助金を交付しております。評価についてですが、定例として、2か月に1度、運営団体と支援員、また担当職員で情報共有会議を実施し、運営状況、対象児童の支援状況を把握し、改善に向けた協議を行っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

先月、糸満市において、今年6月3日に開所した民間が糸満市から委託されて運営する子どもの居場所「ふらっとココに」というところを新垣繁人議員、長嶺吉起議員と視察をしてきました。この取組は糸満市が昨年公募をし、そこに複数の民間団体が手を挙げて、今年1月のプロポーザルで社会福祉法人たまん福祉会が選定され、運営をしています。そんなに広い場所ではないので、1日当たりの人数の制限も30名と決められていますが、開所2か月たった8月で登録している小中高校生は66名、夏休みも様々なイベントが企画され、飛行場へ社会見学のような企画もされていました。

そこで(?)子どもの貧困対策を推進していくためにも、子どもの居場所は大切だと考えます。そろそろいろいろな意味で、今の時代に合った居場所づくりに変えていかないといけないのではないかと考えますが、持続可能にしていくために市としての改善策を伺います。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

子どもの居場所は支援を必要とする子どもたちに学習支援や体験活動、食事提供などをし、子どもたちが安心して過ごせるための重要なものです。現在、運営団体のマンパワー不足などにより子どもの居場所が減少したことや、より専門性を高めた居場所の必要性などが課題となっております。今後、子どもの居場所を継続していく上でも補助金交付等の在り方、新たな運営団体の公募の検討、既存の居場所とのさらなる連携強化について検討をしております。今後とも本市の地域特性や子どもたちのニーズに合致する子どもの居場所の運営に向けて改善を図ってまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

先日視察したときに、このような糸満市が出しているパンフレット、「子どもの居場所食堂マップ」というのをもらったのですが、たくさんの子どもの居場所や子ども食堂、それから拠点型子どもの居場所というのが載っていて、全部で20か所ぐらいあります。うるま市のほうには令和4年に開所した官民一体型のうるま子どもステーションというのがあり、子ども発達支援センターや親子通園ぽかぽか、喜屋武児童館が整備されていて、市内の子育ての拠点となっています。来月視察を予定しております。県内自治体の様々な取組を調査して、平成28年度にスタートした沖縄子どもの貧困対策事業で10年間やってきた今、市として、どのように変革をしていくのか、今後もぜひ情報交換をしながら、有効性のある入り口だけではない、出口をしっかりと見据えた貧困対策を市として進めていけるように共に歩んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続けて、(1)に移ります。(1)シングルママ

支援事業について。

6月定例会で取り上げた若年シングルママへの運転免許取得事業について。ぜひ早期に事業実施をしていただきたい思いで、9月定例会でも引き続き取り上げさせていただきます。

(ア) 6月定例会の答弁で、調査研究すると答弁していたが、その後調査研究はされたのか伺います。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えします。

県内における類似事業や他自治体での実施状況について情報収集を行っておりますが、県内では一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワークによる先進的な取組が行われておりますが、同様の事業を実施している自治体は現時点では確認できており、先行事例としては、その一般社団法人のみとなっております。沖縄県においては、若年出産の率が全国平均の2倍以上であることや、高校中退により就職の機会が狭まること、経済的な困窮により次世代に貧困が引き継がれる貧困の連鎖が発生するリスクが高まるなど、沖縄の特異的な課題であると認識しております。運転免許取得の助成につきましては、その有効性や費用対効果、さらには財政的な影響や若者の就労支援などの既存の施策との整合性など、多角的な視点から検討する必要があると考えておりますので、引き続き調査研究を進めていきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問

先ほど(3)の質問の子どもの居場所事業の出口がなかなか見えないの改善策に、このシングルママへの運転免許取得支援事業は大変効果があると考えます。執行部の皆さん、議員の皆さん、2022年に上映された映画「遠い

ところ」は見られたことがあるでしょうか。

沖縄市コザを舞台に17歳の少女あおいが幼い息子を抱えながら、貧困、パートナーからの暴力、生い立ちの問題など、過酷な現実と向き合う姿を描いた映画なのですが、とても壮絶で、私は議員になる前に、高校生の娘との映画を見に行きました、こんな現実を送っている沖縄の同世代の子がいると思うと、何とも言えないどんよりした気持ちに二人なり、「でも私たちの周りにはそういう子はないよね」とのんきなことを言っておりました。いないのではないです。見えていない、声を上げられない。苦しんでいる子がここ豊見城市にもいるという現実があるのです。これら問題がより深刻になっているのは、沖縄ならではの社会的、歴史的、経済的な背景が関係しています。負の連鎖をどう断ち切っていくか、断ち切るための実効性のある支援だと私は考えます。その理由を3つ上げさせていただくと、①沖縄では特に自動車の運転免許の有無が就職の条件になっているケースが多い。②免許がないことで、応募ができる仕事が限られ、収入の安定につながりにくい。③運転免許の取得は非正規雇用から正規雇用への移行や収入増につながるチャンスを広げる。単に資格取得の補助ではなく、負の連鎖を断ち切るための実効性のある支援策として位置づけられると考えます。

そこで(イ)県内の一般社団法人が合宿型での運転免許取得の支援を行っているが、合宿型は一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワークがやってくれているので、豊見城市独自で合宿型ではなくて、自分の家から通う、通所型の運転免許取得の助成ができないか伺う。家から通いたいという方も多いそうです。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

本市において助成事業を実施するとなる場合は、議員からありました通所型での対応を検討する必要があります。その場合、支援の範囲、サポート体制並びに事務手続などについて、引き続き調査研究を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

沖縄県のように免許がないと移動が厳しい地方都市での先進事例もあります。岐阜県可児市、シングルママを対象に運転免許取得費用を一部助成、就労の安定につながった事例が報告されている。熊本県人吉市では、子どもの貧困対策の一環として、シングルママに対する資格取得支援補助制度を運用、運転免許取得も対象となり就職率の向上に効果ありと報告。福岡県飯塚市では、若年シングルママ自立支援プログラムの一環として、運転免許取得費用を支援、取得後の就業マッチングまで市がサポートする仕組みを導入。一般社団法人が募集する若年シングルママの運転免許取得事業で、昨年、令和6年も令和7年も豊見城市在住のママが応募しているという現実もあります。令和6年度は6名枠のところ67名の応募者、令和7年度は3名枠のところ41名の応募者と、免許が取りたいのに取れない。こぼれてしまった方がかなりの人数おります。ぜひ豊見城市独自で自宅から通う通所型での運転免許の助成をしてほしいと強く願います。八重瀬町は3名分、約100万円で3名のシングルママが福祉依存からの自立を後押しできだと考えると、大変費用対効果があると令和8年度から3名に対して助成を行うと決めたと聞いております。

そこで(ウ)こども未来基金の趣旨である

「子育て支援・子どもの育成」は、親の安定した就労基盤があつてこそ成り立つと考えます。免許取得助成は母子の暮らしを守ることも未来基金の目的に合致すると考えますが、こども未来基金を利用して運転免許取得助成事業ができないか、市の見解をお伺いします。

○ こども未来部長 上地五十八

お答えいたします。

まず助成事業の在り方について、これまで答弁いたしましたが、多角的な視点から検討が必要であると考えているため、引き続き調査研究をしてまいりますが、議員のご提案の助成事業を実施するということとなった場合におきましては、こども未来基金やその他の財源などの活用を含めて検討をしていきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

前向きな答弁ありがとうございます。市長、7月に行われた第75回社会を明るくする運動那覇保護区大会で推進委員長として市長も参加され、一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク山内優子氏の「子どもを貧困から守る。負の連鎖を断ち切るには」の講演を聞かれたと思います。講演の中でも免許を取得して変わっていく若年シングルママの話が報告されていました。豊見城市として運転免許取得助成を早期に実施していただきたいと強く要望いたしますが、ぜひ市長のお考えをお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今お話があった山内優子先生のお話も、私は3回ほど聞かせていただいて、沖縄県における若年妊娠婦、シングルママの皆さんの現状というのは聞いたこともありますし、実際私自身、うるま市にある拠点施設に視察に

行ったことがあります。そのときに助産師さんとか、スタッフの皆さんから聞く話は壮絶でした。当然数字にすると豊見城市よりはるかに多い中部の地域ではあったのですが、でも宮城恵議員がおっしゃるとおり、豊見城市にもいることは事実であります。ですので、どう救っていくか、もちろん免許取得の事業だけではなくて、それを例えればこれから支援の一つとして実施をしていった場合でも、その後にこの方々がどういう生活になっていくかというのは、一連として、もう免許さえ取れればオーケーではもちろんないですから、そういう自立、自走に向けた取組をどう一貫して見るかというのは、ぜひ検討させていただきながら、これが必要と判断をしたときには、スピードーにやっていきたいと考えております。

○(21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ前向きに検討をよろしくお願ひいたします。

(4)に移ります。(4)豊見市の防災力アップについて。

①本市は海外からの観光客や就労者も多く居住していることから、国籍を問わず誰もが容易に避難できる環境整備は必要不可欠なことです。避難誘導標識や避難所案内板は、災害時に迅速かつ安全に避難するために重要な役割を果たす命綱となると思われます。

(ア)観光客が多く訪れる豊崎エリアや瀬長島エリアの避難誘導標識の設置数を伺う。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

避難誘導看板については、豊崎地区に13基、瀬長島に3基設置しております。

○(21番) 宮城 恵議員 一再質問一

豊崎エリア、瀬長島エリアの1日の観光客

数と面積、そのうちの外国人観光客数を把握しているか、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

まず面積につきましては、豊崎地区が約160ヘクタール、瀬長島が18ヘクタールとなっております。また瀬長島観光拠点整備事業目的達成度調査によりますと、令和3年度の瀬長島の年間来島者数は、約273万人だったと推測しております。豊崎地区の観光客及び外国人観光客数については把握しておりません。

○(21番) 宮城 恵議員 一再質問一

豊崎エリアへの来訪者数も大変多いのではないかと推測されます。豊崎エリアの具体的な観光客数が把握されていないことですが、広大な敷地にはショッピングモールや、飲食店、レンタカー事業者や工場で働く方々、そして県内最大級の人工ビーチ、豊崎美らSUNビーチにも多くの家族連れや観光客が訪れています。そのことから災害時の避難については、スピードーに行わなければなりません。しかし、同地区は埋立地でもあり、大規模な地震災害では液状化現象が発生するおそれがあることも想定されています。そこで避難誘導標識や海拔表示板は誰もが一看して理解できるものでなくてはならず、また夜間においても容易に確認できる構造であるべきだと考えます。全ての人の避難完了を考えると、豊崎エリアで13基、瀬長島エリアで3基が妥当な数と考えるのか、市の見解をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

避難誘導看板につきましては、先ほど答弁したとおり、豊崎13基、瀬長島3基となって

います。そのほかに海拔標示板を豊崎地区に約150か所、瀬長島に10か所設置しております。海拔標示につきましては、避難場所と避難所までの距離を標示しており、避難誘導看板を補完する役割を果たしております。これらの表示板は災害発生時に有効な避難誘導標識となります。避難誘導看板の増設につきましては、必要に応じて検討をしていきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

豊崎美らSUNビーチから避難をする場合、豊見城中央病院附属健康管理センターが津波避難ビルとなっていますが、ビーチからの駐車場出口付近に避難誘導看板があり、そこを通り橋を渡り、イーアスを見ながら左に曲がっていくとセンターがあります。その駐車場出口からの次に看板や海拔表示板は、私が確認したところどこにも設置がなく、次にあるのはセンターの前、果たして観光客や地元以外の方はたどり着けるのか不安です。豊崎エリアもですが、瀬長島エリアも再度点検をして、増設を検討していただきたいと要望いたしますが、見解を伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

今、宮城恵議員議員からお話があった件につきましては、しっかり豊崎地区、瀬長島地域は観光客が多い場所でもありますので、その辺については確認をしていきたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

どうぞよろしくお願いしたいと思います。
(イ)市内に設置されている避難誘導標識や避難所案内板は多言語表記がされているか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

本市では外国人観光客や居住者を含む多様な方々が災害時に迅速かつ適切に避難できるよう配慮し、避難誘導看板及び海拔標示板には、日本語と英語を併記しております。これにより災害時の円滑な避難誘導が図られると考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(ウ)日本語と英語表記だけでは、円滑な避難誘導につながらないと思われますが、今後新設や更新を行う際に、中国語、韓国語・アラビア語など多言語化を進める計画はあるのか伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

避難誘導看板は災害時における命を守るための重要な情報伝達手段となっております。そのため簡潔で分かりやすく表示が求められ、情報量が多過ぎるとかえって困難を招く可能性もあります。今現状は日本語と英語の併記で情報伝達が可能と考えておりますので、現時点においては多言化の予定は考えておりません。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

災害時における情報伝達では、全ての人を避難させることが重要だと考えます。日本語と英語以外の言葉を話す方々や、特に観光客が、在住外国人が標識を理解できなければ、迅速かつ的確に避難ができないことになり兼ねません。日本語、英語で情報伝達可能のことですが、英語が理解できない、読めない観光客も多くいると聞いております。若い世代は英語が読める方も多いが、年齢層が上がると難しくなるという調査結果も出ています。いま一度お聞きします。

今後新設、または更新もしくは現存の案内

板に補足をする等して、多言語標記を増やす考え方があるか、お伺いいたします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

避難誘導看板につきましては、まず簡潔で分かりやすいというのが一番いいのかと思っております。あまり表示する情報量が多過ぎると、先ほど言いましたように混乱を招くおそれがあります。そうすると、それを盛り込むことは大きくなるということも考えられますので、何らかの手段がもし検討できれば、その際に検討し設置していきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

情報量が多過ぎると、かえって混乱をまねく可能性がありますとのことです。これまで国内の災害で混乱した事案やエビデンスがあるのでしょうか。視覚的誘導を最優先にしつつ、観光地である豊崎エリア、瀬長島エリアでは最低限の多言語、せめて英語に加えて中国語、韓国語の標記は必要だと考えます。災害時に外国人観光客の間で混乱が生じ、被害者が出ていた場合、観光地なのに豊見城市は外国人への配慮が足りないと問題にならないでしょうか。豊見城市を訪れる全ての方々が笑顔あふれる時間を過ごせるためにも、多言語標記を検討いただきたいと考えます。再度見解をお伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、多言語標記は、今、日本語と英語。英語は共通語と今、世間では言われています。それ以外の標記については、例えば中国語や韓国語などで標記するには、スペースが取れるかどうかを含めて検討するとともに、またQRコードを使ったやり方等も考えられます。その辺

を含めて考えてみたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ前向きに検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。②災害時、断水が続くと避難所での生活に大きな影響が出ます。避難所指定されている小中学校の水の確保は命に直結する課題です。

(ア) 市で給水車を保有しているか伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

現在、給水車につきましては、本市の水道事業体においては保有しておりませんが、給水車に代わり利用できる2トンタンクは保有しております。近年、地震や津波・豪雨・洪水など自然災害に伴う断水が全国的に発生している状況も承知しております。議員ご質問のとおり、災害時における断水につきましては、市民の生活に与える影響が大きいことから、水道事業体としても非常に重要な課題と考えております。また、今後起こり得る災害に備えるためにも給水車の導入や応急給水機材などの整備に向けた検討は必要と考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

豊見城市では給水車は保有していない。では、県内ではどれくらいあるか調べました。那覇市が2台、県企業局で1台、宜野湾市が1台、県内の自衛隊では、確認したところ台数ははっきりしませんが、多くは保有していないということでした。陸上自衛隊第51普通科連隊第2中隊は1回1,000リットルの給水支援は可能とのことでした。しかし、沖縄県全域が被害に遭った場合、給水における優先順位が決められているわけではないことから、ほかの自治体や自衛隊から豊見城市に来る可

能性は極めて低いと考えます。2年前台風6号が上陸して、もう一度戻ってきたときのことと覚えていらっしゃいますか。あのとき豊見城市改良住宅と県営豊見城団地で停電が最大5日間も続き、くみ上げポンプが停電で作動しなくなつたため、4階より上の階が停電プラス水も使えなくなる事態になりました。あのときはまだ豊見城市に松田防災マネジャーが就任する前で、市民の意識も自助の意識がまだまだなかつたときであり、自治会での水の備蓄もなく、給水車を手配してほしいとの声も届かず、自治会長は水を売っているところを探し回り購入、役員と協力をして住民へ届けたそうです。市としては、給水車の導入を検討しているのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時36分)

再 開 (14時36分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

水道事業体といたしましては、先ほども答弁しましたが、重要な課題と認識しておりますので、今後導入に向けた検討も必要と考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(1)避難所指定されている小中学校の校庭に水源を確保するための井戸や非常用給水設備はどの程度整備されているか、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

小中学校の校庭には井戸は整備されておりません。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(ウ)今後設置する計画があるか、お伺いします。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

現在本市では避難所指定校の校庭に井戸や非常用給水設備の整備は行っておりませんが、災害時の水源確保は重要な課題と認識しております。大規模地震等による断水を想定し、学校プールの水や災害時の協力井戸の活用などにより生活用水の確保に努めてまいります。引き続き新たな生活用水の水源確保について調査研究を進めてまいります。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

例えは300名避難所に避難してくると考えても1日1人5、6回トイレを使用するとして、1日1人25リットル使用、プールの水は25メートルプールで約62万5,000リットル、約80日分、トイレだけを考えればしばらくは大丈夫かと思われますが、よく考えてください。プールの水で洗濯や洗面、シャワーができるでしょうか。豊見城市では先進的に災害時協力井戸の応募もスタートしています。しかし、登録はまだ1か所と聞きました。井戸の場所にもありますが、避難所となる小中学校で使用できるとは限りません。沖縄全域が被災する事態になれば、水の確保は容易ではなく、本土からの輸送にしても沖縄に届くまでどれぐらいの日数がかかるか定かではありません。過去の大震災からも飲料水や洗濯、トイレ、お風呂等の生活用水の課題はあるものの、進展していないと言われています。井戸を掘削する施工費は、掘る深さにもありますが、ボウリング調査費、用水試験、井戸工事費、手動式だと1個当たり300万円、ポンプ式だと400万円程度だそうです。文部科学省学校施設環境改善交付金や国土交通省緊急

時給水拠点確保事業等の補助金が使えば、市の負担は軽減できます。先進事例もさいたま市や千葉市、東京都武蔵野市でもあります。避難所で確実に使える水源を整備することは、行政の責任と考えます。県内ではまだ整備している自治体はありません。防災に強いまち豊見城市を目指すためにも、ぜひ先進的に進めていただきたい。もう一度お聞きします。市として、計画的に小中学校に井戸を整備するお考えはないでしょうか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

学校の校庭に井戸の整備につきましては、まず学校でありますので、子どもたちの安全確保が第一という考えもあります。例えども場所に掘るかとか、その次には財政的な負担もありますので、学校に掘ることについては、教育委員会の施設でありますので、その辺はお互い協議しながら、できるところからできればやっていきたいという認識であります。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

次の(2)市民の安心・安全についてをやりたいところですが、時間的にちょっと厳しいので、また次回にやっていきたいと思います。こんなに早口でしゃべったのは初めてと思うぐらい頑張って早口でしゃべりましたが、間に合いませんでした。本日もどうもありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時41分)

再 開 (14時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号20 (3番) 新垣繁人議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣繁人議員の質問を許します。

○ (3番) 新垣繁人議員 一登壇一

改めまして、こんにちは。会派城の風、新垣繁人です。今日が今定例会での一般質問最後となります。実は約10年近く市議会議員をさせていただいている中で、今日の一般質問のほうが一番緊張しています。これは本当の話であります。シビアな案件もありますし、そういうところに質問していくというには、慎重丁寧にお互いに確認し合いたいというところでありますので、よろしくお願いします。そしてまた今定例会、仲田政美議員から始まりまして、まずは沖縄尚学高校の優勝ということで、本当におめでとうございます。また、沖縄尚学高校の優勝の後に末吉選手がアンダー18に選ばれまして、そしてまた世界戦も沖縄で行われたということは、戦後80年を迎えるこの年に平和を含めて意義あるものだと思っております。そしてまたアンダー18の方々は平和記念公園も訪問されたということで、この節目の年にしっかりと私たち大人も政治家として、この平和を築いていただいた先人の方に改めて感謝すると同時に、この平和をしっかりと維持していくことをお約束いたしまして、質問させていただきたいと思います。

それでは通告ですが、順番をちょっと悩んでいます。(1)、そして(3)(2)の順で順番を変えさせていただきます。流れの状況を見て、また変更があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは早速でありますが、(1)これまでの過去の一般質問について。以下について進捗状況を伺います。

(ア) 土地利用の見直し (県道東風平・豊見

城沿線等)について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

県道東風平・豊見城線沿道地区は、那覇広域都市計画区域区分の第7回定期見直しにおいて、土地区画整理事業での整備を前提に特定保留地として位置づけられておりましたが、令和5年度に目標達成が困難との報告があり、準備会は解散しております。これにより土地区画整理事業によるまちづくりは一区切りついたものと認識しております。今定例会において、ある程度の宅地化が進んでいる状況を考慮しつつ、新たな土地利用の可能性や課題を整理し土地区画整理事業に代わる手法の検討が必要なことから、委託業務費を補正予算として計上しております。具体的な業務内容といたしましては、約20ヘクタールを対象に区域区分見直し基準や地区計画制度導入の検討、整備の概算費用や実現までの期間を検討する予定となっております。今後は本業務の成果を踏まえ、関係部署も含め、本市として方針を定め、沖縄県とも調整を図つてまいりたいと考えております。なお、前回の提起区分の見直しが令和4年度に行われていることから、次回の見直しは令和9年度を想定しております。そのため市街化区域の編入を視野に入れながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

まず、今定例会、補正予算の中で委託費用を上げていただきまして、ありがとうございます。前定例会の中でもしっかりと補正予算を含めた対応をしていく必要があるのではないかという個人見解を言わせてもらった中で、

まずは早速のご対応本当にありがとうございます。これはこれまででも訴えてきていましたように、市長の公約でもあります一丁目1番地にも近いぐらいの案件だと思っています。土地利用の見直しというところで。ただ、待ったなしだというところは、市長も、そして私たちも今、共有はできているものだと思っております。そういう中で、今回委託料を補正で上げていますが、やはり気になりますのが、今現在もリミットがあるのは間違いないです。そういう中で、今、答弁でもありましたように、約20ヘクタールを対象として検討していくというところですが、まずは(3)組織体制というところを含めての質問にもつながってくるのですが、今現在、豊見市の職員は人數が足りているかというと、これまでの答弁を聞きますと、足りていません。そういう中で緊急性がある業務をやっていく中で、今、政策推進課も出来上がっている中で、担当部署として、この業務が本当に体制的に大丈夫なのかというところをもう一度聞かせてください。

○ 都市計画部長 嘉川聰子

お答えいたします。

今回の補正において計上しております業務を今後進めていくわけですが、今、都市計画課の職員としては、体制としては十分とは言えませんが、まずは今いる職員でこの業務に取り組んでいきたいと思います。今現在進めています都市計画マスタープランの改定作業でも関係各課と意見交換を進めておりますので、その辺も踏まえつつ、府内で連携しながら進めていきたいと思います。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

どの業務もそうですが、体制的なところでヒューマンミスにつながるというのは、一番

やってはいけないことありますし、またその業務ができなくなる。遅れるということもやってはいけないことだと思っております。市長は、公約を掲げる前に、当時の出馬表明でもしっかり職員の疲弊を抑えていくのだ。体制を強化していくのだという意味では、そこも公約の一つかなということありますから、組織体制として今、大丈夫かというところは、十分ではないところもあるという答弁であります。自信を持って、市長にこれをしっかり成し遂げるためには、これだけの体制が必要なのだというのはしっかり訴えていただきたい。私たち市議会としてもそこはバックアップしていきますので、しっかりとした体制でもって臨んでいただきたいということです。そして今、政策推進課ができます。この案件と私はこれまでコラボしていくべきではないかということを言っていますが、その辺は今どのようにになっているのか、お聞かせください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時58分)

再 開 (14時58分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 企画部長 翁長卓司

お答えします。

ただいまの案件につきましては、都市計画部と連携をしながら進めていきたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

しっかりと連携して対応していただけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

あと1点、ここはちょっと重要なところで

すが、期間が確かにないのはあります。だからといって、慌てて、市街化編入をしていく本来の趣旨というのがあると思います。特定保留地区を受けているヘクタール、ここが変わることのないように、やはり都市計画マスターplanとして、本市はこれだけ必要なのだということは一度示しておりますから、手法によって諦めないでいただきたいというところがあります。そこは市長の見解をお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

当然おっしゃるとおり、スピードだけだと、期限を見据えて何でもいいや、えいや、いけということではもちろんないですし、後に20年後振り返っても、あのときの判断はよかったですということをしっかりと見据えた上で整備をしていきたいと考えています。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

当初予定していた特定保留地区が特定でなくて、一般保留地区でありますけれども、この20ヘクタールをしっかり豊見城市の先につなげていただけるように、また汗をかいていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、(イ)防災型機能を備えた立体駐車場整備について伺います。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

令和6年度から事業に着手していましたが、詳細設計が進捗し、主要部分であります仮称防災型立体駐車場整備事業建設工事費の見積額25億696万6,000円が算出されております。現在仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付して議決

を得る必要があるため、今議会に議案第50号として、9月16日に提出しております。

○(3番) 新垣繁人議員 一再質問一

この案件もしっかりと自信を持って進めていただきたいと思います。私たち市議会の中においても、予算決議も含めまして、議会としてもしっかりと認めた中で今、走っているわけですから、中には起債が該当しないだろうとかいう意見はありますけれども、でもこの意見もある意味、尊重していただきながら、しっかりとこの事業を進めていただけたらと思います。ここはちょっと重要なところですが、確かに防災機能を有した駐車場整備に当たって、当初マクドナルドが入ってくる箇所については緊急防災・減災事業債が該当しないというのは市議会の中でも説明は以前から受けております。ただ、気になりますのが、今回いろいろ一般質問の中でも言われている中で、ただ、一つ変わってないかどうか確認したいのが、マクドナルドが当時、家賃等も含めて大体200万円ぐらいという話もあったと思いますが、あれはあれでそのまま協議はされているのか、まず聞かせてもらってもいいですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

防災型立体駐車場に入るテナントにつきましては、提案業者を含め、市と三者で協議をしているところであります。

○(3番) 新垣繁人議員 一再質問一

あと1点だけ、大事なところの念のための確認ですが、今回先ほど言った追加議案のほうで、議案第50号で工事請負契約ということで約25億円が上がっております。工事にしても今年度やるもの、来年度につながるもの、その総額が約25億円だと思っております。そ

の中からマクドナルドは外したにしても、まず今年度やるものに関して、工事が始まると思いますが、もちろんそこも含めて、国からの同意は得ているという私たちは認識があるので、その認識でよろしいですか。

○ 総務部長 内原英洋

お答えします。

新垣繁人議員がおっしゃるように、これについて先日県のほうから起債の同意を得ています。

○(3番) 新垣繁人議員 一再質問一

これは沖縄県知事から公文として同意が届いているということでおろしいですか。

○ 総務部長 内原英洋

新垣繁人議員がおっしゃるとおりであります。

○(3番) 新垣繁人議員 一再質問一

しっかりと自信を持って進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、(4)与根体育施設の代替施設整備について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の与根体育施設の代替施設整備につきましては、令和7年8月18日に市サッカー協会と生涯学習振興課におきまして、1回目の意見交換を行いました。その後、令和7年8月28日に同協会と市長、副市長、教育長を含め、2回目の意見交換を行ったところでございます。1回目の意見交換におきましては、陳情書の内容の確認、2回目におきましては、市長、副市長、教育長を交えながら、今後の項目ごとの優先順位、また今後どのように取り組んでいくかという方向性について、自由闊達な議論が展開され、その中で、これ

から後につきましては、生涯学習振興課を含め、実務クラスのほうでどのような形で事業を進めていくか詰めていくというところが確認されました。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

前定例会、サッカー協会の方々から要望書が上がりまして、今、吉濱智也議員を先頭に、よろしくお願ひしますということで動いていただいています。前定例会のときも私が訴えたのは、まずサッカー協会の要請も大切なところですが、もともと利用されている地域振興の場でもありますから、そういう方々と漁業者も含めた話し合いというのはどうなっているのか伺ってもよろしいですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根多目的広場をサッカー場の代替施設として使用するに当たり、夜間のナイター設備の設置等が必要となることから、令和7年7月28日に農林水産課において糸満漁協与根支部と話し合いの場を設け意見交換を行っております。与根支部からはナイター設備による照明が夜間の漁業操業に支障をきたさない範囲であれば夜間使用を行っても問題はないとの回答を得ましたので、話し合いの内容について、生涯学習振興課と共有したところでございます。当該広場を夜間開放していくことについては、今後必要に応じて地域住民への周知を行ってまいりたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

今、夜間照明の答弁が出ておりました。当時、この与根体育施設を廃止したときに補償があったと思います。約5,000万円ぐらいだったと思いますが、この補償金額のよう今、扱われているのか、答弁をいただいてもよろしいですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

補償金につきましては、令和5年度に約5,800万円を歳入として受入れ、教育関連施設等整備基金に積み立てを行っております。令和7年3月末日現在、基金残高は約1億1,000万円となっておりますが、令和7年度に緊急を要する伊良波中学校長寿命化基本計画・基本設計におきまして、当初予算で約9,700万円を基金から繰り入れることとなっております。伊良波中学校における事業は緊急的な事業のため、当該基金から繰入れをしておりますが、補償金につきましては社会体育施設の環境整備に利用していくということを考えているため、その整備のタイミングで補償金額相当額につきましては、基金への繰出しや一般財源からの歳出など、市長部局と調整をしていきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

これからいろいろ調整が始まっていく中で、照明なのか何なのかというところも、サッカー協会の方々の意見もしっかりと聞いていただいた中で、しっかりと活用していただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。前定例会、この案件はこれまでの重要異例な案件であると。前市政からの流れもあるということを私は訴えました。6回ぐらいですか、与根体育館廃止において議案が上程がされたということは、重要異例な案件だということで、その中で特別委員会に対して、前政権のときの当時のやり取りが虚偽答弁でもあったのではないかというところで、いろいろ検証していただくということで、現在もその検証は続いているものだと私は思っております。この案件は特別な案件だと思っておりまして、引き継ぎが今回なされた、前定例会

ですか、されたにしても、通常の案件ではないと私はずっと思っています。ここは市長としても特別な案件として、再度取り上げていただいている中で、この業務を検証していくながら進めていく必要があると思いますが、その辺の見解をお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

ただいまの件については、幾度となく特別委員会における六度の廃止条例案の否決、二度の補正予算の修正、多くの課題がある中で進めてまいりました。その途中で私が引き継ぐことになったのですが、行政は継続ということで、その後もなかなか遅々として進まず、議会からは幾度となくご指摘、ご質問をいただき、関係者の皆さんを含めて、大変なご心配をかけている今の現状があります。それは大変心苦しく思っておりますが、今、新垣繁人議員がおっしゃるとおり、全ての状況、ここまで経緯というものを深く検証しているところですが、本当にそうだったのか、当時明るみになっていたこと、その裏側のことだと、全てを把握しないとちゃんととした着地点に下りないだろうと思っていますので、そこは今後も引き続きしっかりと推進体制も含めて、体制を整わせていただきたいと思います。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ここはぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、(イ)については、いろいろ答弁の中でもしっかりと整備していくということをいただいておりますので、割愛します。

(オ) 指定管理者の自主事業（しおさい公園等）について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

字与根に立地するしおさい公園につきましては、現在、指定管理者制度を活用し管理を行っております。その指定管理者の自主事業の一環として、しおさい公園内でバーベキュー施設の整備を計画しており、現在は整備着手に向けて随時市と指定管理者で協議を重ね、必要な申請書類等の確認をしている段階でございます。このバーベキュー施設の整備により、市民及び観光客のさらなる誘客が見込まれ、よりにぎわいのある魅力的な公園となると考えております。今後も指定管理者とも銳意協議を重ね、可能な限り早急な開業を目指してまいります。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

しおさい公園だけではないのですが、公園とか、そういうところを指定管理していく中で、今後の在り方の見直しも必要なのかと。ただ、このしおさい公園というのは、逆に緊急防災・減災事業債の駐車場のときもそうですが、民間活力導入として実は公募をかけている場所でもあったのです。でも最終的には指定管理があって、自主事業としてやっていくということで方向が定められたと思います。ただ、指定管理として自主事業をするときに気をつけないといけないのは、民民のやり取りが出てくると思います。民民のやり取りにもしっかりとチェック機能としては、担当部署として入っていく必要があるのかと。それがしっかりと民民のためのものでなくて、その先にあるのは、ここを活用する。そして市民のため、利用者のため、観光客のためのものになるので、そういうところをしっかりと……。そういうことは今、起きていないと思いますが、そういうことがないように、民民の問題が生じないように、市としてもしっかりと

チェックしていただけたらと。それがすばらしい施設になると思ってますので、ここはまた早ければ早いほど、しおさい公園が輝く、輝くというか、何といいますか、いろいろ様変わりすると私は期待していますので、そこは楽しみにしていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは(2)の教育行政について。

①教育基本法第1条（教育の目的）について、本市の見解を伺うのですが、ここは確認に関しては丁寧なやり取りをしていきたい。それだけではないのですが。これは戦後80年を迎える年の中で、前定例会ですか、私たちは国に対しても史実検証を求めるということで、豊見城市議会で可決し、意見書を出してあります。それからつながる云々ではないのですが、私としても子どもたちに勉強を教えていく中でいろいろ気づかされること、また気づくこともあるって、そこは今、豊見城市として、教育の在り方がどうなのかというところを質問させていただきたいと思っていますので、何かを押しつけるものではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。すみませんが、①について見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育基本法第1条が掲げる人格の完成と平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成という教育の根本的な目的を深く認識し、これを教育行政の基盤としているところでございます。本市の豊見城市教育大綱では、この普遍的な目的を実現するため、「ゆめ・まなび・ひとを大事にする響むまち」の教育を重要な教育理念として掲げております。まず、「ゆめ」という目標設定や探求心、創造性・

国際性をはぐくむことで予測不能な未来を生き抜く力を養います。「まなび」では、生涯学習社会の実現を見据え、社会の変化に対応できる学びを推進いたします。そして「ひと」では、郷土への誇りを持ち、心身の健康と協調性を育み、地域や社会に貢献できる市民の育成を目指します。同法の精神に基づき、未来を担う子どもたちの健やかな成長を全力で支援してまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

続きまして、②です。教育基本法の第1条が目的です。第2条が目的を達成していくためにいろいろ目標を掲げていくと思いますが、そこで質問です。

②教育基本法第2条（教育の目標）第1項第5号「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と明記されていることについて、以下を伺います。

(ア)教育基本法第2条第1項第5号について、本市の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

教育基本法第2条第1項第5号に明記されている内容は、先ほど新垣繁人議員が読み上げられたとおりだと思っております。豊見城市教育大綱では、教育の目標、人として郷土の自然や文化に誇りを持ち、社会に貢献する市民の育成を掲げ、地域とともに伝統・歴史に親しむ機会を創出し、郷土への深い愛情とアイデンティティを育みます。同時に、教育目標、ゆめの国際性を響む児童・生徒の育成における英語を介した国際交流の充実を通じまして、他国の文化を理解し、尊重する心を養い、国際社会に貢献できる人材の育成を目指してまいります。郷土愛と国際性を育むバ

バランスの取れた教育を推進してまいります。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

教育基本法第2条のほうで学習指導要領でもつながっているということで、明記とか、いろいろされていますが、我が国と郷土を愛するということは、まず、ある意味、愛国心を養うとも受け止められるのですが、この辺の教育委員会としての見解を聞かせてもらつてもよろしいですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これは非常に大きな言葉であると考えております。教育基本法第2条第1項第5号に我が国と郷土を愛するという文言がございます。この条文は、平成18年に改正された教育基本法において新設されました。当時の国会審議や文部科学省の見解におきましては、この規定は排他的なナショナリズムではなく、国際協調の精神と両立する自国や郷土を大切にする健全な心を育むことを意としていると説明されております。具体的には自国の歴史や文化、伝統を理解し、尊重すること。地域社会の一員として、郷土の発展に後見する意識を持つことなどが含まれるものと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

この愛国心、私もそうなのですが、もちろん日本人として、日本国民として愛着心、愛国心があります。ただ、この言葉というのは使っていいものなのか何なのかというところで、タブーなのかとか、この政治の世界に入つていろいろ分かってくるわけなのです。気づかされる。先ほども言ったように気づいてくると。だけど今の時代において、大人も含めてですけれども、これを本当に堂々と言える。例えば目の前に国旗があります。私は

何といいますか、小学校、中学校、高校の校歌の1番は何となく覚えていて歌えるのですが、恥ずかしながらといいますか、今、国歌の1番を歌えるかとなると、そばで流れたときに口合わせでやることはできるのですが、暗記もあって覚えているかというとできていないというところでは、その辺のこれまでの私の人生環境もあったと思います。ただ、子どもたちがこの日本を愛して、私たち大人も国民であることをしっかり誇りに思って、生きていくということはとても大切なことなのではないかと思っていまして、この気持ちがしっかりあることによって、この日本の発展につながると思っています。間違いなく地方創生というのは、そういうところも大事なのではないかと。いろいろな教育で課題がいっぱいあります。地方創生もあります。この日本をどうやって立て直していくのか、そして少子化対策にも全部つながっていくと思います。そういうところを家庭教育だけではなくて、学校現場の中でもそういう教育の中で自分たちの生まれ育った国をしっかり誇りに思うという教育があるということはいいなと思っていますので、これからも豊見城市の市長をはじめ、教育委員会としても日々頑張られておりますから、引き続きお願いしたいと思います。気づく場所が大事なのかというところで、Aが正しい、Bが正しいではなくて、場合によってはAもBも正しいと。そこから学ぶもの、気づくことというのはあると思います。そこからつながる平和教育だと思っています。やはり自分の生まれ育った場所、もちろん豊見城市大好きだと。沖縄県大好き、そして日本大好きだというところから、この国をどう発展していくのか。そしてこの国をどう守り続けていくのか、その辺を継続する

にはどうしたらいいのかというところに入り込めていけるのかと思っていますので、ここはまたよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(1)本市の取組み内容を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 懇 (15時21分)

再 開 (15時21分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育基本法第2条第1項第5号に関する本市の取組につきましては、豊見城市では教育基本法第2条第1項第5号に示された目標を踏まえ、具体的な取組を推進しております。伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度の育成といたしまして、ハーリー発祥の地である本市の特色を生かし、児童・生徒が乗船体験及び豊見城ハーリーへの参加、また漫湖公園、漫湖水鳥湿地センターを活用したSDGs探求学習や、海洋教育等の学習を通じて、地域の歴史や伝統、自然を肌で感じ、郷土への誇りと愛着をはぐくむ機会としているところでございます。また中学校におきましては、地元企業と連携した探求学習を実施することで、地域社会の営みや産業への理解を深め、将来の地域貢献への意識を醸成しているところでございます。これに加えまして、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成といたしまして、ハワイへの青少年育成国際交流事業を通して異文化理解を深め、国際的な視野を広げているところでございます。またアメリカス英語サマーキャンプや、イングリッシュサマースクールの開催、さらに小中学校における交流事業といたしまして、アメリカ

ンスクールとの学校交流香港、台湾等のアジア各国との学校交流や、オンラインでの部活動を通じた交流により、実践的な英語力の向上と異文化交流の機会を提供し、グローバルなコミュニケーション能力と国際理解を促進しております。これらの取組は、豊見城市教育大綱が掲げる「ゆめ・まなび・ひとを大事にする響むまち」の教育理念、特に郷土愛と国際性の育成に合致し、教育基本法の精神を具現化するものと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

続きまして、③中学校学習指導要領社会の歴史的分野の目標について以下を伺います。

(ア)教育基本法第2条第1項第5号との繋がりについて本市の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

中学校学習指導要領社会の歴史的分野の目標とご指摘の条文に関しましては、密接に連関しているものと認識しております。歴史分野の目標に、我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚、国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとすることの大切さについての自覚などを深め、国際協調の精神を養うとあり、これは教育基本法第2条第1項第5号に示される伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことの精神を実現することを意味していると捉えております。歴史の授業では、郷土や日本の伝統文化が育まれた背景を深く学ぶことで、子どもたちは地域への愛着や誇りを育み、これは教育基本法に掲げる郷土を愛する態度につながるものと考えております。これは将来的

に地元に定着し、地方創生に貢献する人材育成のための学習指導の一つとなります。同時に、世界の歴史や他国文化を学ぶことで、国際協調の精神や他国を尊重する態度を養い、グローバルな視点を持つ市民を育成いたします。本市の豊見城市教育大綱におけるひとの育成、郷土愛とゆめの育成、創造性・国際性は歴史学習を通して、これらの教育基本法の目標を具体化し、郷土愛と国際社会への貢献につながるものと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ここはちょっと再質問になりますが、今、答弁の中でもあったように、学習指導要領の中でも国民としての自覚を養うというところがあったと思います。こういうところも大事なところなのかということで、なぜかというと、実はあまり知られていないことだと思いますが、私もこの世界に入っていろいろ気づいたこととかいっぱいあります。実は沖縄の人々を先住民族とする勧告が国連のほうから日本政府に出されております。これは何かというと、沖縄の人々は先住民族ですということが国連を通して、国連から勧告が行っています。勧告というのは国連勧告です。これが日本政府に。もちろん日本政府はそうではないとやっていますが、こういうことも今、学習指導要領の中で国民としての自覚を養うということはとても大事なことだと思います。私ははっきり言います。日本国民であります。これを私たち沖縄県民でもありますけれども、そういうのが分からぬところで、何といいますか、やり取りが世界でされているということがまず恐ろしいなというところもあります。だからこそ今、子どもたちにはよく公民の授業、中学3年で公民であります、情報リテラシーとか、メディアリテラシー、そういう

ところも重要になってくるのかというところで、今言う国民としての自覚については、歴史の授業を通して養うとの認識でよいのか、再度見解を聞かせてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

先ほど来申し述べております教育基本法をめぐるところにつきましては、やはり歴史だけではなくて、全ての教育活動の中を通じて実現していくものだと理解をしております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

続いての質問が（ウ）ですが、これは教科書採択に当たって本市はどういう基準でやっているのかというところですが、前議会でも言いました。今いろいろな文部科学省の検定の合格を通った教科書がある中で、子どもたちにはAだけではないよ、Bだけではないよではなくて、ちゃんと史実に基づいて、いろいろな情報を与えていくのもありかというところでの質問を上げていますが、今回は割愛します。

④平和学習について、本市の取り組み内容を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小中学校での平和学習につきましては、児童・生徒の発達段階に応じて、各学校が工夫を凝らし取り組んでおります。具体的には総合的な学習の時間や社会化、道徳科などの教科を中心に、戦争や人権、国際理解、命の尊さというテーマを扱いながら、平和の大切さについて学ぶ特設授業の機会を設けております。また、地域の平和資料館等を見学する体験学習や、戦争体験者の話を聞く講演会等の機会を設けるなど、教科の枠を超えた学習も積極的に取り入れられております。さらに文化課のデジタル博物館事業の一環として、戦

後80年に合わせて制作されました沖縄戦平和学習VRコンテンツ「時空記者」が各学校に提供されまして、豊崎中学校、長嶺小学校、伊良波小学校で平和学習に利用されております。児童・生徒のタブレット端末や電子黒板を活用して3Dで再現した沖縄戦前後の地域の状況を再現して、その観察をしつつ、戦争に向かう中で社会がどんなに変わっていたのか、戦争により失われたものを証言等を踏まえながら、学習できる内容となっており、令和7年7月1日よりホームページで公開を始め、一般の利用者でも活用可能となっております。このような教育活動全体を通じまして、児童・生徒が平和の大切さを学ぶとともに、自分自身の生き方や社会との関わり方を見つめ直すきっかけとなるよう、各学校において持続的かつ多面的に実施されております。また日常の学校生活における友達との人間関係、いじめ、差別などの出来事と平和を結びつけ、多角的に考えることも平和学習の大切な部分であるものと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

平和教育、平和学習は本当に大変であります、何といいますか、第二次世界大戦も過去の話ではなく、今、世界情勢を見たときに、いまだにロシアとウクライナも戦争をしております。そしてまたこれはネットで見ればすぐ分かるのですが、日本国内においてもスクランブル発進というのがあります。これは何かというと、他国の飛行機等が日本の領空の侵犯を犯すだろうということで、自衛隊の方々が警告をしながらスクランブル発進がありますが、なかなか報道されません。これが2024年度航空自衛隊の戦闘機が行ったスクランブル、イコール緊急発進が実は昨年度ですが、704回行われております。これは昨年で

す。2023年度に比べると35回増えています。国別では推定を含めて、中国機が464回、ロシア機が237回、この2か国で全体の99%を占めています。こういう世界情勢があるということは、本当に危機感を感じますし、だからこそ今、平和を守らないといけないというところも含めて、平和教育をしていただけたらというところであります。今、平和学習でありますので、この戦争の悲惨さというのはもちろんつなげていかないといけない。なぜ当時、第二次世界大戦、アジア太平洋戦争が起こってしまったのかというところも平和学習の中で子どもたちに問い合わせながら、そういう平和につなげる教育を学習としてやっていく必要があるのではないかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご指摘のとおりだと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

私たちは先ほど冒頭でも言いましたように、先人の方々がつなげてきた今の日本、そして平和をしっかりと守っていく責任がありますので、そこはしっかりと平和教育を通していきながら、私たちが今できることを一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。今回、質問が組織改革に入りたいのですが、ここはもう市長に訴えたいと思います。来年市長選挙がある中で、多くの職員が今、市長に期待して、この3年間を迎えている中で、職員の疲弊緩和が全てにおいてできているかといったら、できていない現状があります。徳元市長だからこそ、もう一度原点に戻って、初心に戻って、みんなの声が少しでも聞けるようなことは努力していただけたらと。私たちに届いた声は市長にも執行

部の皆様にもしっかりと届けていきますので、そういう組織体制、職員の疲弊緩和、できるだけみんなで待ってよと、ステイだよと、ステイ、みんなでもう一回、一生懸命頑張ろうということでやっていきましょう。よろしくお願いします。

———— ◇ 日程第3 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第50号 工事請負契約の締結につきましては、（仮称）豊見城市防災型立体駐車場整備事業建設工事の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において担当部長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号 工事請負契約の締結については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月26日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会 (15時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（2番） 宜 保 龍 平

署名議員（3番） 新 垣 繁 人

令和 7 年第 4 回

豊見城市議会（定例会）会議録（第 6 号）

令和 7 年 9 月 26 日（金）

令和7年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和7年9月26日（金曜日）午前10時開議

出席議員 20人

(1番) 外 間 剛 議員	(12番) 波 平 邦 孝 議員
(2番) 宜 保 龍 平 議員	(14番) 瀬 長 宏 議員
(3番) 新 垣 繁 人 議員	(15番) 要 正 悟 議員
(4番) 長 嶺 吉 起 議員	(16番) 伊 敷 光 寿 議員
(5番) 新 垣 龍 治 議員	(17番) 大 田 善 裕 議員
(7番) 瀬 長 恒 雄 議員	(18番) 楚 南 留 美 議員
(8番) 吉 濱 智 也 議員	(19番) 大 田 正 樹 議員
(9番) 宜 保 安 孝 議員	(20番) 赤 嶺 吉 信 議員
(10番) 川 満 玄 治 議員	(21番) 宮 城 恵 議員
(11番) 新 垣 亜矢子 議員	(22番) 仲 田 政 美 議員

欠席議員 1人

(13番) 真栄里 保 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比 嘉 豊	主 査	屋 良 章 太
次 長	比 嘉 剛	主任主事	盛 島 愛 乃
班 長	比屋根 由 香		

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元 次人	副市長	大城 正
教育長	赤嶺 美奈子	総務部長	内原 英洋
企画部長	翁長 隼司	市民部長	森山 真由美
福祉健康部長兼社会福祉課長	金城 博文	こども未来部長	上地 五十八
都市計画部長	嘉川 聰子	経済建設部長	城間 保光
上下水道部長	大城 堅	消防長	高良 寛
教育部長	赤嶺 太一	会計管理課長 兼会計課長	高良 忍
総務課長	上原 元樹	財政課長	宜保 友司

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）
議案第50号 工事請負契約の締結について
承認第7号 専決処分の承認を求ることについて
以上3件一括上程
- 日程第3. 認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算
陳情第4号 令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）
以上2件一括上程
- 日程第4. 議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
以上2件一括上程
- 日程第5. 認定第2号 令和6年度豊見城市一般会計歳入歳出決算
認定第3号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第4号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定第5号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算
以上4件一括上程
- 日程第6. 報告第12号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第7. 議員提出議案第4号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

- 日程第8. 決議案第3号 岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議
- 日程第9. 閉会中の継続審査の申し出について（総務財政常任委員会）
- 日程第10. 閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員会）
- 日程第11. 閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）

令和7年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年9月26日（金）午前10時開議

日程番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2	議案第40号	令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	総財委員長報告後議決
	議案第50号	工事請負契約の締結について	〃
	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて 以上3件一括上程	〃
3	認定第1号	令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	教民委員長報告後議決
	陳情第4号	令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情） 以上2件一括上程	〃
4	議案第48号	令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経建委員長報告後議決
	議案第49号	令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 以上2件一括上程	〃
5	認定第2号	令和6年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予算決算特別委員会付託
	認定第3号	令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教育民生委員会付託
	認定第4号	令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
	認定第5号	令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算 以上4件一括上程	〃
6	報告第12号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告
7	議員提出議案第4号	豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	即決
8	決議案第3号	岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議	〃

日程 番号	議案番号	件名	備考
9		閉会中の継続審査の申し出について（総務財政常任委員会）	
10		閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員会）	
11		閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

———— ◇ 日程第1 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に長嶺吉起議員、新垣龍治議員を指名いたします。

———— ◇ 日程第2 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第2、議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）、議案第50号 工事請負契約の締結について、承認第7号 専決処分の承認を求めるについて、以上3件を一括して議題に供します。

本案は総務財政常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 総務財政常任委員長 新垣亞矢子議員

令和7年9月26日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会総務財政常任委員会

委員長 新垣 亞矢子

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次の

とおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）

議案第50号 工事請負契約の締結について

承認第7号 専決処分の承認を求めるごとについて（令和7年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号））

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和7年第4回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

議案第40号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

議案第50号については、賛成多数により可決すべきものと決定した。

承認第7号については、賛成多数により承認すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○（2番）宜保龍平議員 一賛成討論一

議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

今回の補正の歳入予算については、地方交付税の本算定に基づく交付決定と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加などが主な補正内容となっておりました。審議を経て、まず補正の中に市長車の購入に係る予算で515万円が計上されておりました。昨年度の当初予算のときの決議で市民感情に考慮してということで私、提出者として議会の議決も得て、しっかりと市長車選定に至ったことについては評価したいと思っております。

次に、補正予算の中で瀬長島野球場代替地検討業務委託料103万5,000円の増額については、地権者の意向調査等を行うということでありました。私も一般質問で訴えたのですが、瀬長島野球場の4面球場というのは、本当に思い入れのある地であります。そういうことも鑑みて、市長をはじめ執行部には丁寧に、慎重に進めていただきたいと。私は、ここは強く要望しておきたいと思っております。

次に、冒頭申し上げた物価高の対応といたしまして、児童扶養手当受給者に対する児童1人1万円を上乗せするための1,600万円と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した保護者負担軽減を図り、従来の栄養バランスを保った給食等が提供できるように支援するための4,417万2,000円が計上されております。もう一つ、農業に関わる方々と畜産業経営への影響を緩和するために、これも地方創生臨時交付金を活用した92万5,000円の増額についても、執行部の皆様に関しまし

ては柔軟なご対応を検討いただき、心から感謝申し上げたいと思っております。ただ、今後も物価高というのはまだ落ち着きを見せておりませんので、そういう形で幅広く市民の皆様に少しでも支援できるような対応というのを今後も心がけてほしいと思っております。この件に関しても本当に評価したいと思っております。

もう一点、私が補正予算の中で非常にいいと思ったのが、与根漁港内に設置する海藻のモーイの養殖。これについては本当に素晴らしいと。モーイの養殖、とても期待もしておりますし、もしかしてモーイが、豊見城市的海産物と言えばモーイというふうになっていくのではないかと期待をしております。ですので、これも赤嶺吉信議員も一緒になって、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど申し上げましたが、今回交付税の再算定ということで3億円余りが増額になって、財政調整基金に2億円を戻したという執行部からの説明がありました。実際に今回の補正予算が通った後の現在高が17億円余りということで、令和7年3月末時点では20億円を超えていた財政調整金が17億円ということなので、財政調整基金は財源の不均衡や災害、経済不況、不測の事態に備えるために必要ということは皆さんもご承知だと思っております。財政調整基金の積み立てもしっかりとやしながら、財政運営に対応してほしいという、これは私の個人的な意見ではありますが、今回の9月補正予算はいろいろと期待が持てる予算になっているということで、私の賛成討論としたいと思います。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します

- (10番)川満玄治議員—賛成討論—

- 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (10時12分)

再 開 (10時18分)

- 議長 外間 剛

再開いたします。

- (10番) 川満玄治議員 一発言取消

ただいまの賛成討論は、全て取り消しをしたいと思います。

- 議長 外間 剛 一許可一

ただいま川満玄治議員より、賛成討論についての発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、川満玄治議員からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します

- (3番)新垣繁人議員 一賛成討論一

議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計
補正予算（第2号）につきまして、賛成の立
場で討論をさせていただきます。

一点だけあります。今回の補正に上がっているものの中に都市的土地区画整理事業委託料というものが711万7,000円入っております。これは何かといいますと、東風平豊見城沿線の市街化編入。これまで大田善裕議員もそうですし、私もそうですし、ずっと訴えてきたものであります。ただ、これは本当に待ったなしの事業であります。令和9年度ですか、

目安として那覇市都市計画審議会がある中で、ここ盛り込まなければもう間に合わないと。ただ、人口減少の時代の中で、その那覇市都市計画審議会を逃してしまうと事実上、もう厳しいのかというところで、来年度ですか、令和8年度に豊見城市的都市計画マスタープランの改定もあります。そこにも盛り込んで、影響が出てくるものであります。この委託料というのは、どういう形で土地利用の見直しをしていくのか。当時は区画整理で考えていましたけれども、事実上それは厳しいと。そうであれば地区計画なのか、どういうものなのかということをまず調査するものであります。ただ、徳元次人市長に、また執行部のほうに賛成する前に本当に訴えたいのは、待ったなしではありますけれどもしっかり調査する中で、当初予定していた約20ヘクタールですか、この部分は豊見城市としても必要な市街化編入面積ということで捉えているわけですから、調査するにしてもしっかりと当初予定していた面積も含めて、ぜひ段階的なことも含めてやっていただきたいと。あまり焦るがゆえに、本来やるべき面積ではなくて縮まるということがないように、ここは政策推進課ともコラボをしていただきながら、しっかりと業務をしていただきたいということで、賛成討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計

補正予算（第2号）について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありますか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第40号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第50号 工事請負契約の締結について、はじめに反対討論の発言を許します。

○（7番）瀬長恒雄議員 一反対討論一

日本共産党の瀬長恒雄です。議案第50号工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

今回の立体駐車場建設事業についての問題点の一つは、民間活力導入制度で公共工事を採用した点にあると考えます。民間活力導入制度では、市有地であるIT産業振興センター跡地を民間が借りる、あるいは買い取ることを前提として、民間事業者が事業費を全て負担するという提案を募集しており、公共工事は提案の対象外で採用できないという条件がつけられています。今回の大和リースの提案は、市が緊急防災・減災事業債で起債を行い、防災型の立体駐車場を造るという公共工事の提案です。民間活力導入制度では、提案の対象外の提案であり、採用できないと考えます。公募型プロポーザルでは、市と利害関係のない選定委員が評価基準に基づき、厳正に評価し審査をするべきです。今回の大和リースの選定に当たっては、提案の受付を行

い、業者と事業についての協議を行った事務局が採点の基準をつくり、事務局が採点を行い、市の内部委員だけで業者の決定を行ったとされています。このような選定方法では、公平・公正な競争が確保されたとは言えないのではないかでしょうか。

市民の皆さんからは、大和リースありきの選考方法が取られたのではないかとの話がありました。市民から疑いの声が上がるような事業採択の手続は行うべきではないと考えます。また、今回大和リースと随意契約を行うとしていますが、立体駐車場建設工事は特殊な工事ではなく、一般の事業者であれば施工できる工事であり、本来競争入札で事業者を選定すべき事業だと考えます。工事費についても、業者を選定した後に大和リースの提案額をそのまま予算化しています。市の契約規則では、随意契約であっても2者以上から見積もりを取り、市が積算を行い予定価格を決めなければなりません。それも行っておらず、契約規則に反すると考えられます。

事業については、令和6年の2月定例会では約18億円の提案で、職員駐車場とJAおきなわの職員の駐車場として224台の定期貸しを行い、駐車場不足を解消するとして議決をもらっております。令和7年の9月定例会では、公用施設の庁舎駐車場としての整備を行うので定期貸しはできないと答弁しています。公募のテーマであった職員駐車場の確保は、結局必要なかったということでしょうか。また、収支については、30年で約2億4,402万円の収益があると今年の2月定例会で説明をしていました。今回の一般質問で、旧IT産業振興センター跡地には、更地で210台の駐車が可能だと答弁がありました。仮に上田保育所跡地と同じように、210台を月6,000円で

定期貸しにすれば、30年間で4億5,360万円の収益がある計算になります。29億円をかけて立体駐車場を造り、30年間で2億4,002万円の収益、旧IT産業振興センター跡地を更地で貸し出し、4億5,360万円の収益がある。あえて29億円をかけて5階建ての立体駐車場を建設しても、費用対効果は低いのではないかでしょうか。

当局は防災型立体駐車場として災害時には362台車で避難できるとしていますが、上田小学校と豊見城中学校を避難場所として指定した場合、上田小学校に497台、豊見城中学校に584台の駐車が可能だと答弁がありました。庁舎の隣に上田小学校、豊見城中学校を合わせて1,081台車で避難できる場所があり、避難してきた方々もそれぞれの体育館に避難することができます。庁舎の隣に1,081台車で避難場所が確保できる状況で、あえて29億円も予算をかけて立体駐車場を建設する必要性があるのでしょうか。立体駐車場は備蓄倉庫、マンホールトイレを整備する計画です。市庁舎には既に備蓄倉庫、マンホールトイレはあり、立体駐車場に造る必要性があるのか疑問であります。

今回防災型立体駐車場を整備するとしていますが、先ほども説明したように、市庁舎の隣の上田小学校、豊見城中学校に1,081台車で避難できるグラウンドがあり、備蓄倉庫、マンホールトイレは既に市庁舎にある。本当に29億円の事業費をかけて立体駐車場が必要でしょうか。税金の無駄遣いだと市民からの声が上がっています。

以上のことから、今回の議案第50号 工事請負契約の締結については、反対の立場であります。議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一賛成討論一

おはようございます。ただいま議題となつております議案第50号 工事請負契約の締結について、私は賛成の立場で討論をしたいと思います。

この防災型立体駐車場は、災害時には避難場所や防災拠点として機能し、また市民の命を守る施設であると同時に、平時には上田周辺の市民の皆様も、また職員の皆様もそうですが、駐車場問題ということで困っていて、市役所来庁者や周りの市民の利便性を高める役割も果たしていくと思います。

今回の事業総額は、約27億円から28億円余りでありますが、そのうち25億は緊急防災・減災事業債を充当し、残り3億円を一般財源で賄う計画ということです。収支計画では、30年間の元利償還金と維持管理費を含めても交付税措置や収入を差し引いた結果、最終的に2億4,400万円ほどの収益が見込まれているということでした。特に注目すべきは、テナント収入であります。テナントの入居によりマクドナルドが入るということですが、毎月220万円、年間で2,640万円、これが30年間で7億9,200万円の収入が確実に見込まれると思っております。これは単なる駐車場整備にはとどまらず、持続的な市の財源確保につながるものであり、私は大変意義深いものだと思っております。さらに、このテナントが入ることで、まず雇用が生まれます。そこで地域経済の活性化も期待されます。私たちはそういうことを議会として、にぎわいのあるまちづくりということで2月定例会に提案をいたしました。そういうことも期待され、さらに法人市民税、また消費税交付金など、さ

らに市の財政収入面でもプラスの効果が見込まれると思っております。防災拠点として市民の命を守る役割に加え、財政面、経済面においても大きな意義を持つこの事業は、豊見城市にとって必要不可欠なものだと思っております。

一方で、先ほどから共産党議員からは、委員会の時にもでしたが、継続審査にすべきとの意見も出されました。しかし、私はそれにも強く反対をいたしました。なぜかといいますと、継続審査となれば少なくとも3か月、また、さらに継続審査をすれば6か月事業が遅れることになります。その間に最低でもマクドナルドがもし入ってきた場合、月220万円、3か月であれば660万円、6か月であれば1,320万円の収入が入ってこないことになります。さらに、現在は激しい物価高騰、また建築資材の価格も上昇しており、工事費の増加につながるおそれもあります。市民の命を守る防災拠点の整備を遅らせることは、市民にとって不利益であるばかりか財政的にも大きな損失になると思っております。また、沖縄県は台風の襲来も多い地域でございますので、一刻も早く防災型立体駐車場の建設を急ぐべきだと思っております。政策的な是非を問うのは、ぜひ予算段階で行うべきだと思っております。それを契約案件に至って、なお反対や継続審査を主張するというのは、結果として市民の安全を守る事業を妨げるものだと思っております。議会としてしっかりと市民の安全と地域の未来を守るために、速やかにこの契約を進めるべきだと思います。

以上をもちまして、議案第50号 工事請負契約の締結について、私の賛成討論をいたしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

○ (14番) 濱長 宏議員 一反対討論一

議案第50号 工事請負契約の締結については、反対の立場で討論をいたします。

私たちは、この件については起案の時期から契約に至るこういう流れを知りたいということで情報公開請求を行いました。8月12日に情報公開請求をしましたが、委員会の結論を出す時点までには公開されませんでした。それで十分な判断ができないということで継続審査を申し入れましたが、多数でもってそれは認められないということで採決に至ったという経緯があります。

今回の事業については、住民監査請求が起ころうと思われるような大変な問題になっております。先ほど討論がありましたが、応募要項には、明確に3つの視点で公募します。その3つの視点をルール化し、要項に10項目の対象外規定を設けました。そして一つでも該当したら対象外規定に引っかかって採用されないと応募要項ではうたわれています。まず1つ目に、民間事業者等が実施主体となることを前提とした提案と規定し、公共工事となる今回の提案は採用されないルールとなっていますが、これについて原則には例外があるとして、ただし書がないのに対象外の提案を採用したということです。こんなことが許されたら、ただし書のない条例、規則も行政に都合のいいように運用されるということが懸念されます。

もう一つは、先ほどもありましたが、この採否を決定したのは市有地利用対策委員会、これは副市長をはじめ部長、政策調整監、こういう身内だけで構成された組織ですが、私たちは全国のこういう民間公募型の事業につ

いて調べましたら、基本的にいうと採否を決定するのは第三者、それもその専門的な知見を持った皆さんに委ねる。大学の先生、弁護士、あるいはそういう事業の知見を持った専門家、こういう人たちを選考委員に入れて、そしてその一人ひとりに点数を与えて、それで点数をあげてもらって、一番大きい点数を得たところが採用される。ところが今回は、聞いたところによると事務局が点数をつけた。95点、65点、そしてそれに委員会の皆さんはオーケーを出したという、こういうやり方が本当に公平な手続かというと、とてもそのようには私は理解できません。

もう一つは、契約規則に反して2人以上から見積もりを取って、その示された金額が妥当かどうか検証するというのが市の契約規則にうたわれてますが、ところがこれまでの運用を変えて、何とほかの見積もりは取らなくていいという立場を取っておりますが、これは市の契約規則に反する行為であって、自分たちの都合のいいように運用を変えるようなやり方は認められませんし、1者からの大和リースからの提案額だけで予算化することによって高い事業費になっているという見方が当然出てまいります。

もう一つは、緊急防災・減災事業債の運用要綱、分厚い要綱なのですが、それを読み解くと、一つの条件としては指定避難所になつていなければならないというのがあります。ところが、まだ立体駐車場は指定避難所にはなっておりません。そういうことでいうと、要綱に反する事業になつております。

私はいろいろと今回市民からの声も聞きました。そして、私たちはビラも出しました。そうしたら市民からは、意図的に大和リースありきで事を進め、ほかの提案を排除するた

めに募集要項を利用したとしか見えないという強い批判の声も上がっておりまます。市が2017年3月にこの場所を豊見城市の「まちの顔」と位置づけ、市民の誰もが集い、にぎわいと安らぎを感じる求心性のある「まちの顔」の整備計画を策定しました。ですから、マクドナルドではなくて、子どもの居場所としての児童館の整備が本来求められていると思います。調べてみると、那覇市と浦添市は児童館が11館あります。そして、うるま市、南城市は7館の児童館があり、宜野湾市、宮古島市は6館、お隣の南風原町も4つの児童館がありますが、豊見城市はいまだ2つの児童館しかありません。市の方針と、この「まちの顔」という方針とはかけ離れた立体駐車場整備は、市民の理解は得られないと考え、反対討論としたいと思いますが、市民からは、なぜ地元の業者を使わないで、217億円という本土の大企業に、そういう事業をさせるのか理解できないという、本当に厳しい声が多く上がっております。そういうことも胸に秘めて、私たちは今後ともこの問題は徹底的に解明していき、そして市民の負担が多くなるような事業の流れを絶対つくらない。そういう対応をやっていきたいと考えております。

今回については契約案件ですから、これが通つたら本契約になって、事業が始まります。そういう意味でいうと市民の理解を得られないような事業については、議会としては止めることを強く求めて、私の討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時42分)

再 開 (10時44分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 濱長 宏議員 一反対討論一

先ほどの討論の中の217億円というのは、大和リースの資本金のことあります。一番直近の金額を調べてみたら、217億円の資本金だったということで、追加の討論とさせていただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (3番) 新垣繁人議員 一賛成討論一

議案第50号 工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の案件は、豊見城市の防災型立体駐車場整備事業という中身になっております。ここに至るまでの背景は、昨年の議会の中で私たち市議会のほうで「まちの顔」としてしっかりとぎわいにつなげてほしいということも含めて、今回の流れまでに至っております。これまで本会議もそうですし、私の一般質問でもそうですし、各委員会でもそうです。プロセスも含めて全てチェックしております。何ら問題ありません。要項からしましても本当に問題ありませんし、市民に誤解を招くような発言をされることもあるだろうと思うのですが、ここはしっかりと自信を持っていただきたいと思っております。

まず、この事業に対して国からの緊急防災・減災事業債ですか、該当するしないとか、そういう意見もありますけれども、実際にもう該当しております。今回あくまでもといいますか、約25億円の契約の締結となっているのですが、この25億円の中でも今年度、この中から工事も始まります。今年度の工事においても、国のほうから緊急防災・減災事業債に該当するかどうかも含めて、同意するということで公文書でも届いております。なので、

この事業はもう走っていくわけであります。ですから、プロセスがどうかというのであれば、ここはしっかり議員としてチェック機能を続けていただきたいと思うのですが、何ら問題はありません。そこはしっかり申し上げて、問題あるものに対しては、そもそも私たち市議会は賛成しませんから。そういうところも含めて一般質問等も通して、今回の契約に至るまでのところに来ておりますので、ここは市民の皆さん、もし、この契約は起債が該当するのかとか、そういうことであれば、ここは全く心配しないで、しっかり国からの同意が公文書で届いています。そういうところも情報公開制度で見れますので、起債が該当するということは安心していただきたいと。令和7年度に始まる工事に関しては同意を得ていますから、来年度はまた来年度で同意を得ないといけないと。ただ、この工事を認めて令和8年度は同意しませんというのは、なかなかあり得ないような話かと思っております。この事業は本当に重要な事業ですよね。今、防災がいろいろ真剣に全国的にうたわれている中で、豊見城市は緊急防災・減災事業債を活用しながら、公共ではなく公用施設としても目的外利用も含めて考えているところで、そこも含めて問題ありませんので。チェック機能としていろいろ方向はあると思うんですよね。なので、チェック機能としては続けてください。そういうところも含めて、プロセスに関しても何ら問題ないですし、対象外とか見積もりとか言っていますけれども、そもそも今回民間活力導入制度の中で事業が行われております。該当しないという方々に対しては、そういうところも、もう一度精査していただきたいと。そこも含めて、私の賛成討論とさせていただきたいと思っておりま

す。この事業は今年度から工事が始まりますし、ここはしっかり内閣府も含めて、これから県ともしっかり調整は続していくものでありますから、いろいろ課題が出たにしても、しっかり市議会として、ここは早めの整備というところも含めて、賛成討論とさせていただきたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第50号 工事請負契約の締結について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありますか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第50号 工事請負契約の締結については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

承認第7号 専決処分の承認を求めるについて、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電

子表決システムで行います。

承認第7号 専決処分の承認を求めるについて、委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

承認第7号 専決処分の承認を求めるについては、賛成多数であります。よって、本案は承認と決しました。

―― ◇ 日程第3 ◇ ――

○ 議長 外間 剛

日程第3、認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算、陳情第4号 令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）、以上2件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和7年9月26日

豊見城市議会
議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会
委員長 楚南留美

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算

陳情第4号 令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和7年第4回定例会中に陳情者、関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりであります。

3. 審査の結果

認定第1号については、賛成多数により認定すべきものと決定した。

陳情第4号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対

討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはあります。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第1号 令和6年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

陳情第4号 令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第4号 令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう

求める陳情」の実施について（陳情）について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはあります。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第4号 令和2年12月24日付採択された陳情第7号「日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情」の実施について（陳情）については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

———— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件を一括して議題に供します。

本案は経済建設常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 経済建設常任委員長 宜保安孝議員

令和7年9月26日

豊見城市議会
議長 外間 剛 殿

豊見城市議会経済建設常任委員会
委員長 宜保安孝

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次とおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和7年第4回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

議案第48号及び議案第49号については、賛成多数により原案可決及び認定すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は原案可決及び認定あります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第48号 令和6年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、賛成多数あります。よって、本案は原案可決及び認定と決しました。

議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は原案可決及び認定あります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。

んか。電子表決システムの受付を終了いたしました。

(賛成多数)

議案第49号 令和6年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決及び認定と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憇 (11時03分)

再 開 (11時15分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

———— ◇ 日程第5 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第5、認定第2号 令和6年度豊見城市一般会計歳入歳出決算、認定第3号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算、以上4件を一括して議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

認定第2号 令和6年度豊見城市一般会計歳入歳出決算、認定第3号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び認定第5号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付し、併せて主要な施策の成果を説明する書類を提出するものであります。

それでは主な内容を説明いたします。歳入歳出決算書1ページの決算総括表をご覧ください。一般会計につきましては、収入済額327億5,914万8,583円、支出済額321億8,875万6,051円、差引残額5億7,039万2,532円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、収入済額68億9,371万9,409円、支出済額68億8,462万30円、差引残額909万9,379円となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、収入済額7億5,980万8,852円、支出済額7億5,295万9,381円、差引残額684万9,471円となっております。

公営墓地事業特別会計につきましては、収入済額377万9,203円、支出済額304万3,739円、差引残額73万5,464円となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、予算決算特別委員会及び教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号令和6年度豊見城市一般会計歳入歳出決算については、予算決算特別委員会へ付託いたします。

認定第3号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算、以上3件については、教育民生常任委員会へ付託

いたします。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第2号、認定第3号、認定第4号及び認定5号については、委員会で審査をする時間的な余裕がありませんので、閉会中の継続審査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって認定第2号、認定第3号、認定第4号及び認定5号については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

———— ◇ 日程第6 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第6、報告第12号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第12号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務部長が説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○ 総務部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました報告第12号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明します。

健全化判断比率及び資金不足比率につきま

しては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を図るため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査を付した上で議会に報告し、公表するものであります。

それではページをめくっていただき、2枚目の健全化判断比率について説明します。実質赤字比率につきましては、最も主要な会計である一般会計等に生じる赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、本市においては実質赤字がないため、実質赤字比率は算定されておりません。

続きまして、連結実質赤字比率は、全ての会計に生じる赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、本市においては連結実質赤字がないため、連結実質赤字比率は算定されておりません。

次に、実質公債費比率は、借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、本市における実質公債費比率は8.9%で対前年度0.1%の増となっており、早期健全化基準の25%を下回っておりません。

次に、将来負担比率は、一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等を財政規模に対する割合で表したもので、本市における将来負担比率は97.6%で対前年度1.6%の減となっており、早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、下段の資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の悪化度合いを示すものとなります。本市の水道事業会計、下水道事業会計の公共下水道事業、農業集落排水事業ともに資金不足額がないため、資金不足比率は算定されておりま

せん。

次に3枚目の監査委員の審査意見書におきましては、4枚目のほうにあります健全化判断比率については2の審査の結果の（3）是正改善を要する事項においては、指摘すべき事項は特にないとなっております。

次に5枚目の資金不足比率においても、2審査結果の（3）是正改善を要する事項においては、指摘すべき事項は特にないとなっております。

以上が報告第12号の説明の説明となります。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第12号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時25分)

再 開 (11時26分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

———— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、議員提出議案第4号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 議会運営委員長 仲田政美議員

議員提出議案第4号

令和7年9月26日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

議会運営委員会

委員長 仲田 政美

豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行（令和6年法律第46号）により、所要の改正を行う必要が生じたため、豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正することについて、本案を提出する。

1ページをお開きください。

豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年豊見城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
説明は以上となります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時29分)

再 開 (11時34分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議員提出議案第4号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはあります。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議員提出議案第4号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

日程第8

○ 議長 外間 剛

日程第8、決議案第3号 岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 議会運営委員長 仲田政美議員

決議案第3号

令和7年9月26日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

議会運営委員会

委員長 仲田 政美

岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

令和7年9月8日糸満市長が同市議会へ提出した「議案第94号 糸満市と豊見城市的境界に関する争論の調停の申請について」が、同日上程されたところであるが、豊見城市議会における過去の審議、決議等の経緯から、本市議会も岡波島が豊見城市域に帰属するということは明白であるという認識に立つ。よって、当該調停について、適切な対応をすることを求めるため、本案を提出する。

岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議（案）

今般、糸満市が沖縄県に対して、岡波島を巡る境界調停申請の議案上程がなされたところである。

既知の通り、岡波島は、琉球政府の頃より豊見城村（当時）帰属となっているばかりでなく、国土地理院においても長年にわたり豊見城市域に帰属する表記となっていることは周知の事実。その根拠は、昭和51年6月25日豊見城村議会（議案第41号 岡波島の確認について）においても、新たに生じた土地として議決した経緯が証左である。

また、100万年前のものと推定されるクジラの化石について、これまで豊見城市議会でもその保存などについて議論が行われてきたところで、平成22年6月22日、決議案第2号、岡波島のクジラ化石保護を求める要請決議が可決された経緯もある。

このように、岡波島をめぐる歴史的な背景や貴重な資源を考えていくうえで、豊見城市議会においても、明確に「豊見城市帰属」とし、県とも連携しながら資源の有効活用に取り組めるよう、当該境界調停事案における豊見城市主張について法律顧問、識者等との連携を図ったうえ、適切に対応するよう強く求める。

以上、決議する。

令和7年9月26日

沖縄県豊見城市議会

宛先

豊見城市長

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

○（20番）赤嶺吉信議員 一賛成討論一

皆さん、こんにちは。今回の決議第3号岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど議会運営委員長からの説明もありましたが、私が同決議案に賛成する根拠は、次のとおりであります。昭和46年の琉球政府発行5000分の1の地形図で岡波島は、豊見城村として表記されていること。次に、国土地理院が発行する地図にも、昭和50年以降から現在に至るまで、所属表示は豊見城市となっていること。このことに関して、糸満市は昭和52年に至るまで異議申し立ての行動を起こしていないこと。さらに、昭和51年6月25日の豊見城村議会において、岡波島を新たに生じた土地として決議をしていること。糸満市からこれに対する異議申し立て行動もないことになります。また、与根漁民からの話であります、平成24年に実施された不発弾処理の爆破作業には、与根漁港から4隻の漁船を出して自衛隊、消防と市が主体となって爆破処理をしたということであります。私が準備しました爆破処理の様子の写真であります。後で事務局に届けておきますので、じっくり見ていただきたいと思います。

このように糸満市は、潮平地先の埋め立て

を計画するまで、岡波島の帰属について異議申し立ても行っていません。このほど糸満市長が同市議会へ、糸満市と豊見城市の境界に関する調停の提起を提出しております。提出・上程したことに対して、何で今頃なのかということを痛感しているところであります。豊見城市に帰属する法的にも認定されていることを当局は強く認識していただいて、糸満市が何をしたとしても断固として反論していただくことを願います。本議案に対して、賛成の立場での討論を終わります。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

決議案第3号 岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

決議案第3号 岡波島の帰属を巡る境界調停への適切な対応に関する決議は、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

———— ◇ 日程第9 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第9、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

総務財政常任委員会委員長から総務財政の所管事務に係る行政視察について、閉会中の継続審査の申し出があります。その理由は、今後の委員会活動に役立てるためとなっております。

お諮りいたします。本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

———— ◇ 日程第10 ◇ ———

○ 議長 外間 剛

日程第10、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

教育民生常任委員会委員長から目下、委員会において審査中の請願第2号 学校給食費無償化の実現を求める請願、陳情第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書、陳情第10号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情、陳情第11号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情、以上4件については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

また、教育民生の所管事務に係る行政視察についても、閉会中の継続審査の申し出があります。その理由は、今後の委員会活動に役立てるためとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって以上の件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

―――― ◇ 日程第11 ◇ ―――

○ 議長 外間 剛

日程第11、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

経済建設常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第8号 潬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて（陳情）については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

また、経済建設の所管事務に係る行政視察についても、閉会中の継続審査の申し出があります。その理由は、今後の委員会活動に役立てるためとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって以上の件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されました
が、その条項、字句、数字、その他の整理を
要するものについては、その整理を議長に委
任されたいと思います。これにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、
数字、その他の整理は、議長に委任すること

に決しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第4回豊見城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (11時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（4番） 長 嶺 吉 起

署名議員（5番） 新 垣 龍 治

議案等処理一覧表

議案等処理一覧表

— 令和7年第4回豊見城市議会定例会 —

1 議案処理状況

- (1) 市長提出議案 18件
- (2) 議員提出議案 2件
- (3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任	同意	可決	修正可決	否決	報告	承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算	5	5											
条例	3	3											
諮問	1		1										
同意													
承認	1								1				
認定	1											1	
報告	4							4					
議決事件	4				2							2	
意見書													
決議	1	1											
計	20	9	1		2			4	1		2	1	

2 請願及び陳情処理状況

(1) 付託件数

○前会期からの継続		○今会期の付託		○計	
請願	0件	請願	1件	請願	1件
陳情	3件	陳情	2件	陳情	5件

(2) 処理内容

請願

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	未了	取り下げ	継続審査
0	1							1

陳 情

前会期 からの 継 続	今会期 委員会 へ付託	採 択	一 部 採 択	趣 旨 採 択	不採択	未 了	取 り 下 げ	継 続 審 査
3	2	1						4

3 委員会への継続審査事件

(1) 予算決算特別委員会（1件）

認定第2号 令和6年度豊見城市一般会計歳入歳出決算

(2) 総務財政常任委員会（1件）

総務財政の所管事務に係る行政視察について

(3) 教育民生常任委員会（8件）

認定第3号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第4号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第5号 令和6年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算

請願第2号 学校給食費無償化の実現を求める請願

陳情第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書

令和6年
陳情第10号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情

令和6年
陳情第11号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情

教育民生の所管事務に係る行政視察について

(4) 経済建設常任委員会（2件）

令和5年
陳情第8号 潛長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて（陳情）

経済建設の所管事務に係る行政視察について

(5) 議会運営委員会（1件）

各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について

4 審議未了事件（0件）

資 料

議長諸般の報告（9月定例会）

令和7年6月～令和7年8月

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
6月4日	令和6年度沖縄県市議会議長会会計監査	那覇市役所	
6月6日	「第39回とみぐすく祭り・第10回とみぐすく産業フェスタ」 第1回実行委員会	4階第1会議室	
6月13日	シルバー人材センター 令和7年度定期総会	豊見城市立中央公民館	
6月15日	那覇空港国際線ターミナル前高架道路開通式典	那覇空港ターミナルビル	
6月16日	豊見城市サッカー協会「豊見城市陸上競技場及び多目的広場の施設整備に係る陳情書」に係る署名 議長手交	応接室	
6月20日	豊見城市社会福祉協議会 チャンブルー交流会	豊見城市立中央公民館	
	一般社団法人豊見城市観光協会 懇親会（副議長対応）	できすぎ屋	
6月21日	令和7年度沖縄ジョン万次郎会定期総会、勉強会、懇親会	豊見城市社会福祉センター	
6月23日	戦後80年沖縄全戦没者追悼式	平和祈念公園	
6月25日	例月現金出納検査（令和7年4月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
6月26日	令和7年度豊見城市交通安全推進協議会功労者表彰及び総会	5階多目的室	
7月1日	豊見城市商工会会長ほか 来訪（地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請）	4階第1会議室	
7月4日	豊見城市建築業協会令和6年度通常総会懇親会	居酒屋ヴィエント	
7月7日	県産品奨励月間実行委員会会長ほか 来訪（県産品優先使用の要請）	5階多目的室	
7月10日	令和7年夏の交通安全県民運動出発式	2階保健センター	
7月11日	例月現金出納検査（令和7年5月分）の結果報告	豊見城市監査委員	

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
7月14日	沖縄県農林水産部と南部市町村との行政懇談会、交流会	沖縄県市町村自治会館	
7月16日	令和7年夏の交通安全県民運動街頭指導	豊見城交差点	
7月22日	那覇空港拡張整備促進連盟令和7年度総会	中小企業振興会館（那覇商工会議所）	
7月31日	令和7年度市内事業者団体との懇親会	豊見城市中央公民館	
8月1日	姉妹都市 高千穂町、美郷町表敬訪問	宮崎県高千穂町、美郷町	
8月2日	第35回うなま地蔵夏祭り＆第14回エイサー交流祭うなま	宮崎県美郷町	
8月4日	例月現金出納検査（令和7年6月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
8月5日	令和7年第2回沖縄県市町村総合事務組合議会 定例会	沖縄県市町村自治会館	
8月10日	高安自治会令和7年度綱引き＆夏まつり	高安公民館前広場	
8月18日	第184回沖縄県市議会議長会 定期総会	沖縄空手会館	
8月19日	行政視察受入（宜野湾市）	5階全員協議会室	
8月22日	第45回宮崎県美郷町（姉妹都市）交流事業「受入歓迎式・懇親会」	豊見城市中央公民館	
8月27日	第20回全国市議会議長会研究フォーラムin札幌	札幌文化芸術劇場 hitaru	
8月28日	第20回全国市議会議長会研究フォーラムin札幌	札幌文化芸術劇場 hitaru	
8月29日	ハワイ移民125周年記念式典、豊見城村人会との協定締結式アメリカ合衆国ハワイ州出張（9／4まで）	アメリカ合衆国ハワイ州	
8月31日	第二十八回日米ジョイントコンサート（副議長対応）	沖縄コンベンションセンター	

市長の市政一般報告（9月定例会）

令和7年6月～令和7年8月

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
1	6月1日	豊見城市子ども会定期総会及び懇親会	中央公民館
2	6月2日	(株) 南成建設から地域再生計画基金へ寄附金贈呈 豊見城市地域見守り隊に関する連携協定式 (株式会社リウボウストア・豊見城市商工会)	応接室 応接室
3	6月3日	第95回全国市長会議（通常総会等） 東京都出張（6／5まで）	東京都
4	6月6日	自衛官募集相談員連名委嘱状交付式 とみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタ第1回実行委員会 ハーリー大会の民生支援にかかる表敬訪問 花蓮港区ロータリークラブ創立48周年記念式典祝賀会	応接室 4階第1会議室 陸上自衛隊那覇駐屯地 サザンビーチホテル&リゾート沖縄
5	6月11日	民生委員一斉改選における市長との意見交換 スポーツDXによる地域コミュニティ活性化をめざした取組に関する連携協定書締結式	応接室 4階第1会議室
6	6月12日	平和の礎名前読み上げる集い	1階市民交流スペース
7	6月13日	豊見城市シルバー人材センター令和7年度定時総会 第55回旧海軍司令部壕慰靈祭	中央公民館 海軍壕公園「海軍戦没者慰靈之塔」前
8	6月14日	第19回豊見城市保育研修会 第10回ボランティアピエロ企画 歌と踊りのチャリティーコンサート	中央公民館 沖縄県男女共同参画センターで開催
9	6月15日	那覇空港国際線ターミナル前高架道路開通式典	那覇空港
10	6月20日	ちゃんぷるー交流会	中央公民館
11	6月21日	マンゴーのはさみ入れ式 マンゴーの里宣言16周年記念祭・豊見城マンゴー防犯パトロール出発式 沖縄ジョン万次郎会 定期総会	糸満市阿波根地内圃場 菜々色畑 豊見城市社会福祉協議会

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
12	6月22日	自衛官候補生課程修了式	那覇駐屯地体育館
		青年フォーラム in 2025沖縄	南風原町中央公民館黄金ホール
		第13回台湾戦没者慰靈顕彰祭	平和祈念公園
13	6月23日	戦後80年沖縄全戦没者追悼式	平和祈念公園
		2024～25年度那覇南ロータリークラブ 最終夜間例会	パシフィックホテル沖縄
14	6月24日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定調印式 (コカ・コーラ)	4階第1会議室
		豊見城中学校女子サッカーチーム O F A 第17回沖縄県中学校女子夏季サッカーチーム優勝報告	応接室
		豊見城中学校女子バスケットボール部 第51回島尻地区中学校夏季バスケットボール大会優勝報告	応接室
		豊見城中学校島尻地区中学校英語スキットコンテスト出場者 第6回島尻地区中学校英語スキットコンテスト優秀賞受賞報告	応接室
		豊崎・美らSUN会第13回定期総会・懇親会	ホテルグランビューガーデン沖縄
15	6月26日	豊見城市畜産共進会 総会	3階第3会議室
		FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響(とよ)む記者懇談会	応接室
		令和7年度豊見城市交通安全推進協議会 総会	5階多目的室
16	6月27日	第73回農業クラブ連盟大会	中央公民館
17	6月29日	沖縄空手道剛柔流明武館三代目館長襲名披露宴	ロワジールホテル那覇
18	6月30日	商工会青年部有志の会による絵本製作寄贈式	応接室
		FMとよみ平田様 2025年防災士表彰「防災士功労賞」受賞報告	応接室
		沖縄県園芸農業振興基金協会総会 理事会	J A会館
		沖縄県農業振興基金協会総会 理事会	J A会館
19	7月1日	社会を明るくする運動那覇保護区大会 出発式	パレット久茂地
		2025県産品奨励月間に係る「地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請」	4階第1会議室
		浦添市市制施行55周年記念式典	アイム・ユニバースでだこホール

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
20	7月3日	総合計画策定委員会 報告会 豊崎小学校男子ミニバスケットボール部 第36回島尻地区ミニバスケットボール夏季大会（中城杯）優勝報告及び九州大会派遣報告	5階多目的室 応接室
21	7月4日	凛道場 第21回沖縄県少年少女空手道選手権大会優勝・準優勝報告、令和7年度沖縄県スポーツ少年団空手道交流大会団体総合2位報告	応接室
22	7月5日	バレー男子日本代表歓迎セレモニー	豊見城市民体育館
23	7月7日	2025県産品奨励月間に係る県産品優先使用の要請行動 訪問受入	5階多目的室
		伊良波小学校 城間一歩輝様 第35回児童・生徒の平和メッセージ展最優秀賞受賞、沖縄全戦没者追悼式において平和の詩朗読の報告	応接室
		伊良波中学校男子バレー男子部 第51回島尻地区中学校夏季バレー男子部大会優勝報告	応接室
24	7月8日	第154回沖縄県町村土地開発公社 幹事会	自治会館
25	7月9日	南部市町村会重点要望等 東京都出張（7/11まで）	東京都
26	7月12日	第17回 ドラゴンボート世界大会日本代表壮行セレモニー	那覇空港
		令和7年度「若い経営者の主張発表県大会」に係る情報交換会	M E G A ドン・キホーテ豊見城店5階
27	7月14日	令和7年夏の交通安全県民運動街頭指導	豊見城交差点
		マネジメント研修	5階多目的室
		令和7年度沖縄県農林水産部と南部市町村との行政懇談会・交流会	自治会館
28	7月15日	マンゴーの日セレモニー	道の駅豊崎情報ステーション
		商工会女性部講演会	豊見城市商工会
		全国市長会理事・評議員合同会議 経済委員会 東京都出張（7/16まで）	東京都
29	7月17日	スバルタンレース開催記者発表	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
30	7月18日	DMMかりゆし水族館新エリア記者発表	DMMかりゆし水族館
		「大規模な災害時等における遺体の取扱い等に関する協定」調印締結式（沖縄県靈柩葬祭事業協同組合）	4階第1会議室
		サマーフェスタ2025	航空自衛隊那覇基地
31	7月20日	第18回豊見城ハーリー大会オープニング式典	豊崎美らSUNビーチ 前の水路
		与根綱引き子ども角力大会	与根公民館
32	7月21日	第18回豊見城ハーリー大会	豊崎美らSUNビーチ 前の水路
33	7月22日	第1回介護保険広域連合 運営会議	庁議室
		民生委員による子ども遊び場・通学路を中心とした危険箇所点検報告	応接室
		第18回沖縄県マンゴーコンテスト受賞報告	応接室
34	7月23日	職員講演会（オガールプロジェクトに学ぶエリア価値を高めるまちづくり）	5階多目的室
		剛柔流仲本塾スポーツ少年団 令和7年度第21回沖縄県少年少女空手道選手権大会優勝報告・令和7年度沖縄県スポーツ少年団空手道交流大会優勝報告	応接室
35	7月24日	第75回「社会を明るくする運動」那覇保護区大会	中央公民館
36	7月25日	豊見城市青少年国際交流事業出発式	那覇空港
		第1回沖縄県市長会臨時総会	自治会館
		沖縄県国民健康保険団体連合会設立50周年記念式典・祝賀会	自治会館
37	7月28日	FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		南部広域行政組合理事協議会	南部総合福祉センター
38	7月29日	ハラスマント研修	5階多目的室
		スポーツ関連展示会視察、沖縄振興予算要請活動 東京都出張（7／31まで）	東京都
39	8月1日	第35回うなま地蔵夏祭り 宮崎県出張（8／3まで）	宮崎県
40	8月4日	東京グレートベアーズ合宿歓迎セレモニー	豊見城市民体育館
		伊波そろばん 珠算・暗算・フラッシュ暗算 オール10段合格報告	応接室
		自治会館管理組合 議会定例会	自治会館

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
41	8月5日	令和7年国勢調査豊見城市実施本部 会議	庁議室
		(株) 興洋エンジニアリングから地域再生計画基金・こども未来基金へ寄付金贈呈	応接室
		豊見城地区安全なまちづくり推進協議会 定例会	豊見城警察署
42	8月6日	「豊見城市地域開発プロジェクトに関する助言業務協定」締結式（沖縄振興開発金融公庫）	庁議室
		上田山川自治会自主防災会 防災士資格取得試験合格報告	応接室
43	8月7日	令和7年度「豊見城市防災・減災標語コンテスト」入賞者表彰式	イーアス沖縄豊崎
44	8月8日	第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 沖縄準備委員会特別講演会及び第2回総会	県立武道館アリーナ
45	8月9日	県営真玉橋団地自治会 第34回団地まつり	県営真玉橋団地自治会 集会所前広場
		長堂自治会夏祭り	長堂公民館
		平良自治会夏祭り	平良多目的広場
46	8月10日	伊良波シユーターズ30周年祝賀会	J Aホール豊見城支店
		高安自治会 綱引き＆夏祭り	高安公民館前広場
47	8月12日	交通安全祈願	豊見城市役所前 交通安全の塔
48	8月13日	沖縄県農業信用基金協会 第2回理事会	J A会館
49	8月14日	長嶺中学校生徒、とよみ小学校児童 国連を支える世界こども未来会議沖縄大会最優秀賞報告	応接室
50	8月15日	宜保自治会自主防災会 設立報告	応接室
51	8月16日	第3回豊見城市長杯ミニバスケットボール大会マンゴーカップ2025	豊見市民体育館
52	8月18日	豊見城市民生委員推薦会への諮問	4階第1会議室
		第184回沖縄県市議会議長会	沖縄空手会館
53	8月19日	ひとり親家庭の自立支援に関する連携協定締結式（一般社団法人ママヨロアカデミー）	応接室
		「災害時における炊出し等の協力に関する協定」調印締結式（豊見城市食生活改善推進員協議会）	4階第1会議室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
54	8月20日	社会福祉法人とよみ福祉会 ひまわりファクトリー 第10回チャレンジドカップ～夢のパン・菓子コンテスト～出場報告	応接室
		第1回豊見城市歯科口腔保健推進委員会	5階多目的室
55	8月21日	第39回全国青年市長会 総会 石川県出張（8／23まで）	石川県
56	8月23日	上田山川自治会 夏まつり	上田保育所跡地
57	8月25日	とみぐすく産キーツマンゴー販路拡大に向けた意見交換会 京都府出張（8／26まで）	京都府
58	8月27日	ピカ1オートサービスからこども未来基金へ寄附金贈呈	応接室
		FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
59	8月28日	沖縄県土木建築部長との意見交換会	沖縄県庁
60	8月29日	ハワイ移民125周年記念式典、豊見城村人会との協定締結式アメリカ合衆国 ハワイ州出張（9／4まで）	アメリカ合衆国ハワイ州